



Sasaguri Town Welfare Plan

ささぐり福祉プラン

篠栗町福祉総合計画
令和3
(2021) 年度 ➤ 令和8
(2026) 年度

個性を尊重し、健やかにいきいきと暮らせるまち



地域福祉計画・地域福祉活動計画

高齢者保健福祉計画

障がい者計画／障がい福祉計画・障がい児福祉計画

令和3年3月

篠栗町

はじめに

いつまでも健やかに安心して暮らしたい、これは誰もが望む願いです。

篠栗町では、地域共生社会の実現に向け総合的に取り組んでいくため、地域福祉、高齢者、障がい児・者施策を一体化した「ささぐり福祉プラン（篠栗町福祉総合計画：2021年度～2026年度）」を策定しました。

近年における人口減少、超高齢化社会の到来、環境保全意識の高まり、自然災害の深刻化、新しい感染症の拡大など社会環境の大きな変化に対応することが重要となっていました。

本町におきましても令和2年12月末の高齢化率が24.5%と全国平均と比較するとやや低いものの、今後さらに高齢化が進むことが予想されています。

こうした中、本町では特定の人が特定の人を「支える」一方向の関係ではなく、お互いに「支え合う」双方向の関係を築き、その関係性を深めていくことが、重要であると位置づけています。性別や年齢、障がいの有無に関係なく、個性が尊重される地域共生社会の実現をめざし、「個性を尊重し、健やかにいきいきと暮らせるまち」を基本理念としてその実現に向けた施策を関係機関、関係団体等との協力、連携を図りながら推進してまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、アンケート調査やヒアリング調査にご協力いただきました町民の皆様、並びに関係機関、関係団体をはじめ、ご提言いただきました篠栗町福祉総合計画策定審議会委員の皆様に心から感謝申し上げます。

令和3年3月

篠栗町長

三浦 正



はじめに

篠栗町社会福祉協議会では平成 28 年度から令和 2 年度まで「互いに支え合い、安心して暮らせる福祉のまち・篠栗づくり」に取り組んでまいりました。この5年間で、公的なサービスだけでは解決が困難な「制度の狭間」と言われる課題はさらに顕在化しています。

そのような中、本会の使命として、地域のつながりの再構築が必要となってきています。つながりの再構築とは、私たちが人生における様々な困難に直面した場合でも、役割を持ち、お互いが存在を認め合い、そして時に支え合うことで、孤立せずにその人らしい生活を送ることができる社会（地域共生社会）としていくことです。

このたび策定した「地域福祉活動計画」は「ささぐり福祉プラン」の基本理念に基づき、行政、社協の役割に加え、地域に暮らす皆様や地域の組織、団体、事業者の皆さまの協力や役割を踏まえたものです。実施に当たっては篠栗町と連携し、地域の皆さまや関係機関等と多様に協働し「地域共生社会」の実現に向けた事業に取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、幅広い見地に立って熱心にご審議を重ねて頂いた篠栗町地域福祉活動計画策定委員の皆さん、また多くの貴重なご意見、ご提言を賜りました各位に心から感謝とお礼を申し上げます。



令和 3 年 3 月

社会福祉法人
篠栗町社会福祉協議会
会長

茅場一徳

目 次

第1部 総論 1

第1章 プランの策定にあたって 2

第1節 プラン策定の背景と趣旨	2
1 地域福祉計画・地域福祉活動計画	3
2 高齢者保健福祉計画	5
3 障がい者計画／障がい福祉計画・障がい児福祉計画	7
第2節 プランの位置づけ	9
1 地域福祉計画・地域福祉活動計画	11
2 高齢者保健福祉計画	11
3 障がい者計画／障がい福祉計画・障がい児福祉計画	11
第3節 プランの期間	12
第4節 プランの策定方法と進行管理	13
1 プラン策定の方法	13
2 プランの進行管理	14

第2章 福祉を取り巻く状況 15

第1節 人口・世帯の状況	15
1 年齢3区分別人口構成の推移	15
2 世帯構成の状況	16
第2節 支援が必要な人たちの状況	19
1 要介護・要支援認定者の状況	19
2 障害者手帳所持者などの状況	20
3 生活保護世帯・児童扶養手当受給者の状況	24
第3節 社会資源の状況	25
1 福祉サービスに関わる施設・事業所の状況	25
2 福祉活動に関する人的資源の状況	27

第3章 計画の基本的な考え方 29

第1節 基本理念	29
第2節 基本目標	30
第3節 3つの基本目標に基づく9つの相関的な取り組み	33
第4節 取り組みの体系	38

第2部 各論 39

地域福祉計画・地域福祉活動計画 41

第1章 取り組みの柱 42

第2章 取り組みの体系 43

第3章 取り組みの内容 44

取り組みの柱I 支援につながる仕組みづくりの推進	44
1 わかりやすい情報提供の充実	45
2 身近で気軽な相談支援の充実	47
3 成年後見制度利用の促進（成年後見制度利用促進計画）	48
取り組みの柱II 専門的な支援ができる体制づくりの推進	50
1 福祉サービスの量や質の充実	51
2 包括的な支援の充実	54
取り組みの柱III 安心して暮らせる基盤づくりの推進	57
1 隣近所などの身近な助け合いの推進	58
2 地域での理解と協力による支え合いの推進	59
3 災害時の避難に向けた備えの推進	62
取り組みの柱IV 気軽に参加できる環境づくりの推進	64
1 人権や福祉について学ぶ機会の充実	65
2 気軽に参加できる交流の場の充実	67
3 ボランティア活動への参加促進	68

高齢者保健福祉計画 71

第1章 取り組みの柱 73

第2章 取り組みの体系 74

第3章 取り組みの内容 75

取り組みの柱I 地域包括ケアシステムの深化・推進	75
1 地域包括支援センターの機能強化	76
2 地域包括ケア会議の充実	77
3 在宅医療・介護連携推進事業の充実	77
4 認知症施策の推進	79

5 生活支援体制整備事業の充実	80
取り組みの柱Ⅱ 介護予防と健康づくりの推進	81
1 介護予防・生活支援サービス事業の充実	82
2 一般介護予防事業の充実	82
3 健康づくりの推進	83
取り組みの柱Ⅲ 安心して暮らせるまちづくりの推進	84
1 権利擁護の推進	85
2 在宅生活支援の推進	86
3 生きがいづくりの推進	89
4 生活環境整備の推進	91
実績と見込み	92

障がい者計画／障がい福祉計画・障がい児福祉計画 95

第1章 取り組みの柱 96

第2章 取り組みの体系 97

第3章 取り組みの内容 98

取り組みの柱Ⅰ 住み慣れた地域で自立して安心して暮らせるまちづくりの推進	98
1 生活支援のための基盤づくり	99
2 保健や医療に関するサービスの充実	100
3 雇用と就労の充実	101
4 安心・安全対策の推進	102
取り組みの柱Ⅱ いきいきと社会参加できるまちづくりの推進	103
1 療育と教育の充実	104
2 地域での交流やスポーツ・文化活動への参加の機会の充実	106
3 生活環境の整備	107
取り組みの柱Ⅲ 支え合い、共に生きるまちづくりの推進	108
1 理解の促進と差別解消の推進	109
2 人権や権利を擁護するための仕組みづくり	109
障がい福祉計画・障がい児福祉計画	111
1 令和5年度に向けた目標	111
2 障がい福祉サービスの実績と見込み	112
3 地域生活支援事業の実績と見込み	113
4 障がいのある子どもへの支援の実績と見込み	114

成果指標と目標値 115

第3部 資料編 117

1 篠栗町福祉総合計画策定審議会条例.....	120
2 篠栗町地域福祉活動計画策定委員会設置規程.....	122
3 篠栗町福祉総合計画策定審議会委員名簿.....	124
4 ささぐり福祉プラン策定の経緯.....	125
5 現状と課題	126
地域福祉分野.....	127
高齢者保健福祉分野.....	155
障がい者・児福祉分野.....	172
6 用語解説	205



ささぐり福祉プランでは、原則として「障害」を「障がい」と表記することとします。ただし、法令・条例や制度の名称、施設・法人、団体などの固有名詞が「障害」となっている場合や、文章の流れから「障害」と表記した方が適切な場合などについては、「障害」と表記します。



第 1 部 総 論

第1章 プランの策定にあたって

本章では、以下のような構成で、ささぐり福祉プランに関する基本的な事項について示します。

第1節 プラン策定の背景と趣旨：

福祉プランやプランを構成する地域福祉、高齢者保健福祉、障がい者・児福祉の3分野の計画策定にあたっての背景と趣旨を示します。

第2節 プランの位置づけ：

福祉プランを構成する3分野の計画の位置づけや法的根拠を示します。

第3節 プランの期間：

福祉プランとプランを構成する3分野の計画の期間を示します。

第4節 プランの策定方法と進行管理：

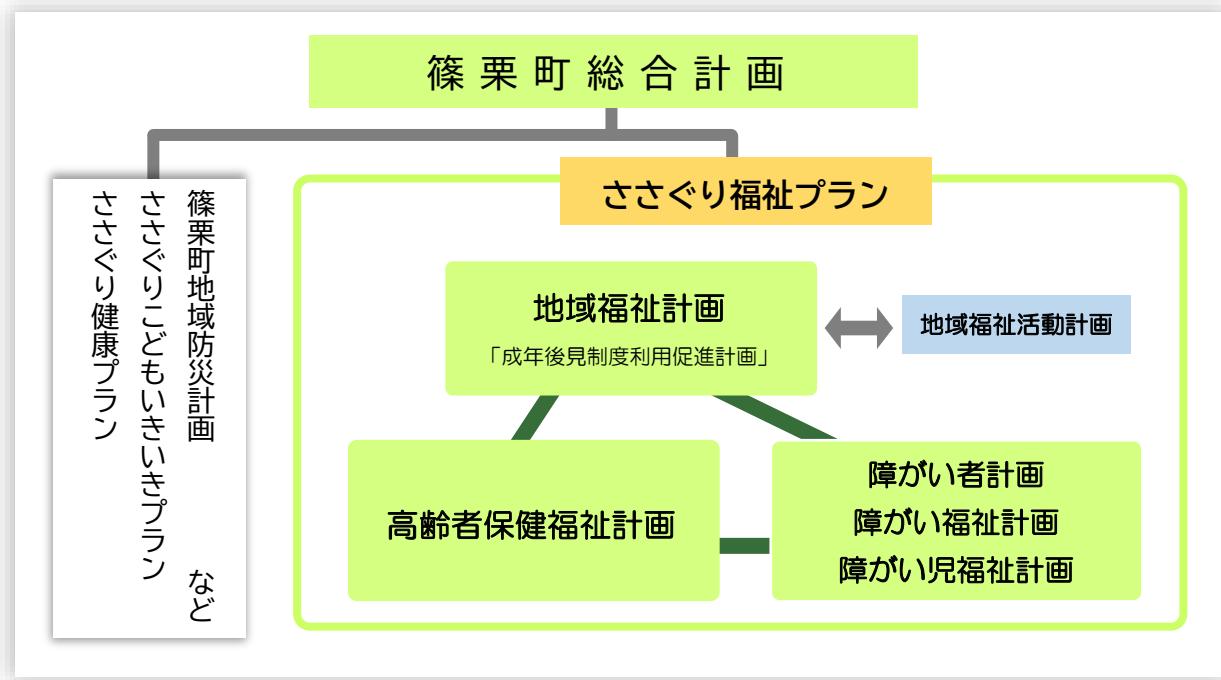
福祉プランの策定方法の流れと、プランの進行管理の方法を示します。

第1節 プラン策定の背景と趣旨

ささぐり福祉プラン（篠栗町福祉総合計画。以下、「本プラン」という）は、篠栗町地域福祉計画（「成年後見制度利用促進計画」を含む）・地域福祉活動計画、篠栗町高齢者保健福祉計画、篠栗町障がい者計画／障がい福祉計画・障がい児福祉計画について、「地域共生社会」の実現に向け総合的に取り組んでいくために一体的に策定するものです。

この実現のため、本プランは、篠栗町および篠栗町社会福祉協議会、地域住民が、身近な地域社会でお互いに支え合う仕組みを整えるとともに、子どもたちが親世代となるころを見据え、「住民・行政の協働の方向性」を示し、「共感・共有できる目標」であるとともに効果的な施策を盛り込んだ、実行性のある指針とする目的としています。

なお、令和2（2020）年の新型コロナウイルス感染症の流行を背景に、外出の自粛や大人数が参加するイベント・行事などの中止がみられました。さらに、高齢者や基礎疾患のある人が重症化しやすいや介護施設などにおいて集団感染が発生したこと、全国的に福祉や介護、保健医療のサービス提供や事業のあり方に変化をもたらしました。このようなことから、本プランにおいては、収束の見通しが不透明ななか、新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症対策に関する取り組みについても、可能な限り盛り込んでいくものとします。



本プランを構成するそれぞれの計画の背景と趣旨は、以下のとおりです。

1

地域福祉計画・地域福祉活動計画

■計画策定の背景

近年の日本では、少子高齢化が急速に進んでおり、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加や、祖父母などからの協力が十分に得られない子育て家族の増加、障がいのある人の家族介護者の高齢化など、世帯規模が縮小するなかで、家族で支え合う機能が弱くなっています。加えて一人ひとりの生活のあり方が多様になり、地域での人と人とのつながりも希薄になっています。

支援が必要なひとり暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯の増加はもちろんのこと、高齢者などの孤立死、ひきこもり、子育て家族の孤立、虐待の増加、自殺者の増加、経済的格差や貧困の拡大など、さまざまな課題があります。住民の福祉ニーズが多様化し、これまでの公的な福祉に関する支援だけで十分な対応をすることが難しくなってきています。そのために地域においては、住民の理解と参加による福祉力を高め、地域で活躍する組織や団体が行政機関と協働しながら、福祉に関する支援を進めていくことが求められています。

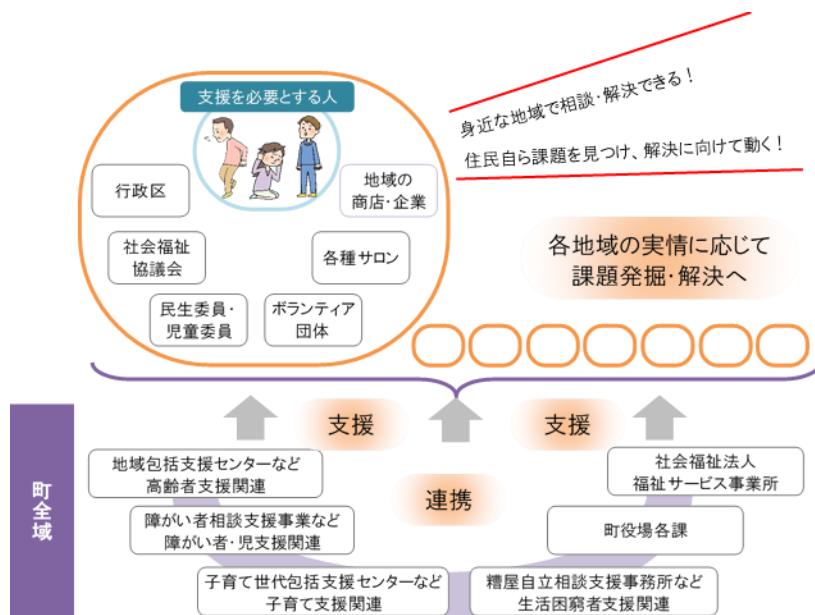
締栗町においても、このような地域社会の変化や、福祉ニーズの多様化の動きは、身近な出来事として認識されるようになりました。

■ 「地域福祉」とは

「地域福祉」とは、地域で共に暮らす人々が、性別や年齢、障がいの有無に関係なく、お互いに支え合い、助け合いながら、住み慣れた地域で安心して暮らしていくような地域社会をみんなで築いていく取り組みのことです。

人と人とのつながりを基本として、支援を必要とする人たちの社会参加を促すとともに、特定の人人が特定の人を支える一方向の関係ではなく、お互いに支え合う双方向の関係を築き、その関係性を深めていく「共に支え合う地域社会づくり」のために、「地域福祉の推進」が求められています。そのためには、住民一人ひとりや地域活動・地域福祉活動を行う人たち、地域の福祉サービス事業所などが、行政機関や社会福祉協議会と協働し、それぞれの役割や特性を活かしながら、よりよい方策を見つけ出していくことが必要です。また、「地域共生社会」の実現のためには、地域包括ケアの理念のもと、生活上の困難を抱える人や世帯が、地域において自分らしい自立した生活を送ることができるよう、住民などによる支え合いと公的支援が連動し、地域を「丸ごと」支える包括的な支援体制を構築し、切れ目のない支援を実現することが大切になります。

包括的な支援体制づくりのイメージ



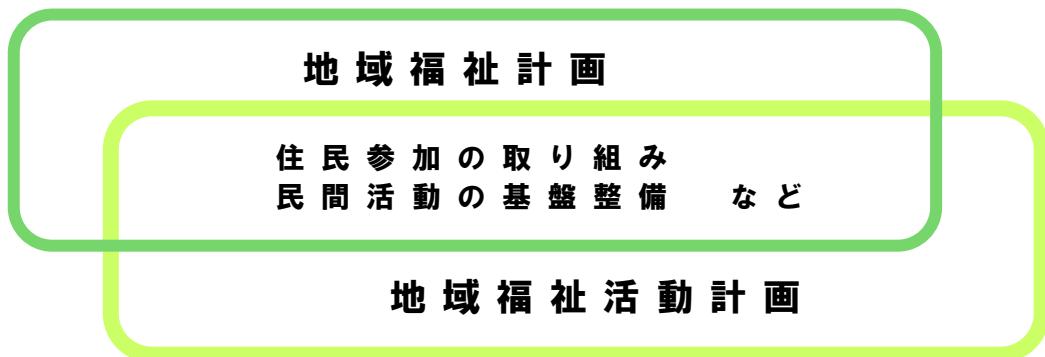
■ 「地域福祉計画」「地域福祉活動計画」とは

「地域福祉計画」とは、篠栗町における「地域の助け合いによる福祉（地域福祉）」を推進するため、人と人とのつながりを基本として、地域のさまざまな福祉の課題を明らかにし、その解決に向けた取り組みを進め、「共に生きる地域社会づくり」をめざすための「理念」と「仕組み」をつくる計画です。

「地域福祉活動計画」とは、地域住民やボランティア団体、福祉や介護の事業者などの民間団体が相互に協力して地域福祉を推進していくことを目的とする民間の活動・行動計画です。「地域福祉計画」との整合性を図りながら、地域福祉の推進役である社会福祉協議会を中心となって策定するものです。

地域福祉推進のための理念や仕組みをつくる「地域福祉計画」と、それを実行するための活動・行動のあり方を定める「地域福祉活動計画」は、いわば車の両輪のように、地域住民をはじめとする地域福祉の推進にかかわるさまざまな担い手の理解と協力と参加を得ながら、取り組みを展開するという共通の目的を持つものです。

地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係



篠栗町では、近年の地域福祉に関する動向を踏まえながら、これまでの活動をさらに発展的に進め、かつ課題への対応を行っていくため、新たな「篠栗町地域福祉計画・地域福祉活動計画（令和3年度～8年度）」を策定します。

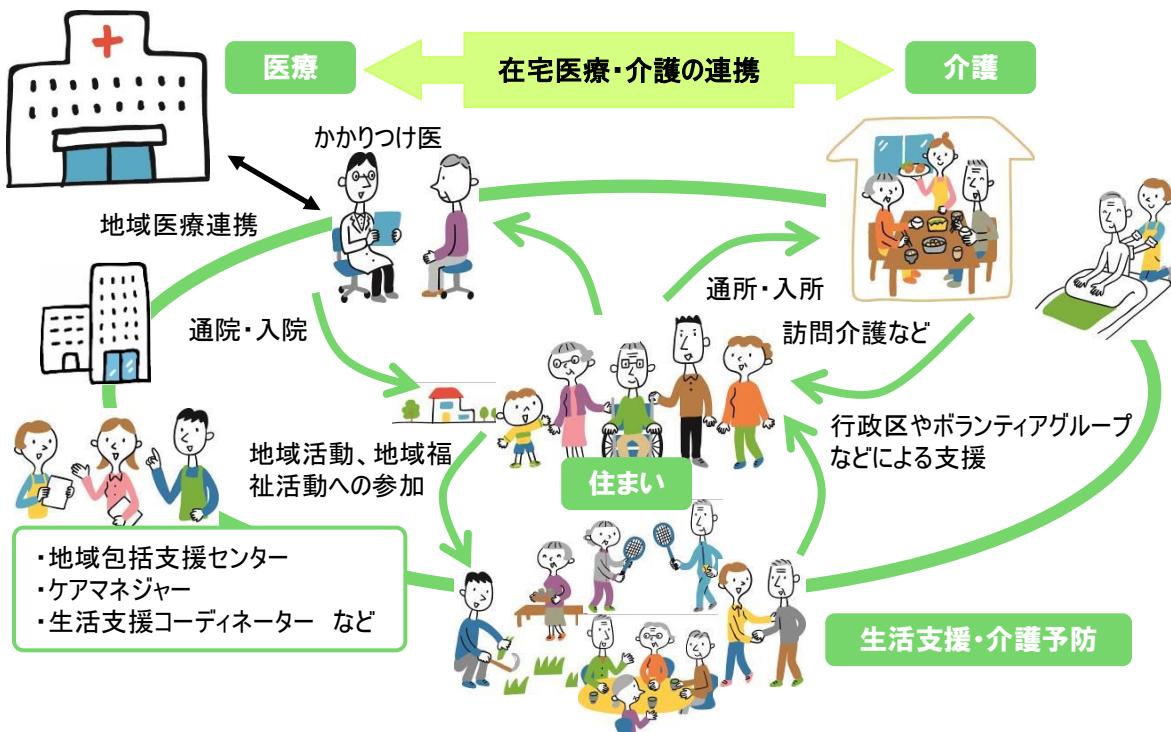
2

高齢者保健福祉計画

わが国では、令和7年（2025年）までに団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる時期を迎える。国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」によれば、高齢化率は30.0%となることが見込まれています。全国の平均寿命は、医療技術の向上などによって今後さらに長くなると予測され、介護保険料の高騰や家族介護者の負担が重くなることも懸念されます。

このようなことを背景に、国では、地域包括ケアシステムの構築や認知症対策を強化するとともに、「介護離職ゼロ」をめざす政策を進めています。

2025年の地域包括ケアシステムの姿



平成29年には、地域包括ケアシステムの深化・推進及び介護保険制度の持続可能性の確保のため、保険者機能の強化などによる自立支援・重度化防止に向けた取り組みの推進、医療及び介護の連携の推進などに関する制度の見直しが行われました。

令和2年には「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が成立し、市町村は包括的な福祉サービス提供体制や支援体制の整備、認知症施策や介護人材確保のための取り組みなどを推進することとなりました。令和22（2040）年に向けて「現役世代人口の急減」という重要課題に対応しながら、「介護予防・地域づくりの推進」、「地域包括ケアシステムの推進」、「介護現場の革新」に取り組み、地域共生社会の実現をめざしていくことが求められています。

なお、令和元年には、医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るため、「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」が公布され、市町村との連携のもとに、市町村が実施する国民健康保険保健事業及び介護保険地域支援事業と一体的に実施するものとすることなどが定められました。

篠栗町の高齢化率は年々増加し、平成27年の国勢調査結果では23.0%、令和2年9月末の住民基本台帳では24.4%となりました。さらに、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」によれば、令和7（2025）年の高齢化率は、26.9%となることが見込まれています。このような状況を十分に踏まえ、高齢者が、可能な限り住み慣れた地域や住まいでの、たとえ介護を必要とする状態になってもその人らしい生活を自分の意思で送ることができるよう、「篠栗町高齢者保健福祉計画」を策定します。

3

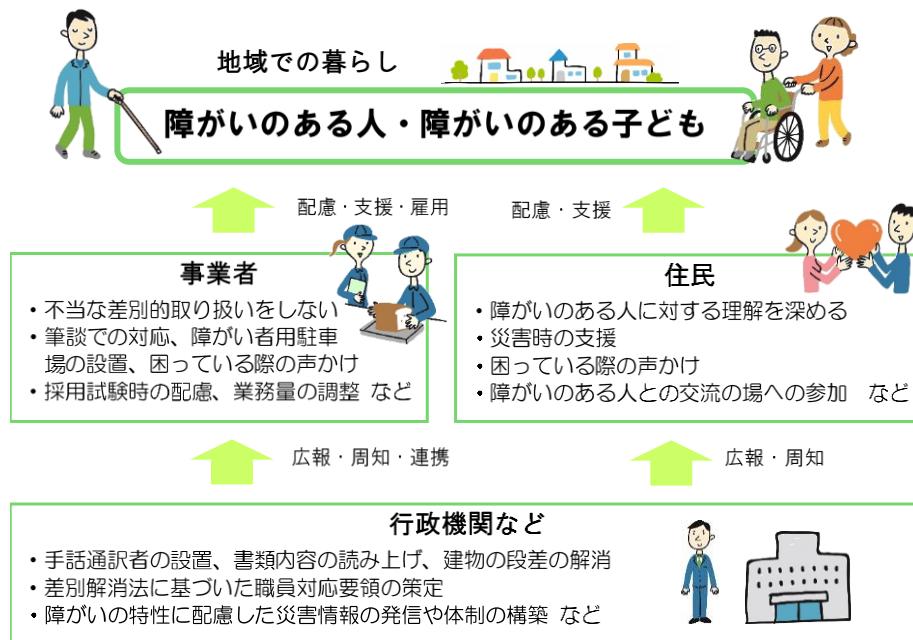
障がい者計画／障がい福祉計画・障がい児福祉計画

平成18年に国際連合で「障害者権利条約」が採択され、日本では条約の批准に向け、「障害者基本法」や「障害者雇用促進法」の改正、「障害者虐待防止法」、「障害者差別解消法」などの国内法の整備を経て、平成26年1月に同条約を批准しました。

障がい福祉サービスなどについては、平成15年度より、障がいのある人に必要なサービス内容などを行政が決定する措置制度から、障がいのある人が自ら事業所と契約し、サービスを選択できる支援費制度に転換した後、平成18年度の「障害者自立支援法」の施行により、身体障がい及び知的障がいのある人に加え、支援費制度の対象となっていた精神障がいのある人も含めた一元的な制度が確立しました。さらに、平成25年度には、「障害者自立支援法」が改正され、「障害者総合支援法」が施行されました。

障がいのある子どもに対する支援については、平成24年度施行の「改正児童福祉法」により、障がい児施設の再編と障がい児通所支援として放課後等デイサービスなどが創設されました。平成30年度からは、障がいのある子どもを支援するサービスについての提供体制の計画的な構築を推進するため、市町村において「障がい児福祉計画」を策定することになりました。

地域での暮らしを支える取り組み



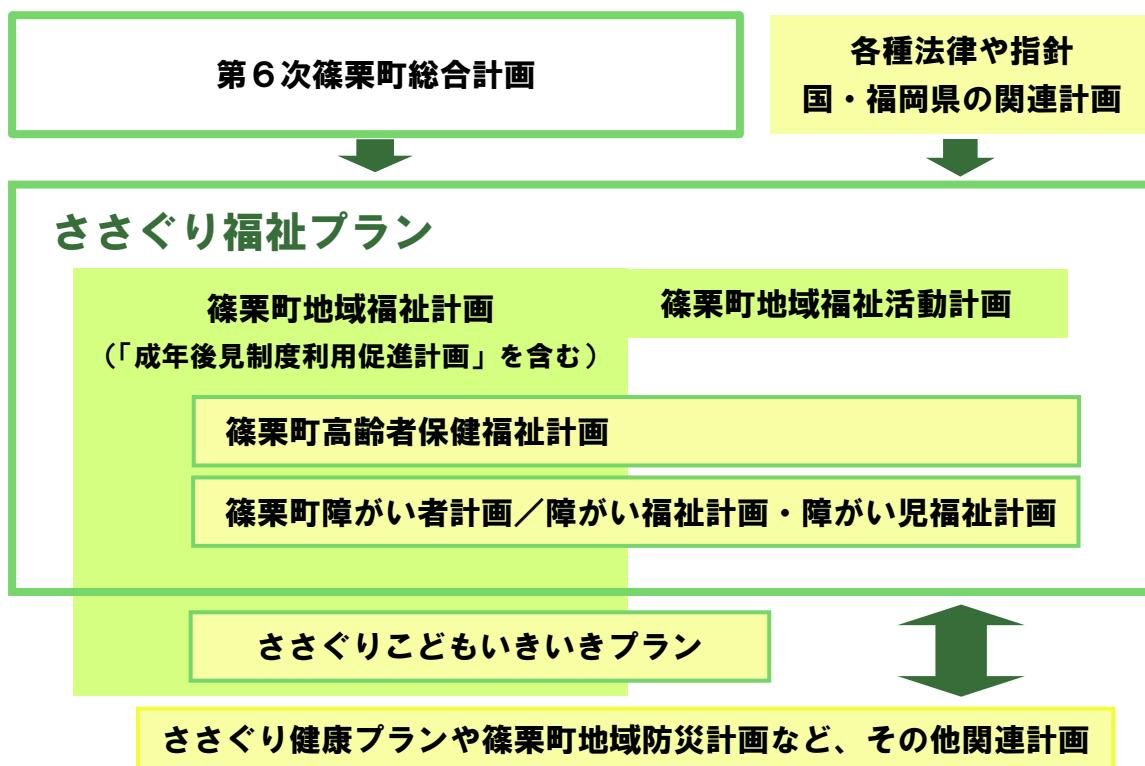
篠栗町では、国の制度改正や県の施策動向をはじめとした障がいのある人や障がいのある子どもを取り巻く環境の変化を踏まえ、障がい者施策の一層の推進及び障がいのある人や障がいのある子どもを支援するサービスの充実を図るため、「篠栗町障がい者計画」と「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」を策定します。

各制度の変遷・国の動向

	地域福祉分野	高齢者保健福祉分野	障がい福祉分野
平成12年 2000年	社会福祉事業法改正 <ul style="list-style-type: none"> 「社会福祉法」に仮称 第4条に「地域福祉の推進」を明記 地域福祉計画を位置づけ 	介護保険法施行 <ul style="list-style-type: none"> 高齢者の福祉や保健医療のサービスのうち、介護サービス部分を社会保険制度の枠組みで「契約」により提供 	
平成15年 2003年			支援費制度の開始 <ul style="list-style-type: none"> 「措置」から「契約」による利用者制度の変更
平成17年 2005年			発達障害者支援法施行 <ul style="list-style-type: none"> 発達障がいの定義と法的な位置付けの確立
平成18年 2006年		改正介護保険法施行 <ul style="list-style-type: none"> 新予防給付の創設 地域支援事業、地域密着型サービス、地域包括支援センターの創設 	障害者自立支援法施行 <ul style="list-style-type: none"> 3障がいの一元化 利用者本位のサービス体系に再編 就労支援の抜本的強化
平成24年 2012年		改正介護保険法施行 <ul style="list-style-type: none"> 地域包括ケアシステムの構築 総合事業の創設 	改正児童福祉法施行 <ul style="list-style-type: none"> 障がい児施設の再編 放課後等デイサービスなどの創設
平成25年 2013年			障害者総合支援法施行 <ul style="list-style-type: none"> 難病患者等への対象拡大 共同生活介護と共同生活援助の一元化 地域生活支援事業の追加
平成27年 2015年	生活困窮者自立支援法施行 <ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者の「自立相談支援」を必須事業として規定 改正社会福祉法施行 <ul style="list-style-type: none"> 社会福祉法人の地域貢献を規定 	改正介護保険法施行 <ul style="list-style-type: none"> 地域包括ケアシステムの推進 新しい総合事業の創設 訪問通所の予防給付を地域支援事業に移行 	
新たな福祉の提供ビジョン			
平成28年 2016年			障害者差別解消法施行 <ul style="list-style-type: none"> 障がいを理由とする不当な差別的取扱や合理的配慮不提供の禁止
ニッポン一億総活躍プラン			
「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部設置			
成年後見制度利用促進法施行			
平成30年 2018年	改正社会福祉法施行 <ul style="list-style-type: none"> 市町村における包括的な支援体制の整備を規定 	改正介護保険法施行 <ul style="list-style-type: none"> 地域包括ケアシステムの深化・推進 認知症施策、在宅医療介護連携、総合事業などの強化推進 介護医療院や共生型サービス事業所の創設 	

第2節 プランの位置づけ

本プランは、第6次篠栗町総合計画を上位計画とし、関連する各種法律や指針、国・福岡県の関連計画また、ささぐり健康プランや篠栗町地域防災計画などの関連計画と整合性及び連携を図るものとします。



本プランを構成するそれぞれの計画の位置づけは、以下のとおりです。

地域福祉計画	社会福祉法第107条
地域福祉活動計画	社会福祉法第109条
成年後見制度利用推進計画	成年後見制度利用促進法第14条
高齢者保健福祉計画	老人福祉法第20条の8
障がい者計画	障害者基本法第11条第3項
障がい福祉計画	障害者総合支援法第88条
障がい児福祉計画	児童福祉法第33条の20

(各法令より抜粋)

【社会福祉法】

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

【成年後見制度利用促進法】

第14条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

【老人福祉法】

第20条の8 市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村老人福祉計画においては、当該市町村の区域において確保すべき老人福祉事業の量の目標を定めるものとする。

【障害者基本法】

第11条

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

【障害者総合支援法】

第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- 三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

【児童福祉法】

第33条の20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 二 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量

1 地域福祉計画・地域福祉活動計画

篠栗町地域福祉計画（「成年後見制度利用促進計画」を含む）は、社会福祉法第107条に定める「市町村地域福祉計画」です。この計画は、各分野の福祉計画を横断的につなぐとともに、関連する計画のなかでも大きな目標として掲げられている「地域での支え合いや助け合い」を共有しながら、整合性と連携を確保して策定します。

篠栗町地域福祉活動計画は、社会福祉法第109条の規定で地域福祉の推進役として位置付けられた社会福祉協議会が中心となり、篠栗町地域福祉計画と一緒に策定するものです。

篠栗町地域福祉計画・地域福祉活動計画は、既存の各分野別の福祉計画のように対象者が限定されるものではなく、すべての住民を対象に、地域における福祉活動を推進するための計画となります。

2 高齢者保健福祉計画

篠栗町高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第20条の8に定める「市町村老人福祉計画」です。この計画は、介護保険の給付対象及び給付対象外の高齢者の介護予防や福祉事業を含めた地域における高齢者福祉事業全般にかかる計画として位置づけられます。

一方、介護保険法第117条に定める「市町村介護保険事業計画」は、「市町村老人福祉計画」との強い連携が求められる計画ですが、介護保険事業の円滑な実施に関する計画として、篠栗町が加入している福岡県介護保険広域連合が策定することになります。

3 障がい者計画／障がい福祉計画・障がい児福祉計画

篠栗町障がい者計画は、障害者基本法第11条第3項に定める「市町村障害者計画」です。この計画は、障がいのある人の自立及び社会参加の支援などに関する施策の基本理念と基本目標を定めるとともに、求められる各施策の基本的な事項を示し、篠栗町における障がい者施策の推進のための行動指針となります。

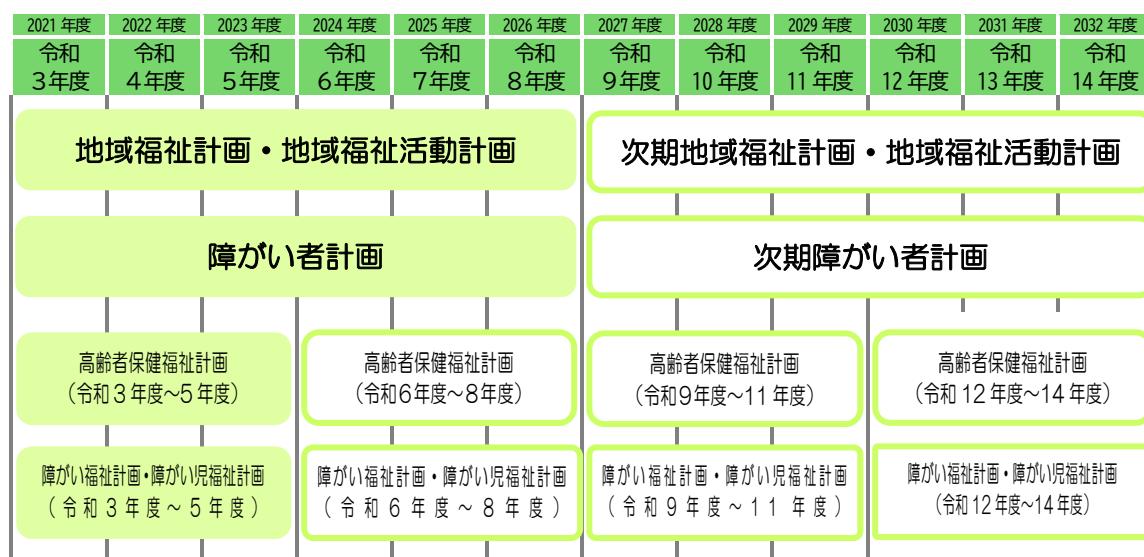
篠栗町障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」として、また、篠栗町障がい児福祉計画は、児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」として策定します。障がい福祉計画と障がい児福祉計画は、障がいのある人や障がいのある子どもを支援するサービスの提供に関する体制やサービスを確保するための方策などを示す事業計画として位置づけられます。

第3節 プランの期間

本プランのうち、篠栗町地域福祉計画（「成年後見制度利用促進計画」を含む）・地域福祉活動計画と篠栗町障がい者計画の期間については、令和3年度から令和8年度までの6年間とします。また、篠栗町高齢者保健福祉計画と篠栗町障がい福祉計画・障がい児福祉計画の期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

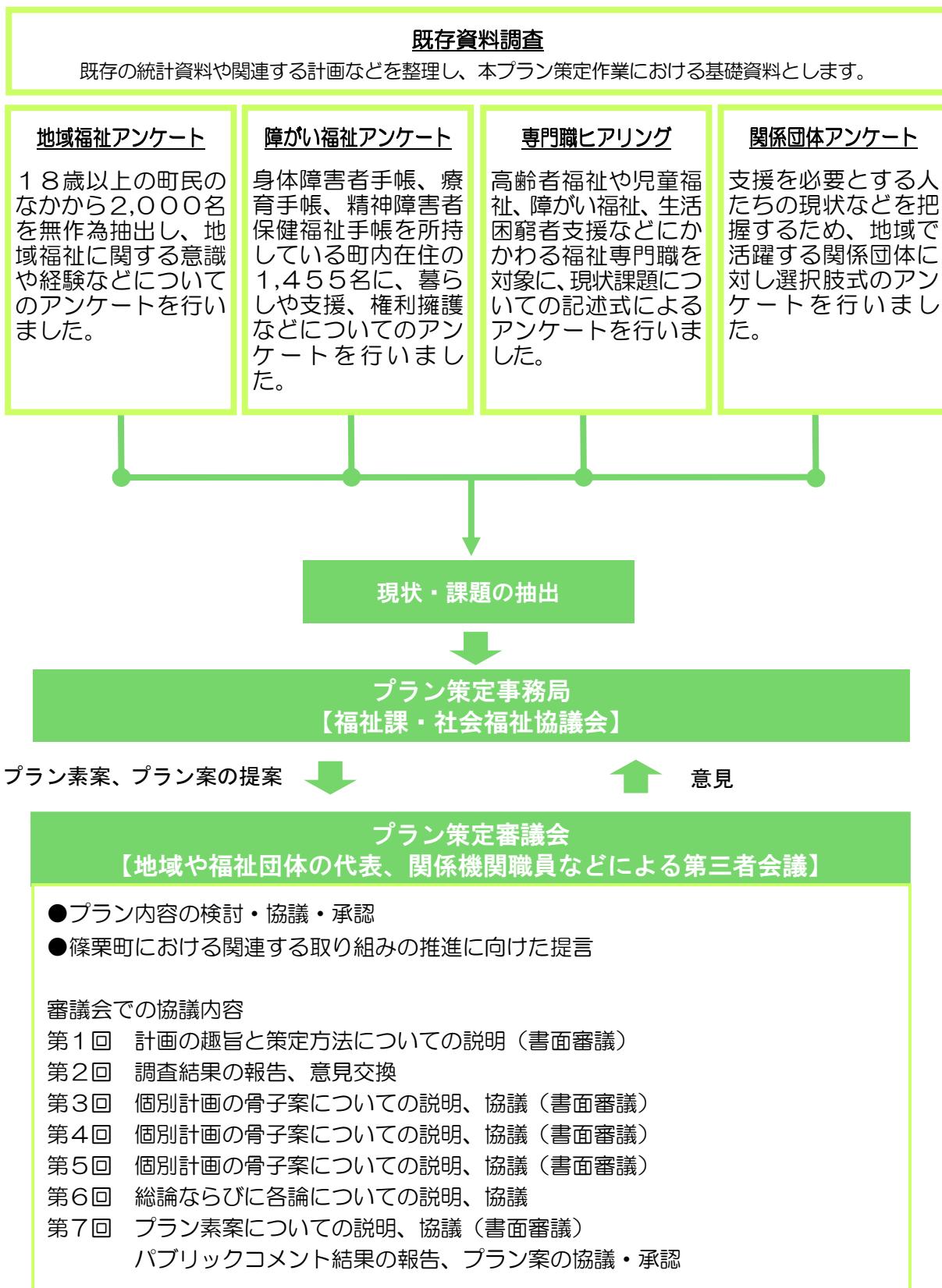
ただし、社会状況の変化や法制度の改正、関連計画などとの整合性を図るため、必要に応じて見直しを行います。

<計画の期間>



第4節 プランの策定方法と進行管理

1 プラン策定の方法

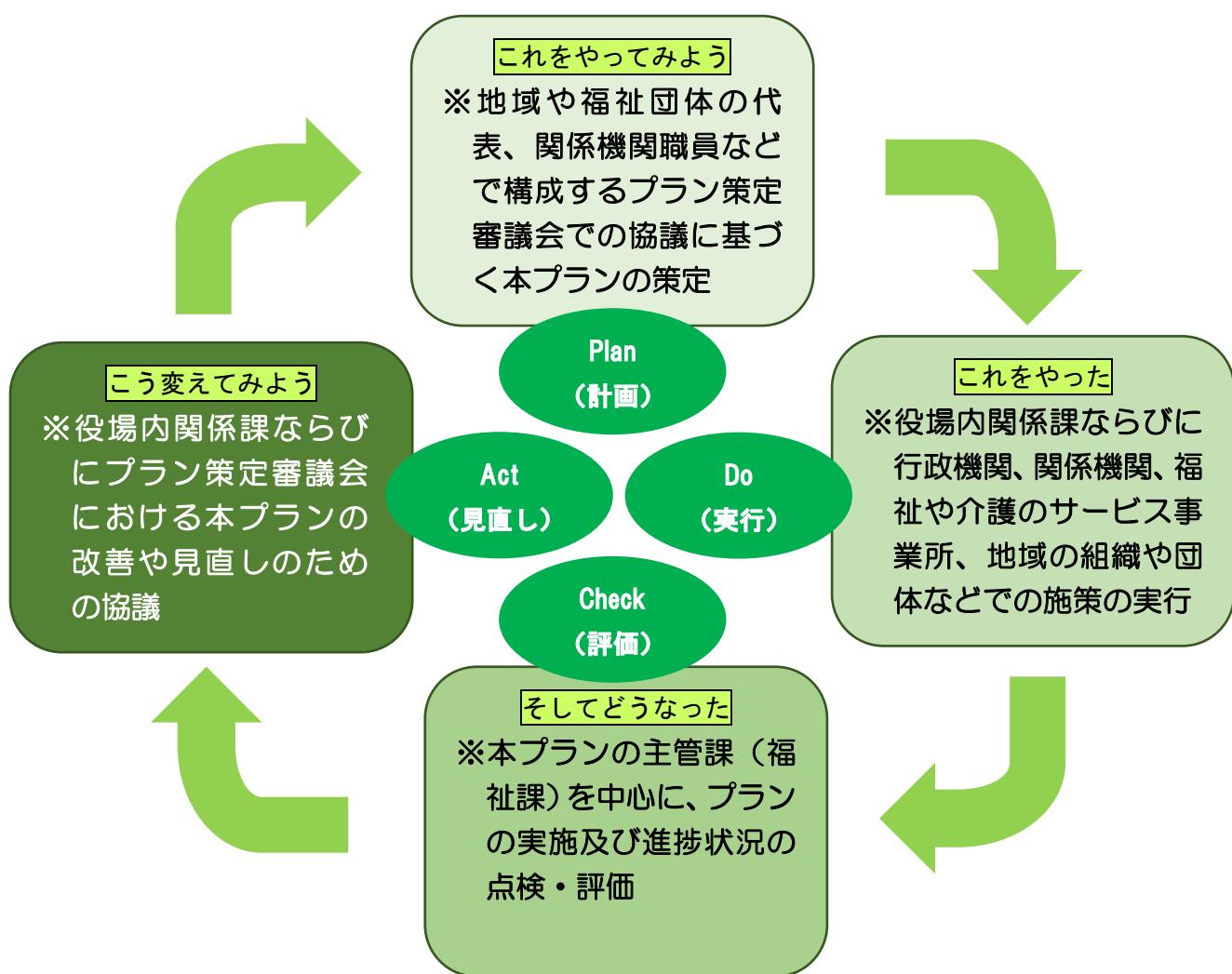


2 プランの進行管理

本プランの実施状況については、福祉プラン主管課（福祉課）を中心に、プランの実施および進捗状況の点検を行います。

また、住民の意識の変化、福祉や介護、保健医療を取り巻く社会的な動向、法令制度の見直しなどに応じて、弾力的かつ柔軟な運用を図ります。

なお、本プランの点検及び評価については、「PDCA サイクル」の基本的な考え方を援用しながら実施するものとします。「PDCA サイクル」とは、計画（Plan）をたて、それを実行（Do）し、実行の結果を評価（Check）して、さらに計画の見直し（Act）を行うという一連の流れをシステムとして進めていく方法です。



本章では、以下のような構成で、篠栗町の福祉を取り巻く状況について示します。

第1節 人口・世帯の状況：

人口と世帯の動向について、国勢調査や住民基本台帳などに基づき整理します。

第2節 支援が必要な人たちの状況：

要介護認定者や障がい者手帳所持者などの動向について、統計資料に基づき整理します。

第3節 社会資源の状況：

町内の福祉サービス事業所や地域で活躍するボランティアの状況などを整理します。

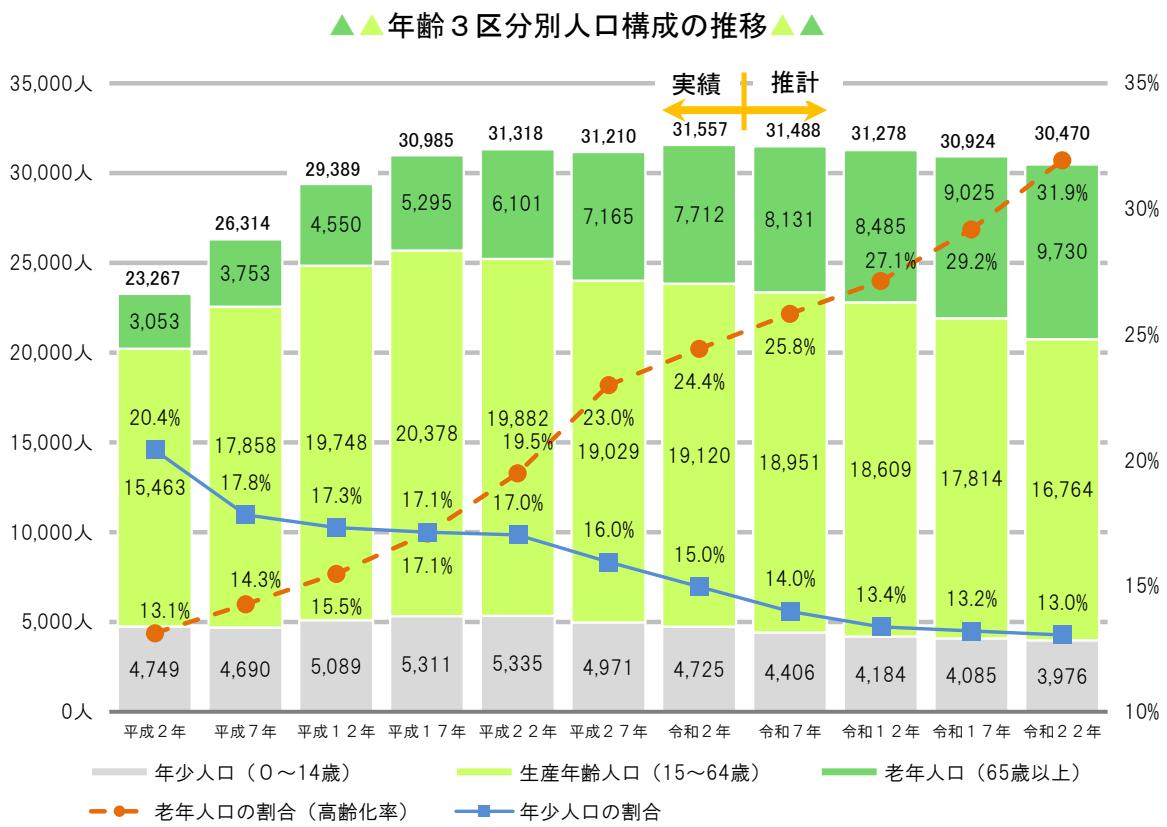
第1節 人口・世帯の状況

1 年齢3区分別人口構成の推移

- 篠栗町の総人口は、国勢調査に基づく平成2年の23,267人から、平成27年には31,210人となり、25年間で7,943人増加しました。
- 住民基本台帳（9月末現在）に基づく令和2年の総人口は、31,557人となりました。
- 国勢調査に基づく年少人口（0～14歳）は、総人口に占める割合でみると、平成2年に20.4%であったものが、平成27年には16.0%に減少し、生産年齢人口（15～64歳）についても、平成2年の66.5%から平成27年には61.1%に減少しました。逆に、老人人口（65歳以上）の総人口に占める割合、いわゆる高齢化率は、平成2年には13.1%であったものが、平成27年には23.0%に増加しました。
- 住民基本台帳（9月末現在）に基づく令和2年の高齢化率は24.4%となりました。

篠栗町では、少子高齢化が進行している様子がうかがえます。

- 令和22年までの人口を推計すると、総人口は減少傾向となります、老人人口（65歳以上）については、増加傾向になることが予測されます。
- 令和22年には、総人口が30,470人、老人人口（65歳以上）が9,730人となり、高齢化率は31.9%に達することが見込まれます。



総人口に占める各人口の割合の合計は、四捨五入の関係で100%とならないところがある

※総人口は年齢不詳を含む

※平成2年～平成27年は、国勢調査データから作成

※令和2年は、9月末住民基本台帳から作成

※令和7年～令和22年は、国立社会保障・人口問題研究所が平成30年3月30日公表した資料

「日本の地域別将来推計人口」の篠栗町での生残率、純移動率、子ども女性比、0～4歳性比から、令和2年9月末住民基本台帳データを起点に、コーホート要因法で推計した結果から作成

2 世帯構成の状況

- 国勢調査に基づく篠栗町の一般世帯数は、平成2年に6,778世帯であったものが、25年後の平成27年には11,520世帯となり、4,742世帯増加しました。
- 住民基本台帳（9月末現在）に基づく令和2年の一般世帯数は、13,584世帯です。
- 65歳以上の高齢者のいる世帯については、平成2年に1,916世帯であったものが、平成27年には4,363世帯となり、2,447世帯増加しました。高齢者のいる世帯の一般世帯に占める割合は、平成2年の28.3%から平成27年には37.9%まで増加しました。
- 18歳未満の子どものいる世帯については、平成2年に3,087世帯であったものが、平成27年には3,401世帯となり、314世帯増加しました。18歳未満の子どものいる世帯の一般世帯に占める割合は、平成2年の45.5%から平成27年には29.5%まで減少しました。

- 核家族世帯（夫婦のみ、夫婦とその未婚の子、父親または母親とその未婚の子のいずれかからなる世帯）の一般世帯に占める割合は、平成2年の66.4%から平成27年には67.6%となりましたが、この間大きな変化はありませんでした。
- 核家族世帯のうち、高齢夫婦世帯（夫65歳以上・妻60歳以上の夫婦のみの世帯、平成2年は夫または妻のいずれかが65歳以上の夫婦のみの世帯）が占める割合は、平成2年に6.9%であったものが、平成27年には16.0%となりました。高齢者のいる世帯に占める高齢夫婦世帯の割合は、平成2年に16.2%であったものが、平成27年には28.5%になりました。
- 単独世帯（ひとり暮らしの世帯）の一般世帯に占める割合は、平成2年の14.1%から平成27年には22.8%に増加しました。
- 単独世帯のうち、高齢単身世帯（65歳以上のひとり暮らしの世帯）が占める割合は、平成2年に27.7%であったものが、平成27年には37.1%となりました。高齢者のいる世帯に占める高齢単身世帯の割合は、平成2年に13.8%であったものが、平成27年には22.3%になりました。

高齢夫婦世帯や高齢単身世帯が増加し、高齢者がいる世帯の小規模化が進行している様子がうかがえます。

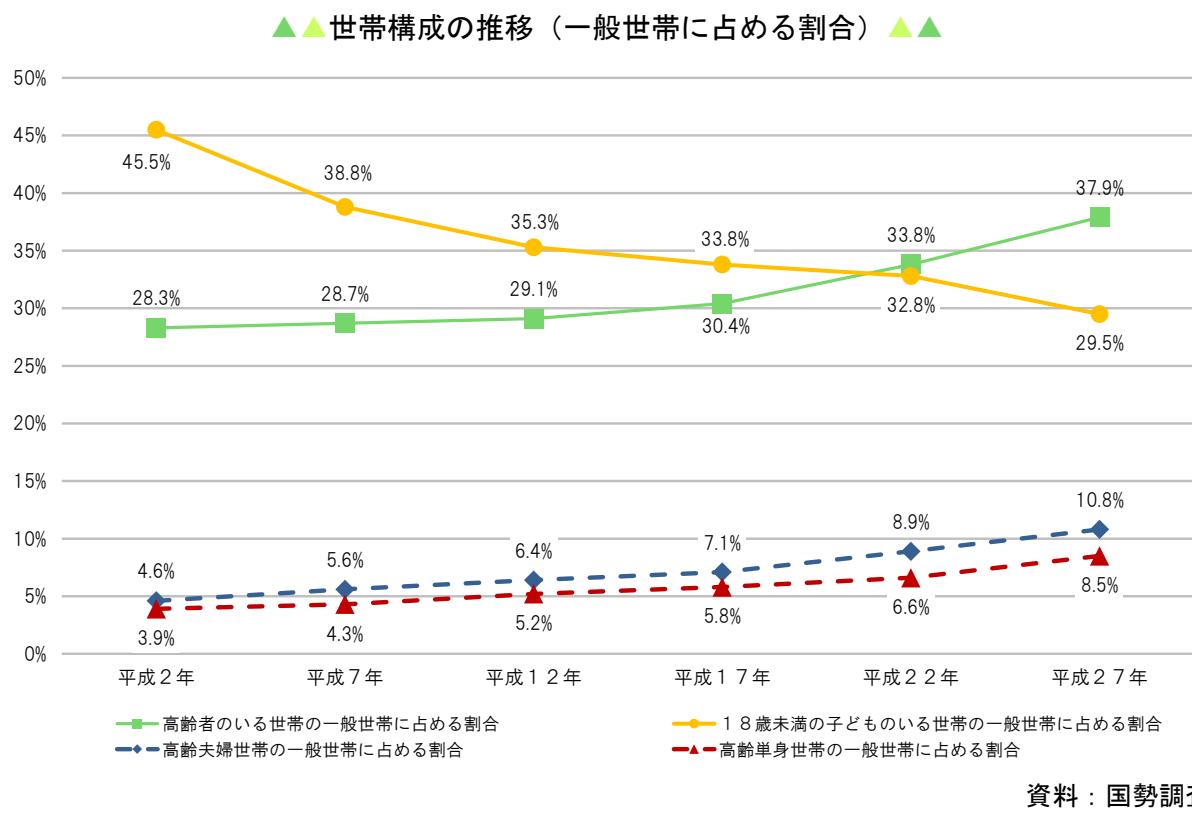
▲▲世帯構成の推移▲▲

単位：世帯

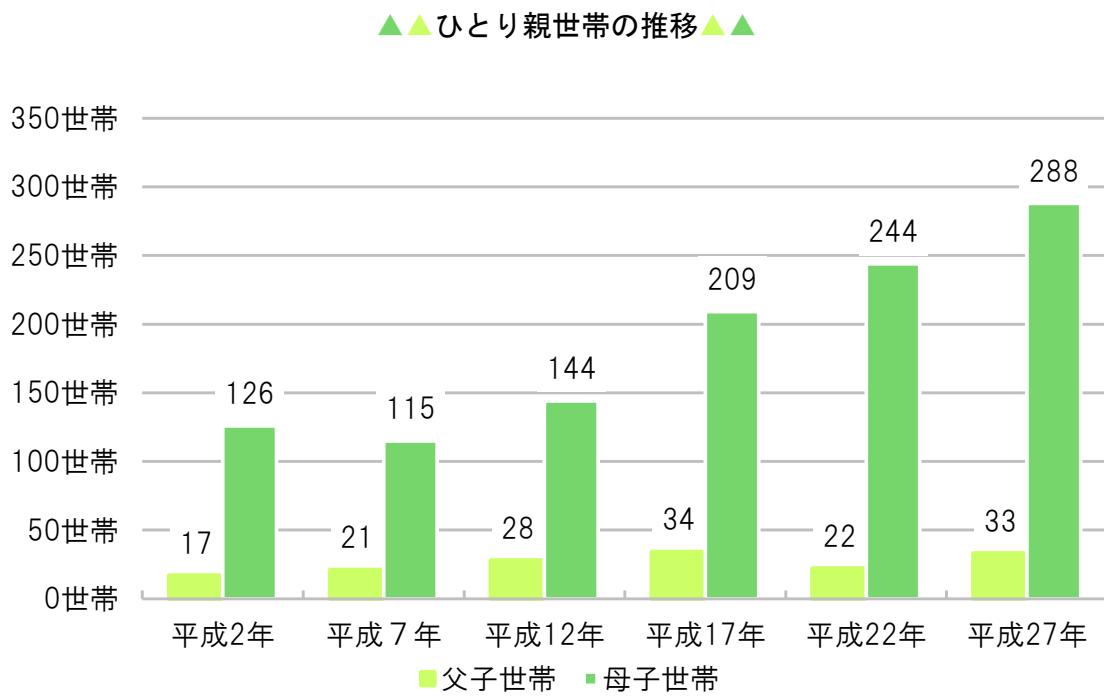
	H2年	H7年	H12年	H17年	H22年	H27年
一般世帯	6,778	8,257	9,740	10,575	11,049	11,520
高齢者のいる世帯	1,916	2,368	2,832	3,219	3,740	4,363
構成比（一般世帯）	28.3%	28.7%	29.1%	30.4%	33.8%	37.9%
18歳未満の子どものいる世帯	3,087	3,205	3,435	3,572	3,628	3,401
構成比（一般世帯）	45.5%	38.8%	35.3%	33.8%	32.8%	29.5%
核家族世帯	4,502	5,491	6,563	7,113	7,520	7,793
構成比（一般世帯）	66.4%	66.5%	67.4%	67.3%	68.1%	67.6%
高齢夫婦世帯	310	459	628	751	983	1,245
構成比（一般世帯）	4.6%	5.6%	6.4%	7.1%	8.9%	10.8%
構成比（高齢者のいる世帯）	16.2%	19.4%	22.2%	23.3%	26.3%	28.5%
構成比（核家族世帯）	6.9%	8.4%	9.6%	10.6%	13.1%	16.0%
単独世帯	958	1,414	1,814	2,065	2,264	2,627
構成比（一般世帯）	14.1%	17.1%	18.6%	19.5%	20.5%	22.8%
高齢単身世帯	265	359	506	617	733	975
構成比（一般世帯）	3.9%	4.3%	5.2%	5.8%	6.6%	8.5%
構成比（高齢者のいる世帯）	13.8%	15.2%	17.9%	19.2%	19.6%	22.3%
構成比（単独世帯）	27.7%	25.4%	27.9%	29.9%	32.4%	37.1%

資料：国勢調査

※平成22年と平成27年の一般世帯数は、世帯の家族類型「不詳」を含む



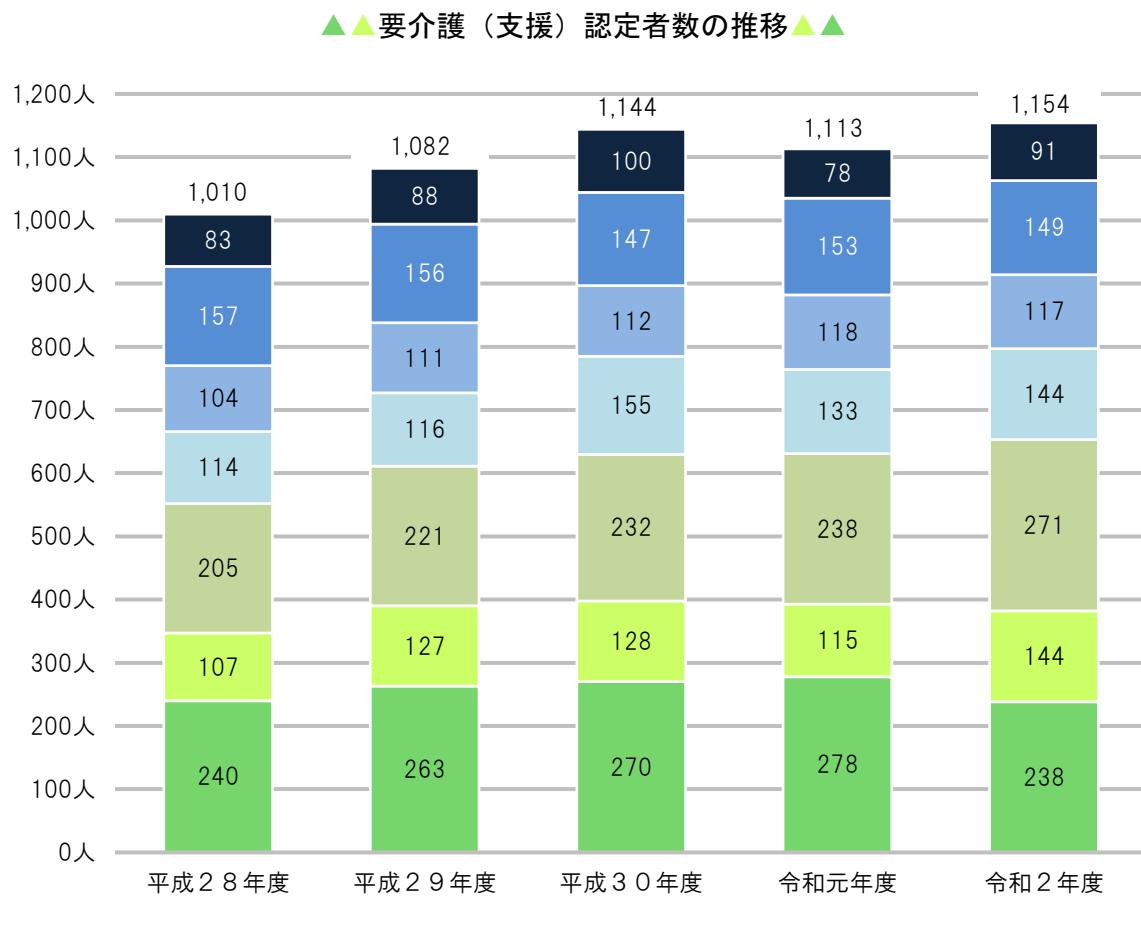
- 国勢調査に基づく父子家庭もしくは母子家庭（核家族世帯のうち未婚、死別または離別の母親または父親とその未婚の20歳未満の子どものみからなる一般世帯）であるひとり親世帯については、母子世帯が増加傾向にあり、平成2年に126世帯であったものが、平成27年には288世帯となりました。



第2節 支援が必要な人たちの状況

1 要介護・要支援認定者の状況

- 篠栗町の要支援・要介護認定者数は、平成28年度から平成30年度までは増加傾向にありました。令和元年度は減少しましたが、令和2年度になると再び増加に転じました。
- 要支援1、2及び要介護1を軽度者とすると、要支援・要介護認定者に占める軽度者の割合は概ね6割を占めました。



資料：福祉課（各年度9月の値）

2 障害者手帳所持者などの状況

(1) 身体障がいのある人の状況

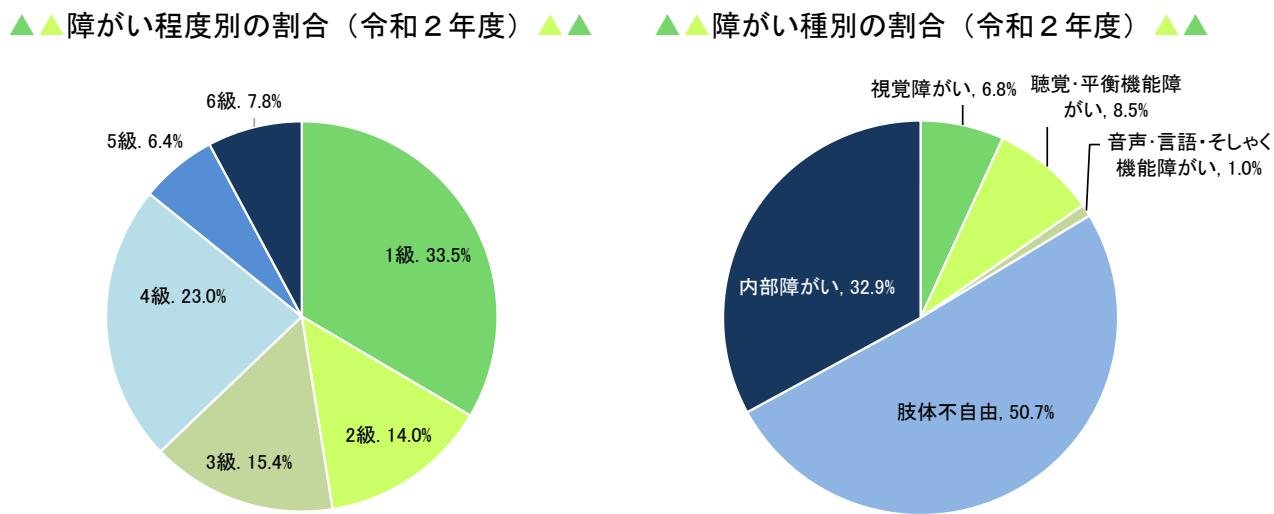
- 身体障害者手帳の所持者数は、平成28年度の1,176人から一貫して減少し、令和2年度には1,114人となりました。
- 年代別でみてみると、身体障害者手帳所持者の多くが65歳以上で、令和2年度では、65歳以上の身体障害者手帳所持者が848人で、全体の76.1%を占めました。
- 障がい程度別でみてみると、最重度である身体障害者手帳1級が最も多く、次いで4級が続きました。令和2年度では、身体障害者手帳1級の所持者と2級の所持者を合わせると529人で、全体の47.5%を占め、重度の身体障害者手帳所持者が半数近くとなりました。
- 障がい種別でみてみると、肢体不自由のある人が最も多く、令和2年度では565人で、全体の50.7%を占めました。

▲▲身体障害者手帳所持者数の推移▲▲

単位：人

区分		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
合計		1,176	1,138	1,122	1,121	1,114
年代別	18歳未満	17	21	19	18	18
	18歳～64歳	267	289	266	266	248
	65歳以上	892	828	837	837	848
障がい程度別	1級	387	382	378	380	373
	2級	188	177	166	160	156
	3級	172	162	166	174	171
	4級	274	269	257	253	256
	5級	77	72	76	75	71
	6級	78	76	79	79	87
障がい種別	視覚障がい	93	80	80	78	76
	聴覚・平衡機能障がい	103	99	93	91	95
	音声・言語・そしゃく機能障がい	6	7	7	9	11
	肢体不自由	637	619	587	575	565
	内部障がい	337	333	355	368	367

資料：福祉課（各年度10月1日現在）



（2）知的障がいのある人の状況

- 療育手帳の所持者数は、平成28年度の221人から一貫して増加し、令和2年度には256人となりました。
- 年代別でみてみると、療育手帳所持者の多くが18歳～64歳で、令和2年度では、18歳～64歳の療育手帳所持者が172人で、全体の67.2%を占めました。
- 障がい程度別でみてみると、重度である療育手帳Aの所持者が、中・軽度のBよりも少なく、令和2年度では、療育手帳Aの所持者が107人で、全体の41.8%を占めました。

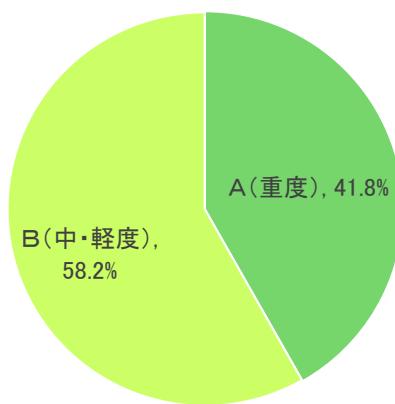
▲▲療育手帳所持者数の推移▲▲

単位：人

区分		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
合計		221	229	238	250	256
年代別	18歳未満	71	72	77	75	71
	18歳～64歳	138	146	149	163	172
	65歳以上	12	11	12	12	13
障がい 程度別	A（重度）	93	92	97	105	107
	B（中・軽度）	128	137	141	145	149

資料：福祉課（各年度10月1日現在）

▲▲障がい程度別の割合（令和2年度）▲▲



(3) 精神障がいのある人の状況

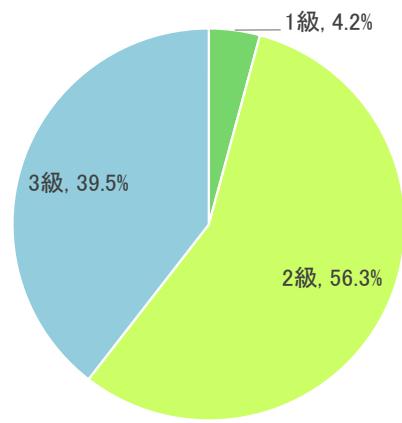
- 精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、平成30年度の198人から増加傾向にあり、令和2年度には238人となりました。
- 年代別でみてみると、精神障害者保健福祉手帳所持者の多くが18歳～64歳で、令和2年では、18歳～64歳の精神障害者保健福祉手帳所持者が186人で、全体の78.2%を占めました。
- 障がい程度別でみてみると、精神障害者保健福祉手帳所持者の多くが2級で、令和2年度では、精神障害者保健福祉手帳2級の所持者が134人で、全体の56.3%を占めました。

▲▲精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移▲▲

区分		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
合 計		201	229	198	218	238
年代別	18歳未満	13	15	13	12	18
	18歳～64歳	154	175	153	171	186
	65歳以上	34	39	32	35	34
障がい 程度別	1級	10	10	11	12	10
	2級	117	127	115	115	134
	3級	74	92	72	91	94

資料：福祉課（各年度10月1日現在）

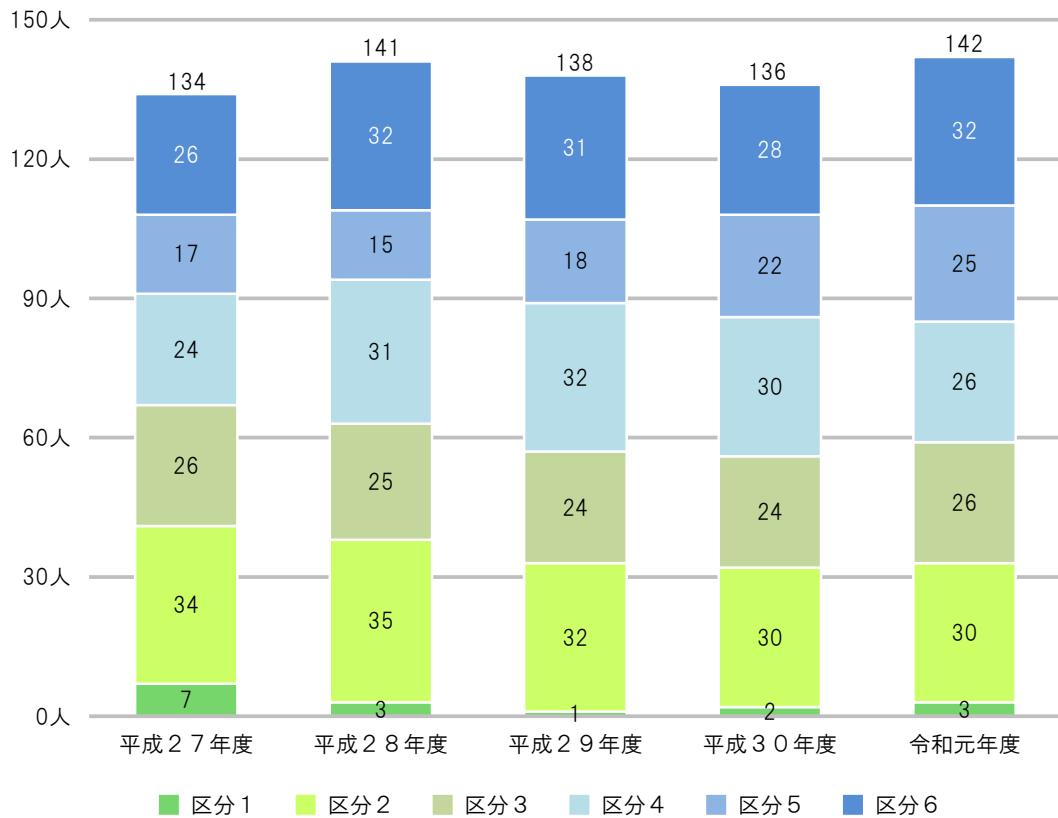
▲▲障がい程度別の割合（令和2年度）▲▲



（4）障がい支援区分の認定者数の推移

- 障害者総合支援法に基づく障がい支援区分の認定者数は、平成28年度の141人から減少し、平成30年度には136人となりましたが、その後増加に転じ、令和元年度には142人となりました。
- 区分5、6を重度者とすると、令和元年度では障がい支援区分の認定者に占める重度者の割合は概ね4割を占めました。

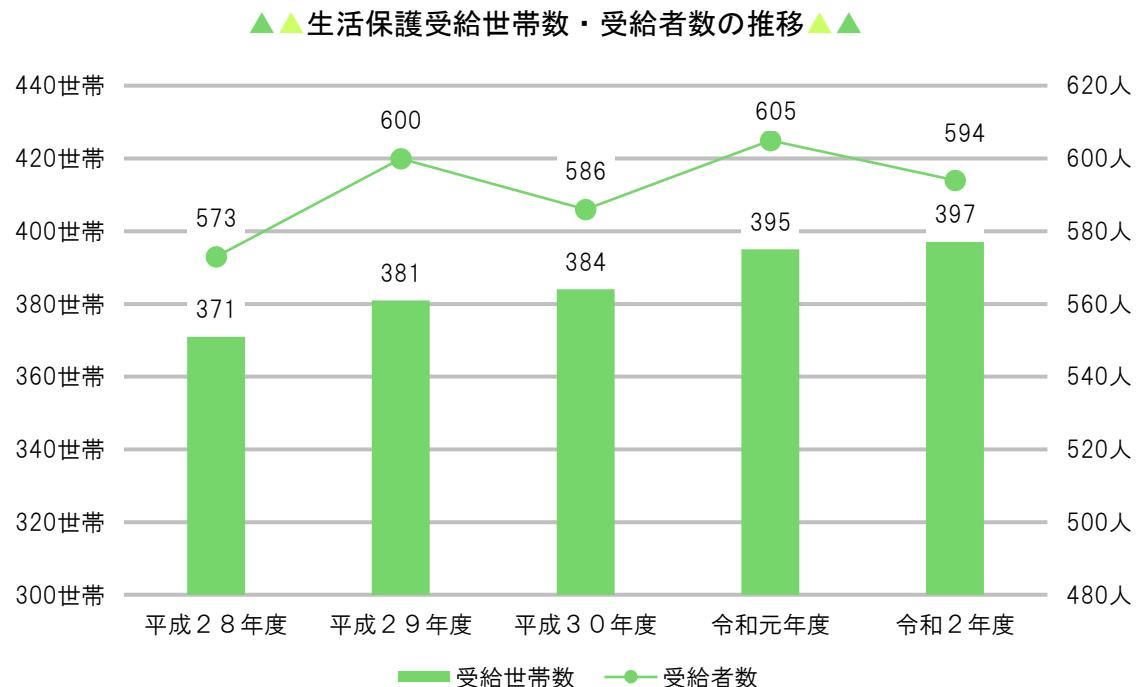
▲▲障がい支援区分の認定者数の推移▲▲



資料：福祉課（各年度12月31日現在）

3 生活保護世帯・児童扶養手当受給者の状況

- 生活保護の受給世帯数は、平成28年度以降増加傾向にあり、平成28年度には371世帯であったものが、令和2年度には397世帯となりました。



資料：福祉課（各年度10月1日現在）

- 父母が離婚するなどして父親または母親の一方からしか養育を受けられないひとり親家庭などの児童のために、地方自治体から支給される児童扶養手当の受給者数については、平成28年度から令和2年度の間ほぼ横ばいで推移しており、令和2年度には386人となりました。

▲▲児童扶養手当受給者数の推移▲▲

単位：人

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
受給者数	388	400	388	394	386

資料：こども育成課（各年度10月1日現在）

第3節 社会資源の状況

1 福祉サービスに関する施設・事業所の状況

篠栗町に所在する高齢者福祉・介護分野、障がい福祉分野、児童福祉・子育て支援分野の福祉サービスに関する施設・事業所の状況は、以下のとおりです。

▲▲高齢者福祉・介護分野▲▲

施設・事業所	か所数
養護老人ホーム	1
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	1
介護老人保健施設（老人保健施設）	2
介護医療院	1
介護療養型医療施設	1
訪問介護（ホームヘルプ）事業所	4
訪問看護事業所	3
訪問リハビリテーション事業所	2
通所介護（デイサービス）事業所	2
通所リハビリテーション（デイケア）事業所	2
短期入所生活介護・療養介護（ショートステイ）事業所	3
小規模多機能型居宅介護事業所	1
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）事業所	1
地域密着型通所介護事業所	1
看護小規模多機能型居宅介護事業所	1
居宅介護支援事業所	5
地域包括支援センター	1
住宅型有料老人ホーム	1
サービス付き高齢者向け住宅	1
介護付有料老人ホーム	1

資料：福祉課（令和2年10月1日現在）

▲▲障がい福祉分野▲▲

施設・事業所	か所数
施設入所支援事業所	1
共同生活援助（グループホーム）事業所	3
居宅介護事業所	2
重度訪問介護事業所	2
同行援護事業所	1
行動援護事業所	1
生活介護事業所	3
就労継続支援（A型）事業所	1
就労継続支援（B型）事業所	3
短期入所事業所	2
相談支援事業所	2
計画相談支援事業所	3
地域活動支援センター	2

資料：福祉課（令和2年10月1日現在）

▲▲児童福祉・子育て支援分野▲▲

施設・事業所	か所数
認可保育所（園）	4
幼稚園	3
認定こども園	3
小学校（分校1校を含む）	4
中学校	2
学童保育所	3
子育て世代包括支援センター	1
児童館	3
児童発達支援事業所	1
放課後等デイサービス事業所	3
保育所等訪問支援事業所	1
障がい児相談支援事業所	3

資料：福祉課・健康課・学校教育課・こども育成課（令和2年10月1日現在）

2 福祉活動に関する人的資源の状況

【民生委員・児童委員】

民生委員・児童委員は、民生委員法に基づき、住民のなかから選ばれ県知事の推薦を受けて厚生労働大臣が委嘱します。任期は3年で、児童福祉法の規定により、児童委員を兼務しています。民生委員・児童委員のなかには、児童福祉問題を専門に担当する主任児童委員がいます。

主な職務は、以下のとおりです。

- 住民の生活状態を把握し、要援護者の自立への相談・助言・援助を行うこと
- 要援護者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報提供、その他援助を行うこと
- 社会福祉事業者または社会福祉活動者と密接に連携し、その事業または活動を支援すること
- 福祉事務所やその他の関係行政機関の業務に協力すること

篠栗町では、令和2年10月1日現在、45人の民生委員・児童委員（うち主任児童委員が3人）が活動しています。

【福祉協力員】

福祉協力員は、社会福祉協議会が委嘱し、住民とともに福祉のまちづくりを推進する中核者として、ひとり暮らし高齢者などへの見守り・声かけ活動、ふれあい・いきいきサロンの活動推進、福祉関係機関・団体との連携、その他地域に必要とされる福祉活動への協力などの活動を行います。

▲▲ 福祉協力員数の推移 ▲▲

単位：人

区分	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
福祉協力員	222	222	213	213	205

資料：社会福祉協議会

【ボランティア団体】

篠栗町では、福祉活動のみならず、スポーツや文化芸術活動、環境活動、まちづくり活動などの分野でボランティア団体が活動しています。そのなかで、社会福祉協議会と連携を図りながら活動を進めているボランティア団体は、以下のとおりです。

▲▲ボランティア団体▲▲

団体名	活動内容
ふれあい会	高齢者施設でベッドメイキングや利用者へのマッサージなどを 行う活動 町内の小学生が授業で福祉について学ぶ際の学習支援
篠実会	小学生が授業で昔遊びを学ぶ際のゲストティーチャーとして支 援
福祉協力員	ひとり暮らし高齢者などの見守りやふれあい・いきいきサロン の開催により、地域に住む人同士のつながりをつくる活動
タンポポの会	行政や社会福祉協議会が主催する講座、健診、イベントなどでの託児を行う活動
セラピューティック・ケア	高齢者施設で利用者とコミュニケーションをとりながら、肩や 背中、手のマッサージなどを行う活動
篠栗野の花の会	高齢者施設やふれあい・いきいきサロンなどで歌謡や安来節、 踊りなどの演芸を行う活動
日本車椅子レクダンス協会 福岡篠栗支部	高齢者施設などで利用者も楽しく参加できるレクダンスを行 う活動
元気はつらつ脳トレ体操	高齢者施設やふれあい・いきいきサロンなどで指を使ったト レーニングや連想ゲームなどを行う活動
野菊の会	高齢者施設やふれあい・いきいきサロンなどで銚太鼓やハンド ベルなどの演芸を行う活動
Magic（マジック）	各種施設で誰もが楽しめるマジックを披露する活動
ワンピース（生け花）	花器を作って生花を生ける活動

資料：社会福祉協議会

第3章 計画の基本的な考え方

本章では、以下のような構成で、本プランの基本的な考え方を示します。

第1節 基本理念：

本プランの策定と実施にあっての「基本理念」を示します。

第2節 基本目標：

「基本理念」の達成をめざすために掲げる3つの「基本目標」を示します。

第3節 3つの基本目標に基づく9つの相関的な取り組み：

地域福祉、高齢者保健福祉、障がい者・児福祉の3分野に連関している9つの相関的な取り組みとその考え方を整理します。

第4節 取り組みの体系：

本プラン全体の取り組みの体系を示します。

第1節 基本理念

篠栗町においては、急速な少子高齢化の進行とともに、世帯の小規模化や高齢者のみの世帯の増加が確実に進んでいます。地域においても、厳しい社会経済状況のなか、個人の価値観やライフスタイルの多様化、地域社会における「つながり」の希薄化などが要因となってさまざまな問題が発生しています。

人ととの「つながり」が薄れつつある現在において、地域で共に暮らす人々が、地域を構成するかけがえのないひとりとして生活していくためには、すべての住民が地域において孤立することなく、お互いに思いやりの心を持ち、共に助け合い、支え合うことがますます重要となっています。

さらに、特定の人が特定の人を「支える」一方向の関係ではなく、お互いに「支え合う」双方向の関係を築き、その関係性を深めていくことが大切です。

第6次篠栗町総合計画（2018～2022年）では、「いつまでも住みたい　いつでも訪ねたいまち」を将来像として掲げ、福祉や保健・医療の分野における基本目標として「個性を尊重し、健やかにいきいきと暮らせるまち」を掲げています。

第6次篠栗町総合計画は、福祉プランの上位計画に位置づけられることから、基本的な考え方を共有し、整合を図ることが重要です。

このような考え方から、性別や年齢、障がいの有無に関係なく、個性が尊重され、お互いに「支え合う」双方向の関係を築きながら、健やかにいきいきと暮らせるよう「個性を尊重し、健やかにいきいきと暮らせるまち」を基本理念とし、その実現に向けた施策を推進します。

個性を尊重し、健やかにいきいきと暮らせるまち

第2節 基本目標

基本目標 1

地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進

福祉に関する理解を深めるとともに、住民一人ひとりが、必要となる支援にきちんとつながる仕組みを整え、充実を図っていくことで、相互に人格と個性を尊重し合いながら、個人として大切にされる地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進に努めます。

現状と課題

現 状

- 福祉に関する学びの場や、社会的障壁をはじめ、障がいのある人についての理解を深めることが求められています。
- 必要な福祉サービスにつながるために、生活支援のための情報や福祉に関する情報をわかりやすく提供していくことが求められています。
- 役場などの行政機関は、福祉に関する支援の相談先として期待度が高く、必要な支援につながるよう、きめ細かい丁寧な相談支援が求められています。
- 認知症高齢者や障がいのある人の権利を守っていくための制度の周知と利用の促進が求められています。

課 題

- 人権や福祉に関する学びの場の充実を図るとともに、支援を必要とする人についての理解を深めるための取り組みを進めることが大切です。
- 必要な支援の情報をいつでも得られるような仕組みづくりや、情報の入手が困難な人へのきめ細かい配慮など、わかりやすい情報を提供するための工夫と充実を図っていくことが大切です。
- 役場や社会福祉協議会の相談窓口、相談支援を行っている福祉サービス事業所など、地域の相談支援機関が、住民にとってより身近なものとなるように努めていくことが大切です。
- 権利を擁護するための相談支援や制度利用の周知を図るとともに、成年後見制度を必要とする住民の支援や利用につなげるための体制づくりが大切です。

関係機関が連携を強化した支援の推進

高齢者や障がいのある人、また、多くの複雑な生活上の困難を抱える人や世帯に対し、関連する支援が制度や分野ごとの「縦割り」を超えて一体的に実施されるよう、関係機関が連携を強化した体制による支援の推進に努めます。

現状と課題

現 状

- 高齢者人口や、高齢者のひとり暮らしや夫婦のみの世帯の増加を大きな背景としながら、地域生活を支援していくための福祉や介護のサービスの量を充実させていくことが求められています。
- 8050問題をはじめとする複合的で多くの問題を抱えている本人や家族に対し、関係機関が連携した包括的な支援が求められています。
- 関係機関が連携した介護予防や保健福祉サービスの提供とともに、認知症有病者に対し、早い段階から支援を進めていくことが求められています。

課 題

- 法や制度に定める支援や各種保健福祉サービスについて、関係機関と連携を図りながら、必要とする住民に対し適切に提供できる体制づくりを進めることで、支援の量の確保と質の向上を図っていくことが大切です。
- 複雑かつ多問題化した生活上の課題を抱える人や世帯などにすみやかに対応し、適切な支援につながるように、役場内ならびに地域の相談支援機関や関係機関、福祉や介護のサービス事業所の間で情報共有や連携を強化しながら、相談支援を進めるとともに、包括的な支援ができる体制の充実が必要です。
- 関係機関と連携を図りながら、フレイルの対策や介護予防、生活習慣病などの疾病予防と重症化予防に取り組むとともに、認知症の人ができる限り地域のよりよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現をめざした取り組みの推進が大切です。

住民の理解と協力による保健福祉活動の推進

支援を必要とする人たちの社会参加を促し、特定の人が特定の人を支える一方の関係ではなく、お互いに支え合う双方向の関係を築きながら、住民の理解と協力による福祉活動や介護予防・健康づくり活動の推進に努めます。

現状と課題

現 状

- 多くの町民が、この地域に愛着を感じ、地域で支え合っていく福祉のあり方が大事との思いや、地域での理解と協力による支え合いの活動を行っていくことが大事と考えています。
- 高齢者のひとり暮らしや夫婦のみの世帯の増加に伴い、家のなかのちょっとしたことができず、困っている人や世帯が増えています。
- 気軽に参加できる身近な地域での交流の場や通いの場をつくっていくことが求められています。
- 災害時に必要となる対応を想定しながら備えを整え、避難行動支援の体制づくりを進めていくことが求められています。

課 題

- 地域とのかかわりが希薄になり、孤立しがちな生活となっている人や世帯などが安心して暮らせる支援の充実をめざし、地域で共に暮らす人たちの理解と協力による支え合いの活動を進めることができます。
- 社会参加を促すため、地域において孤立しがちな人たちが、身近なところで気軽に参加でき、ふれあいを深めることができる場の充実を図るとともに、身体的な健康のみならず、閉じこもり予防など心の健康にも配慮しながら、通いの場づくりを推進することが大切です。
- 災害時の円滑な避難行動に備える活動を進めることで、いのちを守る支援の充実を図っていくことが大切です。

第3節 3つの基本目標に基づく9つの相関的な取り組み

- 3つの基本目標は、基本理念の達成をめざすために篠栗町の現状を踏まえて定めたものであり、それぞれの目標は相互に関わり合う関係にあります。
- また、3つの基本目標を軸として、すべての世代を対象とする「地域分野」及び対象者別の「高齢者分野」、「障がい者・児分野」の3分野に分けた取り組みについては、「**第2部 各論**」で詳しく説明します。
- それぞれの取り組みは、単独で行うものばかりではなく、複数の分野に連関していることから、この「**第1部 総論**」では、そのなかから9つの相関的な取り組みとその考え方を整理します。

※ 9つの相関的な取り組みと「第2部 各論」で説明する具体的な取り組みとの関係については、36～37ページの表を参照ください。

① 社会参加活動への支援

- 住民一人ひとりの暮らしと生きがいを創っていくため、学びの機会を提供し、交流の場を充実させ、ボランティア活動への参加促進を図ることで、誰もが気軽に社会参加できるように支援していきます。
- また、高齢者が、生きがいを持って生活を営むことができるよう、ボランティア活動や就労的活動に対して、介護支援ボランティア制度やシルバー人材センターへの支援などの取り組みを進めます。
- さらに、障がいのある人の社会参加を促すため、就労支援や、意志疎通支援、移動支援などに関わる機関と協力しながら支援していきます。

② 相談体制と情報提供の充実

- 誰もが必要なときに適切な福祉に関する支援を利用できるように、福祉に関する相談支援体制を充実していきます。
- 認知症の人が、自分らしく暮らし続けることができるよう、医療機関や介護保険サービス事業所、地域の組織・団体との連携支援や、相談支援を行っていきます。
- また、高齢者や障がいのある人、その家族が抱えるさまざまな問題に対し、的確かつ迅速な相談支援ができるよう、関係機関との連携を強化していきます。
- 情報の入手や理解が困難と思われる高齢者や障がいのある人には、その家族への説明や訪問など、きめ細かい情報の提供に努めます。

③ 自立支援

- 高齢者が自分の能力を活かし、地域社会において積極的な役割を果たしていくよう自立支援に向けた取り組みを推進していきます。
- また、障がいのある人が自分らしく自立した生活を送るために、必要かつ切れ目のない福祉・保健・医療サービスを受けることができるよう、関係機関との連携を強化しながら、体制づくりに努めます。

④ 権利擁護と相互理解

- 誰もが気軽に社会参加できるよう、人権や福祉に関する学びの場や機会の充実を図っていきます。
- また、高齢者や障がいのある人の権利を擁護するため、成年後見制度の普及及び利用促進を図っていきます。
- すべての住民が、障がいがあってもなくても分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、一人ひとりが個人として大切にされるよう、障がいを理由とする偏見を取り除き相互理解を深める取り組みを推進していきます。

⑤ 地域での支え合い

- 高齢であることや障がいのあることに関わらず、地域で孤立することなく安心して暮らせるよう、隣近所などの身近な助け合いとともに、地域での理解と協力による支え合いの仕組みづくりを支援します。
- さらに、高齢者と地域住民が共に支え合う地域づくりをめざし、「生活支援コーディネーター」や「協議体」の機能をさらに充実していきます。
- また、認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を見守る応援者（認知症サポート）を養成し、支援が必要な人とを結びつけるための支援を行います。

⑥ 介護予防と健康づくりの推進

- 高齢者が要支援・要介護状態になることや要介護状態の悪化を予防し、できる限り健康でいきいきとした生活が送れるよう、介護予防や健康づくりの取り組みに積極的に参加できる環境づくりを支援していきます。
- フレイル予防は、福岡工業大学等と連携して効果的な取り組みを検討し、推進していきます。
- また、障がいのある人に対する健康づくりに関する取り組みを行い、保健医療サービスの充実を図っていきます。

⑦ 生活環境の整備

- 道路や公園、役場、学校などの公共施設のバリアフリー化を推進し、誰もが利用しやすい環境にしていきます。
- 高齢者や障がいのある人が住み慣れた地域で暮らしていくように、見守り活動や買物支援などの取り組みに努めていきます。

⑧ 感染症対策

- 新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、事業所や医療機関、福岡県などの関係機関と連携しながら、感染症対策についての周知啓発、研修、支援応援体制を強化していきます。
- 3密（密集、密接、密閉）を避け感染拡大防止のため、情報通信技術（ＩＣＴ）を活用した会議の実施などによる業務のオンライン化を推進していきます。

⑨ 災害対策

- 近年の災害の発生状況から、ハザードマップや避難行動要支援者名簿の作成や活用に努めます。
- 広報紙や講座などを通じて、自主防災組織や住民の防災意識を高めるよう努めます。

▲▲総論と各論の対応表▲▲

※【総論】の3つの基本目標と【各論】の10本の取り組みの柱について主に対応しているものに○をつけ、
【総論】の9つの相関的な取り組みと【各論】の具体的な取り組みが主に対応しているものに○をつけました。

【総論】

基本理念: 個性を尊重し、健やかにいきいきと暮らせるまち

3つの基本目標:

- 1 地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進
- 2 関係機関が連携を強化した支援の推進
- 3 住民の理解と協力による保健福祉活動の推進

9つの相関的な取り組み:

①社会参加活動への支援	②相談体制と情報提供の充実
③自立支援	④権利擁護と相互理解
⑤地域での支え合い	⑥介護予防と健康づくりの推進
⑦生活環境の整備	⑧感染症対策
⑨災害対策	

【基本理念】

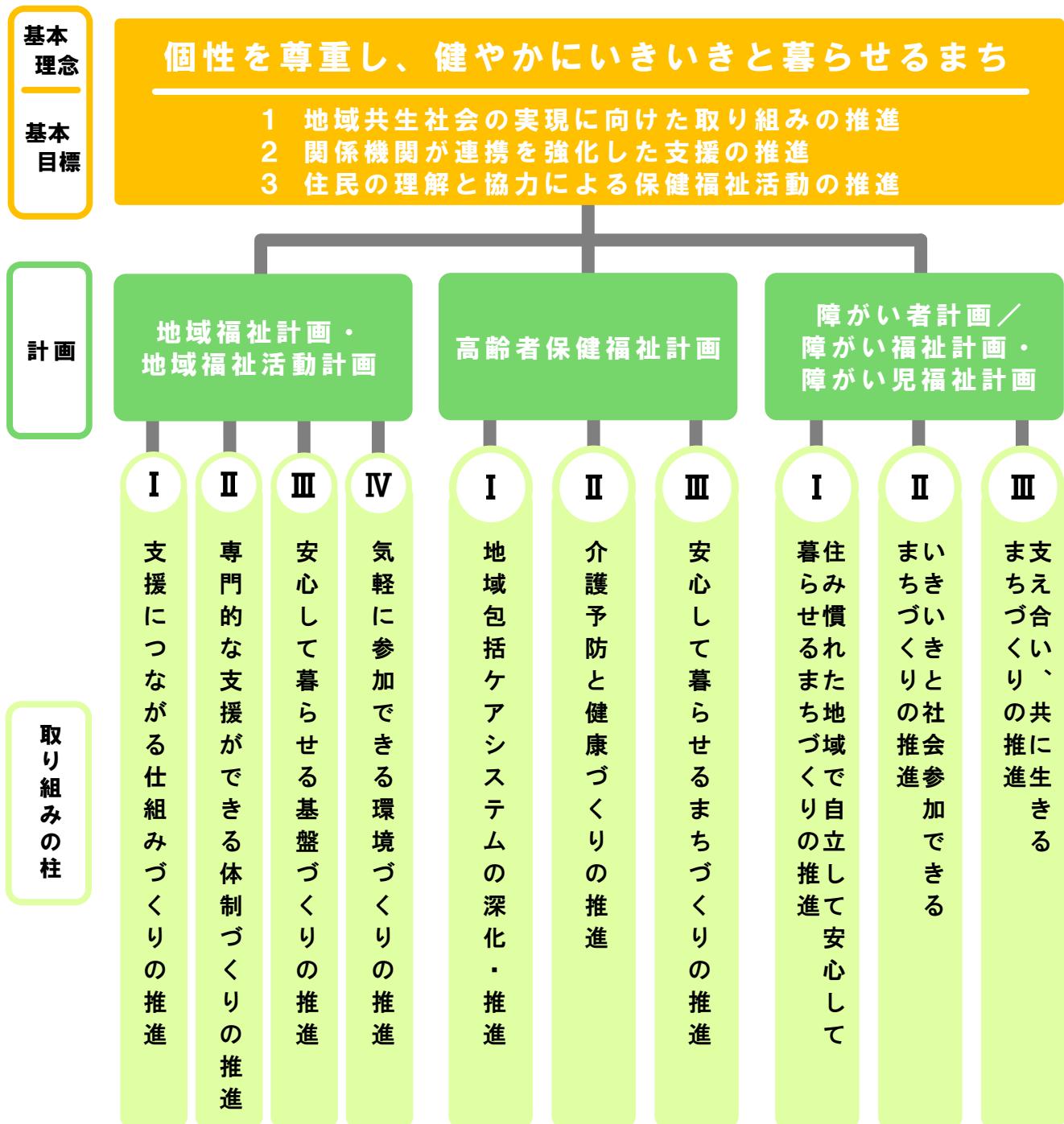
分野	【各論】 10本の取り組みの柱	【総論】 3つの基本目標			【各論】 具体的な取り組み	【総論】 9つの相関的な取り組み								
		1 向地 け域 た共 生社 り社 組会 の実 現に 推進 に よ る	2 し関 た関 係機 援機 が推 進携 を強 化	3 保住 健民 福の 祉理 解動 と協 推力 進に よる		① 社会 参加 活動 への 支 援	② 相談 体制 と情 報提 供の 充 実	③ 自立 支 援	④ 権利 擁 護と 相 互 理 解	⑤ 地 域 で の 支 え 合 い	⑥ 介 護 予 防 と 健 康 づ く り の 推 進	⑦ 生 活 環 境 の 整 備	⑧ 感 染 症 対 策	⑨ 災 害 対 策
		○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○
地域福祉計画・地域福祉活動計画	I 支援につながる仕組みづくりの推進	○	○	○	1 わかりやすい情報提供の充実 2 身近で気軽な相談支援の充実 3 成年後見制度利用の促進	○	○	○				○		
	II 専門的な支援ができる体制づくりの推進	○	○		1 福祉サービスの量や質の充実 2 包括的な支援の充実	○	○					○	○	
	III 安心して暮らせる基盤づくりの推進	○	○	○	1 隣近所などの身近な助け合いの推進 2 地域での理解と協力による支え合いの推進 3 災害時の避難に向けた備えの推進	○				○	○			○
	IV 気軽に参加できる環境づくりの推進	○	○	○	1 人権や福祉について学ぶ機会の充実 2 気軽に参加できる交流の場の充実 3 ボランティア活動への参加促進	○			○			○	○	

【基本理念】			【総論】 3つの基本目標			【総論】 9つの相関的な取り組み											
分野	【各論】 10本の取り組みの柱		1 向地域 た共 取生 り社 組会 みの の実 推現 進に	2 し関 係支 援開 が推 進携 を強 化	3 保住 健民 の祉 理解 活動と の協 推力 による	【各論】 具体的な取り組み			① 社会 参加活 動への 支援	② 相談 体制と 情報 提供の 充実	③ 自立 支援	④ 権利 擁護と 相互 理解	⑤ 地 域での 支え 合い	⑥ 介 護予 防と 健康 づくり の推 進	⑦ 生 活環 境の 整備	⑧ 感 染症 対策	⑨ 災 害対 策
			○	○	○				○	○	○	○	○	○	○	○	
高齢者保健福祉計画	I 地域包括ケアシステムの深化・推進		○	○	○	1 地域包括支援センターの機能強化		○	○	○							
						2 地域包括ケア会議の充実		○	○	○		○	○				
						3 在宅医療・介護連携推進事業の充実			○								
						4 認知症施策の充実			○		○	○				○	
						5 生活支援体制整備の推進	○					○					
	II 介護予防と健康づくりの推進				○	1 介護予防・生活支援サービス事業の充実			○	○			○				
						2 一般介護予防事業の充実		○				○					
						3 健康づくりの推進	○					○					
	III 安心して暮らせるまちづくりの推進		○			1 権利擁護の推進		○	○	○							
						2 在宅生活支援の推進		○	○		○			○	○	○	
						3 生きがいづくりの推進	○	○	○		○	○					
						4 生活環境整備の推進							○	○	○		
障がい者計画／障がい福祉計画・障がい児福祉計画	I 住み慣れた地域で自立して安心して暮らせるまちづくりの推進		○		○	1 生活支援のための基盤づくり		○	○	○	○	○	○	○	○	○	
						2 保健や医療に関するサービスの充実			○				○		○		
						3 雇用と就労の充実	○	○	○								
						4 安心・安全対策の推進										○	
	II いきいきと社会参加できるまちづくりの推進				○	1 療育と教育の充実	○	○	○		○		○				
						2 地域での交流やスポーツ・文化活動への参加の機会の充実	○	○			○						
						3 生活環境の整備		○						○			
	III 支え合い、共に生きるまちづくりの推進		○			1 理解の促進と差別解消の推進	○	○	○	○							
						2 人権や権利を擁護するための仕組みづくり		○		○							

第4節 取り組みの体系

基本目標の実現に向け、本プランを構成する地域福祉、高齢者保健福祉、障がい者・児福祉の3分野の計画において、それぞれの計画の性格や特徴などを活かしながら、10本の「取り組みの柱」を掲げ、福祉3分野に関する取り組みを総合的に推進していくものとします。

▲▲取り組みの体系▲▲





第 2 部 各 論

※ アンケート調査などについて

各計画の「現状と課題」は、下記のアンケートやヒアリングをもとに作成していますが、新型コロナウィルス感染症拡大に伴う福岡県での緊急事態宣言（令和2年4月7日～5月31日）前、及び拡大時期と重なる状況下においての調査結果となります。

地域福祉アンケート・・・令和2年4月、18歳以上の町民を対象に、地域福祉に関する意識や経験などについてのアンケート

配布数	回収票数	回収率
2,000	947	47.4%

高齢者生活アンケート・・・令和元年6月、要支援・要介護認定を有していない65歳以上の高齢者を対象に、健康状態や生活の様子などについて、福岡県介護保険広域連合が実施したアンケート

配布数	回収票数	回収率
2,522	1,319	52.3%

障がい福祉アンケート・・・令和2年4月、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者福祉手帳の所持者を対象に、暮らしや支援、権利擁護などについてのアンケート

配布数	回収票数	回収率
1,455	727	50.0%

専門職ヒアリング・・・令和2年6月、福祉や介護の専門職を対象に、現状課題についての記述式調査票によるヒアリング

関係団体アンケート・・・令和2年7月、地域の関係団体などを対象に、現状課題についての選択式調査票によるアンケート

**地 域 福 祉 計 画 •
地 域 福 祉 活 動 計 画**

第1章 取り組みの柱

基本理念の実現をめざし、基本目標の達成のため、地域福祉計画・地域福祉活動計画での取り組みの柱として4つの柱を設定します。

I 支援につながる仕組みづくりの推進

誰もが必要なときに福祉に関する適切な支援を利用できるようになることをめざします。そのために、情報提供や相談支援体制を充実させ、成年後見制度利用の促進を図りながら、福祉に関する支援につながる仕組みづくりを進めます。

II 専門的な支援ができる体制づくりの推進

誰もが必要なときに専門的な支援を利用できるようになることをめざします。そのために、公助の取り組みとして、福祉サービスの提供体制の充実を図るとともに、地域福祉の充実のために関係する組織や団体が共に協力し合っていくことで、連携した包括的な支援ができる体制づくりを進めます。

III 安心して暮らせる基盤づくりの推進

誰もが安心して暮らせるようになることをめざします。そのために、互助や共助の取り組みとして、隣近所などの身近な助け合いとともに、地域での理解と協力による支え合いの仕組みと体制を整えることで、地域において安心して暮らせる基盤づくりを進めます。

IV 気軽に参加できる環境づくりの推進

誰もが気軽に社会参加できるようになることをめざします。そのために、学びの機会を提供し、交流の場を充実させ、ボランティア活動への参加促進を図ることで、社会参加の機会の充実を図る環境づくりを進めます。

第2章 取り組みの体系

基本
理念

個性を尊重し、健やかにいきいきと暮らせるまち

基本
目標

- 1 地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進
- 2 関係機関が連携を強化した支援の推進
- 3 住民の理解と協力による保健福祉活動の推進

の柱
取り組み

I 支援につながる
仕組みづくりの
推進

II 専門的な支援が
できる体制
づくりの推進

III 安心して
暮らせる基盤
づくりの推進

IV 気軽に参加でき
る環境づくりの
推進

I 支援につながる仕組みづくりの推進

- | | |
|------|---|
| 取り組み | <ol style="list-style-type: none">1 わかりやすい情報提供の充実2 身近で気軽な相談支援の充実3 成年後見制度利用の促進（成年後見制度利用促進計画） |
|------|---|

II 専門的な支援ができる体制づくりの推進

- | | |
|------|---|
| 取り組み | <ol style="list-style-type: none">1 福祉サービスの量や質の充実2 包括的な支援の充実 |
|------|---|

III 安心して暮らせる基盤づくりの推進

- | | |
|------|---|
| 取り組み | <ol style="list-style-type: none">1 隣近所などでの身近な助け合いの推進2 地域での理解と協力による支え合いの推進3 災害時の避難に向けた備えの推進 |
|------|---|

IV 気軽に参加できる環境づくりの推進

- | | |
|------|---|
| 取り組み | <ol style="list-style-type: none">1 人権や福祉について学ぶ機会の充実2 気軽に参加できる交流の場の充実3 ボランティア活動への参加促進 |
|------|---|

第3章 取り組みの内容

取り組みの柱Ⅰ 支援につながる仕組みづくりの推進

現状と課題

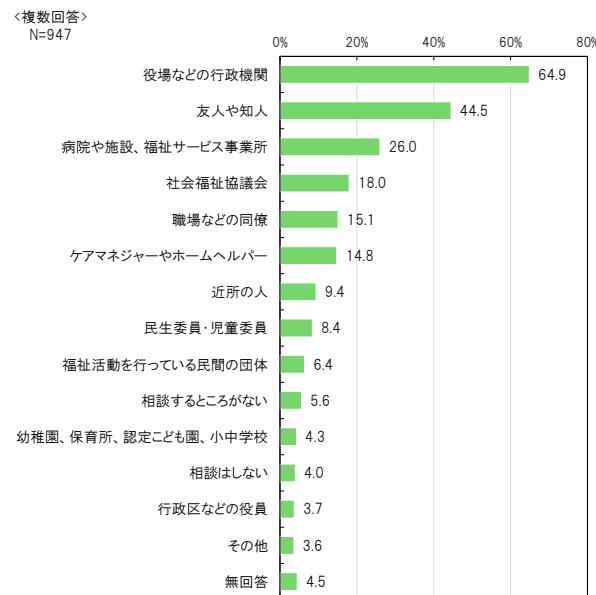
福祉に関する支援についての情報提供や相談支援体制を充実させることで、誰もが必要なときに適切な支援を利用できるようになることが求められています。

現 状

アンケート調査などにおいて、役場に期待することについて、「福祉サービスに関する情報供給を充実する」が最も高くなりました。多くの町民は、役場が発信する福祉サービスの情報を信頼し、大切で重要なものとして考えている様子がうかがえます。一方で、**どのような支援やサービスがあるのか、それらを受けるためにはどのようにすればよいのか、などについて、知らない人たちが多いのではないか**、との意見がありました。

生活上の困りごとを抱えたときの家族以外の相談場所や相談相手について、「友人や知人」の44.5%に対し20%以上の差をつけて、「役場などの行政機関」が64.9%で最も高になりました。多くの町民は、役場などの行政機関が生活上の困りごとの相談先として、友人や知人以上に信頼し、大事なところと考えている様子がうかがえます。一方で、**生活上の問題が生じたとき、どこに、どのように相談をしたらいいのかよくわからない人たちが多いのではないか**、との意見がありました。

成年後見制度の周知度について、「名前も内容も知っている」、今後の利用意向について、「将来、必要があれば利用したい」が最も高になりました。多くの町民が、**成年後見制度への関心が高く、利用についても前向きに考えている**様子がうかがえます。



課題

福祉に関する支援を必要とする人が必要な情報をいつでも得られるような仕組みづくりとともに、情報の入手が困難な人へのきめ細かい配慮など、**わかりやすい情報を提供するための工夫と充実を図っていくことが大切です。**

役場や社会福祉協議会の相談窓口、相談支援を行っている福祉サービス事業所など、地域の相談支援機関が、**住民にとってより身近なものとなるように努めながら、相談支援の充実を図っていくことが求められています。**

成年後見制度について、周知を図るとともに、**成年後見制度を必要とする住民の支援や利用につなげるための体制づくりを進めていくことが期待されています。**

基本的方向

1. わかりやすい情報提供の充実
2. 身近で気軽な相談支援の充実
3. 成年後見制度利用の促進

1 わかりやすい情報提供の充実

自分や家族が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">●広報紙や回覧板などをよく読み、福祉に関する支援についての知識を身につけましょう。●福祉に関する支援についての学習会などに参加するよう心がけましょう。●福祉に関する支援について、どのような情報が必要なのかということを周囲に求めると同時に、積極的に発信しましょう。
地域の組織・団体が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">●チラシや回覧板などを活用し、必要な福祉に関する支援の情報を伝達しましょう。●福祉に関する支援についての学習会などを地域で開催しましょう。●民生委員・児童委員や福祉協力員などによる見守り活動のなかで、福祉に関する支援の情報を提供しましょう。
事業所などが取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">●福祉サービス事業所では、必要な福祉に関する支援などについての情報を利用者やその家族に対し、十分に説明しましょう。●福祉サービス事業所では、地域の人たちにサービス内容を理解してもらうため、施設見学などを積極的に開催しましょう。

社会福祉協議会が取り組むこと

地域福祉活動計画

- 社会福祉協議会の役割や活動内容について幅広く周知します。
- 「社協だより」や「ぐりっこだより」で、福祉に関する支援の情報提供の充実を図ります。
- 「社協だより」や「ぐりっこだより」、ホームページ、SNS、パンフレットに掲載する内容を、読みやすい文章とするなど工夫し、わかりやすい情報提供に努めます。
- サロンなど居場所活動での情報提供に努めます。

具体的な活動・事業

- ☆ 「社協だより」の発行（月1回）
- ☆ 「ぐりっこだより」の発行（月1回）
- ☆ ホームページ、SNS（ツイッター、フェイスブック、インスタグラム）の充実

行政が取り組むこと

- 「広報ささぐり」で、福祉に関する支援についての情報の提供の充実を図ります。
- 福祉に関する支援の情報提供について、文字を大きくすることやふりがなを表示するなど、情報の受け手に配慮した方法を工夫します。
- ホームページやパンフレットなどについては、見やすく読みやすくなるよう工夫するとともに、インターネットやSNS、その他の手段を活用しながら、福祉に関する支援についての情報を提供するよう努めます。
- 福祉に関する支援の内容や利用の手続きなどの情報をわかりやすくまとめたチラシや冊子などを作成し、対象となる人に配布できるよう努めます。
- 地域の組織や団体、幼稚園・保育所・認定こども園、小中学校などを通じ、あらゆる機会を活用して、福祉に関する支援制度の浸透に努めます。
- 福祉に関する支援についての情報提供を行う相談窓口では、手話や筆談などによるコミュニケーションの支援が行える体制を整えます。
- 必要に応じて福祉に関する支援についての説明会を開催するとともに、その会場では、情報保障の観点から求められる配慮に努めます。
- 情報の入手が困難と判断される高齢者や障がいのある人などには、その家族に対しても丁寧に説明するなど、情報が行き届くよう努めます。
- 福祉サービスに関する情報の入手や理解が困難と思われるところには、訪問するなど、きめ細かい情報の提供に努めます。

2 身近で気軽な相談支援の充実

自分や家族が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">困っているときには悩みをひとりで抱えこまず、民生委員・児童委員や地域の相談支援機関などに気軽に相談しましょう。自己や家族だけで解決していくことが困難な悩みは抱えこまず、積極的に専門的な関係機関の相談窓口を利用するよう心がけましょう。必要に応じて、広報やホームページなどを利用して、専門的な関係機関の相談窓口に関する情報を収集しましょう。
隣近所が協力して取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">隣近所の人が困りごとで悩んでいたら、地域の相談支援機関や専門的な関係機関の相談窓口を利用するよう声をかけいましょう。
地域の組織や団体が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">福祉に関する支援についての専門的な関係機関の相談窓口を知らせてていきましょう。生活上での困りごとについて、専門的な支援の必要性が確認できた場合には、行政機関などの専門の相談窓口へつなぎましょう。民生委員・児童委員同士の情報交換や意見交換の場を設けるなど、連携を強化する仕組みづくりを進めるとともに、民生委員・児童委員の役割について、住民に知らせるよう心がけましょう。
事業所などが取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">福祉サービス事業所が利用者やその家族にとって、より身近で気軽な相談の場となるよう、相談員の専門性の向上に努めるとともに、相談者の利便性の向上につながるよう、相談支援体制の充実を図りましょう。利用者本人の自己選択・自己決定を促す丁寧な意思決定支援を実践しましょう。

社会福祉協議会が
取り組むこと

地域福祉活動計画

- 職員の専門性の向上に努めるとともに、地域で福祉活動をしている人達との信頼関係を作り、誰もが気軽に相談できる環境を整えます。
- 相談支援が、住民にとってより身近なものとなるよう、地域へ出向き、支援を必要とする本人や民生委員・児童委員、福祉協力員の相談に応じながら、福祉に関する支援の利用につないでいくアウトリーチ型の支援を進めます。
- 町や各種専門機関と情報交換や連携の強化を図ります。
- 定期的に専門家（弁護士・司法書士）、町相談員による相談会を開催し、町民の困りごとについて解決へ導きます。

具体的な活動・事業

☆心配ごと相談事業（月2回）

日常生活上の心配ごとから、法律に関する相談までさまざまな相談ごとに応じた相談を実施します。

行政が
取り組むこと

- 誰もが必要なときに気軽に相談できるよう、民生委員・児童委員や地域の相談支援機関の周知を図ります。
- 役場の窓口と共に、地域包括支援センターや子育て世代包括支援センターなどを地域における相談支援の拠点として、その機能充実を図ります。
- 相談窓口担当職員の知識向上のため、研修などへの参加を促します。
- 担当する相談窓口が複数か所にまたがるときには、相談者に対し丁寧な案内を心がけるとともに、必要に応じ、同行しながら支援します。
- 相談支援が、住民にとってより身近なものとなるよう、地域へ出向き、相談に応じながら、福祉に関する支援の利用につないでいくアウトリーチ型の支援を進めます。

3 成年後見制度利用の促進（成年後見制度利用促進計画）

自分や家族が
取り組むこと

- 成年後見制度や日常生活自立支援事業についての理解を深め、必要に応じて利用するよう心がけましょう。

地域の組織や団体が
取り組むこと

- 成年後見制度や日常生活自立支援事業についての理解を深めるための学習会などを開催し、住民に参加を求めましょう。
- 成年後見制度利用者の支援や、制度の利用につなげるための体制づくりに協力しましょう。

事業所などが取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ●成年後見制度利用者の支援や、制度の利用につなげるための体制づくりに協力しましょう。
社会福祉協議会が取り組むこと	<p>地域福祉活動計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ●認知症や知的障がい、精神障がいなどにより適切な判断が難しい人が、地域において自立した生活を送ることができるよう、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭の使い方の相談・支援する日常生活自立支援事業の周知に努めます。 ●成年後見制度利用者の支援や、制度の利用につなげるための体制づくりに、町と連携して取り組みます。 <p>具体的な活動・事業</p> <p>☆日常生活自立支援事業</p> <p>認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、自分ひとりで契約などの判断をすることが不安な人や金銭管理に困っている人などが利用できます（福祉サービス利用の支援、日常的なお金の出し入れの支援、重要な書類の預かり）。</p>
行政が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ●成年後見制度に関する広報活動などを実施し、周知啓発に努めます。 ●町長申立や後見活動の報酬助成を行うことで、成年後見制度を必要とする人を利用につなげる支援を実施します。 ●成年後見制度を必要とする人の支援や利用につなげるための体制づくりのため、支援者チーム（本人の支援を行う親族、医療・介護・福祉や地域の関係者と後見人など）を支援する地域の関係団体、中核機関（福祉課）、その他成年後見制度の利用に関連する事業者などから構成する地域連携ネットワークの構築を進めます。 ●全国的にみれば、成年後見制度における不正事案は、親族後見人などの理解不足・知識不足から生じるケースが多くなっていることから、広く町民へ制度の理解を促し、普及することにより不正を未然に防止する意識の醸成を図ります。 ●成年後見制度の利用者に対し、密接な身上保護と見守りが行われるとともに、本人の尊厳を守りながら、本人の意向に基づいた福祉サービスや医療などのサービスの提供がなされるよう、支援体制の充実に努めます。 ●社会福祉協議会で実施している日常生活自立支援事業と連携し、認知症や障がいの程度に応じてスムーズに成年後見制度へ移行するよう努めます。

取り組みの柱Ⅱ 専門的な支援ができる体制づくりの推進

現状と課題

福祉サービスの提供体制の充実を図るとともに、連携した包括的な支援ができる体制づくりを進めることで、誰もが必要なときに専門的な支援を利用できるようになることが求められています。

現 状

アンケート調査等において、住み慣れた地域で、安心して暮らしていくため、町に求める支援について、「特別養護老人ホームや障がいのある人の入所施設などの施設サービスの充実」が最も高く、次いで「ホームヘルパーやデイサービスなどの在宅福祉サービスの充実」となりました。多くの町民が、町に希望するサービスや支援について、**在宅や施設での福祉や介護のサービスの充実**を挙げています。老老介護や親亡き後の障がいのある人の生活、子どもが病気をしたときの対応などを考えていくうえで、福祉や介護のサービスの充実を求める意見がありました。

生活が困窮した状態であっても、地域から孤立しがちのため情報不足となっていることや、個人情報保護の観点からそのような状況を把握しづらいこともあり、なかなか相談支援に結びつかないことがあるなどの意見がありました。このようなところでは、本人のみならず、共に暮らす**家族全体**が、複合的な多くの生活上の問題を抱えていることもあり、問題の解決をより複雑にしています。



課題

法や制度に定める支援や各種福祉サービスについて、必要とする住民に対し適切に提供できる体制づくりを進め、**支援の量の確保と質の向上を図っていくことが大切です。**

複雑かつ多問題化した生活上の課題を抱える人や世帯などにすみやかに対応し、適切な福祉に関する支援につながるように、役場内ならびに地域の相談支援機関や関係機関、福祉サービス事業所の間で情報共有や連携を強化しながら、相談支援を進めるとともに、包括的な支援ができる体制づくりが求められています。

基本的方向

1. 福祉サービスの量や質の充実
2. 包括的な支援の充実

1 福祉サービスの量や質の充実

自分や家族が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">● 福祉サービスを利用する際、わからないことは問い合わせ、説明を求めましょう。● 福祉サービスに関する苦情がある場合には、苦情相談窓口などを活用しましょう。
地域の組織や団体が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">● 福祉サービス事業所での行事などに積極的に参加し、交流を深めながら、地域と同事業所との信頼関係を築きましょう。
事業所などが取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">● 福祉サービス事業所では、利用者の利益を最優先に考えたサービスを提供し、その質の向上に努めましょう。● 福祉サービス事業所での行事などに地域からの参加を求め、交流を深めながら、同事業所と地域との信頼関係を築きましょう。● 福祉サービス事業所では、サービスの提供にあたり、新型コロナウイルス感染症などの感染防止策を徹底する取り組みを進めましょう。
社会福祉協議会が取り組むこと	<p>地域福祉活動計画</p> <ul style="list-style-type: none">● 利用者が住み慣れた地域で生活を継続できるように、安心と信頼のできる在宅福祉サービスを提供します。● 制度やサービスが整っていないような課題について、積極的に地域での情報収集を行い、地域の人と共に解決できるような体制づくりに努めます。

- 福祉サービスの利用について、住民から苦情相談があった場合には、苦情相談窓口や第三者委員などの苦情解決制度を説明するとともに、その解決に向けて適切に対応します。
- 福祉サービスの提供にあたり、新型コロナウイルスなどへの感染防止策を徹底する取り組みを進め、地域への周知啓発に努めます。

具体的な活動・事業

☆ずっと安心スマイルライフ事業

事前に預託金を預かり、葬儀・家財処分などのサービスを実施します。契約後は定期的な見守りや入退院のお手伝いなどのほか、ライフステージ毎に発生する福祉相談を受け必要な支援事業につなぎます。

☆乳酸菌飲料配達事業

75歳以上のひとり暮らしで条件を満たす人を対象に、安否確認のための乳酸菌飲料の配付を行います。配達員や民生委員・児童委員と連携しながら利用者の安否確認を行います。

☆介護予防・日常生活支援総合事業

要支援認定または基本チェックリスト該当者で家事援助を必要とする人を対象に、家事援助を行います。

☆家事援助サービス事業

要介護認定で非該当者のうち家事援助を必要とする人、認定を受けても同居家族がありサービスを利用できない人などを対象に買い物、調理などの援助などを行います。

☆産前・産後支援ヘルパー事業

出産前後（産前～生後1年未満）の期間、体調不良などの理由で家事・育児などの援助を必要とする家庭にヘルパーが訪問します。

☆福祉用具貸出事業

車イス、ポータブルトイレ、浴用チェア、歩行器などの貸出を行います。（条件あり）

☆チャイルドシート貸出事業

里帰りや祖父母などによる一時利用などに対応するため貸出しを行います。

☆鍼灸・マッサージ割引券支給事業

65歳以上の人を対象に鍼灸・マッサージの施術料の助成（1回につき1,500円・年間30回）を行い、高齢者の健康促進、障がいのある人の生業支援を行います。

社会福祉協議会が
取り組むこと

行政が
取り組むこと

☆移送サービス

高齢や障がいなどにより常時車イスが必要な人を対象に、車イス対応車、リフトアップ車の貸出を行い、あわせて必要に応じ運転ボランティアによる送迎サービスを行います。

☆歳末見舞金支給（商品券）

身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人に対して、「歳末見舞金（商品券）」を配付します。

☆篠栗・久山ファミリーサポートセンター

子育ての支援を必要とする人と支援をしたい人のマッチングを行い、地域の人が子育て中の家庭を支援します。会員になるための講習会の受講が必要です。

- 福祉・介護分野での個別計画を進めることにより、サービスの質や量の充実を図ります。
- 住民からの求めに的確に対応していくため、近隣市町との連携を深めながら、福祉サービスの充実に努めます。
- 福祉サービス事業者に対し、福祉サービスの質の向上の必要性や取り組みについて啓発します。
- 「オアシス篠栗巡回バス」の運用については、利用者の利便性を高めるための検討を進めます。
- 福祉サービス事業者の選択には、第三者評価制度による評価内容を活用するよう住民へ啓発します。
- 福祉サービスの利用について、住民から苦情相談があった場合には、解決に向けて適切に対応します。また、苦情解決のため、苦情相談窓口や第三者委員などの苦情解決制度について周知します。
- 福祉サービス事業所などに対し、感染症対策の訓練や感染拡大防止策の周知啓発の実施とともに、感染症発生時に備えた平時からの事前準備（適切な感染防護具、消毒液その他の感染症対策に必要な物資の備蓄など）や、感染症発生時の代替サービスの確保に向けた連携体制の構築などを行うよう促します。
- 福祉サービス事業所の職員が感染症に対する理解や知見を有したうえで業務に当たることができるよう、感染症に対する研修の充実を図ります。
- 感染症対策に資するため、平時から情報通信技術（ＩＣＴ）を活用した業務のオンライン化の推進に努めます。

2 包括的な支援の充実

自分や家族が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">●自分や家族の力だけでは解決ができない課題を抱え込まず、専門的な相談窓口の利用や、専門的な関係機関からの支援を求めるよう心掛けましょう。●自分が、家族などから虐待などの不適切な扱いを受けていると感じるときには、すみやかに誰かに相談し、支援を求めましょう。●自分の周囲で、子どもや高齢者、障がいのある人に対する虐待、もしくは虐待と思われる様子に気がついたときには、支援につながるよう、警察や児童相談所などの専門機関、町の担当課や地域包括支援センターへすみやかに連絡しましょう。
隣近所が協力して取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">●隣近所の人が複雑かつ多問題化した生活上の課題を抱え込んでいたら、専門的な関係機関の相談窓口の利用や、専門的な関係機関からの支援を求めるよう声をかけ合いましょう。●隣近所で、子どもや高齢者、障がいのある人などに対する虐待、もしくは虐待と思われる様子に気がついたときには、支援につながるよう、警察や児童相談所などの専門機関、町の担当課や地域包括支援センターへすみやかに連絡しましょう。
地域の組織や団体が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">●日頃から、複雑かつ多問題化した生活上の課題に関する専門的な相談窓口の利用や、専門的な関係機関からの支援のことを知らせてていきましょう。●見守り活動などで、複雑かつ多問題化した生活上の課題を抱え込んでいることが確認できた場合には、行政機関などの専門の相談窓口へつなぎましょう。●子どもや高齢者、障がいのある人に対する虐待を防止するため、気にかかる家庭については、民生委員・児童委員と近隣者が協力しながら、声かけや見守りを進めましょう。
事業所などが取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">●福祉サービス事業所で、利用者が複雑かつ多問題化した生活上の課題を抱えているときには、関係する機関や事業所などと情報を共有し、連携を図りながら、包括的な支援のために協力しましょう。

社会福祉協議会が 取り組むこと

地域福祉活動計画

- 地域の組織や団体、関係機関、事業所などの理解と協力、参加を求める連携を図りながら、地域のなかで支援を必要とする人や世帯の相談支援や包括的かつ継続的に支援できる体制づくりを進めます。
- 見守り活動の際などに複雑かつ多問題化した生活上の課題を抱え込んでいることが確認できた場合には、行政機関などの専門の相談窓口へつなげることの大切さを啓発します。
- 低所得などによる貸付などの問い合わせがあった際には、必要に応じて、関係機関と情報を共有し、連携を図りながら相談支援を進めます。
- 低所得などで生活に困窮する人や世帯に対しては、就労をはじめとする関係機関と連携を図りながら、複雑かつ多問題化している生活上の課題の解決に向けた適切な支援を進めていきます。
- 公的な制度だけでは対応できない人などに対して、自立した生活が送れるよう、新たな事業や取り組みの検討、実施に努めるとともに、住民が抱える生活上の課題に的確に対応していくため、新たなニーズの把握に努めます。

具体的な活動・事業

☆生活福祉資金貸付事業

収入が少ない世帯などに対し、各種資金の貸付を行います。

☆ふくおかライフレスキー事業

地域の社会福祉法人が連携し、訪問・相談を通じて課題解決ができるようお手伝いを行う社会貢献の取り組み、「ふくおかライフレスキー事業」に参加します。

☆複雑化かつ多問題化した生活上の課題を抱える人を支える新たな取り組みの検討

行政が取り組むこと

- 地域共生社会の実現に向け、地域生活課題を抱える人や世帯に対する一体的かつ重層的な支援体制づくりのための検討を進めます。
- あらゆる福祉に関する相談について、包括的に応じることができる体制（福祉ワンストップ窓口の設置など）を整えるための検討を進めます。
- 地域で活動している相談支援窓口のネットワークを構築し、情報交換や情報の共有を図りながら、複雑かつ多問題化した生活上の課題を抱える人や世帯の包括的な相談支援に応じていく体制づくりを進めます。
- 生活に困窮する人や世帯にかかわる情報を役場内で共有することで、すみやかに相談支援につながるよう努めます。
- 地域の組織や団体、事業所などの理解と協力、参加を求めながら、地域での生活を送るうえで支援を必要とする人や世帯に対する包括的な生活支援に関する体制づくりを進めます。
- 福祉サービス事業者や医療機関などの関係者が、認知症の人や福祉サービス利用者の支援のため、情報共有や連携を強化できるような仕組みづくりを進めます。
- 福祉サービスを必要とする人や世帯へのきめ細かい対応のため、地域包括ケア会議や自立支援協議会、要保護児童対策地域協議会などの支援に関する組織・団体間の協議の場について、さらなる機能充実を図ります。
- 低所得などで生活に困窮する人や世帯に対しては、就労をはじめとする関係機関と連携を図りながら、複雑かつ多問題化している生活上の課題の改善に向けた包括的な支援を進めていきます。
- 虐待問題に対応する相談や連絡の窓口の周知と機能充実を図ります。
- 地域からの虐待に関する連絡に対し、すみやかに対応できる体制づくりとともに、きめ細かいケアや包括的な支援のさらなる充実を図ります。
- 虐待の加害者に対し、心理的なケアを含めた支援について、関係機関と連携しながら、取り組んでいきます。

取り組みの柱Ⅲ 安心して暮らせる基盤づくりの推進

現状と課題

隣近所などでの身近な助け合いとともに、地域での理解と協力による支え合いの仕組みと体制を整えることで、地域において安心して暮らせる基盤づくりを進めることが期待されています。

現 状

アンケート調査などにおいて、隣近所とのかかわりが希薄になっていく一方で、**近所づきあいや助け合いは大切にしたいとの思いを強く持っている様子がうかがえます。**

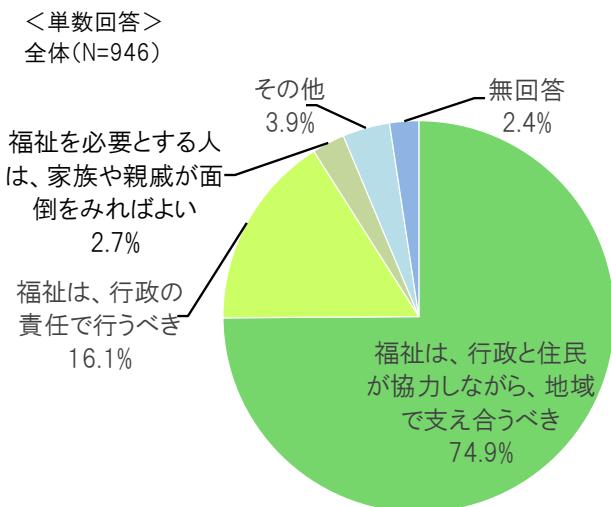
これからも現在住んでいるところに住み続けたいかについて、「住み続けたい」が最も高くなりました。「住み続けたくない」はわずか4.6%でした。これからの「福祉」のあり方について、「福祉は、行政と住民が協力しながら、地域で支え合うべき」が最も高になりました。多くの町民が、地域福祉を推進していくうえで基本となるこの地域への愛着があり、さらに、地域で支え合っていく福祉のあり方を大事だとの思いを強く持っていると思われます。

支援が必要な人たちがどこに住んでいるのかの把握や、災害リスクの周知とともに、**避難が必要になった際に速やかに行動に移せるような取り組みを進めておくことが大切**との意見がありました。

課 題

隣近所の人たちや地域の人たち同士のかかわりを深め、お互いに支え合い、助け合うことで、同じ地域で生活する誰もが地域において孤立することなく安心した暮らしとなることをめざし、**地域での理解と協力による活動を進めることができます**と期待されています。

災害時の円滑な避難行動に備える活動を進めることで、いのちを守る支援の充実を図っていくことが求められています。



基本的方向

1. 隣近所などでの身近な助け合いの推進
2. 地域での理解と協力による支え合いの推進
3. 災害時の避難に向けた備えの推進

1 隣近所などの身近な助け合いの推進

自分や家族が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">●積極的にあいさつや声かけをするなど、普段から近所づきあいや地域でのコミュニケーションを大切にしましょう。●地域の活動や行事などに参加するよう心掛けましょう。●自分ひとりでできないことは、隣近所の人たちに支援や手助けをお願いしましょう。
隣近所が協力して取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">●隣近所に気にかかる人がいたら、隣近所でお互いに協力し合いながら、見守りを心掛けましょう。●困りごとが生じた場合には、隣近所のなかで、お互いに声をかけ合いながら、支え合い、助け合いましょう。●ごみ出し、買い物や通院などの外出といった日常生活のうえでちょっとしたことが十分にできず、困っている人や家族に対し、隣近所で声をかけ合いながら、できる範囲で協力するなど、身近なところで支え合い、助け合いましょう。
社会福祉協議会が取り組むこと	<p>地域福祉活動計画</p> <ul style="list-style-type: none">●社会福祉協議会が支援しているサロン活動などで、隣近所の人たちや地域の人たち同士のかかわりを深め、お互いに支え合い、助け合うことの大切さを啓発します。●地域で取り組むサロンなど、誰もが日常的に集い、交流し、見守り、支え合う活動ができる「場」が支え合いへつながるよう支援します。 <p>具体的な活動・事業</p> <p>☆ふれあい・いきいきサロン</p> <p>主にひとり暮らし高齢者を対象に見守りを兼ねたお楽しみ会やバスハイクなどを行い、地域の人同士での交流を深めます。</p> <p>☆子育てサロン</p> <p>子育て中の親子同士が気軽に交流したり、子どもたちは思い切り遊んだりできる場です。子育てに関する情報交換や仲間づくりの場を支援します。</p> <p>☆すまいるサロン</p> <p>障がい者（児）とその家族を対象に余暇活動や発達支援を目的とした音楽レクリエーションを行います。</p> <p>☆ふれあいサタデー</p> <p>障がいのある人や発達障害のある人が地域の人と一緒にさまざまな野菜作りに取り組むことで、社会参加、地域交流、仲間づくりを行います。</p>

社会福祉協議会が取り組むこと	<p>☆おひさまカフェ 子どもから大人まで、病気でも障がいあっても、誰でもいつでも気軽に立ち寄り、休息できる空間をつくることで、地域の人達の出会いや憩い、情報交換の場となり、ふれあいのあるまちづくりを行います。</p> <p>☆篠栗・久山ファミリーサポートセンター ☆篠栗町生活支援介護予防協議体</p>
行政が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ●隣近所の人たちや地域の人たち同士のかかわりを深め、お互いに支え合い、助け合うことの大切さを啓発するとともに、地域課題を掘り起こし、地域の取り組みの底上げをします。

2 地域での理解と協力による支え合いの推進

自分や家族が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ●行政区やシニアクラブ、民生委員・児童委員や福祉協力員などによる見守り活動について理解を示し、可能な限り協力するとともに、活動する人たちに対し否定的な姿勢でのぞむことなく、労いの気持ちと言葉かけを大切にしましょう。 ●認知症の家族に関する情報について、不慮の事故などを防ぐため、人権を尊重しながら、必要な範囲で隣近所、地域活動や福祉活動を行う人や団体、行政機関に提供しましょう。
隣近所が協力して取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ●隣近所に気にかかる人がいたら、身近なつながりのなかで支援していくために、行政区やシニアクラブ、民生委員・児童委員や福祉協力員などによる見守り活動と協力し合いましょう。 ●隣近所に暮らす認知症を抱える人や家族のことを隣近所の人たちの間で理解し合い、助け合いましょう。

地域の組織や団体が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ●行政区やシニアクラブ、民生委員・児童委員や福祉協力員などによるひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯、子育て家族、障がいのある人、外国人など、支援が必要な人や世帯の見守り活動を進めましょう。 ●認知症を抱える人や家族について、お互いに協力し合いながら見守りましょう。 ●ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯、障がいのある人、子育て家族、外国人など、支援が必要な人や世帯に対する見守り活動を充実させるため、住民と行政区、民生委員・児童委員や福祉協力員などの間でコミュニケーションを図り、信頼関係を深めながら、情報の共有を進めましょう。 ●民生委員・児童委員などの限られた人たちに過度な負担が強いられない福祉活動のあり方について検討を進めましょう。
事業所などが取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉サービス事業所は、地域に開かれた事業活動をめざし、地域における福祉活動に対して、積極的に協力しましょう。 ●事業者は、その事業活動を行いながら、配達時の声かけや異常を感じた時の通報など、見守り活動に寄与するよう努めましょう。 ●買い物支援について、商工会や販売店の事業者などの関係者間で検討を進め、協力関係を築きながら充実を図りましょう。 ●事業者は、その事業活動で、買い物支援などのサービスを工夫するよう努めましょう。
社会福祉協議会が取り組むこと	<p>地域福祉活動計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地域の支え合い活動で助け合い、地域全体で解決できる仕組みづくりを進めます。 ●身近な地域のなかで、支援が必要な世帯の見守り活動を支援します。 ●福祉協力員について住民に周知し、活動への理解と協力を求めるとともに、福祉協力員の活動を支援します。 ●地域で取り組むサロンなど、誰もが日常的に集い、交流し、見守り、支え合う活動ができる「場」づくりを支援します。 ●障がいのある人同士、子育て家族のふれあい、ひとり親同士、ひきこもり当事者・家族など、お互いに悩みを語り合い、交流を深めることができる場や機会をつくり、充実を図ります。 ●町包括支援センターと連携し認知症に関する理解者を増やしていく事業に取り組みます。

社会福祉協議会が取り組むこと

具体的な活動・事業

☆ふれあい・いきいきサロン

☆子育てサロン

☆すまいるサロン

☆ふれあいサタデー

☆おひさまカフェ

☆福祉協力員設置

地域の人達同士でお互いに気にかけあう地盤作りのため研修や交流を行います。

☆ひとり親家庭支援

ひとり親家庭が必要としている支援について情報収集し取り組んでいきます。

☆ボランティア養成講座

認知症や障がい、子育てなど、それぞれの分野での課題を学ぶ場づくりや、住民の福祉力向上のための講座や学習会などを行います。

☆篠栗町生活支援・介護予防協議体事業

☆篠栗・久山ファミリーサポートセンター事業

☆ひきこもりに関する取り組み（新規取り組みの検討）

町内での実態把握や近隣市町村の取り組みの情報収集を行い、具体的な事業に取り組んでいきます。

行政が取り組むこと

- 地域福祉活動を進める際の課題となっている個人情報の取り扱いについてのルールづくりを進めます。
- 行政区やシニアクラブ、民生委員・児童委員や福祉協力員などによるひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯、認知症の人、障がいのある人、子育て家族、外国人など、支援が必要な人や世帯の見守り活動を支援します。
- 事業者が、その事業活動を行いながら実施に努める見守り活動について、組織的な取り組みとなるよう関係者間で検討し、調整を図っていきます。
- 買い物支援について、商工会や販売店の事業者などの関係者に対し理解と協力を求める取り組みを進めます。

3 災害時の避難に向けた備えの推進

自分や家族が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">大雨などによって発生する土砂災害や河川の氾濫により水があふれた場合に予想されるエリアを示す「篠栗町防災マップ」を活用して、大雨による浸水や土砂災害が発生するエリアを把握しておきましょう。災害時にすぐに避難できるよう、防災情報に注意を払うとともに、日頃から「篠栗町防災マップ」を活用しながら、避難経路や避難所について確認しておきましょう。町が実施する避難行動要支援者名簿の作成や活用などに関わる取り組みについて理解し、可能な限り協力しましょう。地域での防災や減災に関する取り組みに参加しましょう。
隣近所が協力して取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">災害時には、隣近所の助け合いが重要になるため、日頃から声をかけ合える関係づくりに努めましょう。
地域の組織や団体が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">福祉サービス事業所では、日頃から「篠栗町防災マップ」を活用しながら、大雨による浸水や土砂災害が発生するエリアを把握し、避難所までの経路の確認をしておきましょう。防災や減災のための学習会を開催し、地域での防災意識を高めましょう。自主防災組織活動を活性化し、災害時に支援し合える体制を整えましょう。災害時、避難行動に支援が必要な人の情報について、個人情報保護に配慮しながら、地域で可能な範囲で共有し、地域全体で対応できる体制を築きましょう。災害時、避難行動に支援が必要な人を交え、必要となるさまざまな対応を想定して、防災訓練を実施しましょう。
社会福祉協議会が取り組むこと	<p>地域福祉活動計画</p> <ul style="list-style-type: none">災害時の対応について、災害ボランティアの受け入れや活動がスムーズにできるよう、定期的にシミュレーションや訓練を行い、素早い復旧をめざします。災害時の対応について、近隣の社会福祉協議会とのさらなる連携強化を図ります。災害時の対応について、町の関係各課との連携を密にします。 <p>具体的な活動・事業</p> <p>☆災害ボランティアセンター事業</p>

行政が 取り組むこと

-
- 「篠栗町防災マップ」を活用して、日頃から大雨による浸水や土砂災害が発生するエリアを把握し、家から避難所までの経路の確認しておくことを啓発します。
 - 自主防災組織活動の活性化を図るため、自主防災訓練などへの支援を行います。
 - 住民の防災意識を高めるよう、広報紙や講座などを通じて防災や減災についての情報提供や啓発の充実を図ります。
 - 避難行動要支援者名簿の作成や活用などに関わる取り組みについての理解と協力を求める啓発活動を進めます。
 - 災害時に必要となるさまざまな対応を想定して、伝達訓練や防災訓練を行います。
 - 災害時に一般避難所での生活が困難な高齢者や障がいのある人などの受け入れ先として、福祉施設が十分に活用できるよう、施設側との協議を深めます。
-

取り組みの柱IV 気軽に参加できる環境づくりの推進

現状と課題

学びの機会を提供し、交流の場を充実させ、ボランティア活動への参加促進を図ることで、誰もが気軽に社会参加できるようになることが求められています。

現 状

アンケート調査などにおいて、「福祉」への関心度について、「とても関心がある」と「やや関心がある」を合わせた『関心がある』が約8割を占めていました。

多くの町民が、福祉について、高い関心を持っていることがうかがえます。認知症をはじめ、支援が必要になる家族についての知識を得て、理解を深めることができ、より良い支援のために大切などの意見がありました。

行政区やシニアクラブ、子ども会などの地域活動の経験について、「活動したことがない」が比較的高くなりました。地域活動への参加状況は高いとはいえない状況にあります。地域での交流の場や機会は大切で、そのような機会を増やし、また、そのような場への参加を促すための工夫が大事との意見がありました。

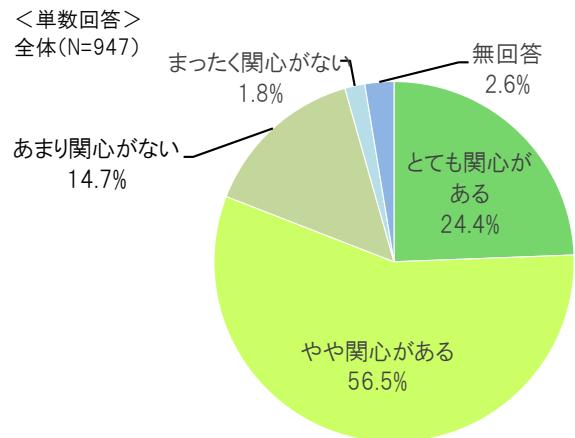
個人的なボランティア活動への参加経験について、「まったく参加したことではなく、今後も参加したいとは思わない」が最も高くなりました。

課 題

人権や福祉に関する学びの場や機会の充実を図るとともに、家族のなかだけで福祉の課題を抱え込んでしまうことがないよう、福祉や介護の制度やサービス、育児や子育て不安の解消、介護や支援の方法などについて、**学ぶ場や機会の充実**が大切です。

身近なところで気軽に参加でき、ふれあいを深めることができる場や機会を充実させ、参加を促すような取り組みが重要になります。

住民がボランティア活動に参加しやすい環境づくりを進めることができます。



基本的方向

1. 人権や福祉について学ぶ機会の充実
2. 気軽に参加できる交流の場の充実
3. ボランティア活動への参加促進

1 人権や福祉について学ぶ機会の充実

自分や家族が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">●人権や福祉について理解を深めましょう。●人権や福祉についての学習会などに参加しましょう。●福祉や介護の制度やサービス、介護や支援の方法、育児や子育て不安の解消などに関する学習会などに参加しましょう。
地域の組織や団体が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">●地域の資源や人材を活かしながら、人権、福祉、介護の制度やサービス、介護や支援の方法、育児や子育て不安の解消などに関する学習会などを開催し、かつ、その継続に努めましょう。●認知症センター養成講座やチームオレンジなど、介護や福祉の取り組みに参加し、理解を深めましょう。●幼稚園・保育所・認定こども園や小中学校では、児童生徒のみならず、保護者を含め、福祉や介護の制度やサービス、介護や支援の方法、育児や子育て不安の解消などについて、学ぶ機会をつくりましょう。
社会福祉協議会が取り組むこと	<p>地域福祉活動計画</p> <ul style="list-style-type: none">●福祉への理解と関心を高める場づくりを進めます。●地域でのいろいろな集まりに出向いて福祉について啓発していきます。●児童や生徒を対象とした福祉教育の充実を支援します。●認知症や障がい、子育てなど、それぞれの分野での課題を学ぶ場づくりや、住民の福祉力向上のための講座や学習会などを行います。 <p>具体的な活動・事業</p> <p>☆ボランティア養成講座</p> <p>住民の福祉への理解と関心を高める講座や支え合いでのマンパワー確保のために毎年いろいろな講座を開講しています。</p> <p>☆福祉協力員設置</p> <p>☆小学校総合学習の支援</p> <p>小学1年生が昔遊びを体験する際の講師として、ボランティアを派遣しています。また小学3年生が福祉について学ぶ際には、障がいのある当事者との交流や、手話やアイマスクなどの体験を通して当事者理解、多様性の理解ができるようボランティアを派遣しています。</p> <p>☆福祉教育教材の配付（町内小学校）</p> <p>小学3年生から福祉について学ぶ総合学習が始まるので、より理解を深めることができるよう、教材を配付しています。</p>

社会福祉協議会が
取り組むこと

☆楽しい子育て講座

子育て中の保護者の不安軽減、リフレッシュ、交流のための講座です。

☆しるばア大学

60歳以上の方を対象に歴史や健康など生活に役立つテーマについて楽しみながら学び、仲間づくりにつなげます。

☆福祉大会・高齢者の集い

5年ごとに開催の福祉大会では、福祉推進に尽力されている人への表彰を行うほか、毎年開催の高齢者の集いでは、文化的な催しを行い、日頃の生活意欲の向上と福祉への理解を図ります。

☆赤い羽根ふれあい食堂

子育て中の親子やひとり暮らし高齢者などが会食やレクリエーションを通して交流する場を提供しています。

☆民生委員・児童委員協議会への助成

高齢者や児童に対する地域の見守りの重要な担い手である民生委員・児童委員の継続した活動推進のための助成金を交付します。

行政が
取り組むこと

- 人権や福祉をテーマとした講演会やイベントを開催します。
- 福祉や介護の制度やサービス、介護や支援の方法、育児や子育て不安の解消などに関する学習会や出前講座などを実施し、福祉の制度や支援の方法などについての理解を深める取り組みを進めます。
- 認知症センター養成講座の開催や、認知症の人や家族に対する早期からの支援などを行う「チームオレンジ」の取り組みなどを進めます。

2 気軽に参加できる交流の場の充実

自分や家族が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">●行政区やシニアクラブ、子ども会などの活動に関心を持ち、参加するよう心がけましょう。●自分や家族が興味関心のある交流の機会について、その情報の収集に努め、参加するよう心がけましょう。●地域で取り組む高齢者支援のサロン、子育て支援のサロンやサークルなどに参加するよう心がけましょう。
地域の組織や団体が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">●地域や行政区で行われている活動や行事、また、シニアクラブや子ども会などの各種団体の意義について周知し、参加を促します。●行政区の公民館などを活用した身近なところで、気軽に集える機会を積極的に設けましょう。●地域で取り組む高齢者支援のサロンや子育て支援のサロンやサークルなどへの参加を呼びかけるとともに、誰もが参加しやすいサロンやサークルの内容を工夫しましょう。●サロンやサークルの運営について工夫を凝らし、理解と協力を求めながら、ボランティアの確保に努めましょう。●子育て家族と高齢者など、異年齢・異世代で集い、それぞれの特徴を活かし、交流を深めることができる場や機会の充実を図りましょう。●高齢者をはじめ、参加する人たちが持つ経験や能力、特技や趣味を活かせるような交流の場や機会をつくり、充実を図りましょう。
社会福祉協議会が取り組むこと	<p>地域福祉活動計画</p> <ul style="list-style-type: none">●地域で取り組むサロンなど、誰もが日常的に集い、交流し、見守り、支え合う活動ができる「場」づくりを支援します。●障がいのある人同士、子育て家族のふれあい、ひとり親同士、ひきこもり当事者・家族の交流など、お互いに悩みを語り合い、交流を深めることができる場や機会をつくり、充実を図ります。 <p>具体的な活動・事業</p> <ul style="list-style-type: none">☆ふれあい・いきいきサロン☆子育てサロン☆すまいるサロン☆ふれあいサタデー☆ひとり親家庭支援☆おひさまカフェ☆赤い羽根ふれあい食堂☆栗の子保育園園庭開放

社会福祉協議会が取り組むこと	<p>☆シニアクラブ連合会への助成 愛の見守り活動、清掃活動など地域の安全や活性化に重要な役割を果たす活動に対し助成し運営の継続を支援します。</p> <p>☆遺族会への助成 平和への取り組みと、会の運営の維持を支援するため助成金を交付します。</p> <p>☆身体障がい者福祉協会への助成 会員相互の親睦と助け合いによる健康と生きがいづくり、障がいのある人にとって住みよいまちづくりを支援するため助成金を交付します。</p> <p>☆子ども会育成会への助成 子どもの自発的で主体性のある活動や、地域の伝承行事を受け継ぐなど子ども達の健やかな成長を地域で促進するさまざまな取り組みを支援するため助成します。</p>
行政が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ●地域で取り組む交流の場や機会を支援します。 ●地域の社会資源を拠点として活用することを促進します。 ●家族介護者や障がいのある人同士、子育て家族のふれあいなど、お互いに悩みを語り合い、交流を深めることができる場や機会をつくり、充実を図ります。

3 ボランティア活動への参加促進

自分や家族が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ●ボランティア活動に参加する気持ちを大切にしましょう。 ●社会福祉協議会などで開催されているボランティア養成講座に積極的に参加しましょう。 ●趣味や特技、経験を活かして、ボランティア活動に参加しましょう。
地域の組織や団体が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ●ボランティア団体では、活動の充実を図っていくため、活動内容の周知に努めるとともに、新規のメンバーを増やすための取り組みを進めましょう。 ●ボランティア団体は、地域での学習会や交流の場において、ボランティアの派遣要請に対し、積極的に応じ、活躍の場を広げましょう。 ●地域で開催する学習会や交流の場において、ボランティア団体の活用を積極的に進めましょう。

社会福祉協議会が取り組むこと

地域福祉活動計画

- 広報紙やホームページでボランティアに関するさまざまな情報を掲載し、活動の活性化を支援します。
- ボランティア活動をしたい人と、お願いしたい人の相談を受け、支援を必要とする人とボランティアとの橋渡しをします。
- ボランティア活動の知識や技術を学ぶ講座やイベントなどを開催し、ボランティアのきっかけづくりを進めます。
- ボランティア団体相互の情報交換や交流を促進し、連携強化を図ります。
- 地域の課題に関心を持ち、主体的に関わろうとする人材を育てる取り組みを進めます。
- 地域の人たちへボランティアによる社会参加について啓発し、活動の場の情報収集や、情報提供などの充実を図ります。

具体的な活動・事業

☆ボランティアセンター事業

ボランティアに関する相談・調整を行います。

☆福祉大会

☆福祉バスの運行

ボランティア団体の自己研鑽や会員同士の交流のため研修などへの利用ができるよう貸出しています。

☆篠栗・久山ファミリーサポートセンター

☆篠栗町生活支援・介護予防協議体事業

☆ボランティア連絡協議会への助成

個々の加入団体の活動推進や、さまざまな分野にまたがる団体同士が情報交換を行い、町全体でボランティアの横のつながりを作る活動への助成を行います。

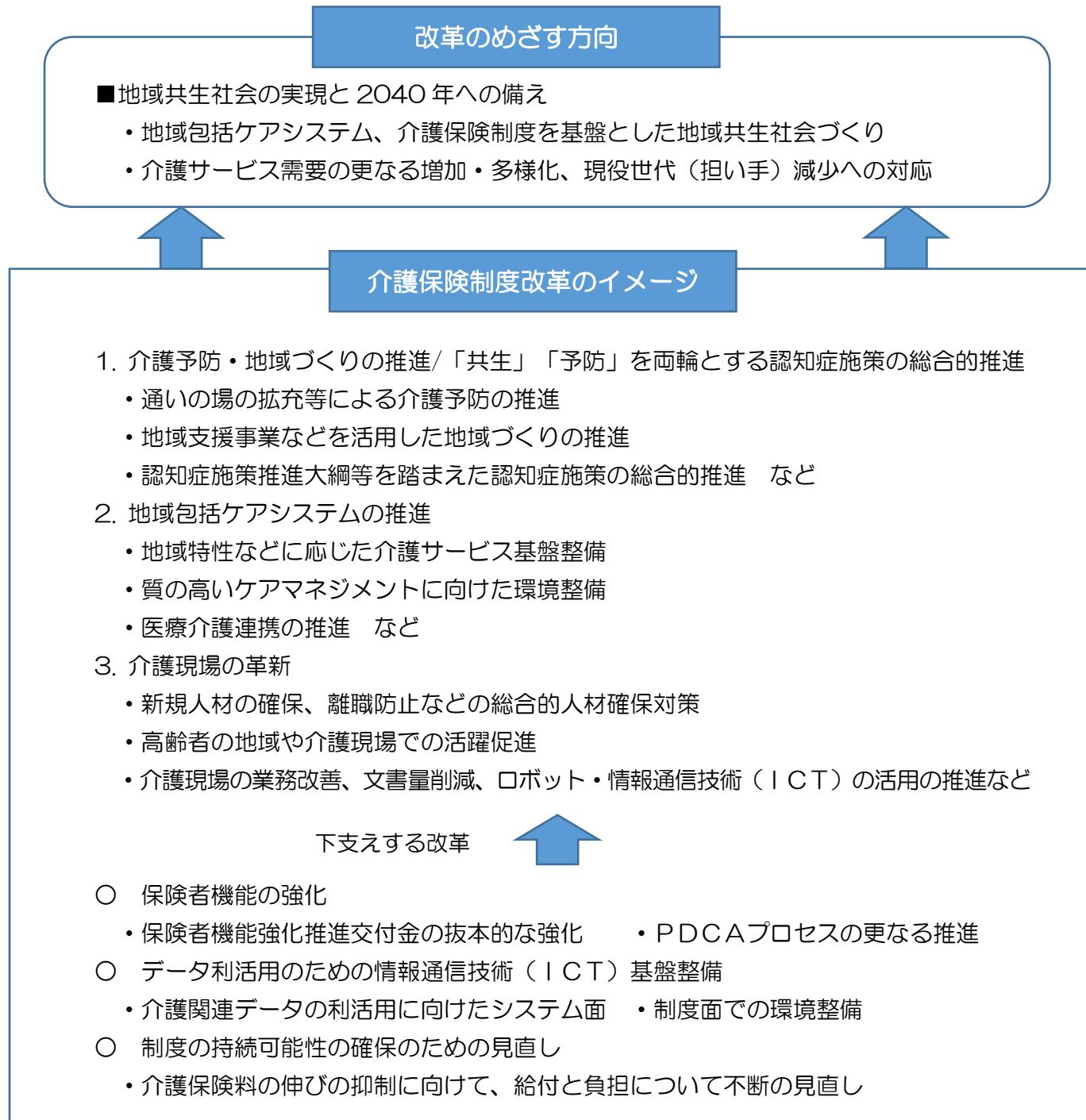
行政が取り組むこと

- ボランティア活動に参加している人の生の声を伝えるなど、ボランティア活動に関するさまざまな広報活動の充実を図ります。
- ボランティア育成の取り組みに対し支援を行います。
- 公共施設の利用に関して、ボランティア活動での利用が容易になるよう支援します。

高齡者保健福祉計画

令和2年度の介護保険制度改革では、『地域共生社会の実現と2040年への備え』が方向性として掲げられており、具体的には、「地域包括ケアシステム、介護保険制度を基盤とした地域共生社会づくり」「介護サービス需要の更なる増加・多様化、現役世代（担い手）減少への対応」がめざされています。

＜令和2年度介護保険制度改革の概要＞



第1章 取り組みの柱

制度改正に基づく基本理念の実現をめざし、基本目標の達成のため、高齢者保健福祉計画での取り組みの柱として3つの柱を設定します。

I 地域包括ケアシステムの深化・推進

今後高齢化が一層進むなかで、高齢者の地域での生活を支える地域包括ケアシステムは、地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となります。高齢者が可能な限り住み慣れた地域や自宅で、いきいきと安心して暮らし続けることができるよう、高齢者の暮らしを支える「支え合い」の地域づくりを進めながら、自立した生活を営むために介護保険制度に基づき、地域においてさらなる定着を図ります。

介護保険サービスや医療保健サービスに関連する関係機関との連携を図るとともに、自立支援に向けた地域包括ケア会議の充実を含め、地域包括支援センターの機能強化を図ります。

II 介護予防と健康づくりの推進

高齢者が要支援・要介護状態になることや要介護状態の悪化を予防し、できる限り健康でいきいきとした生活が送れるよう、高齢者自身が自らの健康維持・増進に心掛け、健康づくりや介護予防の取り組みに積極的に参加できる環境づくりを推進します。

また、高齢者の自立支援と重度化防止のための取り組みとして、要支援者や介護予防事業対象者に対し、切れ目のない総合的な支援が行えるよう、介護予防・日常生活支援総合事業の充実を図ります。

III 安心して暮らせるまちづくりの推進

高齢者が安心して自分らしく暮らすことができるよう、人権を尊重し、人権擁護のための取り組みを進めるとともに、高齢者の自立生活を支えるためのきめ細かな福祉サービスの充実や住民相互の支援体制づくり、災害対策、感染症拡大防止対策を推進します。

また、高齢者が生きがいを持って、充実した生活を送ることができるよう、長年築いた豊富な知識や経験、能力などを活かしながら、地域における活動などに参加できる生涯現役をめざした生活環境づくりに取り組みます。

第2章 取り組みの体系

基本
理念

個性を尊重し、健やかにいきいきと暮らせるまち

基本
目標

- 1 地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進
- 2 関係機関が連携を強化した支援の推進
- 3 住民の理解と協力による保健福祉活動の推進

の
柱
の
取り
組み

I 地域包括ケアシステムの深化・推進

II 介護予防と健康づくりの推進

III 安心して暮らせるまちづくりの推進

I 地域包括ケアシステムの深化・推進

取り組み

- 1 地域包括支援センターの機能強化
- 2 地域包括ケア会議の充実
- 3 在宅医療・介護連携推進事業の充実
- 4 認知症施策の推進
- 5 生活支援体制整備事業の充実

II 介護予防と健康づくりの推進

取り組み

- 1 介護予防・生活支援サービス事業の充実
- 2 一般介護予防事業の充実
- 3 健康づくりの推進

III 安心して暮らせるまちづくりの推進

取り組み

- 1 権利擁護の推進
- 2 在宅生活支援の推進
- 3 生きがいづくりの推進
- 4 生活環境整備の推進

第3章 取り組みの内容

取り組みの柱Ⅰ 地域包括ケアシステムの深化・推進

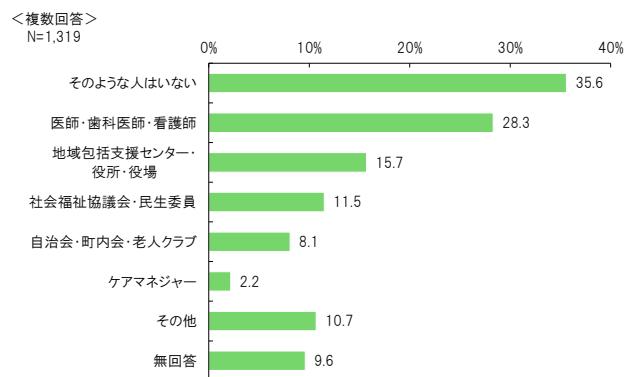
現状と課題

高齢者が可能な限り住み慣れた地域や自宅で、自分らしい自立した生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」のさらなる定着を図り、地域共生社会の基盤を構築することが求められています。

現 状

アンケート調査などにおいて、家族や友人・知人以外の相談する相手についてたずねたところ、「そのような人はいない」との回答が約4割と相談相手がない、または知らない人が多いという現状がうかがえます。また、物忘れが多いと感じますかという問い合わせについては、「はい」が37.7%、今日の日付がわからぬ時がありますかという問い合わせについては、

「はい」が21.9%と高く、要介護認定を受けていない高齢者のなかにも、認知症有病者が含まれている可能性があります。



課 題

支援を求める人の増加や課題の複雑化・多様化に対応するため、地域における連携拠点として、地域包括支援センターの役割や機能をさらに強化するとともに、地域包括支援センターの総合相談機能の充実や周知、自立支援に資するケアマネジメントの実践力の向上が必要とされます。

また、介護保険サービス事業所や医療機関、関係機関、地域の組織・団体などと連携した地域包括ケア会議の充実を図るとともに、医療ニーズと介護ニーズをあわせ持つ高齢者を生活地域で支えていくため、柏屋医師会などの関係機関との連携をさらに強化し、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築をめざすことで、地域包括ケアシステムのさらなる定着を進めることが課題とされます。

認知症の人ができる限り地域のよりよい環境で自分らしく暮らし続けられるができる社会の実現をめざして、「共生」と「予防」を柱とした取り組みの推進が望まれます。また、高齢者を地域住民が共に支え合う地域づくりをめざし、「生活支援コーディネーター」や「協議体」の機能をさらに充実させながら、地域共生社会の基盤を構築する体制が必要です。

基本的方向

1. 地域包括支援センターの機能強化
2. 地域包括ケア会議の充実
3. 在宅医療・介護連携推進事業の充実
4. 認知症施策の推進
5. 生活支援体制整備事業の充実

1 地域包括支援センターの機能強化

(1) 総合相談支援

取り組み内容
地域包括支援センターについて、住民への周知を図り、高齢者の福祉・介護の施策に関する相談・苦情などの対応を拡充していきます。
高齢者的心身の健康保持及び生活安定のために必要な援助を行うことにより、保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援します。

(2) 権利擁護業務

取り組み内容
パンフレットの配布や高齢者の権利擁護に関する制度などの普及啓発を行い、高齢者虐待などの早期発見に結びつく環境づくりに努めます。
相談や苦情に対し、庁内関係部署や関係機関、介護保険サービス事業者、地域の組織・団体が連携して対応するとともに、成年後見制度や日常生活自立支援事業などの活用を支援し、迅速で適切な対応に努めます。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント業務

取り組み内容
地域の介護支援専門員（ケアマネジャー）などに対し、ケアプラン作成技術の指導・助言や研修会などを開催するとともに、関係機関との連携・協力体制の整備など、包括的・継続的なケア体制の構築支援などの事業を実施し、ケアマネジメントの質の向上に努めます。

(4) 介護予防ケアマネジメント業務

取り組み内容
要支援認定者及び事業対象者に対し、身体的・精神的・社会的機能の改善を目標とし、自立支援のためにアセスメント、介護予防ケアプランの作成、サービス提供後のモニタリングを実施します。

2 地域包括ケア会議の充実

(1) 地域包括ケア会議の実施

取り組み内容
医療・介護の専門職や、民生委員・シニアクラブ連合会など、地域の多様な関係者と協議し、介護などが必要な高齢者の住み慣れた住まいでの生活を支援することを目的に、「篠栗町地域包括ケア会議」を実施します。

(2) 地域課題の抽出・把握

取り組み内容
地域包括ケア会議の推進により、高齢者やその家族に対する支援の充実や、高齢者支援をめぐる地域課題の把握とその改善に向けた施策の形成につながるよう努めます。

3 在宅医療・介護連携推進事業の充実

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることが出来るよう、医療・介護の多職種が連携できる取り組みを進めています。また、在宅医療・介護連携推進事業に関する業務は、糟屋地区の1市7町（古賀市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町）にて粕屋医師会に委託して実施します。

(1) 地域の医療・介護サービス資源の把握

取り組み内容
地域の医療機関（歯科を含む）、薬局、訪問看護ステーション、介護事業所の情報を収集し、インターネットなどで医療・介護サービスの情報を提供します。

(2) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討

取り組み内容
医療・介護関係者が参画する会議を開催し、在宅医療・介護連携の現状把握と課題の抽出・協議、対応策の検討を行います。

(3) 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進

取り組み内容
切れ目ない在宅医療・在宅介護提供体制構築のために必要な取り組みを検討する多職種連携会議を実施し、医療機関と介護関係者間で連携ができる体制を構築します。
介護サービス事業者や病院相談員など、福祉、医療、行政のそれぞれ関係機関の代表者などで構成する「介護サービス事業者等連絡会」を開催します。この連絡会を通じて、町の高齢者福祉サービス情報を提供し、事業者間の情報の共有化、事業所からの問題提起や困難事例の検討などを行い、ネットワークの強化を図ります。

(4) 医療・介護関係者の情報共有の支援

取り組み内容
情報共有シートを作成し、地域の医療・介護関係者間の情報共有を支援します。

(5) 在宅医療・介護連携に関する相談支援

取り組み内容
町の地域包括支援センターが窓口となり、在宅医療・介護の専門機関と連携した相談支援を行います。

(6) 在宅医療・介護関係者の研修

取り組み内容
医療・介護関係者の連携を促進する参加型研修を実施し、職種間の理解を深め、専門的な知識のスキルアップをめざします。

(7) 地域住民への普及啓発

取り組み内容
地域住民に対する在宅医療や介護に関する情報の普及啓発を行います。

(8) 二次保健医療圏内・関係市町の連携

取り組み内容
糟屋地区1市7町及び粕屋医師会、県と連携し、広域的な医療介護連携に関する取り組みを図っていきます。

4 認知症施策の推進

(1) 認知症を理解するための啓発活動

取り組み内容
認知症の人や家族が状態に応じた適切なサービス提供の流れを示す「認知症ケアパス」の紹介など、認知症に対する正しい知識の普及と意識啓発のために、講演会の開催やパンフレットなど周知啓発活動を継続していきます。
令和元年「認知症施策推進大綱」（厚生労働省）で示された「認知症の共生と予防」を踏まえた認知症高齢者が安心して暮らしていく地域づくりのため、社会福祉協議会が行う認知症サポーター養成講座の開催や、地域住民の見守り活動の支援、家族向け介護教室や認知症カフェなどの開催、若年性認知症の人やその家族への支援を行っていきます。

(2) 認知症地域支援推進員の配置

取り組み内容
認知症の人ができる限り住み慣れたよい環境で暮らし続けることができるよう、医療機関や介護保険サービス事業所、地域の組織・団体などにつなぐための支援や、認知症の人やその家族を支援する相談業務などを行う認知症地域支援推進員を配置します。

(3) 認知症初期集中支援チームによる支援

取り組み内容
医療・介護の専門職が、認知症が疑われる人や認知症の人とその家族を訪問し、主治医や認知症サポート医の助言を受けながら支援と評価を行い、本人や家族などに対する初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活をサポートします。

(4) 認知症サポーターの養成

取り組み内容
認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を見守る応援者（認知症サポーター）を養成するための講座を実施します。
今後も広報活動を強化し、地域に認知症サポーターを増やすことで見守り体制を整えるとともに、サポーターの定期的な研修や、地域のなかでできる活動の場をつくるフォローアップ体制の充実を図ります。

(5) チームオレンジの立ち上げ

取り組み内容
地域で暮らす認知症の人や家族の困りごとの支援ニーズと認知症サポーターなどを結びつけるため、早期からの支援などを行う「チームオレンジ」の立ち上げの検討を進めます。

(6) 福岡都市圏認知症高齢者捜してメール事業の推進

取り組み内容
平成26年10月、福岡都市圏の4市7町（福岡市・古賀市・福津市・宗像市・新宮町・久山町・粕屋町・篠栗町・須恵町・宇美町・志免町）で「福岡都市圏認知症高齢者捜してメール事業」に関する協定書を締結しました。本事業を通じ、事前に登録した高齢者情報を警察署と共有し、協力センター及び協力事業者にメールで一斉配信し、認知症高齢者を早期発見・早期保護につなげます。
本事業の広報への掲載や、福祉協力員や民生委員、協議体など、地域のネットワークづくりのなかで周知を図ることにより、認知症高齢者やその家族などを支える地域づくりに役立てます。

5 生活支援体制整備事業の充実

独居高齢者や認知症高齢者が増えても住み慣れた地域で暮らしていくために、地域住民や、地域の企業・法人・ボランティア・介護サービス事業所・地域の団体などと連携しながら、日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていきます。

(1) 生活支援コーディネーターの配置

取り組み内容
高齢者の生活支援・介護予防サービスに関する体制整備を推進していくことを目的とし、地域資源の開発や地域ニーズとサービス提供主体間の活動のマッチングなど、コーディネート機能を果たす生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を配置します。

(2) 協議体の設置と役割

取り組み内容
生活支援等サービスの体制整備を推進するため、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）や地域住民が組織する団体の代表者、社会福祉法人、ボランティア、商工会などで構成する第1層協議体において、町全域を協議の対象として話し合いを進めます。
第1層協議体は多様な主体間での情報共有、地域ニーズや社会資源の把握・開発などに努めます。また、地域においては話し合いの場（既存の団体を含む）をつくり、ネットワークの拡充に努めます。

(3) 就労的活動支援コーディネーター配置の検討

取り組み内容
就労的活動の場を提供できる民間企業・団体などと、就労的活動の取り組みを実施したい事業所などをマッチングし、高齢者個人の特性や希望に合った役割がある形での社会参加促進のため、就労的活動支援コーディネーターの配置を検討します。

取り組みの柱Ⅱ 介護予防と健康づくりの推進

現状と課題

高齢者が要介護・要支援状態になることや要介護状態の悪化を予防し、いつまでも健康でいきいきとした生活をおくるためには、健康への関心が高い状況から、フレイル予防・健康づくりの情報発信や介護予防教室など、積極的に健康づくり・健康維持ができる環境づくりと切れ目のない総合的支援が必要です。

現 状

アンケート調査などにおいて、健康状態についてたずねたところ、「とてもよい」「まあよい」があわせて73.6%、健康についての記事や番組に関心がありますかという問いかには、「はい」が89.8%と自分自身の健康に対する関心が高い様子がうかがえます。

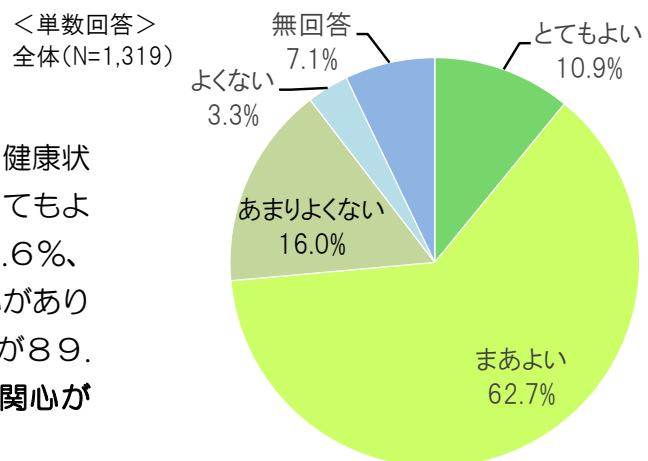
また、現在治療中、または後遺症のある病気はありますかという問いかに対しては、
1位 高血圧 35.0% 2位 目の病気 17.9% 3位 筋骨格（関節等）の病気 14.9%
4位 糖尿病 14.8% ない… 17.1% という結果がでています。

健康維持に対する運動については、75.0%が15分位続けて歩けるという回答に対し、半数近くの方が転倒に対する不安や足腰などの痛みにより外出を控えていると回答しています。歩くことには一定程度自信はあっても、足腰の健康に不安を抱える人が多い様子がうかがえます。また、外出する際の移動手段として58.4%の人が自動車を利用していることからも、足腰の健康不安の背景には、自動車を利用する機会が多いことも考えられます。

課 題

元気なうちから介護予防に努め、活動的で生きがいのある生活を送ることができるよう、また、高齢者の自立支援と重度化防止のため、切れ目のない総合的な支援が行えるよう、介護予防・日常生活支援総合事業の充実を図っていくことが大切です。

各種健（検）診の受診や健康づくりに関する取り組みとともに、加齢に伴い心身の活力が衰え、健康な状態と介護が必要な状態の中間の段階とされるフレイルの対策や、介護予防、生活習慣病などの疾病予防と重症化予防を一体的に実施する取り組みを推進する必要があります。



基本的方向

1. 介護予防・生活支援サービス事業の充実
2. 一般介護予防事業の充実
3. 健康づくりの推進

1 介護予防・生活支援サービス事業の充実

自立支援に向けた取り組みとして、高齢者が自分の能力を活かし、地域社会において積極的な役割を果たしていけるよう推進します。また、要支援者などの多様な生活支援のニーズに対して、専門的なサービスに加え、現役世代（担い手）減少への対応としてボランティアや住民などの多様なサービスを充実させていきます。

2 一般介護予防事業の充実

(1) 介護予防把握事業

取り組み内容

福岡県介護保険広域連合との連携をさらに強化しながら、介護保険サービスとその他のさまざまな支援サービスが有機的・一体的に提供されるよう仕組みづくりをめざした「高齢者アンケート」による対象者把握事業を進め、その結果をもとに介護予防に資する活動へとつなげていきます。

(2) 介護予防普及啓発事業

取り組み内容

介護予防の普及啓発に資する運動・栄養・口腔などに係る介護予防教室の開催、有識者などによる講演会や相談会の開催、介護予防の基本的知識を普及啓発するためのパンフレットの作成及び配布を行います。

(3) 地域介護予防活動支援事業

取り組み内容

65歳以上の人を中心とする地域の団体や町内の事業所からの要望により、講師を派遣し、介護予防や健康づくりなどに関する講座や体操、レクリエーションなどを行います。

(4) 地域リハビリテーション活動支援事業

取り組み内容

各行政区で開催されている高齢者のためのサロンなどに、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士などのリハビリテーション専門職を派遣し、事業の評価や助言などを求めることで、地域における介護予防の強化を図ります。

(5) 一般介護予防事業評価事業

取り組み内容

原則として、年度ごとに事業評価項目に沿って、各事業が適切な手順・過程を経て実施できているかの評価を実施し、P D C Aプロセスを経た内容の見直しを行います。

3 健康づくりの推進

(1) 健康づくりに関する取り組みの推進

取り組み内容

「ささぐり健康プラン（健康増進計画・がん対策推進基本計画・母子保健計画・食育推進計画）」に基づき、運動・スポーツや食生活の見直しなどによる高齢者の健康づくりを推進します。

(2) 各種健（検）診の受診勧奨および予防接種の啓発

取り組み内容

「篠栗町特定健診等実施計画」や「篠栗町保健事業実施計画（データヘルス計画）」に基づき、特定健診・特定保健指導の目標受診（実施）率の達成をめざして、健（検）診などの周知・啓発を行い、健（検）診及び本人自身の健康管理などに対する意識向上を図ります。

各種がん検診や後期高齢者医療保険被保険者を対象とした健診についても、受診啓発を行います。

インフルエンザ予防接種や肺炎球菌予防接種などの高齢者を対象とした定期予防接種の啓発を行います。

(3) 保健事業と介護予防の一体的実施の推進

取り組み内容

後期高齢者医療制度の保健事業での疾病予防・重症化予防と、介護保険制度の介護予防での生活機能の改善を根幹に据えて、高齢者の医療・介護データの解析を行いながら、一体的な実施の構築に向けた取り組みを推進します。

保健事業では、健康状態や生活機能、生活背景などの個人差に応じて階層化し、データ解析に基づくサポート体制のもと、個別的に対応していきます。介護予防では、高齢者の「通いの場」を拠点の中心に据えて、フレイル対策と疾病や重症化予防に係る保健事業との一体的な実施により、予防と健康づくりを推進していきます。

(4) 介護予防における大学との共同研究の推進

取り組み内容

福岡工業大学との地域包括連携協定による介護予防の調査・共同研究を実施し、篠栗町の介護予防施策につなげます。

取り組みの柱Ⅲ 安心して暮らせるまちづくりの推進

現状と課題

地域コミュニティとの関わりが低いことから、高齢者が地域とのつながりを大事にしながら、安心して暮らすことができるよう、権利が擁護され、自分らしい自立生活を支えるためのきめ細かな福祉サービスの充実を図っていくことが重要です。

現 状

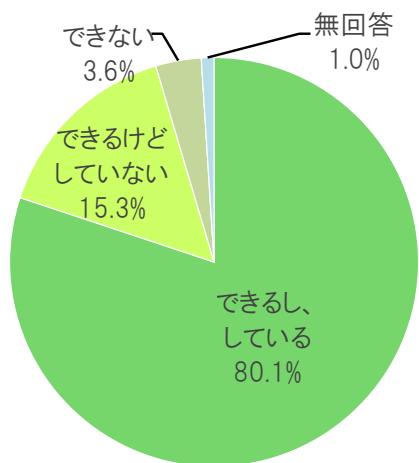
アンケート調査などにおいて、自分で請求書の支払いをしていますかという問い合わせに対して、「できない」が3.6%、年金・役所・病院などに出す書類が書けますかという問い合わせに対して、「いいえ」が7.7%と、要介護・要支援認定を有しない5%程度の高齢者が、判断能力の低下などにより、介護や福祉のサービス利用などに伴う契約を要する行為や財産管理が十分に行えない状態にあると考えられます。

また、1ヶ月以内で気分が沈んだり、ゆううつな気持ちがありましたかという問い合わせでは「はい」が35.5%、専門職ヒアリングでは、「閉じこもり状態の人がいる家庭が増えているように感じられる。隠そうとされていることも多く、介護力の低下につながっている。閉じこもりの人やその家族に対する支援の強化も必要になってきている」などの意見があり、**新型コロナウイルス感染症の影響**もさらにこの状況を拡大する要因となっています。

高齢者の生活行動として、友人・知人と会う頻度、関係、相談相手などについての回答割合から、友人・知人同士のつながりが豊かな様子がうかがえます。その一方で、シニアクラブや自治会への参加率は低く、**地域組織との関わりが低い**様子がうかがえます。

また、居住状況の問い合わせに対し住まいの状況は、持家が8割を超え、高い持家率となっています。

<単数回答>
全体(N=1,319)



課題

高齢者が判断能力の低下などにより不利益を被ることがないよう、**権利擁護**のための事業を推進していくことが大切です。身体的な健康のみならず、閉じこもり予防など**心の健康にも配慮**しながら、高齢者の見守り事業や通いの場づくりを推進し、見守り活動や生活支援活動の充実を図るとともに、家族介護者の経済的・精神的負担を軽減するサービスを提供することで、増加することが見込まれる高齢単身世帯や高齢夫婦世帯が在宅生活を継続できるよう支援していくことが重要です。

高齢者が、生きがいを持って生活を営むことができるよう、ボランティア活動や就労的活動などの社会参加や生涯学習などの**生きがいづくりの充実**を図る必要があります。

住環境については、持家率が高いことから住まいに関する支援は限られるものの、地域生活での基盤となる生活環境を整えていくことが大切です。

基本的方向

1. 権利擁護の推進
2. 在宅生活支援の推進
3. 生きがいづくりの推進
4. 生活環境整備の推進

1 権利擁護の推進

(1) 成年後見制度支援事業

取り組み内容

成年後見制度の利用が必要な認知症高齢者、知的障がいのある人及び精神障がいのある人に対して、申立てる家族親族などがいない場合は、必要な助成を行うことで、成年後見人により財産管理や身上監護などの権利擁護を図ります。

「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づき、本人申立て・家族による申立てを含め、制度利用に関する促進体制の確立に努めます。

(2) 日常生活自立支援事業

取り組み内容

契約などの判断をすることが不安な人や、金銭管理に困っている人などに対して、福祉サービス利用の支援や日常的な金銭の出し入れの支援、重要な書類の預かりなどの支援を行う日常生活自立支援事業を通じ、認知症高齢者などの権利擁護を図ります。篠栗町社会福祉協議会が行い、医療機関や地域包括支援センター、ケアマネジャーなどから相談されるケースに対して、本人の利用意思確認の上、適切な支援や金銭管理などを行うことにより、利用者の自立支援を行っていきます。

(3) 消費者相談

取り組み内容
高齢者をターゲットとした悪質商法や詐欺による被害を防止するため、役場内に相談窓口を設置し、消費生活相談の専門職員が配置されている「かすや中南部広域消費生活センター」（宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、粕屋町の5町により開設）を紹介していきます。
被害防止のための啓発用物品（マスク、トイレットペーパーなど）を、確定申告や健康診査などで配布していきます。

2 在宅生活支援の推進

(1) 高齢者の見守り事業の推進

取り組み内容
高齢者が住み慣れた家庭や地域で生きがいを持ちながら安心して暮らしていくため、関係機関と連携を図りながら高齢者の在宅生活を支援する「見守り事業」を行います。行政区の見守り体制づくりとして、民生委員・児童委員が高齢者宅を訪問し、対象者の把握に努めます。
配食サービス事業、緊急通報装置貸与事業や乳酸飲料配達事業（社会福祉協議会が実施）などの見守り事業とともに、新聞販売店や郵便局など見守りネットの協定を結んだ民間事業者が、家庭を訪問する機会の多い日常業務を通じて異変を察知した際、町に通報する取り組みを推進します。

(2) 高齢者の通いの場づくりの推進

取り組み内容
地域のボランティア団体などによる在宅高齢者のための通いの場づくりを推進します。これは、高齢者の自宅を訪問し、買い物やごみ出しなどを行う訪問型サービスと、公民館や空き家などをを利用して、高齢者が自宅に閉じこもらずに脳トレや体操などができる通所型サービスがあり、通いの場の拡充などによる介護予防、地域づくりを進めています。

(3) 配食サービス事業

取り組み内容
虚弱、心身の障がいまたは傷病などの理由により調理が困難な単身高齢者（要支援・要介護認定者もしくはそれらに相当する状態にある者）などを対象に、安否確認と栄養面の確保を行うことにより、安心して健康的に在宅生活を維持していくことを支援します。

(4) 緊急通報装置貸与事業

取り組み内容

概ね65歳以上のひとり暮らしで常時見守りが必要な人に、急病や非常時に救急車の出動などに対応できる緊急通報装置を貸与し、ひとり暮らしの不安解消や在宅生活の継続のための見守りを行います。

(5) 紙おむつ給付サービス事業

取り組み内容

要介護3以上の在宅の高齢者で常時紙おむつを必要とする人を対象に、紙おむつなどの給付を行うことにより、高齢者の在宅生活の継続を支援し、あわせて家族介護者の経済的負担を軽減します。

(6) 緊急ショートステイ事業

取り組み内容

家族などから受ける虐待の相談や、家族介護者が疾病などで不在になる相談に対応するため、概ね65歳以上の高齢者や障がいのある人を対象に、一時的に養護する必要がある場合、協力施設でショートステイを受け入れる事業を実施します。

この事業を実施することで、高齢者の地域での日常生活を継続するとともに、家族介護者の精神的負担感の軽減につなげ、家族支援を図ります。

(7) 災害時要配慮者避難支援事業

取り組み内容

災害時要配慮者避難支援事業を推進するため、避難支援を必要とする人の登録申請に基づき、地域における登録者数及び緊急連絡先やサービス利用状況などの基本情報、課題などを把握するとともに、これらの情報を記載した避難行動要支援者名簿を作成し、災害時の安否確認や避難支援に活用するために自主防災組織などと情報の共有を行います。

介護保険サービス事業所などに対し、ハザードマップなどを活用した各事業所におけるリスク、ならびに災害時に必要な物資の備蓄・調達状況などについて、確認を行うよう促します。

(8) 感染症対策の推進

取り組み内容
介護保険サービス事業所などに対し、感染症対策や感染拡大防止策の周知啓発とともに、感染症発生時に備えた平時からの事前準備（感染防護具、消毒液等の備蓄など）や、代替サービスの確保に向けた連携体制の構築などを促します。
事業所の職員が感染症に対する理解や知見を有したうえで業務に当たることができるよう、感染症に対する研修の充実を促します。さらに、災害時や感染症対策に資するためにも、情報通信技術（ＩＣＴ）を活用した会議の実施などによる業務のオンライン化の推進を検討します。

(9) 社会福祉協議会による在宅生活支援

取り組み内容
（ア）家事援助サービス事業 要介護認定で非該当者のうち家事援助を必要とする人、認定を受けても同居家族があり家事援助サービスを利用できない人などを対象に、買い物、調理などの援助、また、通院介護や外出の同行などの通院介護サービスを実施し、在宅生活の継続を支援します。
（イ）福祉用具貸出事業 家族の介護負担や経済的な負担の軽減を図るため、車いす、ポータブルトイレ、入浴用いす、歩行器などを無料で貸出しを行います。
（ウ）鍼灸・マッサージ割引券支給事業 65歳以上の高齢者を対象に、健康維持や障がいのある人の生業支援につなげるため、鍼灸・マッサージの施術料を助成します。
（エ）移送サービス事業 高齢や障がいなどにより移動手段に車いすなどが必要な人を対象に、車いす対応車、リフトアップ車の貸出しを行います。
（オ）乳酸菌飲料配達事業 ひとり暮らし高齢者の安否確認のため、乳酸菌飲料を配達します。配達員からの「新聞や郵便物がたまっている」などの情報提供を受け、民生委員などと連携しながら関係者への連絡や訪問などを行い、安否確認を行います。
（カ）高齢者向けサロンの開催 地域のひとり暮らし高齢者等を対象に、各区公民館などで交流会やバスハイクなど、年に数回サロンを開催します。高齢者の生きがいづくりや、見守り、閉じこもり予防などに役立つよう、福祉協力員、民生委員・児童委員、地区役員などの協力により実施します。また、リハビリテーション専門職や、講師を派遣して介護予防や健康づくりに努めるとともに、サロン運営の担い手である福祉協力員への支援や研修を行います。

3 生きがいづくりの推進

(1) 介護支援ボランティア制度

取り組み内容
65歳以上の希望者がボランティア登録し、ボランティア活動に対して、ポイントを付与し合計数に応じて換金する事業です。地区公民館で実施している高齢者を対象とした行事でのレクリエーションや、福祉施設でのレクリエーション参加支援、シーツ交換などの活動を行うことにより、本人の介護予防や社会貢献につなげます。

(2) シニアクラブ連合会の活動

取り組み内容
シニアクラブ連合会は、高齢者の孤立予防と社会貢献の推進を図り、住み慣れた地域で安心して暮らしていくことを目的に地域と連携しています。「愛の一聲運動」では、ひとり暮らしや寝たきり高齢者などの家庭を訪問し、対話やちょっとした困りごとのお手伝いなどの友愛訪問を行う活動で、高齢者の実態把握に努め関係機関と連携しています。さらに、全国三大運動「健康・友愛・奉仕」の理念に基づき、スポーツ大会やタオルの贈呈などの友愛活動、空き缶クリーン作戦などの活動に取り組み、健康増進や社会参加、生きがいづくりに成果をあげています。

(3) シルバー人材センターの支援

取り組み内容
60歳以上の会員が、地域社会に密着した臨時的かつ短期的な就業またはその他の軽易な業務を受け、ならびに地域においてボランティアなどの社会参加活動を推進することにより、高齢者の生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とするシルバー人材センターに対し、運営補助金を交付します。また、新たな会員（家事支援や育児支援の需要があり、特に女性会員）の獲得や、新規の就業開拓に向けた取り組みの支援に努めます。

(4) 子どもたちとの体験・交流事業

取り組み内容
町内3か所に設置した児童館において、ソーメン流しや餅つきなどの行事や、学童保育で子どもたちを見守りながら遊びなど、高齢者と子どもたちとの交流事業を推進します。

(5) 敬老事業

取り組み内容
多年にわたり社会に尽くしてこられた高齢者への感謝と長寿を祝って、各行政区で実施する敬老事業に対して費用の一部を助成します。また、長寿を祝い、町から敬老祝金を支給します。

(6) 生涯スポーツの振興

取り組み内容
毎年カブトの森公園で開催している「ささりんピック」において、軽スポーツ普及を目的にグラウンドゴルフ大会を実施します。
多目的広場にグラウンドゴルフの会場を設置し無料開放したり、ラジオ体操などを活かした健康づくりを推進し、高齢者の生きがいづくりに努めます。

(7) 生涯学習の推進

取り組み内容
(ア) クリエイト篠栗主催講座および定期サークル 講座や定期サークルのなかには、多くの高齢者が加入し積極的な活動を行い、文化協会に加入し趣味や学習にも取り組んでいるサークルもあります。今後も住民のニーズにあった講座を開設するとともに、幅広い層の高齢者が参加できるよう、講座の内容、実施時間帯などの検討を行います。
(イ) シニアクラブ趣味の会 生きがいのある豊かな生活をめざして、会員を対象に編み物や茶道などの教室をオアシス篠栗において開催しています。また、年に1回の発表会も行い、シニアクラブ活動の楽しさをアピールし、新規会員加入の推進を図ります。
(ウ) しるばア大学 60歳以上の高齢者の地域におけるリーダー養成を目的として、社会福祉協議会が開催しています。年間を通して法律や医療、歴史、文化、福祉など、幅広い分野の講座を行っています。卒業後、地域活動への積極的な参加を促すため、受講者同士のさまざまな交流の場を設けていきます。

4 生活環境整備の推進

(1) 施設等整備事業の活用を推奨

取り組み内容
防災・減災対策を推進する整備事業や、介護離職や感染症予防などの対策としての介護口ボット・情報通信技術（ＩＣＴ）の導入支援など、国からの整備事業の情報を、高齢者施設や介護サービス事業所などに周知します。

(2) 住まいに関する相談支援の充実

取り組み内容
高齢者の住まいについての相談を受け、居住施設としての有料老人ホームやサービス付高齢者専用住宅などに関する情報を提供します。

(3) 養護老人ホーム施設入所措置事業

取り組み内容
65歳以上の高齢者で身体上、精神上、環境上の問題を抱え、かつ経済的に困窮しているため自宅での生活が困難な人が、判定会議を経て施設に入所できる措置制度です。高齢者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するため、高齢者の心身の健康保持と生活環境の向上に必要な指導及び援助を行います。

実績と見込み

取り組みの柱	実績					見込み				
	平成30 年度	平成31 令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度	
I 地域包括ケアシステムの深化・推進										
地域包括ケア会議	開催回数	6回	8回	3回	3回	5回	6回	10回	10回	10回
認知症初期集中支援チーム	訪問支援実人数	6人	6人	5人	2人	3人	1人	10人	10人	10人
	チーム員会議・定例会開催数	20回	25回	12回	24回	24回	24回	24回	24回	24回
高齢者探してメール事業	登録申請者数	24人	21人	18人	19人	22人	22人	22人	22人	22人
生活支援コーディネーター	登録者数	2人	2人	2人	2人	4人	4人	4人	4人	4人
協議体活動	開催回数	3回	5回	2回	5回	40回	40回	40回	40回	40回
就労的活動支援コーディネーター	登録者数	-	-	-	検討	2人	2人	2人	2人	2人
II 介護予防と健康づくりの推進										
訪問型サービスC	実利用者数	15人	5人	1人	0人	0人	0人	7人	7人	7人
通所型サービスC	実利用者数	13人	17人	9人	9人	22人	27人	20人	20人	20人
介護予防啓発事業(教室)	全体実数	235人	231人	121人	195人	196人	143人	200人	200人	200人
運動(座位)・認知機能向上	身体・認知機能低下者	15人	11人	6人	42人	34人	10人	25人	25人	25人
運動・認知機能向上①	下肢筋力維持者	15人	48人	21人	16人	23人	60人	60人	60人	60人
運動・認知機能向上②	下肢筋力維持者	20人	20人	中止	15人	17人	20人	20人	20人	20人
運動・栄養・歯科指導	下肢筋力維持者	57人	50人	18人	26人	26人	76人	40人	40人	40人
運動サポーター育成	下肢筋力維持者	10人	5人	中止	9人	12人	-	-	-	-
ウォーキンググループ	運動継続者	80人	74人	76人	68人	60人	57人	55人	55人	55人
口腔・栄養指導	高齢希望者	38人	23人	中止	19人	24人	-	-	-	-
地域介護予防活動支援事業	講座開催回数	-	-	1回	1回	17回	43回	43回	43回	43回
地域リハビリテーション活動支援事業	派遣回数	6件	3件	0件	0件	1件	4件	7件	7件	7件

取り組みの柱	実績								見込み			
	平成30 年度	平成31 令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度			
III 安心して暮らせるまちづくりの推進												
成年後見制度 支援事業	実利用者数	13人	10人	10人	8人	4人	4人	4人	4人	4人	4人	4人
配食サービス事業	実利用者数	55人	60人	59人	61人	67人	67人	67人	67人	67人	67人	67人
緊急通報装置 貸与事業	利用件数	23件	22件	23件	26件	24件	23件	23件	23件	23件	23件	23件
紙おむつ給付 サービス事業	実利用者数	24人	26人	26人	28人	35人	39人	39人	39人	39人	39人	39人
緊急ショートステイ 事業	利用人数	2人	3人	4人	2人	3人	1人	3人	3人	3人	3人	3人
	利用日数	37日	20日	89日	58日	54日	6日	30日	30日	30日	30日	30日
通いの場づくり の推進事業	高齢者向けサロン	実施か所数	21か所	21か所	21か所	21か所						
	延べ参加者数	5,612人	5,132人	341人	7,133人	4,694人	4,694人	4,694人	4,694人	4,694人	4,694人	4,694人
	実施回数	186回	176回	15回	205回	161回	161回	161回	161回	161回	161回	161回
通いの場	自主団体数	14団体	14団体	14団体	14団体	14団体	14団体	14団体	14団体	14団体	14団体	14団体
	介護支援 ボランティア事業	登録者数	182人	207人	135人	150人	172人	194人	200人	200人	200人	200人
シニアクラブ連合会	クラブ数	18クラブ	18クラブ	18クラブ	18クラブ	17クラブ	17クラブ	17クラブ	17クラブ	17クラブ	17クラブ	17クラブ
	登録会員数	1,063人	1,014人	968人	948人	825人	771人	760人	750人	740人		
福祉用具貸出事業	車いす貸出回数	140件	120件	47件	66件	85件	80件	80件	80件	80件	80件	80件
	歩行器・ポーチア ルタレ・入浴用 いす貸出回数	16件	14件	20件	11件	11件	15件	15件	15件	15件	15件	15件
鍼灸・マッサージ 割引券支給事業	実利用者数	87人	80人	43人	32人	21人	13人	20人	20人	20人	20人	20人
外出支援サービス 事業	登録者数	13人	9人	8人	5人	4人	4人	4人	4人	4人	4人	4人
	延べ利用回数	79回	123回	94回	83回	71回	40回	40回	40回	40回	40回	40回
家事援助サービス 事業	延べ利用者数	34人	44人	44人	45人	35人	33人	24人	24人	24人	24人	24人
	利用回数	132回	184回	148回	108回	93回	91回	72回	72回	72回	72回	72回
乳酸菌飲料配達事業	実利用者数	382人	393人	392人	398人	378人	385人	385人	385人	385人	385人	385人
シルバー人材 センター支援	登録会員数	185人	203人	175人	169人	161人	170人	180人	185人	190人		

**障がい者計画／
障がい福祉計画・障がい児福祉計画**

第1章 取り組みの柱

基本理念の実現をめざし、基本目標の達成のため、障がい者計画での取り組みの柱として3つの柱を設定します。

I 住み慣れた地域で自立して安心して暮らせるまちづくりの推進

自分らしい日常生活または社会生活を営むことができるよう、また、保健や医療の面について安心感を持って地域社会での生活を続けていくことができるよう、障がいのある人の生活支援のための基盤づくりを進めます。

仲間と共に働き、活動することで、生きがいを実感できるとともに、災害時などにも強い不安を感じることなく、安全に安心して生活することができるよう、障がいのある人たちの自分らしい自立した生活を支援していきます。

II いきいきと社会参加できるまちづくりの推進

個性を尊重した適切な療育と教育の場や機会、地域での交流の場やスポーツ・文化活動への参加の機会を充実させる取り組みを進めます。

バリアフリーを推進するなど、生活や活動の場を障がいのある人にとって配慮された環境に整えていくことで、障がいのある人たちの社会参加の機会を充実させ、地域共生社会の実現をめざします。

III 支え合い、共に生きるまちづくりの推進

すべての住民が、障がいがあってもなくても分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、一人ひとりが個人として大切にされるように、障がいのある人たちの権利を守っていきます。

障がいのある人が、情報を手に入れたり、伝えたりすることを、より簡単で便利にしていくことや、行政サービスなどの権利を円滑に行使するため、適切な配慮を受けることができるよう取り組みます。

第2章 取り組みの体系

基本
理念

個性を尊重し、健やかにいきいきと暮らせるまち

基本
目標

- 1 地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進
- 2 関係機関が連携を強化した支援の推進
- 3 住民の理解と協力による保健福祉活動の推進

の柱
取り組み

I 住み慣れた地域で
自立して安心して
暮らせるまちづくり
の推進

II いきいきと社会参加
できるまちづくりの
推進

III 支え合い、共に
生きるまちづくり
の推進

I 住み慣れた地域で自立して安心して暮らせるまちづくりの推進

取り組み

- 1 生活支援のための基盤づくり
- 2 保健や医療に関するサービスの充実
- 3 雇用と就労の充実
- 4 安心・安全対策の推進

II いきいきと社会参加できるまちづくりの推進

取り組み

- 1 療育と教育の充実
- 2 地域での交流やスポーツ・文化活動への参加の機会の充実
- 3 生活環境の整備

III 支え合い、共に生きるまちづくりの推進

取り組み

- 1 理解の促進と差別解消の推進
- 2 人権や権利を擁護するための仕組みづくり

第3章 取り組みの内容

取り組みの柱Ⅰ 住み慣れた地域で自立して安心して暮らせるまちづくりの推進

現状と課題

安心できる自分らしく自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、福祉サービスや保健医療サービスの充実を図るとともに、仲間と共に働き、活動することへの支援や災害時の備えを整えておくことが求められています。

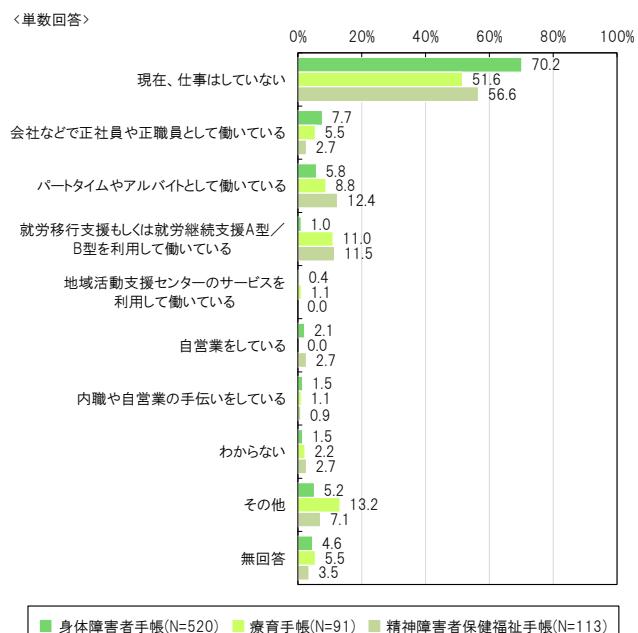
現 状

アンケート調査などにおいて、利用できる福祉サービスのこと、地域にある社会資源のことを知るためのハードルが高く、よく知らないでいる人が多い、また、家族が閉鎖的な環境のなかで支援している状態を懸念する意見があり、相談できるところを周知するとともに、相談できるところがもっと増えることを期待する意見もありました。さらに、家族の介護や支援の負担を少しでも解消するため、もっと福祉サービスを利用していくことが大切との意見がありました。

かかりつけ医の有無について、いずれの手帳所持者においても「いる」が最も高く、自分自身の健康管理にきちんと取り組んでいる様子がうかがえます。しかし、専門的な治療を行う病院が身近にない、身近な地域での医療体制が整っていないくて困る、という意見がありました。

現在の仕事について、いずれの手帳所持者においても「現在、仕事はしていない」が最も高く、無職の状態であることが大多数といえます。また、障がいのある人の雇用や就労について、雇用側の理解や就労に関する情報提供の充実を求める意見がありました。

家にいるとき、災害のため避難が必要になる際、手助けをしてくれる人について、いずれの手帳所持者においても「家族・親戚」が最も高くなつた一方で、災害時の避難行動について、近隣の助け合いが必要で、避難訓練などそのための備えを整えておくことも大切との意見がありました。



課題

生活を支援する情報提供や相談支援体制を充実させるとともに、福祉サービスの利用による生活支援の充実を図ることで、**生活支援のための基盤づくり**を進めることが求められています。

自分自身の健康管理を進め、保健や医療の面について安心感を持って生活を続けていくことができるよう、**身近な地域で保健医療サービスを受けることができる体制づくり**が期待されています。

障がいのある人の就労への理解や就労に向けた支援が大事で、一般就労を希望する障がいのある人ができる限り就労できるように支援するとともに、福祉的就労の場での活動についても充実したものになるような支援が大切になります。

災害時などにも強い不安を感じることなく、安心して生活することができるよう、**災害時に備えた避難行動などの支援体制づくり**が求められています。

基本的方向

1. 生活支援のための基盤づくり
2. 保健や医療に関するサービスの充実
3. 雇用と就労の充実
4. 安心・安全対策の推進

1 生活支援のための基盤づくり

(1) 生活を支援する情報提供の充実

取り組み内容

町の広報紙やホームページ、冊子やパンフレットの配布、情報を記録した録音媒体の提供など、多様な広報・情報媒体を通じて、障がい福祉に関するサービスや各種支援制度の内容を分かりやすく紹介し、障がいのある人やその家族が、自分に合ったサービスを適切に選択でき、利用できるよう情報提供の充実を図ります。

(2) 生活を支援する相談支援体制の充実

取り組み内容

障がいのある人やその家族が抱えるさまざまな困りごとや悩みに対し、的確かつ迅速な相談支援ができるよう、相談支援にかかる関係機関との連携を強化し、相談支援体制の充実に努めます。

相談支援にかかる町職員の専門的知識の充実を図るとともに、保健・医療・福祉・教育・就労などの関係機関との連携強化を図ります。

(3) 生活を支援するサービスの充実

取り組み内容
障がいのある人の自分らしい自立した生活を支援し、社会参加や社会活動を促進するため、関係機関や障がい福祉サービス事業所などと連携しながら、日中活動の場の充実や住まいと生活の場の確保を図るとともに、日常生活用具給付の促進を図るための啓発を行います。
障がいのある人が地域での安定した安心な生活を送れるよう、生活保護制度や生活困窮者支援制度などについて周知を図ります。
障がいのある人や障がいのある子どもを支援する家族介護者の休息の機会や、家族介護者同士で悩みを気軽に語り合える交流の機会について、関係機関と協力しながら充実を図ります。
障がい福祉サービス事業所などに対し、感染症対策や感染拡大防止策の周知啓発とともに、感染症発生時に備えた平時からの事前準備（感染防護具、消毒液等の備蓄など）や、代替サービスの確保に向けた連携体制の構築などを促します。
事業所の職員が感染症に対する理解や知識を有したうえで業務に当たることができるよう、感染症に対する研修の充実を促します。さらに、災害時や感染症対策に資するためにも、情報通信技術（ＩＣＴ）を活用した会議の実施などによる業務のオンライン化の推進を検討します。

(4) 地域生活への移行支援の充実

取り組み内容
住まいと生活の場に関する受け入れ条件が整えば病院や施設からの退院もしくは退所が可能な障がいのある人が、本人の希望に沿って円滑に地域生活に移行し、定着するための支援を進めます。

2 保健や医療に関するサービスの充実

(1) 適切な支援につなげるための障がいの早期発見体制や関係機関との連携の充実

取り組み内容
乳幼児健康診査、発達相談及び巡回相談などの母子保健事業や、保育所や幼稚園、認定こども園での保育・教育活動において、障がいの早期発見のための体制の充実を図り、関係機関と連携を強化しながら早期療育につなげます。
障がい受容の観点から、児童・生徒やその家族の個々の状況に応じた相談支援を丁寧に進めながら、適切な療育の場の提供につなげます。
医療的ケアの必要な子どもが適切な支援を受けられるように、保健、医療、障がい福祉、保育、教育などの関係機関が連携を図るための協議の場を設けます。

(2) 障がいの原因となる疾病などの予防・治療の推進

取り組み内容
障がいの悪化や原因となる疾病を予防し、生活習慣病の早期発見・早期治療を図るため、各種健（検）診の受診や健康教育、健康相談などを実施します。
障がいのある人に対する健康づくりに関する知識の普及や情報の提供、健康教育、受診しやすい健診体制の整備、健康相談、保健指導の充実に努めます。

(3) 保健・医療サービスの充実

取り組み内容
身近な地域で、いつでも必要かつ適切な切れ目のない保健・医療サービスを受けることができるよう、関係機関との連携を強化しながら、体制づくりに努めます。
さまざまな感染症への感染防止に関する啓発と町の施設での感染防止策を徹底します。

(4) 精神保健・医療に関する取り組みの推進

取り組み内容
精神障がいに対する正しい理解を促進するために、刊行物の配布などの広報活動を通して、普及啓発に努めます。
未受診や治療中断者、ひきこもり状態にある人やその家族など支援の必要な人に対応するため、保健所、医療機関、相談支援事業所などの関係機関と連携を強化します。
住まいと生活の場に関する受け入れ条件が整えば退院可能な精神障がいのある人の退院と社会復帰を促進するため、地域移行支援・地域定着支援の利用を促すとともに、保健、医療、福祉関係者と連携を図りながら、支援を進めます。

3 雇用と就労の充実

(1) 雇用・就労に関する総合的な相談機能の充実

取り組み内容
障がいのある人の職業能力の習得と向上、安定した就労を図るため、情報提供や相談機能の充実を図ります。

(2) 雇用・就労機会の拡充

取り組み内容
計画的な町職員採用試験の実施や多様な任用形態の活用により、障がいのある人たちの雇用の推進を図ります。

(3) 就労支援の場の充実

取り組み内容
身近な地域において、自立した生活に必要な経済的基盤の確保や働くことによる生きがいの創出を目的とした就労支援の場について、関係機関と連携しながら充実を図ります。
障がい者就労施設等が供給する物品や業務の発注を確保するために支援します。

4 安心・安全対策の推進

(1) 災害時の避難行動支援体制の充実

取り組み内容
大雨などによって発生する土砂災害や河川の堤防決壊により水があふれた場合に予想されるエリアを示す「篠栗町防災マップ」を活用して、日頃から大雨による浸水や土砂災害が発生するエリアを把握し、家から避難所までの経路の確認しておくことを啓発します。
災害時の避難行動にかかる情報伝達について、防災無線、電話やファックス、インターネットや電子メールなどのSNSを活用し、障がいの特性に応じた方法を工夫とともに、その利用を促すための周知を図ります。
災害対策基本法に基づき、障がいのある人などの要配慮者のうち、災害が発生し、または、災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な人たちを円滑かつ迅速に避難させるため、特に支援を要する人たち（避難行動要支援者）の把握に努めます。
災害時を想定し、定期的な避難訓練を実施するとともに、地域の自主防災組織や避難行動要支援者を支援する人たち、障がい福祉サービス事業所と町の福祉や防災部門が連携を強化しながら、支援が必要な障がいのある人への緊急通報から避難誘導に至るまでの地域をあげた支援体制の確立に努めます。
災害時に必要となるさまざまな対応を想定しながら備蓄を進めるとともに、災害時の避難所生活において障がいの特性に応じた配慮を行い、その後の受け入れ先として民間福祉施設が活用できるよう施設側との協議を進め、施設の確保に努めます。
見守りや声かけなど、地域における福祉活動による避難行動要支援者と日常的なかかわりを深める取り組みを支援します。

(2) 防犯対策の推進

取り組み内容
振り込め詐欺や悪質商法の消費者被害にあわないよう、また不審者対策などについて、警察と連携しながら防犯対策の強化を進めるとともに、出前講座などを行なながら地域における防犯活動の充実を図ります。
振り込め詐欺や悪質商法の消費者被害から財産権を守っていくため、消費生活相談体制の充実、成年後見人制度の活用などについて、周知に努めます。

取り組みの柱Ⅱ いきいきと社会参加できるまちづくりの推進

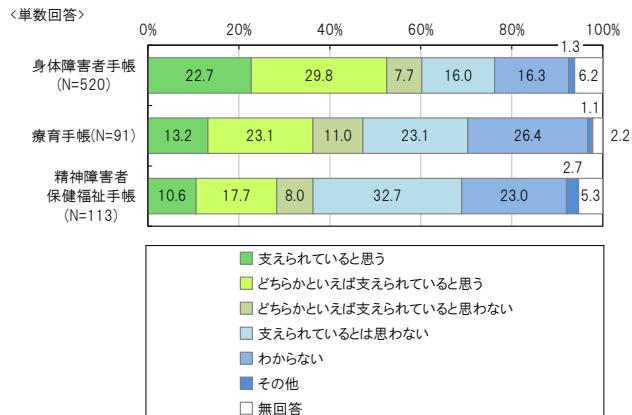
現状と課題

個性を尊重した適切な療育と教育の充実や、地域での交流の場への参加の機会が求められています。バリアフリーを推進するなど、生活や活動の場が、障がいのある人にとって配慮された環境に整えていくことが大切です。

現 状

アンケート調査などにおいて、学校や保育所・幼稚園での生活を送るうえで必要なことについて、いずれの手帳所持者においても「障がいのある子ども一人ひとりの特性に応じた配慮」が最も高くなりました。また、発達相談などの相談支援の充実とともに、**療育や教育の場が障がいのある子どもにとってより良いものになるような工夫を求める意見**がありました。

地域の人たちに支えられているという実感について、「支えられていると思う」と「どちらかといえば支えられていると思う」を合わせた『支えられていると思う』が「地域福祉アンケート」では55.8%で、身体障害者手帳所持者の52.5%、療育手帳所持者の36.3%、精神障害者保健福祉手帳所持者の28.3%を上回っていました。



障がいのある人は支えられている実感が、町民全体と比較すると、かならずしも高くないう様子がうかがえます。近所づきあいもかならずしも高い状況にないことから、**地域の人たちとかかわる機会が希薄で乏しくなっていることが大きな背景のひとつになっている**と思われます。とりわけ、精神障がいのある人は、支えられているという実感を抱くような経験が乏しいように思われます。

町内の公共施設（役場など）が高齢者や障がいのある人などに配慮されていると思うかについて、「地域福祉アンケート」では、『配慮されていると思う』の割合は52.5%で、身体障害者手帳所持者の49.2%、療育手帳所持者の31.9%、精神障害者保健福祉手帳所持者の51.3%を上回っていました。**公共施設のバリアフリー化に対する障がいのある人の認識は、町民全体の平均的な認識との間に差が生じている様子がうかがえます。**また、スーパー や レストランなどの民間施設のバリアフリー化に対する障がいのある人の認識は、公共施設と比べ、低くなりました。

課題

子どもの個性が尊重される適切な療育と教育の場や機会を充実させていくことが求められています。

地域での交流の場への参加の機会を充実させ、障がいのある人の社会参加が促進されることが期待されています。

施設などのバリアフリー化など、障がいのある人に配慮された環境の整備がより一層推進されることが大事になります。

基本的方向

1. 療育と教育の充実
2. 地域での交流やスポーツ・文化活動への参加の機会の充実
3. 生活環境の整備

1 療育と教育の充実

(1) 乳幼児期から学校卒業後までの相談支援体制の充実

取り組み内容

乳幼児期から学齢期（学校在籍中）における一貫したかかわりと相談支援体制を関係機関と連携しながら充実させ、学校を卒業した後の生活支援につないでいきます。

児童生徒が抱える障がいに対し、専門的な相談支援ができる体制づくりを関係機関と連携を強化しながら進めます。

(2) 療育の場の充実

取り組み内容

障がいのある子どもが、身近な地域において適切な支援を受けることができ、さらに、就学前のみならず、学齢期に入ってからも一定期間適切に提供できるよう、近隣市町や関係機関、福祉サービス事業所などに協力を求めながら、療育の場の確保に努めます。

関係機関、福祉サービス事業所などに協力を求めながら、障がいのある子どもの育児に関わる相談体制の充実や、子どもについて学ぶ場や機会の充実を図ります。

(3) 幼児期から学齢期の教育の充実

取り組み内容
障がいのある子と共に育つ場や機会を確保するため、保育所や幼稚園、認定こども園における障がいのある子どもの受け入れの促進を支援します。
小中学校において、特別支援学級の児童生徒が通常学級でいっしょに学習することや、学校行事や部活動の場で交流することなど、共に学ぶ環境づくりの確保に努めます。
障がいのある子どもの学校生活の充実を図るため、学習活動や学校行事の場において、保護者や住民との交流の機会を設けていきます。
障がいのある子どもについて、人権に配慮した教職員の正しい理解を深めるとともに、障害者差別解消法に基づく合理的配慮の考え方を踏まえ、指導の方法や内容、教材などを工夫しながら、一人ひとりの教育課題に的確に対応し、その可能性を最大限に發揮できるよう特別支援教育の充実を図ります。
児童生徒が抱える障がいに対し、人権に配慮した専門的な対応ができるよう、小中学校における教職員研修の充実を図ります。

(4) 学校における進路指導・就労指導の充実

取り組み内容
障がいのある子どもの有する可能性を活かし、自立と社会参加が進められるよう、成長段階に応じた適切な進路指導や就労指導の充実に努めるとともに、多様な進路の確保について、関係機関に働きかけます。

(5) 学校教育施設のバリアフリーの推進

取り組み内容
学校での学習や生活面で支障をきたさないよう、特別支援教育支援員配置の充実を図るとともに、多目的トイレやスロープの設置など、災害時の避難場所として利用も考慮しながら、学校教育施設のバリアフリーを進めます。

2 地域での交流やスポーツ・文化活動への参加の機会の充実

(1) 地域での交流の機会の充実

取り組み内容
障がいの有無にかかわらず、誰もが参加しやすい地域での活動や行事を障害者差別解消法に基づく合理的配慮の考え方を踏まえながら工夫し、交流できる場や機会を広げ、障がいのある人に対する理解を深める取り組みを支援します。
隣近所に気にかかる人がいたら、隣近所でお互いに協力し合いながら見守っていくなど、隣近所の人たちや地域の人たち同士のかかわりを深め、お互いに支え合い、助け合うことの大切さを啓発します。

(2) スポーツ・文化活動への参加の機会の充実

取り組み内容
さまざまなスポーツ・文化活動を楽しみ、また、町が実施する行事やイベントに気軽に参加できるよう、障がいのある人たちに参加を呼びかけるとともに、活動や参加を支援する人材の確保や育成をはじめとする環境づくりを進めながら、活動や参加の機会の拡大に努めます。
スポーツ・文化活動に関する各種教室を開催するとともに、生涯を通じて学習できる機会を整えます。

(3) 障がいのある人やその家族の団体の支援

取り組み内容
障がいのある人やその家族の団体が取り組む活動の情報発信や、団体への新規加入者の勧誘を支援するとともに、住民や事業者に対し、活動への理解や行事への参加を促進します。
障がいのある人やその家族の団体に対し、それぞれの団体の主体性を尊重しながら活動を支援します。

(4) ボランティアの育成と活動の支援

取り組み内容
障がいのある人の社会参加を促すため、コミュニケーション支援や移動支援などにかかるボランティアの育成やボランティア活動を行っている団体を関係機関と協力しながら支援します。

3 生活環境の整備

(1) 福祉環境整備の促進

取り組み内容
障がいのある人にとって安全で利用しやすいものとなるよう、障がいのある人の声を反映させ、関係機関との連携や協力を求めながら、公共・民間施設の建築物や公共交通機関・道路環境のバリアフリー化など環境整備を進めます。
身体障がい者用駐車スペースの適切な利用について広報啓発活動を強化していくとともに、公共施設では、利便性が高い場所に適切な駐車スペースの確保を進めます。
障がいのある人の地域での活動や行事への参加を促すために、公民分館（地区公民館）の段差解消などのバリアフリーに向けた取り組みを支援します。

(2) 住宅・住環境整備の推進

取り組み内容
町営住宅をバリアフリーに対応していくとともに、住戸改修の際にはバリアフリー設計の仕様とするように努めます。
障がいのある人の住宅の環境整備に関する相談に応じ、支援します。

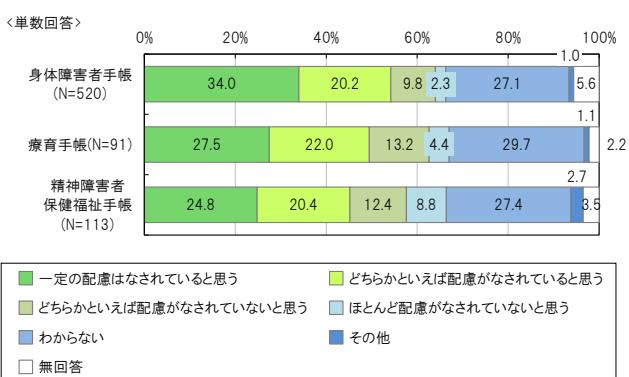
取り組みの柱Ⅲ 支え合い、共に生きるまちづくりの推進

現状と課題

障がいがあっても分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、一人ひとりが個人として大切にされるよう、障がいのある人に対する理解を深めるとともに、権利を擁護していくための取り組みが求められています。

現 状

アンケート調査などにおいて、日ごろの生活のなかで、障がいのある人への配慮がなされている、または、なされていない（差別がある）を感じるかについて、「地域福祉アンケート」では、「一定の配慮はなされていると思う」と「どちらかといえば配慮がなされていると思う」を合わせた『配慮がなされていると思う』の割合は62.5%で、



身体障害者手帳所持者の54.2%、療育手帳所持者の49.5%、精神障害者保健福祉手帳所持者の45.2%を上回っていました。日ごろの生活のなかでの配慮に関する障がいのある人の認識は、町民全体の平均的な認識との間に差が生じている様子がうかがえます。また、まだ差別と呼ばれるような状態があるように感じるという意見や、障がいのある人とかかわることがなく、よく知らないことが差別や偏見につながっているように思うとの意見がありました。

課 題

すべての住民が、障がいがあっても分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、一人ひとりが個人として大切にされるよう、障がいのある人に対する理解を深めるための取り組みをより一層進めることが大事です。

権利を擁護するための制度利用の周知や相談支援の充実を図るなど、障がいのある人の権利が守られる取り組みのより一層の推進が求められています。

基本的方向

1. 理解の促進と差別解消の推進
2. 人権や権利を擁護するための仕組みづくり

1 理解の促進と差別解消の推進

(1) 障がいや障がいのある人に対する理解の促進

取り組み内容
住民や事業者が障がいや障がいのある人に対する正しい理解と認識を深めることができますよう、情報提供を積極的に行います。
障がいや障がい福祉に関する住民や事業者などの理解を深めるため、疑似体験や障がいのある人のことを直接知る機会を盛り込んだイベントを実施します。
児童生徒が幼少の頃から障がいや障がいのある人に対する正しい理解と知識を深め、自分のこととして考えることができるよう、幼児教育や学校教育において人権教育や福祉教育を進めます。

(2) 障がいを理由とする差別の解消の推進

取り組み内容
障害者差別解消法について、法の趣旨・目的などに関する効果的な広報啓発活動、相談・紛争解決体制などの整備に取り組むとともに、障がいを理由とする差別の解消の推進に取り組みます。
障害者雇用促進法に基づき、障がいの有無にかかわらず、均等な機会や待遇の確保、さらに、障がいのある人の有する能力が有効に發揮できるための取り組みについて啓発します。

2 人権や権利を擁護するための仕組みづくり

(1) 情報のバリアフリーの推進

取り組み内容
障がいのある人へ伝える案内文書は、障がいの特性に応じて、ファックスや電子メールなどの電子媒体、録音媒体などを活用するとともに、町のホームページは、文字拡大機能や背景色変更機能などを強化しながらわかりやすい情報提供を進めます。
住民が参加する講演会などでは、情報が伝わらないことがないように、必要な配慮を行います。
意志疎通支援事業の充実を図ります。
町の広報紙やホームページ、窓口などで配布する冊子やパンフレット、講演会などの開催を通じ、情報の取得や意思疎通が困難な障がいのある人に対する理解を深める機会の提供に努めます。

(2) 権利擁護のための相談支援や制度利用の充実

取り組み内容
障がいのある人の人権や権利擁護を推進するため、関係機関や団体と連携しながら、人権相談や法律相談などの相談体制の充実を図ります。
障がいのある人に対する虐待の防止や早期発見を進めるため、相談体制の充実を図ります。
関係機関と連携しながら、障がいのある人の人権や権利を擁護する成年後見制度の普及啓発と利用促進を図ります。
判断能力が十分でないため適切な福祉サービスを利用することが困難な障がいのある人に対して、福祉サービスの適切な選択と利用、日常的な金銭管理などを支援するため、関係機関と連携して日常生活自立支援事業の普及啓発と利用促進を図ります。
福祉サービス利用者からの苦情について、関係機関と連携して、福祉サービス利用者の権利擁護及び福祉サービスの向上に努めます。

(3) 役場などの事務や事業での権利擁護のための配慮

取り組み内容
町職員に対し障がいや障がいのある人についての理解を深めるため、必要な研修を実施し、障がいのある人への配慮の徹底を図ります。
町の施設における事務や事業の実施にあたっては、障害者差別解消法に基づき、障がいのある人が必要とする社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮を行います。
町の施設の窓口では、コミュニケーションの方法に配慮した取り組みを進めます。
町の施設では、相談・申請のための窓口やトイレ、会議室などへ円滑に移動できるよう、合理的配慮としてバリアフリーを進めます。

障がい福祉計画・障がい児福祉計画

1 令和5年度に向けた目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

	人数	考え方
施設入所者数	34人	令和元年度末時点の入所者数
目標年度の地域移行者数	2人	施設入所からグループホームなどへの移行見込み
目標年度の施設入所者数	33人	令和5年度末の施設入所者数
削減見込み	1人	2.9%削減見込み

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

目標設定の考え方
国の基本方針に基づいて、圏域内の関係機関と連携し、精神障がいのある人への地域生活支援のニーズや課題を整理し地域包括ケアシステムの構築の推進に努めます。

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

目標設定の考え方
国の基本方針に基づいて、糟屋中南部障害者（児）自立支援協議会で協議を行い、令和3年度から「緊急時の受け入れ・対応」について実施します。その後も地域生活支援拠点の整備について進めていきます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行

	人数	考え方
年間一般就労移行者数	3人	福祉施設の利用者のうち、令和元年度中に一般就労に移行した人の数
目標年度の一般就労移行者数	4人	福祉施設の利用者のうち、令和5年度中に一般就労に移行する人の数
目標年度の就労定着支援事業利用者数	3人	福祉施設の利用者のうち、令和5年度中に一般就労に移行する人のうち、就労定着支援事業を利用している人の数

(5) 障がい児支援の提供体制の整備

目標設定の考え方									
国的基本方針に基づいて、児童発達支援センターについては、本町に所在する糟屋こども発達支援センター・さくら保育園と連携の充実をはかり、保育所等訪問支援の体制強化に努めます。また、糟屋中南部圏域内における重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の充実をめざします。さらに、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置数が糟屋中南部圏域内で増員することを目標とします。									
認可保育所や認定こども園などへの障がい児の受け入れについては、適正な保育士配置などにより手厚い支援に努めるとともに、必要に応じて関係機関との連携を図ります。									

2 障がい福祉サービスの実績と見込み

項目	単位	実績		見込み	第6期（見込み）			第7期		
		平成30年度	平成31令和元年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
居宅介護	人／月	34	34	35	35	36	37	—	—	—
	時間／月	499	517	520	525	540	555	—	—	—
重度訪問介護	人／月	0	0	0	0	0	0	—	—	—
	時間／月	0	0	0	0	0	0	—	—	—
同行援護	人／月	8	8	8	8	8	8	—	—	—
	時間／月	125	96	115	120	120	120	—	—	—
行動援護	人／月	0	0	1	1	1	1	—	—	—
	時間／月	0	0	65	10	10	10	—	—	—
重度障害者等包括支援	人／月	0	0	0	0	0	0	—	—	—
	時間／月	0	0	0	0	0	0	—	—	—
生活介護	人／月	59	65	66	67	69	71	—	—	—
	人日／月	1,246	1,378	1,392	1,407	1,449	1,491	—	—	—
自立訓練（機能訓練）	人／月	2	2	2	2	2	2	—	—	—
	人日／月	23	10	5	40	40	40	—	—	—
自立訓練（生活訓練）	人／月	1	4	3	4	4	4	—	—	—
	人日／月	23	59	65	80	80	80	—	—	—
就労移行支援	人／月	10	15	16	15	16	16	—	—	—
	人日／月	195	243	302	300	320	320	—	—	—
就労継続支援（A型）	人／月	22	18	18	19	20	21	—	—	—
	人日／月	433	329	329	380	400	420	—	—	—
就労継続支援（B型）	人／月	42	40	42	41	42	43	—	—	—
	人日／月	734	656	663	738	756	774	—	—	—
就労定着支援	人／月	0	3	3	4	5	6	—	—	—
療養介護	人／月	9	9	9	9	9	9	—	—	—

項目	単位	実績		見込み	第6期（見込み）			第7期			
		平成 30年度	平成31 令和 元年度		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
短期入所：福祉型	人／月	0	8	4		10	10	10	—	—	—
	人日／月	0	18	10		30	30	30	—	—	—
短期入所：医療型	人／月	0	4	2		4	4	4	—	—	—
	人日／月	0	13	7		12	12	12	—	—	—
自立生活援助	人／月	0	0	0		1	1	1	—	—	—
内、精神障がいのある人		0	0	0		1	1	1	—	—	—
共同生活援助	人／月	30	33	39		42	45	48	—	—	—
内、精神障がいのある人		8	9	17		22	24	26	—	—	—
施設入所支援	人／月	33	34	35		33	33	33	—	—	—
地域移行支援	人	0	0	0		1	1	1	—	—	—
内、精神障がいのある人		0	0	0		1	1	1	—	—	—
地域定着支援	人	0	0	0		1	1	1	—	—	—
内、精神障がいのある人		0	0	0		1	1	1	—	—	—
計画相談支援	人	198	210	240		244	248	252	—	—	—

3 地域生活支援事業の実績と見込み

項目	単位	実績		見込み	第6期（見込み）			第7期			
		平成 30年度	平成31 令和 元年度		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
相談支援事業	か所	2	2	2		2	2	2	—	—	—
成年後見制度利用支援事業	人／年	0	0	0		0	1	1	—	—	—
意思疎通支援事業											
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	人／年	143	115	80		120	120	120	—	—	—
手話通訳者設置事業	か所	1	1	1		1	1	1	—	—	—
日常生活用具給付等事業											
介護・訓練支援用具	件／年	0	1	0		1	1	1	—	—	—
自立生活支援用具	件／年	2	6	4		4	4	4	—	—	—
在宅療養等支援用具	件／年	3	3	3		3	3	3	—	—	—
情報・意志疎通支援用具	件／年	8	6	6		7	7	7	—	—	—
排泄管理支援用具	件／年	506	513	520		530	540	550	—	—	—
居宅生活動作補助用具	件／年	0	1	1		1	1	1	—	—	—

項目	単位	実績		見込み	第6期（見込み）			第7期		
		平成 30年度	平成31 令和 元年度		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
手話奉仕員養成研修事業	人／年	2	0	0	0	5	0	—	—	—
移動支援事業	人／年	48	49	50	51	52	53	—	—	—
	延時間／年	7,846	7,159	4,230	7,650	7,800	7,950	—	—	—
地域活動支援センター事業	か所	2	2	2	2	2	2	—	—	—
	延人数／年	809	1,016	1,100	1,120	1,140	1,160	—	—	—
日中一時支援事業	か所	14	15	19	19	20	20	—	—	—
	人／月	4	5	4	5	6	7	—	—	—
自動車改造助成事業	人／年	0	0	0	1	1	1	—	—	—

4 障がいのある子どもへの支援の実績と見込み

実績および見込量	単位	実績		見込み	第2期（見込み）			第3期		
		平成 30年度	平成31 令和 元年度		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
児童発達支援	人／月	28	27	31	32	32	32	—	—	—
	人日／月	207	157	198	256	256	256	—	—	—
医療型児童発達支援	人／月	0	0	0	0	0	0	—	—	—
	人日／月	0	0	0	0	0	0	—	—	—
居宅訪問型児童発達支援	人／月	0	0	0	0	0	0	—	—	—
	人日／月	0	0	0	0	0	0	—	—	—
放課後等デイサービス	人／月	63	73	78	80	85	90	—	—	—
	人日／月	853	956	1,045	1,200	1,275	1,350	—	—	—
保育所等訪問支援	人／月	1	0	2	2	3	3	—	—	—
	人日／月	1	0	4	4	6	6	—	—	—
障がい児相談支援	人	93	125	130	140	150	160	—	—	—

成 果 指 標 と 目 標 値

成 果 指 標	令和2年度 2020年度 (現状値)	令和8年度 2026年度 (目標値)	データ ソース
「これからのお福は、どのようにあるべきだと思いますか」の「お福は、行政と住民が協力しながら、地域で支え合うべき」の割合	74.9%	80.0%	地域福祉 アンケート
「あなたは地域の人たちに支えられているという実感をもっていますか」の「支えられていると思う」と「どちらかといえば支えられていると思う」をあわせた『支えられている』の割合	55.6%	60.0%	地域福祉 アンケート
「私たち一人ひとりが安心して地域のなかで暮らしていくために、町民のひとりとして、あなたができることはどんなことがあると思いますか」の「地域活動や地域福祉活動に積極的に参加する」の割合	11.7%	15.0%	地域福祉 アンケート
「現在のあなたの健康状態はいかがですか」の「とてもよい」と「まあよい」をあわせて『よい』の割合	73.5%	80.0%	高齢者生活 アンケート
「転倒に対する不安は大きいですか」の「不安でない」と「あまり不安でない」をあわせた『不安はない』の割合	53.0%	60.0%	高齢者生活 アンケート
「友人・知人と会う頻度はどれくらいですか」の「毎日ある」と「週に何度かある」をあわせた『よく会う』の割合	37.5%	45.0%	高齢者生活 アンケート
「日ごろの生活のなかで、障がいのある人への配慮がなされている、または、なされていない（差別がある）と感じたことがありますか」の「一定の配慮はなされていると思う」と「どちらかといえば配慮がなされていると思う」をあわせた『配慮がなされている』の割合	身体：54.2% 知的：49.5% 精神：45.2%	身体：60.0% 知的：55.0% 精神：50.0%	障がい福祉 アンケート
「町内の公共施設（役場など）が障がいのある人や高齢者などに配慮されていると思いますか」の「そう思う」と「ややそう思う」をあわせた『思う』の割合	身体：49.2% 知的：31.9% 精神：51.3%	身体：55.0% 知的：45.0% 精神：55.0%	障がい福祉 アンケート
「周囲の人の『障がい』や『障がいのある人』に対する理解が深まっていると思いますか」の「深まっていると思う」と「どちらかといえば深まっていると思う」をあわせた『深まっている』の割合	身体：38.1% 知的：28.6% 精神：25.7%	身体：45.0% 知的：35.0% 精神：35.0%	障がい福祉 アンケート

第 3 部 資 料 編

目 次

1 篠栗町福祉総合計画策定審議会条例	120
2 篠栗町地域福祉活動計画策定委員会設置規程	122
3 篠栗町福祉総合計画策定審議会委員名簿	124
4 ささぐり福祉プラン策定の経緯	125
5 現状と課題	126
【地域福祉分野】	127
支援につながる仕組みづくりの推進	127
専門的な支援ができる体制づくりの推進	133
安心して暮らせる基盤づくりの推進	140
気軽に参加できる環境づくりの推進	150
【高齢者保健福祉分野】	155
地域包括ケアシステムの深化・推進	155
介護予防と健康づくりの推進	158
安心して暮らせるまちづくりの推進	163

【障がい者・児福祉分野】	172
住み慣れた地域で自立して安心して暮らせるまちづくりの推進	172
いきいきと社会参加できるまちづくりの推進	188
支え合い、共に生きるまちづくりの推進	197
6 用語解説	205

1 篠栗町福祉総合計画策定審議会条例

○篠栗町福祉総合計画策定審議会条例

平成 26 年 9 月 26 日

条例第 15 号

(設置)

第 1 条 篠栗町における総合的な福祉施策を計画的に推進することを目的とし、篠栗町福祉総合計画(以下「計画」という。)を審議するため、篠栗町福祉総合計画策定審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(定義)

第 2 条 計画とは、次に掲げる計画を総称するものをいう。

- (1) 地域福祉計画
- (2) 地域福祉活動計画
- (3) 高齢者保健福祉計画
- (4) 障がい者計画
- (5) 障がい福祉計画
- (6) 障がい児福祉計画
- (7) その他町長が必要と認める計画

(所掌事務)

第 3 条 審議会は、町長の諮問に応じて、計画に関する事項を調査及び審議を行い、町長に答申する。この場合において、第 2 条各号に定める計画について、それぞれ審議会委員の一部又は全部をもって組織し、審議を行うものとする。

(組織)

第 4 条 審議会は、委員 13 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健、医療及び福祉関係者
- (3) 住民代表者
- (4) 前各号に定めるもののほか、町長が必要と認める者

(任期)

第 5 条 委員の任期は、委嘱の日から第 3 条に規定する所掌事務が完了する日までとする。

2 委員が欠けたときは、前条各号の区分により補充できるものとし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 6 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長がこれに当たる。

3 会議は、委員の半数以上の委員が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、福祉主管課において処理する。

(提携)

第9条 町は、篠栗町社会福祉協議会と提携し、計画の策定及び審議会の協議に当たり、事務を協働する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(最初の会議の招集)

2 この条例の施行後最初に行われる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

附 則（令和元年12月13日条例第18号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(最初の会議の招集)

2 この条例の施行後最初に行われる会議は、この条例による改正後の第7条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

2 篠栗町地域福祉活動計画策定委員会

設置規程

○篠栗町地域福祉活動計画策定委員会設置規程

(設置)

第1条 篠栗町地域福祉活動計画（以下「計画」という。）の策定にあたって、幅広い住民等からの意見を聴取し、計画に反映させるため、篠栗町地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。この委員会は、全国社会福祉協議会の「地域福祉活動計画策定指針」に基づき、篠栗町と互いに補完・補強しあい、地域福祉推進を図るため、篠栗町の地域福祉計画と併せて、一体的に策定を進める。

(所掌事務)

第2条 委員会は、会長の諮問に応じて計画の案を作成し、会長に答申する。

(組織)

第3条 委員会は、委員13人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健及び福祉関係者
- (3) 住民代表者
- (4) 前各号に定めるもののほか、会長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する所掌事務が完了する日までとする。

2 委員が欠けたときは、前条各号の区分により補充できるものとし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、会議の議事に関して必要があると認めたときは、会議に関係者の出席を求め、その意見及び説明を聴取し、又は資料の提供を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、篠栗町社会福祉協議会（以下「本会」という。）総務係において処理する。

(提携)

第8条 本会は、篠栗町と提携し、計画の策定及び委員会の協議に当たり、事務を協働する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(最初の会議の招集)

2 この規程の施行後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、会長が召集する。

3 篠栗町福祉総合計画策定審議会委員名簿

組織	役職	氏名	備考
福岡工業大学 社会環境学部 社会環境学科	教授	楢崎 兼司	会長
医療法人 三田医院	医師	三田 洋	副会長
篠栗町区長会		藤崎 福光	
篠栗町民生委員・児童委員協議会	会長	山下 久代	
篠栗町シニアクラブ連合会	会長	高野 一	
篠栗町身体障がい者福祉協会	会長	合屋 吉晴	
ふくおか子育てマイスター		小田 智子	
社会福祉法人 信愛会 特別養護老人ホーム篠栗荘	施設長	柳 竜一	
小規模多機能型ホーム こころの家 尾仲	施設長	原 貴代子	
社会福祉法人 社会福祉協議会	事務局長	城戸 安行	地域福祉計画のみ
篠栗町地域包括支援センター 社会福祉法人 社会福祉協議会	社会福祉士	栗元 弘貴	
福岡県粕屋保健福祉事務所 社会福祉課	課長	緒方 健	
篠栗町 健康課	健康係長 (保健師)	有隅 恵子	
篠栗町 福祉課	課長	平山 智久	地域福祉活動計画のみ

4 ささぐり福祉プラン策定の経緯

会議開催日／調査実施月	会議／調査	会議内容
令和2年 4月23日	第1回審議会 (書面審議)	プランの趣旨と策定方法についての説明
令和2年 4月	地域福祉アンケート	
令和2年 4月	障がい福祉アンケート	
令和2年 6月	専門職ヒアリング	
令和2年 7月	関係団体アンケート	
令和2年 7月16日	第2回審議会	調査結果の報告、意見交換
令和2年 8月20日	第3回審議会 (書面審議)	個別計画（障がい者・児福祉分野）の骨子案についての説明、協議
令和2年 9月17日	第4回審議会 (書面審議)	個別計画（地域福祉分野）の骨子案についての説明、協議
令和2年10月20日	第5回審議会 (書面審議)	個別計画（高齢者保健福祉分野）の骨子案についての説明、協議
令和2年11月17日	第6回審議会	福祉プランの総論ならびに各論の説明、協議
令和2年12月22日	第7回審議会 (書面審議)	福祉プランの素案についての説明、協議
令和3年 1月12日 ～ 2月11日		パブリックコメント
令和3年 2月		パブリックコメント結果の報告、プラン案の協議・承認

5 現状と課題

※ アンケート調査などについて

各計画の「現状と課題」は、下記のアンケートやヒアリングをもとに作成していますが、新型コロナウィルス感染症拡大に伴う福岡県での緊急事態宣言（令和2年4月7日～5月31日）前、及び拡大時期と重なる状況下においての調査結果となります。

地域福祉アンケート・・・令和2年4月、18歳以上の町民を対象に、地域福祉に関する意識や経験などについてのアンケート

配布数	回収票数	回収率
2,000	947	47.4%

高齢者生活アンケート・・・令和元年6月、要支援・要介護認定を有していない65歳以上の高齢者を対象に、健康状態や生活の様子などについて、福岡県介護保険広域連合が実施したアンケート

配布数	回収票数	回収率
2,522	1,319	52.3%

障がい福祉アンケート・・・令和2年4月、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者福祉手帳の所持者を対象に、暮らしや支援、権利擁護などについてのアンケート

配布数	回収票数	回収率
1,455	727	50.0%

専門職ヒアリング・・・令和2年6月、福祉や介護の専門職を対象に、現状課題についての記述式調査票によるヒアリング

関係団体アンケート・・・令和2年7月、地域の関係団体などを対象に、現状課題についての選択式調査票によるアンケート

【地域福祉分野】

支援につながる仕組みづくりの推進

○ 福祉に関する支援の情報を必要としている人たちに伝えていくための工夫が大事

専門職ヒアリングでは、どのような支援やサービスがあるのか、また、それらを受けるためにはどのようにすればよいのか、などについて、知らない人たちが多いのではないか、との意見がありました。

福祉に関する支援の情報を必要としている人たちに、支援やサービスの情報をきちんと伝えていく工夫が求められています。

専門職ヒアリングでは、情報提供について、以下のような意見がありました。

- 介護に関することを知らず、受けられるサービスやそのサービスをどうすれば受けることができるのか、知らない人が多いと思う。（高齢者福祉分野）
- 地域でどのようなサービスを利用できるか、サービス利用における手続きの仕方などの情報を周知すると助かるのではないか。（障がい福祉分野）
- 子どもを育てるなか、どのような支援サービスがあるのかを知らない人も多いのでは、と思う。いろんな方面で知させていくようにしたらいいのでは、と思う。（子育て支援分野）
- 生活困窮者自立支援制度による、さまざまなサービスがあると思われるが、周知が行き届いていないと思われる。どこで、どのようなことを行っているかわからない場合が多いのではないか。（生活困窮者支援分野）

○ 役場が発信する福祉に関する情報は、住民の重要な情報源で大事

地域福祉アンケートでは、福祉サービスに関する情報源について、「広報ささぐり」が最も高く、また、自分に最適な福祉サービス選び、安心して利用するため、役場に期待することについて、「福祉サービスに関する情報供給を充実する」が最も高くなりました。多くの町民は、役場が発信する福祉サービスの情報を信頼し、大切で重要なものとして考えている様子がうかがえます。

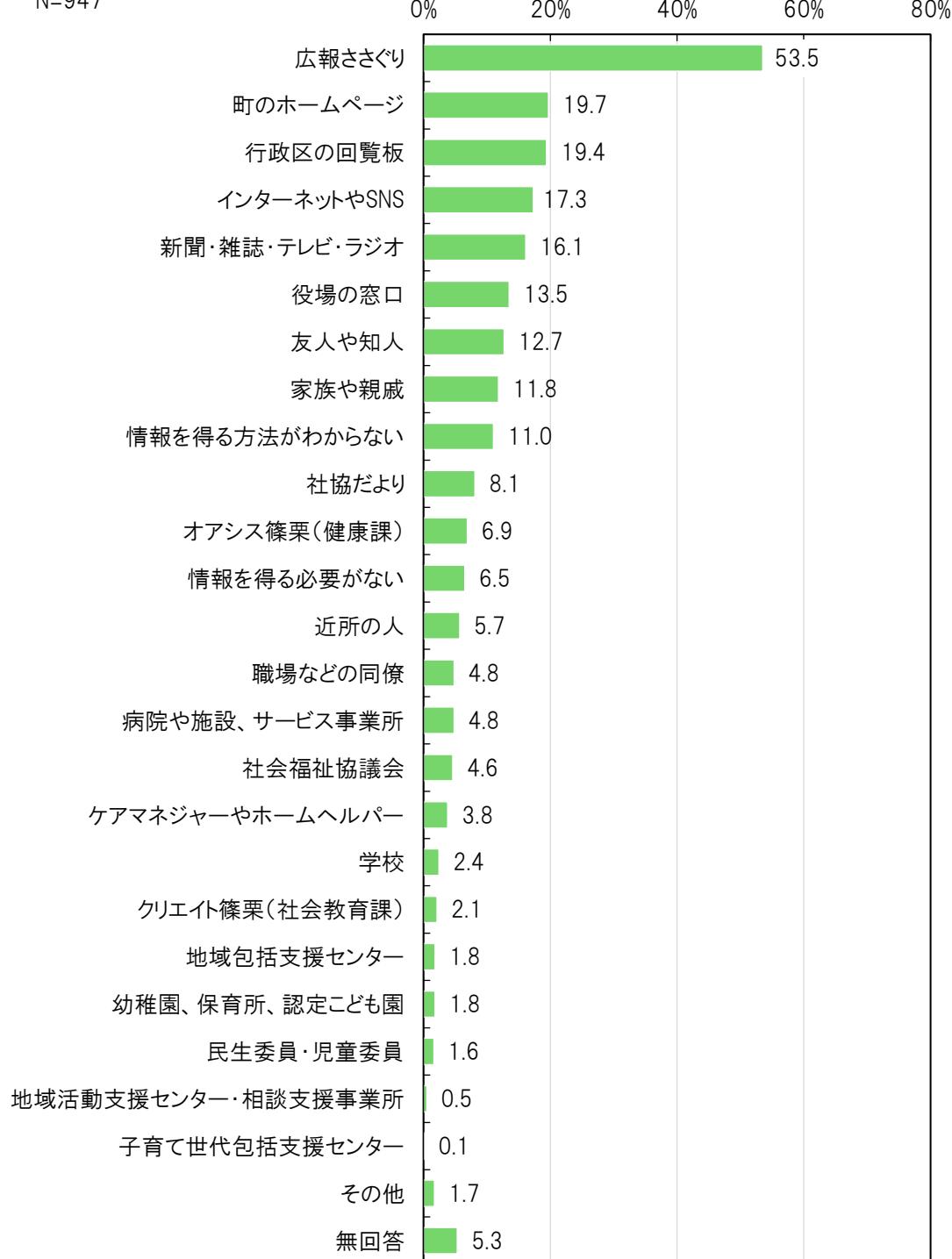
関係団体アンケートでは、町からの情報提供について、障がい福祉分野から十分ではないとの意見が多数を占めました。

役場が発信する福祉に関する情報は、住民にとって重要な情報源であり、より一層の充実を図っていくことが期待されています。

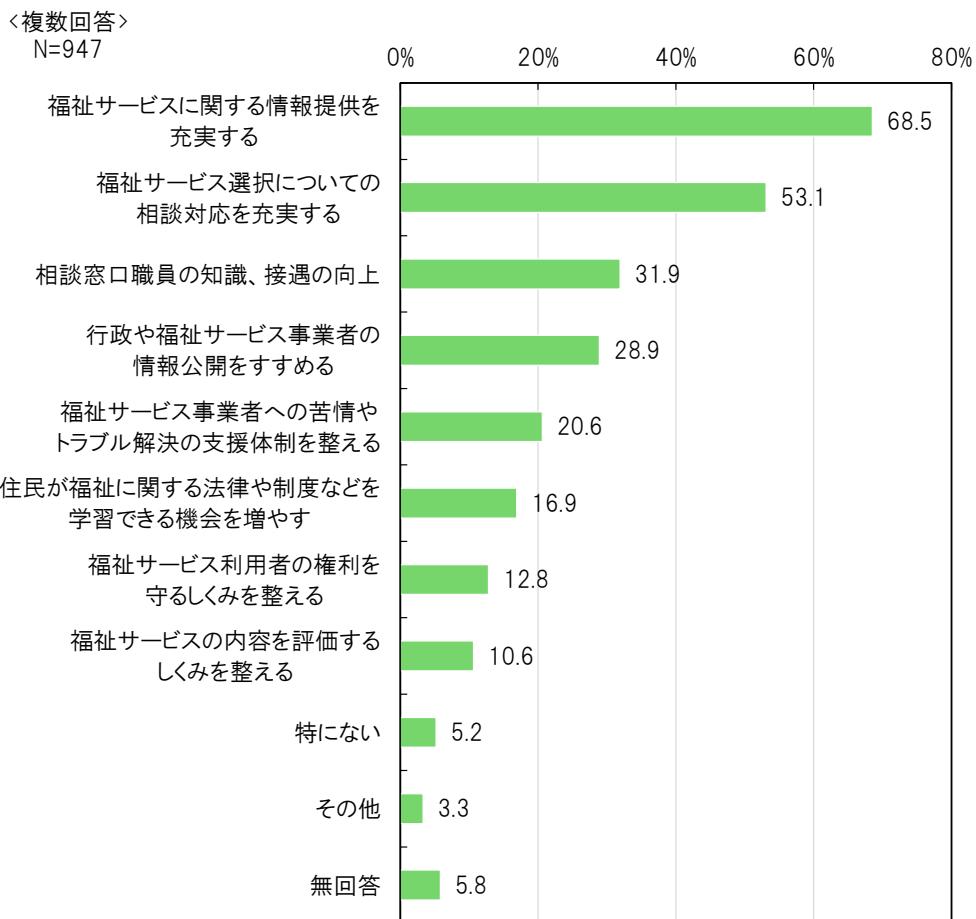
問 現在、「福祉サービス」に関する情報を主にどこから（どのようにして）入手していますか

〈複数回答〉

N=947



問 福祉サービス利用者が、自分に最適な福祉サービスを選び、安心して利用するため、役場ではどのようなことに取り組む必要があると思いますか



関係団体アンケートでは、

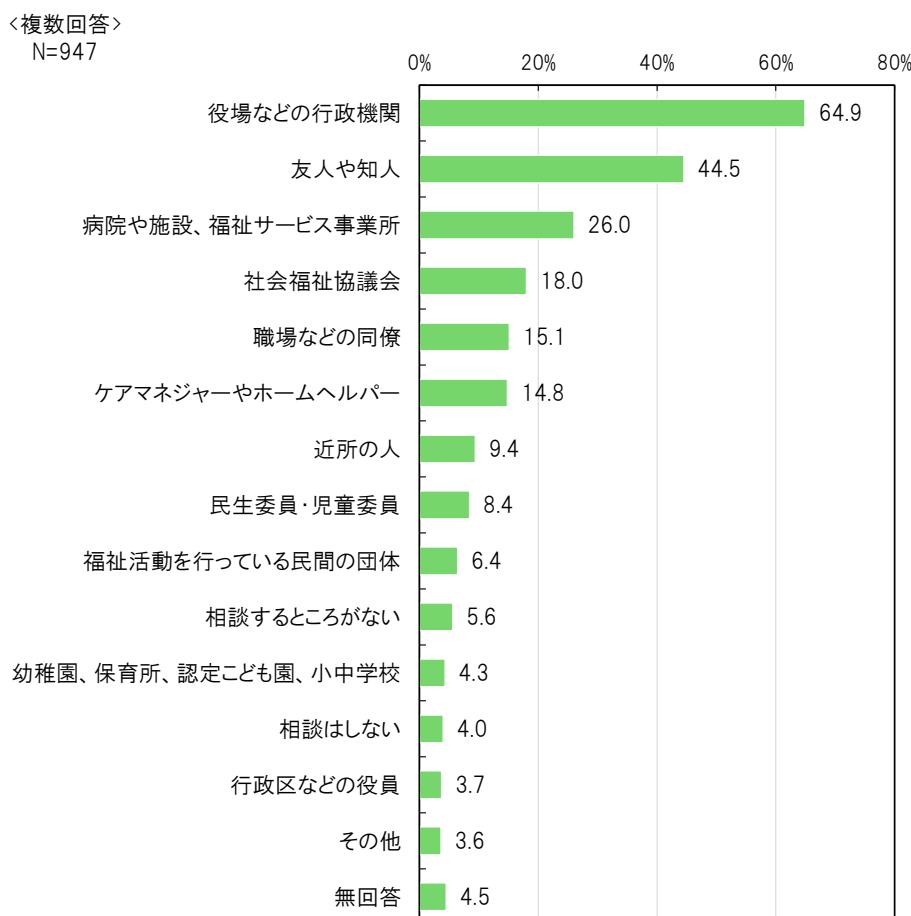
- 「高齢者の支援に関する町からの情報提供は、適切に行われていると思いますか」とたずねたところ、「わからない」が48.5%で、最も高くなっていました。
- 「障がいのある人やその家族の支援に関する町からの情報提供は、適切に行われていると思いますか」とたずねたところ、「思わない」が47.4%で、最も高くなっていました。
- 「子育て支援に関する町からの情報提供は、適切に行われていると思いますか」とたずねたところ、「思う」が54.5%で、最も高くなっていました。

○ 役場などの行政機関は、福祉に関する支援の相談先として期待度が高く大事

地域福祉アンケートでは、生活上の困りごとを抱えたときの家族以外の相談場所や相談相手について、「友人や知人」の44.5%に対し20%以上の差をつけて、「役場などの行政機関」が64.9%で最も高くなりました。多くの町民は、役場などの行政機関が生活上の困りごとの相談先として、友人や知人以上に信頼し、大事なところと考えている様子がうかがえます。

生活上困りごとを抱えた住民にとって、役場などの行政機関は重要でかつ身近な相談先であり、より一層の充実を図っていくことが期待されています。

問 あなた自身やご家族が、生活上の困りごとを抱えた時、家族以外で、どこ（誰）に相談しますか



関係団体アンケートでは、

- 「高齢者やその家族に対する相談支援は、適切に行われていると思いますか」とたずねたところ、「わからない」が54.5%で、最も高くなっていました。
- 「障がいのある人やその家族に対する相談支援は、適切に行われていると思いますか」とたずねたところ、「わからない」が52.6%で、最も高くなっていました。

- 「子どもやその家族に対する相談支援は、適切に行われていると思いますか」とたずねたところ、「わからない」が54.5%で、最も高くなっていました。
- 「支援が必要な状態になっても、家族のなかで抱え込んでしまって、相談や支援を求めないことが増えていると思いますか」とたずねたところ、高齢者福祉分野では「わからない」が39.4%、障がい福祉分野では「わからない」が52.6%、子育て支援分野では「わからない」が63.6%で、最も高くなっていました。

○ 困りごとや悩みごとについて、身近で気軽に相談できる場や機会が大事

専門職ヒアリングでは、生活上の問題が生じたとき、どこに、どのように相談をしたらいののかよくわからない人たちが多いのではないか、との意見がありました。

生活上の困りごとや悩みごとを抱える人たちに対応するため、身近で気軽に相談できる場や機会を整えていくことが求められています。

専門職ヒアリングでは、相談支援について、以下のような意見がありました。

- 生活するうえで種々の問題が生じた場合、誰に（どこに）何を相談すればいいのかわからず、不安に感じている高齢者やその家族は多いと思う。（高齢者福祉分野）
- どのような接し方やかかわり方をしたらよいのか、また、将来や親亡き後の生活について、相談するところがよくわからないという話を聞いたことがある。（障がい福祉分野）
- もっと気軽に相談できるサービスがあったらどうかと考える。たとえば、離乳食に関する電話相談や、病気、けがに関する相談など。看護、保育、栄養の面は、子育てをするなかで悩むことが多い。（子育て支援分野）
- どこにも相談ができず、孤立している人が多い。相談できる場所がある、話ができる場所があることを知つたら良いと思う。（生活困窮者支援分野）

関係団体アンケートでは、

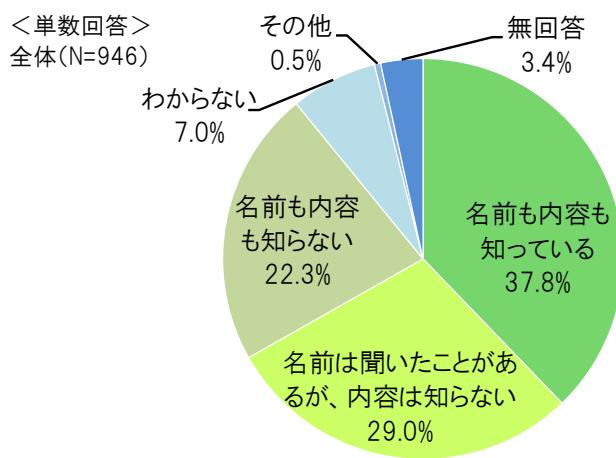
- 「地域包括支援センターのことを知っている人たちが増えていると思いますか」とたずねたところ、「思わない」が48.5%で、最も高くなっています。
- 「子育て世代包括支援センターのことを知っている人たちが増えていると思いますか」とたずねたところ、「わからない」が54.5%で、最も高くなっています。

○ 成年後見制度の利用促進のための取り組みが大事

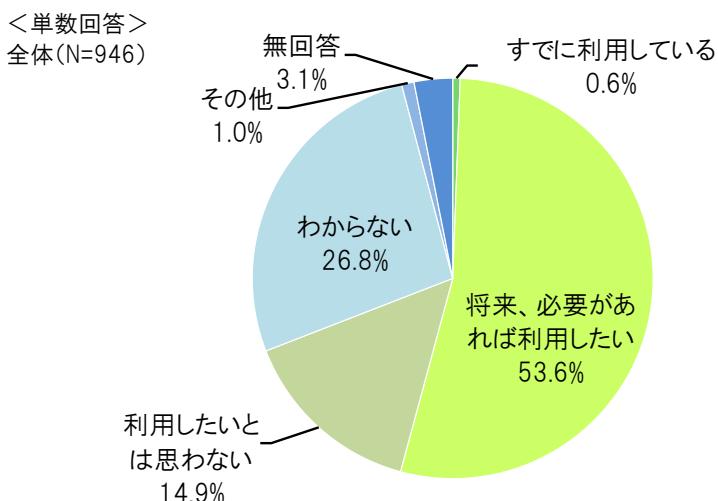
地域福祉アンケートでは、成年後見制度の周知度について、「名前も内容も知っている」が最も高く、また、今後の成年後見制度の利用意向について、「将来、必要があれば利用したい」が最も高くなりました。多くの町民が、成年後見制度への関心が高く、利用についても前向きに考えている様子がうかがえます。

成年後見制度の利用の促進について、より一層の取り組みを進めていくことが大事になります。

問 成年後見制度について知っていますか



問 今後、成年後見制度を利用したいと思いますか



専門的な支援ができる体制づくりの推進

○ 福祉サービスの充実を図っていくことが大事

地域福祉アンケートでは、町に希望するサービスについて、「入所できる施設の整備や充実」が最も高く、次いで「訪問サービスや通所サービスの充実」となりました。また、住み慣れた地域で、安心して暮らしていくため、町に求める支援について、「特別養護老人ホームや障がいのある人の入所施設などの施設サービスの充実」が最も高く、次いで「ホームヘルパーやデイサービスなどの在宅福祉サービスの充実」となりました。さらに、介護が必要となった時、誰に介護をお願いしたいかについて、「家族には頼らず、公的サービスを利用する」が最も高くなりました。多くの町民が、町に希望するサービスや支援について、在宅や施設での福祉や介護のサービスの充実を挙げています。

専門職ヒアリングからも、老老介護や親亡き後の障がいのある人の生活、子どもが病気をしたときの対応などを考えていくうえで、福祉や介護のサービスの充実を求める意見がありました。

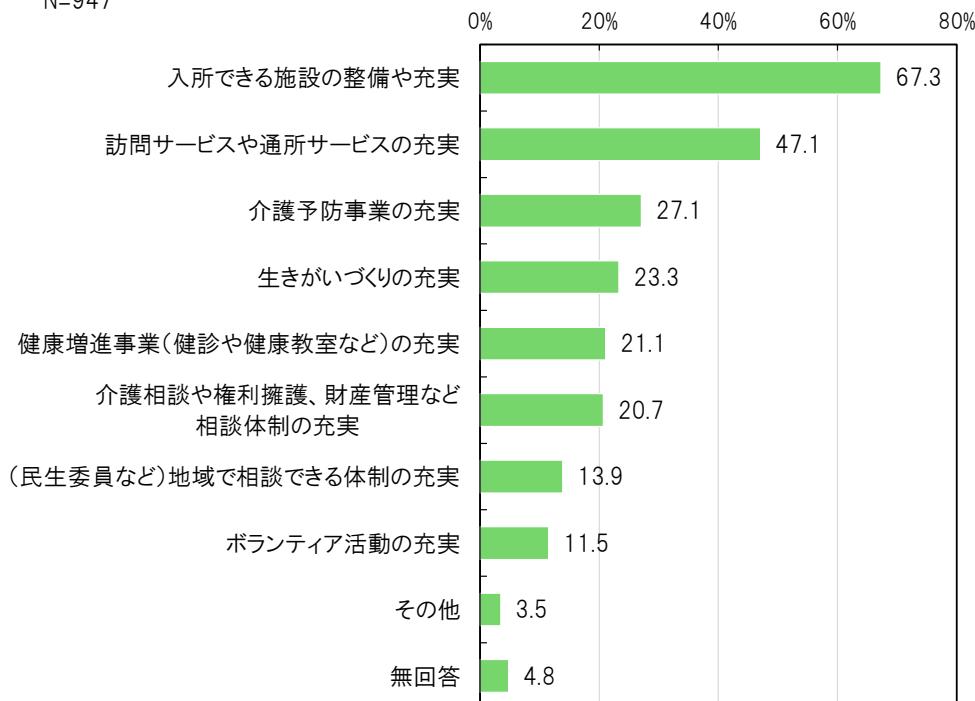
関係団体アンケートでは、仕事と介護の両立が難しいケースが増えていることや、親亡き後の障がいのある人の暮らしを悩んでいるところが多いとの意見が多数を占めました。

福祉サービス事業者や関係機関と連携を図りながら、福祉サービスの充実を図っていくことが期待されています。

問 町に希望するサービスは何ですか

〈複数回答〉

N=947



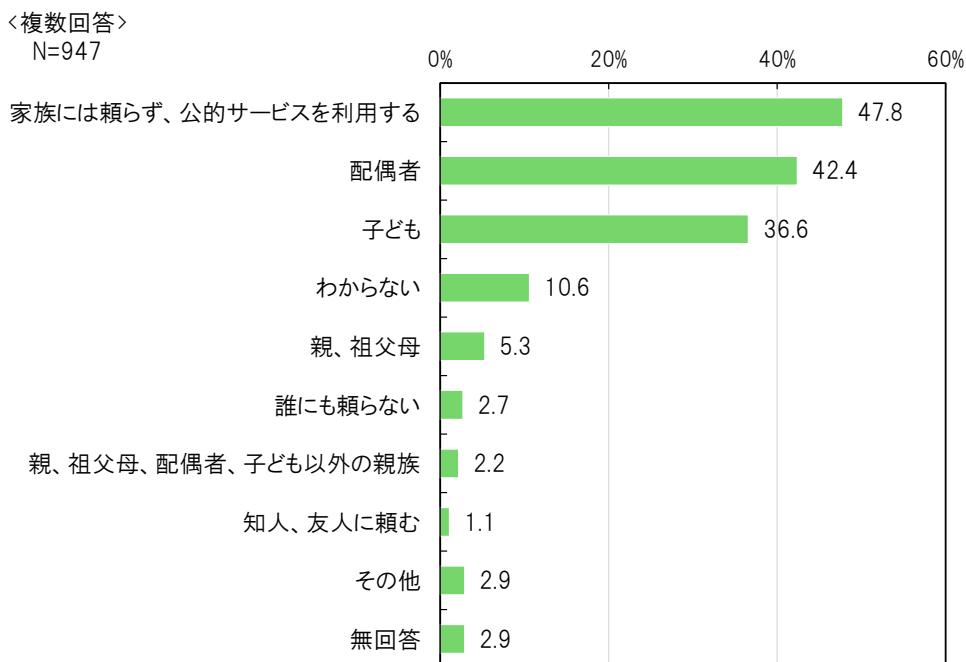
問 住民が住み慣れた地域で、安心して暮らしていくため、町に求める支援はどのようなことですか

〈複数回答〉

N=947



問 介護が必要となった時、誰に介護をお願いしたいですか



専門職ヒアリングでは、福祉サービスについて、以下のような意見がありました。

- 少子化や核家族化にともなって、高齢者のみの世帯が増加傾向になっているため、老老介護が大きな問題だと思われる。解決策としては介護サービスの提供を充実させることではないかと思う。（高齢者福祉分野）
- 老老介護、認認介護が進み、自分たちで車を運転して、外出することが困難になったため、日常生活に支障が出ている。（高齢者福祉分野）
- 両親が高齢になられ、在宅で障がいのある人をみている人たちは、今後に不安を感じている人が多いのではないか。グループホームなどに入所することも簡単ではないと思うので。（障がい福祉分野）
- 家族などの緊急時に本人を受け入れてくれる場所が少ない。事業所もだが、支援者（人手）が不足している。（障がい福祉分野）
- 祖父母などが近くにいなければ困った時に預ける場所がない。特に両親ともに働いている場合はそのようなことが多いと思う。子育てするうえで、相談者や支援はかならず必要。（子育て支援分野）
- 子どもが病気の時、預けるところがなく、仕事を休まなければならない。病児保育もなかなか予約がとれず、また子どもが人見知りをして泣くので、預けられないようである。（子育て支援分野）

関係団体アンケートでは、

- 「高齢者同士による老老介護の状態にある世帯が増えていると思いますか」とたずねたところ、「思う」が78.8%で、最も高くなっていました。
- 「家族は働いている人が多く、仕事と介護の両立が難しいケースが増えていると思います

か」とたずねたところ、「思う」が51.5%で、最も高くなっていました。

- 「障がいのある人を支援する家族の高齢化によって、心身ともに負担が大きくなっている世帯が増えていると思いますか」とたずねたところ、「思う」が84.2%で、最も高くなっていました。
- 「障がい福祉サービスや障がい児福祉サービスを上手に利用している人が増えていると思いますか」とたずねたところ、「わからない」が36.8%で、最も高くなっていました。
- 「親亡き後のことについて、本人や親が悩んでいることが多いと思いますか」とたずねたところ、「思う」が63.2%で、最も高くなっていました。
- 「町や地域で提供される子育て支援を上手に利用している子育て家族が増えていると思いますか」とたずねたところ、「思わない」が45.5%で、最も高くなっていました。
- 「家族が働いていることが多く、子育てに余裕がなくなってしまっている子育て家族が増えていると思いますか」とたずねたところ、「思う」が54.5%で、最も高くなっていました。

○ 複合的な問題を抱えている本人や家族に対する連携した相談支援が大事

専門職ヒアリングでは、高齢者のひとり暮らしや夫婦のみの世帯のなかには地域とのつながりが薄れ、孤立しがちになり、生活上の問題が生じたときにも相談支援につながりにくくなっていることなどの意見がありました。また、生活が困窮した状態であっても、地域から孤立しがちのため情報不足となっていることや、個人情報保護の観点からそのような状況を把握しづらいこともあります、なかなか相談支援に結びつかないことがあるなどの意見がありました。このようなところでは、本人のみならず、共に暮らす家族全体が、複合的な多くの生活上の問題を抱えていることもあり、問題の解決をより複雑にしています。

複合的な多くの生活上の問題を抱えている本人や家族に対し、相談支援にきちんとつながっていくために、相談を担う各分野の窓口が連携を図りながら相談支援を進めていくことが大変重要になります。

専門職ヒアリングでは、本人や家族が抱える問題について、以下のような意見がありました。

- ひとり暮らしや夫婦での生活力が整っていないときに、相談できる窓口や相手が身近にいないと地域で孤立していきがちだ。介護者も肉体的・精神的に疲労し、相談できるところがわからず、共倒れになりやすい。（高齢者福祉分野）
- 生活困窮者は、社会から孤立することも少なくないと思う。これにより情報を得ることが難しく、種々の制度を活用することができないことが多いと思う。制度の内容や申請方法や、高齢者にも解りやすく情報を提供する方法や、生活困窮者をいち早く把握し、その状況に合った対策を講じる必要があると思う。（高齢者福祉分野）
- 衣食住に加え、医療・介護サービスも適切に受けられず、低所得という著しくプライベートに関わることから、相談できる相手も十分におらず、孤独死につながることもあると思う。（高齢者福祉分野）

- 生活困窮であっても福祉サービス提供へのつながりにくさがあると思う。福祉サービスの手続きを支え、利用につなげる人や、福祉サービスを必要としている人をみつける機会を持つことが大切であると思う。（障がい福祉分野）
- 周りの人たちが気づくことがあった場合は、情報を地域包括支援センターなどに伝えることを周知する。（生活困窮者支援分野）
- 子育てと仕事の両立がしにくい。子に障がいや病気があると働けない。子育ての支援者がいない。ひとり親は行政で把握しやすいので、早期の相談窓口紹介など専門機関への相談のハードルを下げるような取り組みが大事。（生活困窮者支援分野）

○ 生活上の多くの問題を抱える本人や家族に対する包括的な支援が大事

専門職ヒアリングでは、老老介護のみならず、認認介護の増加を指摘する意見がありました。障がいのある人がいる世帯の中には、本人のみならず、子どもを含めた家族一人ひとりの支援が必要な場合もあるとの意見や、生活に困窮する人たちに対し、生活支援や就労支援などの多様な支援を包括的に行っていくことが必要との意見などがありました。さらに、多様な支援の連携を図っていくための体制づくりの重要性を指摘する意見もありました。

複合的な多くの生活上の問題を抱えている本人や家族に対し、関係する支援の担い手が連携を図りながら、多様な支援を包括的に進めていくことが大変重要になります。

- 専門職ヒアリング**では、本人や家族に対する支援について、以下のようない見がありました。
- 老老介護のなかでも認知症の要介護者を認知症の介護者が介護している認認介護が増加しているように感じる。行政や地域などと協力してその家族の見守りができるようにネットワークづくりが必要。（高齢者福祉分野）
 - 40代から上の障がいのある人たちは、親も高齢となり、自宅での生活に障がい福祉サービスと介護保険サービスの両方が入っていることがある。親子支援として行う際のサービスの難しさもあるが、どちらかが入院や施設に入所した際、急にサービスが半分に減り、生活が立ち行かなくなることがある。（障がい福祉分野）
 - 保護者が障がいを抱えていた場合、その子どもに十分な保育環境（食事、衛生面など）が整っていないことが多い。児童相談所と連携し保護に備えた情報共有と育児指導、教育機関との連携による学習の支援などが必要だ。（障がい福祉分野）
 - 非正規労働によってより特定の業務や安定した収入が得られず、専門の技術や資格を身に着けることが困難なことが、現状を抜け出せない要因のひとつと思われる。壮若年者層については、就労につながる資格取得や就労に至るまでのコーディネート機能の充実が求められると考える。（生活困窮者支援分野）
 - 現状は、母子・父子とも子育てをしながらの収入増のために働くことが困難な社会となっていることから、結果的に生活困窮者となっている。親は生活していくこと（生活を維持すること）に重きを置く傾向になるために、子育て（子どもの精神的な育成）が疎かになっている傾向がみられる。子育ても援助できる仕組みづくりが必要と考える。（生活困

窮者支援分野)

- 形だけの連携になっていないか。その人の今後のことまで予測したうえで、多職種多機関での支援を話し合える体制が必要。まわすだけになったり、ここは特定の制度のことだけですという説明になっていたりしている。少しでも早い段階で今後のリスクを予測し、多機関で対症療法ではなく包括支援の視点で、その人に最適な役割分担をしていく体制づくりが必要。（生活困窮者支援分野）

○ 虐待の早期発見や防止のために関係機関が連携を強化していくことが大事

地域福祉アンケートでは、虐待が発生していると思われたときの最初の対応について、「警察へ連絡する」が最も高くなりました。虐待の発生が懸念される場合、速やかに対応してくれる事を期待し、その機能を有する「警察」の回答割合が高くなつたものと思われます。

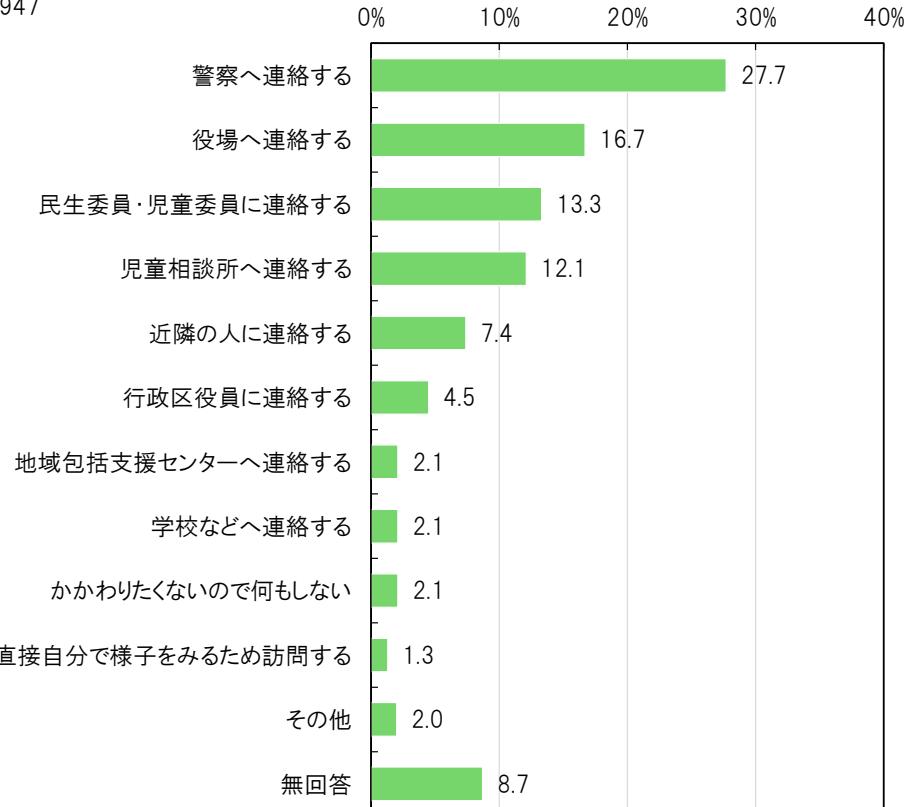
専門職ヒアリングでは、介護負担やストレスの軽減など介護者に対する支援の必要性についての意見とともに、虐待について早期の発見や防止につながるよう、サービスの利用者や園児、児童生徒に関わる人たちがきちんと様子を把握し、何かあれば関係する機関が連携を図りながら迅速に対応することが大切との意見がありました。

虐待の早期発見や防止のためには、周りで関わる人たちが丁寧に様子を把握するとともに、関係機関が連携を強化していくことが必要になります。

問 もしあなたの周囲で、虐待が発生しているとあなた自身が思われたら、最初にどのように対応しますか

〈単数回答〉

N=947



専門職ヒアリングでは、虐待の問題について、以下のような意見がありました。

- 介護者の介護負担によるストレスが原因で虐待が起こるため介護者のフォローが大切だと思う。介護者が誰にも相談できずに虐待をしてしまうケースもみられるため、介護者の負担が軽減できるように支援を行う。（高齢者福祉分野）
- 利用者を取り巻く環境を、ヘルパーサービス、医療、相談員が連携し把握していくことが必要。利用者に傷などがあった場合は、その確認。ご家族の負担が大きくなっているとわかったら、レスパイクできるような支援を行えるようにするなどの取り組みが大切。（障がい福祉分野）
- 虐待防止は、できれば起きる前の状況の変化を感じ取れるように、と思っている。同居家族の精神状況や生活状況をなるべく多くの関係機関が把握しておくと、解決策が見出しやすいのではないだろうか。（障がい福祉分野）
- 保育園、幼稚園、小学校の先生が、子どもの様子や友達同士の会話などから、まず気づき、それから民生委員児童委員やスクールカウンセラー、各園、小学校の先生が、聞き取りなどを行い、役場のこども育成課が素早く対応し、行動していく必要があると思う。（子育て支援分野）

安心して暮らせる基盤づくりの推進

○ 隣近所のかかわりが希薄化するなか、近所づきあいや助け合いが大事との思いが強い

地域福祉アンケートでは、普段の近所づきあいの程度について、「たまに立ち話をする程度」と「会えばあいさつはするが、それ以上の話はしない」がそれぞれ同じ回答割合で、次いで「親しくおつきあいしているお宅がある」となりました。また、地域での人と人とのかかわりに関する考えについて、「隣近所の人とのつきあいは大切にしたい」が最も高くなりました。隣近所とのつきあいについて、多くの住民が隣近所とのつきあいは大切にしたいとの意識は高いものの、現実的にはかならずしも親密なものではなく、また、誰が隣に住んでいるのかわからないといった、まったくかかわりがないような関係性でもない状態にある様子がうかがえます。

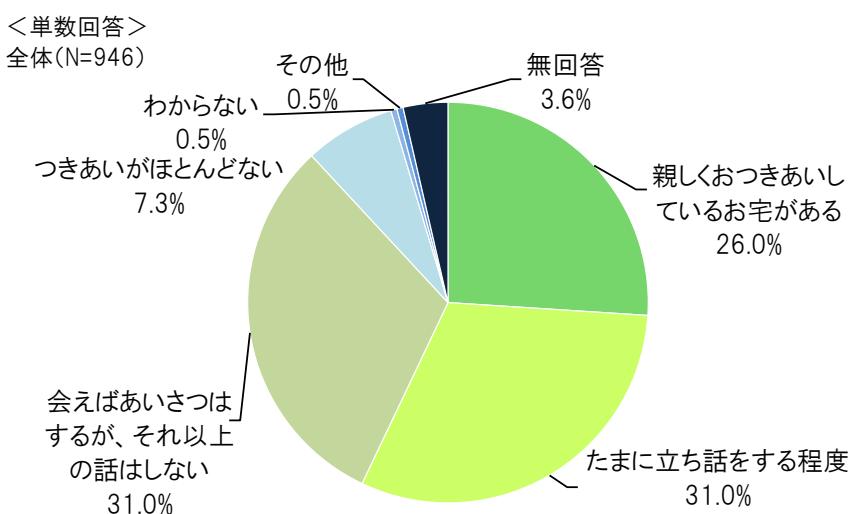
また、隣近所の人とつきあいを大切にしたいとの意識が高いのは、近年頻発している災害時における近隣者同士の声かけや助け合いの重要性に対する認識の高まりが背景のひとつにあると思われます。

専門職ヒアリングからも、高齢になることで地域とのつながりが薄れていく様子や、子育て家族との交流が乏しく、どこに子どもがいるのかよくわからないなどの意見がありました。

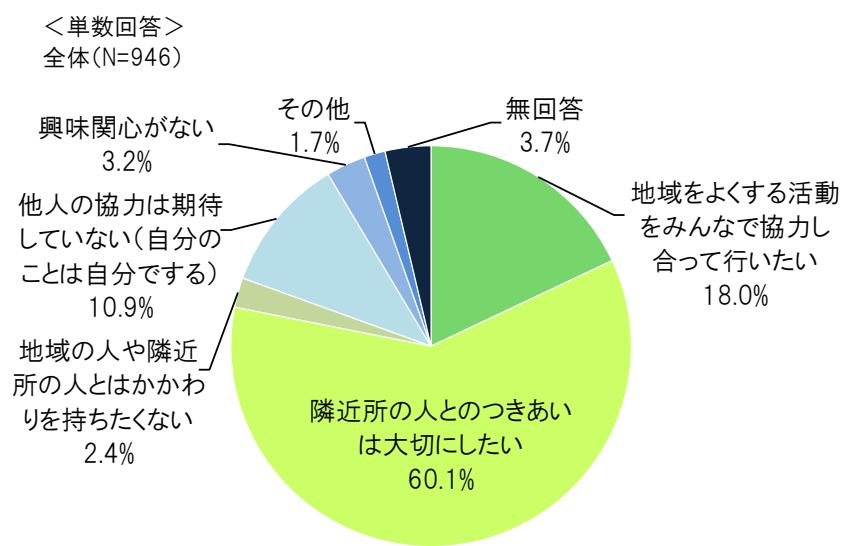
関係団体アンケートからも、地域とのかかわりが少なく、孤立しがちな状態で生活している高齢者や障がいのある人が多いとの意見が多数を占めました。

隣近所とのかかわりが希薄になっていく一方で、近所づきあいや助け合いは大切にしたいとの思いを強く持っている様子がうかがえます。

問 普段近所の人とどの程度のつきあいをしていますか



問 地域での人と人とのかかわりについて、考えに近いものを選んでください



専門職ヒアリングでは、隣近所とのかかわりについて、以下のような意見がありました。

- 高齢になると外出が億劫になり、地域とのつながりが薄くなってくる。地域のコミュニティに馴染めず孤立してしまうことが問題のひとつになっていると思う。自ら周囲の人達とかかわることが苦手な人たちも多いと思う。（高齢者福祉分野）
- 困ったことがあっても自分でどうにかしたい、他者や近所に現状を知られたくないという思いがあり、協力を求めないので近隣住民とのかかわりがなくなり、状況把握は難しい。（高齢者福祉分野）
- 核家族や地域との交流がなく、どこで子育てをしている家族がいるのかもわからないのが現状だと思う。（子育て支援分野）

関係団体アンケートでは、

- 「地域とのかかわりが少なく、孤立しがちな状態で生活しているひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦が増えていると思いますか」とたずねたところ、「思う」が48.5%で、最も高くなっていました。
- 「外出する機会があまりなく、ひきこもりがちな生活をしている障がいのある人が多いと思いますか」とたずねたところ、「思う」が47.4%で、最も高くなっていました。
- 「地域とのかかわりが少なく、孤立しがちな状態で生活している障がいのある人やその家族が多いと思いますか」とたずねたところ、「わからない」が47.4%で、最も高くなっていました。
- 「地域から孤立しがちな状態で、子育てに孤軍奮闘している子育て家族が増えていると思いますか」とたずねたところ、「わからない」が63.6%で、最も高くなっていました。

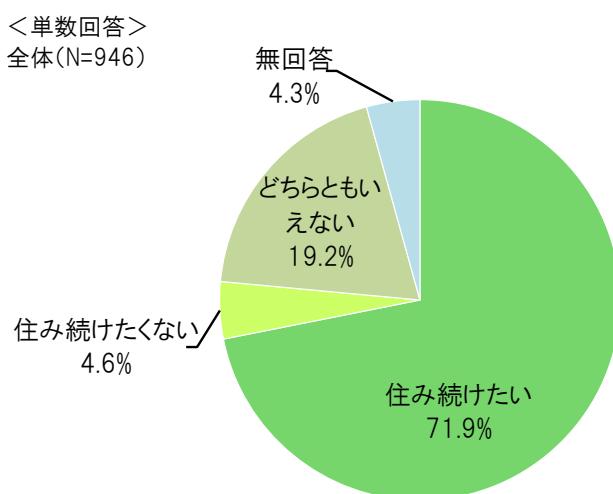
○ この地域に愛着を感じ、地域で支え合っていく福祉のあり方が大事との思いが強い

地域福祉アンケートでは、これからも現在住んでいるところに住み続けたいかについて、「住み続けたい」が最も高くなりました。「住み続けたくない」はわずか4.6%でした。私たち一人ひとりが安心して地域のなかで暮らしていくために、住民のひとりとしてできることについて、「できるだけ地域での出来事に关心を持つ」が最も高になりました。多くの町民が、この地域に愛着を感じている様子がうかがえます。

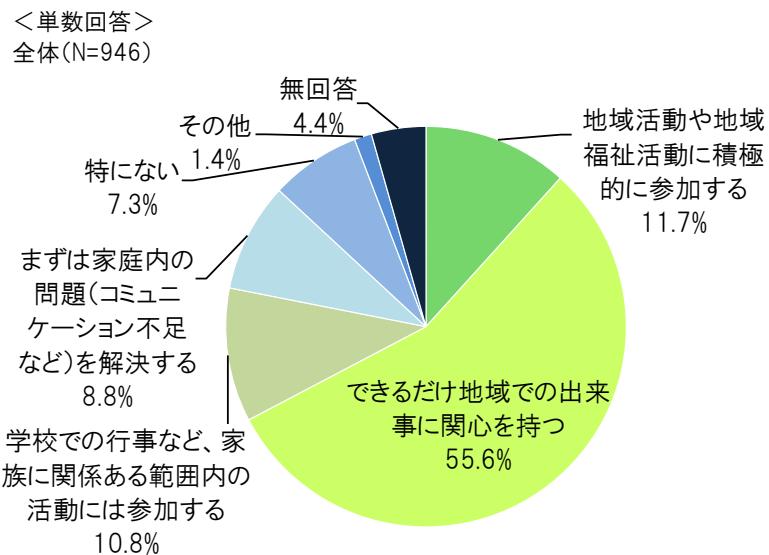
これからの「福祉」のあり方について、「福祉は、行政と住民が協力しながら、地域で支え合うべき」が最も高になりました。また、日々の暮らしのなかで困りごとを抱える人から助けの求めへの対応について、「できるだけ対応したい」が最も高く、「積極的に対応したい」と合わせると、7割以上が「対応したい」と考えていました。同様に、認知症と思われる人がまちのなかで戸惑っている様子を見かけたときの対応についても、約8割が「対応したい」と考えていました。地域のなかでも共に支え合っていくことを希望し、自らも困りごとを抱える人に対応したいと考えている多くの町民の存在がうかがえます。

多くの町民に、地域福祉を推進していくうえで基本となるこの地域への愛着があり、さらに、地域で支え合っていく福祉のあり方が大事との思いが強くあると思われます。

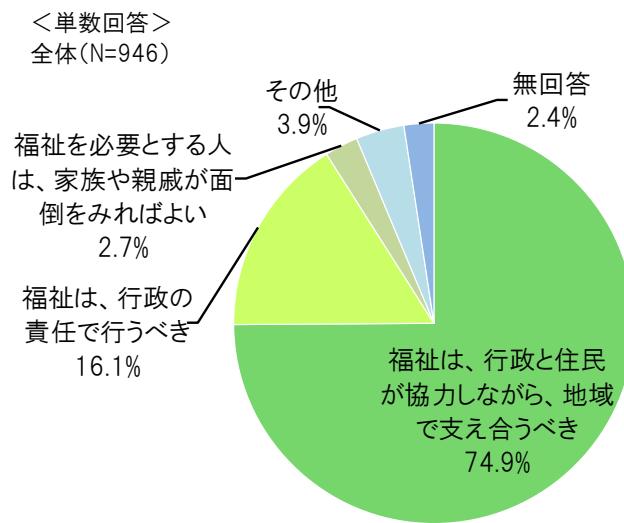
問 これからも現在住んでいるところに住み続けたいと思いますか



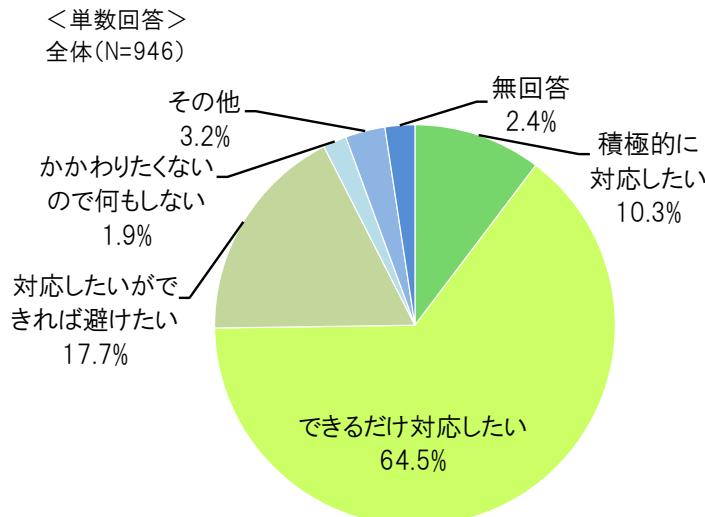
問 私たち一人ひとりが安心して地域のなかで暮らしていくために、町民のひとりとして、あなたができることはどんなことがあると思いますか



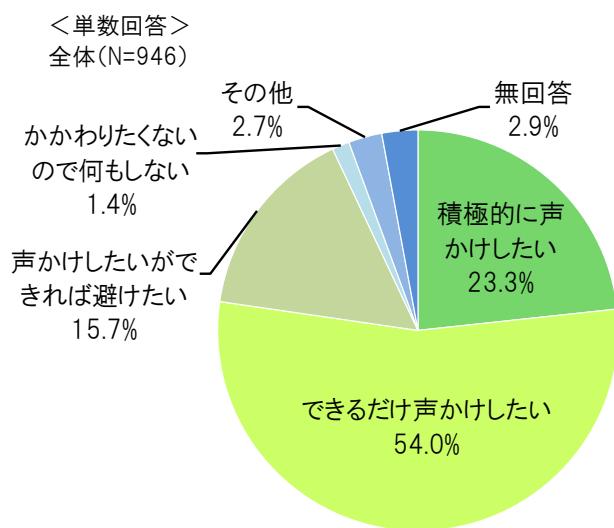
問 これからの「福祉」のあり方は、どのようにあるべきだと思いますか



問 日々の暮らしのなかで困りごとを抱える人から助けを求められた時、どう対応したいと思いますか



問 認知症と思われる人がまちのなかで戸惑っている様子を見かけた時、どのように対応したいと思いますか



○ 地域での理解と協力による支え合いの活動を行っていくことが大事

地域福祉アンケートでは、地域の人たちに求める支援と、地域の人たちに対してできる支援について、「安否確認の声かけ」や「災害時の手助け」は、両者ともに高くなりました。これらは、地域での支え合いや助け合いが期待できる取り組みといえます。一方、「急病になった時の看病」や「介護を必要とする人の短時間の預かり」、「生活費の援助」については、求める支援に比べると、支援できることとしては低くなりました。これらについては、住民同士では難しい取り組みといえます。

また、今後、地域における支え合いや助け合いの活動を活発にしていくために重要なことについて、「地域における福祉活動に関する情報を得やすくする」が最も高く、次いで「困っている人と支援できる人をつなぐ人材を育成する」となりました。福祉活動に関する情報と共に、支援をつなぐコーディネーター役の育成が求められている様子がうかがえます。

専門職ヒアリングでは、高齢となり地域とのかかわりが薄く、孤立してしまっている人たちや、認知症の人たちへの支援のためには、近隣の人たちの理解と協力が大事であるとの意見がありました。また、買い物支援なども地域の人たちの理解と協力が大切との意見がありました。

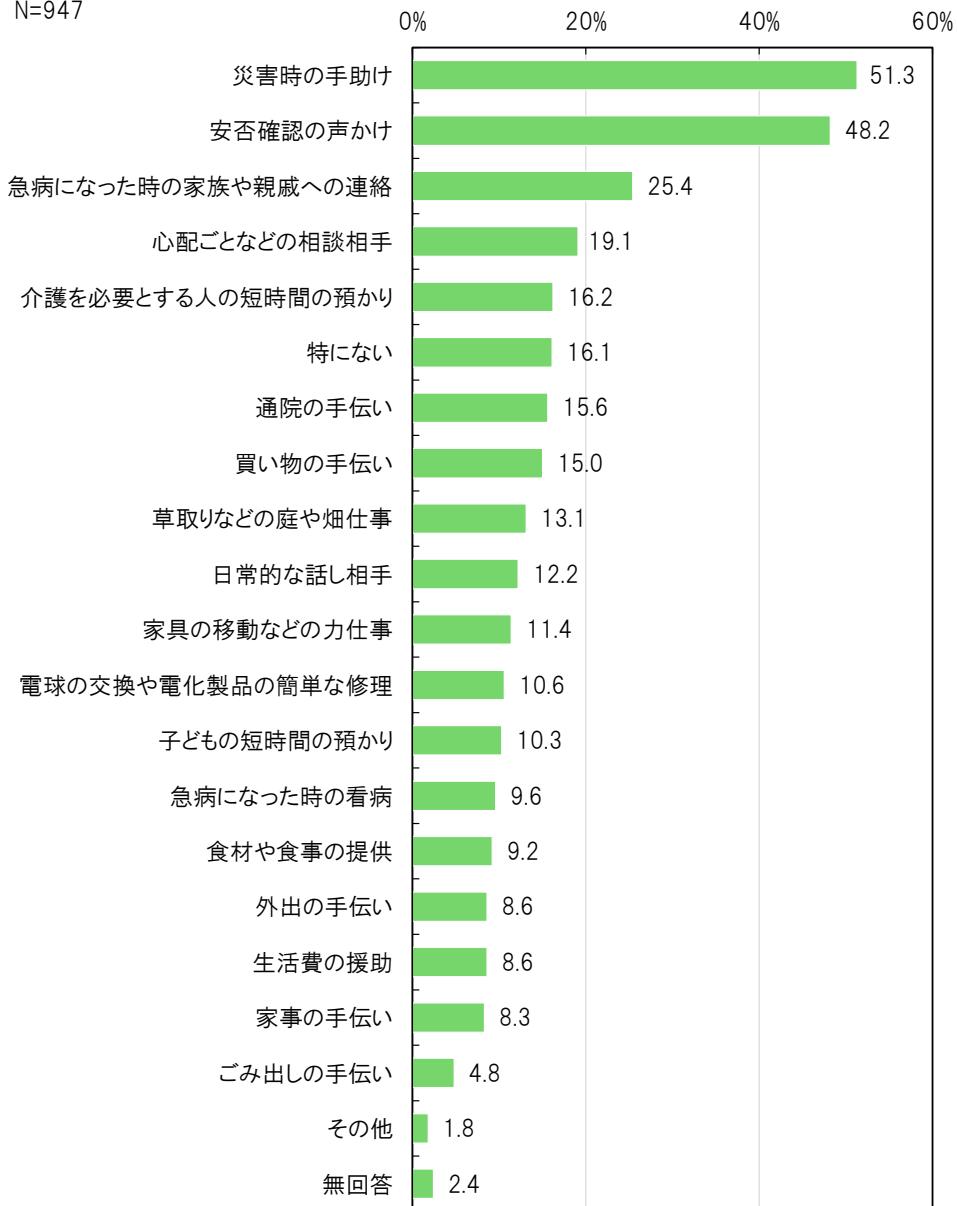
関係団体アンケートでは、買い物や通院、ごみ出しなどの家のなかでのちょっとしたことができずに困っている高齢者が増えているとの意見が多数を占めました。

地域で共に暮らす人同士の理解と協力による支え合いの活動を行っていくことが今後ますます大事になります。

問 あなたやご家族に助けが必要になった時、地域の人たちにどのような支援をしてほしいと思いますか

〈複数回答〉

N=947



問 あなたの身近なところで、困っている人がいた場合、あなた自身はどのような支援ができると思いますか

〈複数回答〉

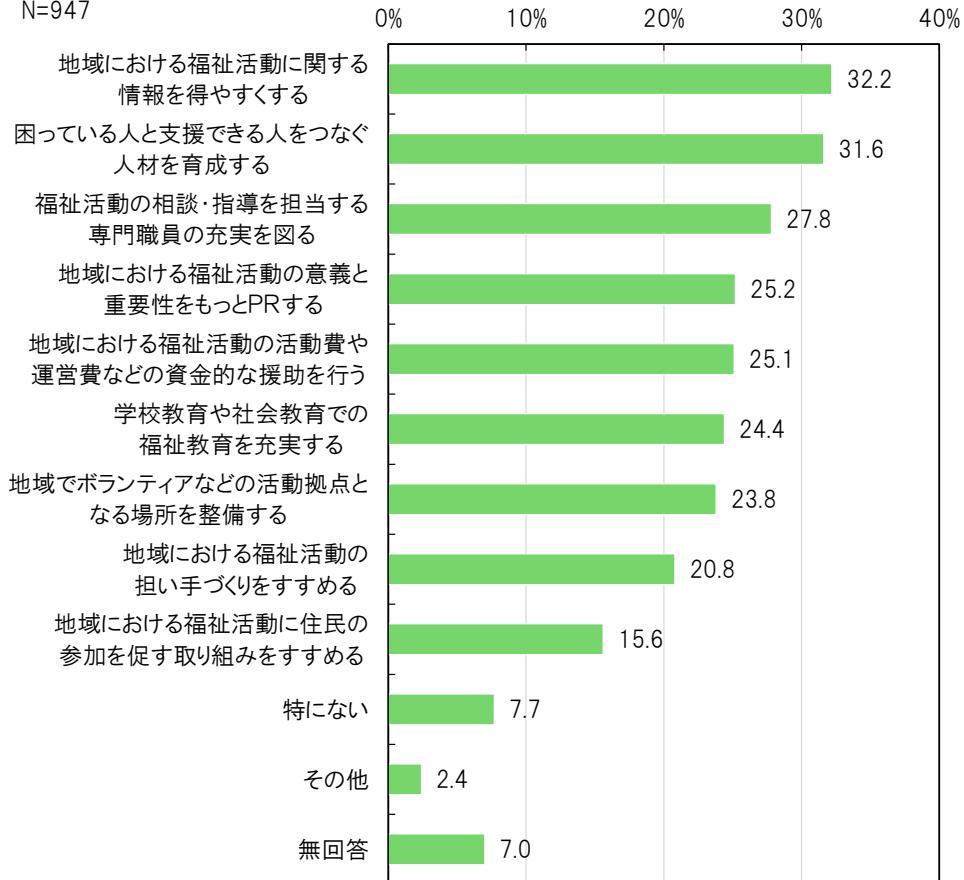
N=947



問 今後、地域における支え合いや助け合いの活動を活発にしていくことが大切になってきます。そのためには、どのようなことが重要だと思いますか

〈複数回答〉

N=947



専門職ヒアリングでは、地域での支え合いについて、以下のような意見がありました。

- 孤立やひきこもりなど、外部とのつながりをなくしてしまう人がいると思う。つながりをなくした人に、地域のつながりを復活させ、ともに生活していく場をつくっていく必要があると思う。根気強く対応していくことだと思う。（高齢者福祉分野）
- 認知症がある高齢者が、この先増えると予測されていることから、介護保険サービスや町のサービスだけでは対応が難しくなると思うので、そのためには近隣の人たちに協力してもらえるような働きかけが必要だと思います。（高齢者福祉分野）
- 買い物支援などの必要性は高まっており、喜ばれる活動であるが、個別法人の貢献活動では限界がある。町商工会やボランティアなどとの連携、協力で、広範囲の活動にできないものか。（高齢者福祉分野）
- 地域とのつながりがない家庭が多いと思うが、保護者同士の横のつながりをほしがっている人もいると思う。子育ての孤立化を感じる。（子育て支援）
- 親がまず近所や地域、子どもの友達の親とのコミュニケーション、つきあいが希薄になっている。そのため、たとえば、困ったときに短時間、子どもを預かることや、お互いに協力し合うことができない。（子育て支援分野）

- 地域のつながりの薄さ、とりわけ若壯年層においては、地域の見守りの対象とはなりづらく、孤立につながっている状況が問題だと思う。それぞれの世代によって違うつながりとなるきっかけづくりを検討していくことが重要だと考える。（生活困窮者支援分野）
- 困窮になっているということは、他の問題を抱えている可能性もあり、かかわりづらい世帯とレッテルを貼られ孤立しがち。福祉的な支援が必要な世帯である認識を地域に持つもらうことも必要。（生活困窮者支援分野）

関係団体アンケートでは、

- 「買い物や病院に行くことが困難な高齢者が増えていると思いますか」とたずねたところ、「思う」が72.7%で、最も高くなっていました。
- 「ごみ出しや電球の取り換えなど、家のなかのちょっとしたことができず困っている高齢者が増えていると思いますか」とたずねたところ、「思う」が57.6%で、最も高くなっていました。
- 「地域での見守りや支えあいの活動が活発になっていると思いますか」とたずねたところ、「思う」が39.4%で、最も高くなっていました。
- 「民生委員など地域で支援活動をしている人と住民とのかかわりが増えていると思いますか」とたずねたところ、「思う」が42.4%で、最も高くなっていました。

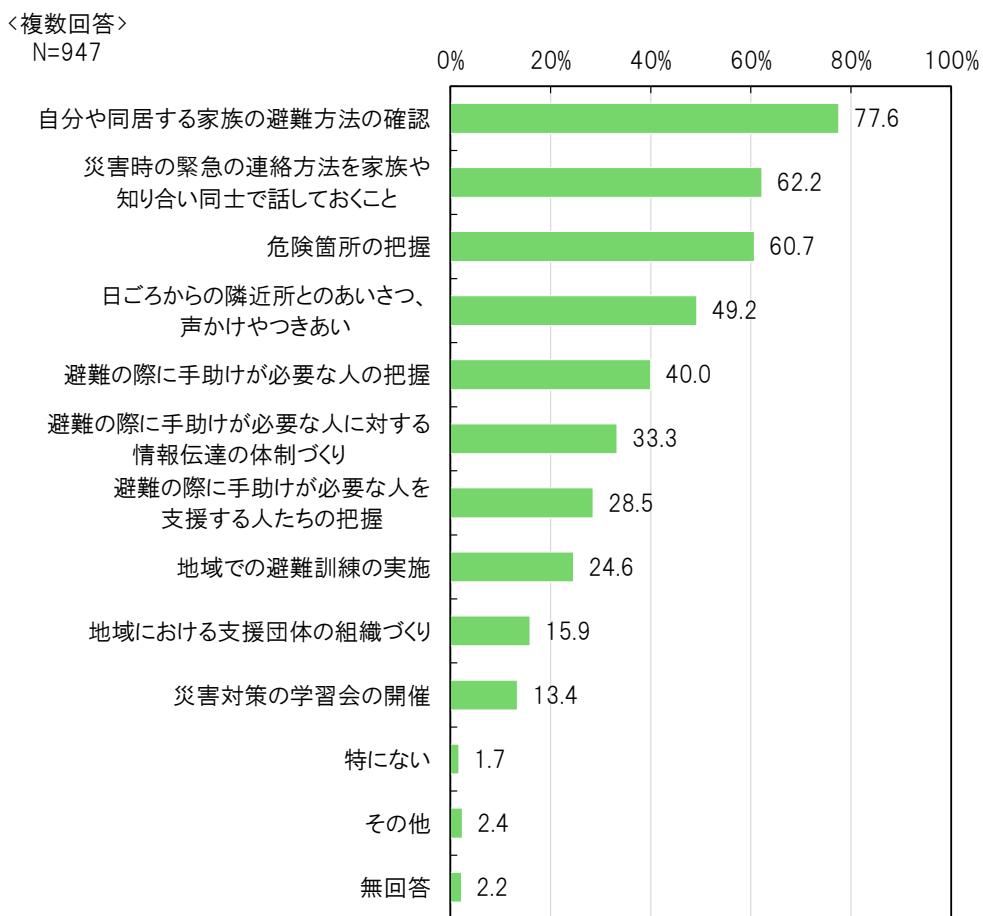
○ 災害時に必要となる対応を想定しながら備えを整えておくことが大事

地域福祉アンケートでは、災害時の備えとして重要なことについて、「自分や同居する家族の避難方法の確認」が最も高く、次いで「災害時の緊急の連絡方法を家族や知り合い同士で話しておくこと」、「危険個所の把握」となりました。避難方法を確認しておくことが重要であるとの認識が高い様子がうかがえます。

専門職ヒアリングでは、支援が必要な人たちがどこに住んでいるのかの把握や、災害リスクの周知とともに、避難が必要になった際に速やかに行動に移せるような取り組みを進めておくことが大切との意見がありました。

近年頻発している風水害をはじめ、災害時に必要となる対応を想定しながら備えを整えておくことが大事になります。

問 地震や台風などの災害時の備えとして、どのようなことが重要だと思いますか



専門職ヒアリングでは、災害時の備えについて、以下のような意見がありました。

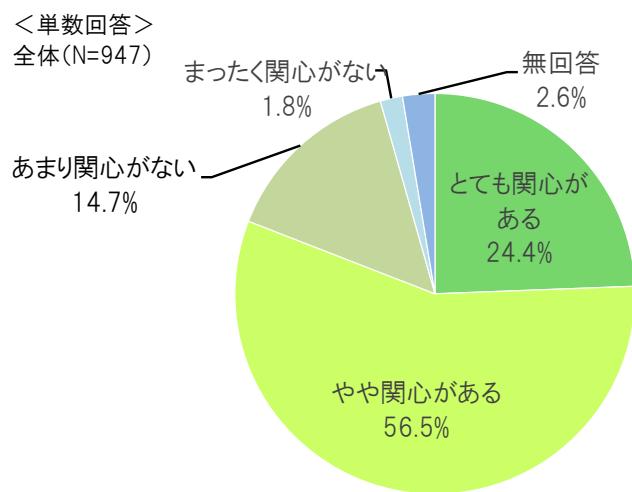
- 「まだ大丈夫」「動きたくない」などの考え方で動かない人がいると思うため、訓練や日頃から早めに避難することを伝えていく。近所の人と一緒に避難できる仕組みをつくる。(高齢者福祉分野)
- 近所にどんな高齢者が住んでいるかを把握することや、一番近い避難場所はどこになるのかを知る必要があると思う。(高齢者福祉分野)
- ハザードマップをもとに、住居地の災害リスクの高さなどを、特に支援活動が必要となる可能性が高い場所に住んでいる人に周知する。(高齢者福祉分野)
- 地域住民との声かけ、顔見知りになっておく。(障がい福祉分野)
- 生活環境や家族構成などの把握。(障がい福祉分野)
- 自閉症など、こだわりがある人が、大勢の人のなかに入って過ごすのが苦痛だと感じるが、そうせざるを得ない状況であるとき、簡易なシェルター(段ボールでの仕切り)をつくるなどが必要。(障がい福祉分野)
- 事業所においては、定期的な避難訓練を通して、シミュレーションしておく。(障がい福祉分野)

気軽に参加できる環境づくりの推進

○ 住民は福祉に対し、高い関心がある

地域福祉アンケートでは、「福祉」への関心度について、「とても関心がある」と「やや関心がある」を合わせた『関心がある』が約8割を占めていました。多くの町民が、福祉について、高い関心を持っていることがうかがえます。

問 「福祉」に関心がありますか



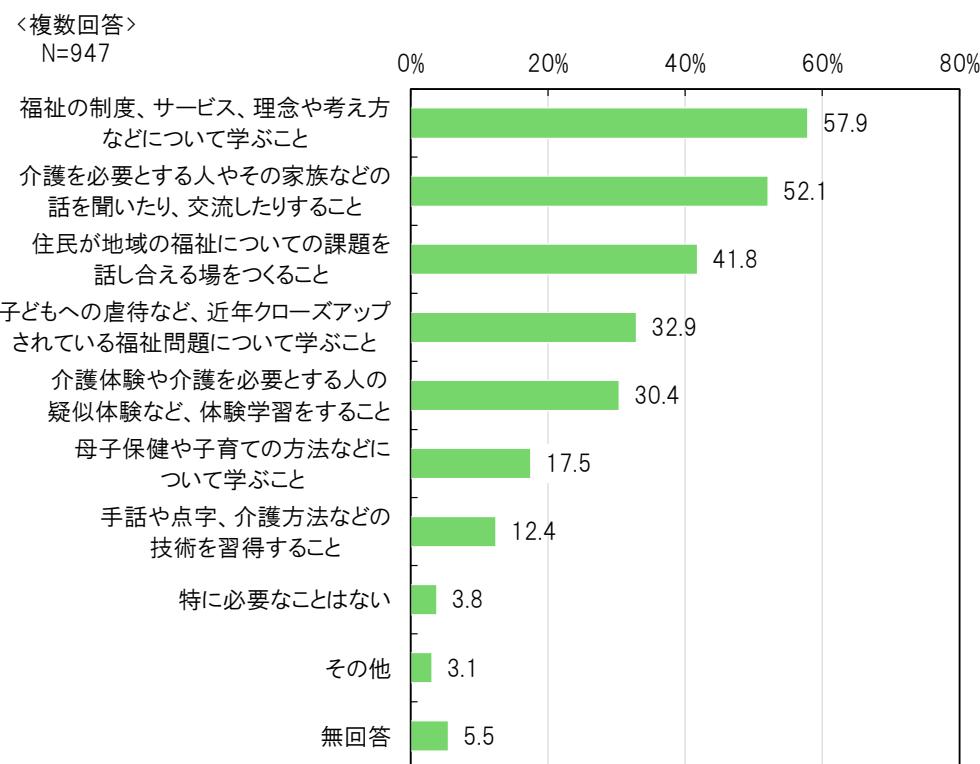
○ 福祉に関する学びの場や機会の充実を図っていくことが大事

地域福祉アンケートでは、住民が福祉に関する理解を深めるために必要な機会について、「福祉の制度、サービス、理念や考え方などについて学ぶこと」が最も高く、次いで「介護を必要とする人やその家族などの話を聞いたり、交流したりすること」となりました。自分自身にとって身近な事柄となる福祉に関する制度やサービスへの関心が高く、また、自らの経験に直結、もしくは直結することが予想される介護体験などへの興味関心が高い様子がうかがえます。

専門職ヒアリングでは、認知症をはじめ、支援が必要になる家族についての知識を得て、理解を深めることが、より良い支援のために大切などの意見がありました。

福祉に関する学びの場や機会の充実を図っていくことが今後ますます大事になります。

問 福祉について理解を深めるためには、どのような機会が必要だと思いますか



専門職ヒアリングでは、福祉に関する学びについて、以下のような意見がありました。

- 認知症高齢者の介護で、介護者が認知症に対する理解が低いことがある。認知症への理解を深める啓発活動が大事だ。(高齢者福祉分野)
- 老老介護で子ども達は別居しており、なかなか親の介助ができない。「親は認知症ではないから、まあ大丈夫だろう」という安易な思いが、さまざまな問題を発見するのが遅れてしまう。(高齢者福祉分野)
- 健康を損ない、認知症になるとどうなってしまうかをもっと広く知ってもらう。(高齢者福祉分野)
- 認知症サポーター養成講座など、関連する学習、周知活動の機会を増やして、良き理解者を増やしていく。(高齢者福祉分野)
- 人々の障がいの理解を深めていくために学べる機会を増やす。(障がい福祉分野)
- 障がいのある人に対する正しい理解や接し方を伝えていくことや交流する機会を通して、障がいのある人のことを体験的に知るとよいのではないか。(障がい福祉分野)
- 子どもとのかかわり方が分からず、子どもと一緒に過ごすことを苦手としている保護者もいる。子育てや子どもとのかかわり方にについて学べる機会があればと思う。(子育て支援分野)

○ 身近な地域での交流の場や機会の充実を図っていくことが大事

地域福祉アンケートでは、行政区やシニアクラブ、子ども会などの地域活動の経験について、「活動したことがない」が最も高くなりました。地域への愛着が高く、地域とのかかわりを深めていきたいとの意識は高い一方で、現実的な隣近所の人とのかかわり同様、実際の地域活動への参加状況は高いとはいえない状況にあります。

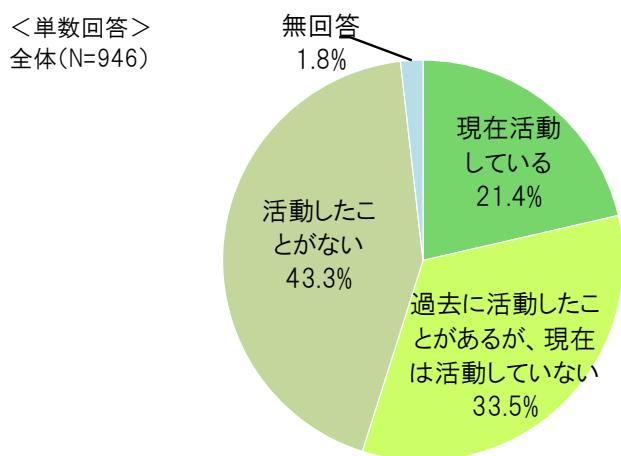
専門職ヒアリングでは、地域での交流の場や機会は大切で、そのような機会を増やし、また、そのような場への参加を促すための工夫が大事だととの意見がありました。

関係団体アンケートでは、地域でのサロン活動や通いの場が活発になっているとの意見が多数を占めた一方で、地域活動や交流の機会となる地域行事が減り、子育て家族と地域との関係が薄くなっているとの意見が多数を占めました。

身近な地域での交流の場や機会の充実を図っていくことが今後ますます大事になります。

住民アンケートでは、行政区やシニアクラブ、子ども会などの地域活動の経験についてたずねたところ、「活動したことがない」が高くなっていました。

問 現在、行政区やシニアクラブ、子ども会の活動など、地域活動をしていますか



専門職ヒアリングでは、地域での交流の場や機会について、以下のような意見がありました。

- 健康づくり教室や、おひさまカフェの参加など、篠栗町によいものがたくさんあるため、それに積極的に参加してもらう環境をつくればよいと思う。（高齢者福祉分野）
- 施設主催のイベントや、町内の文化祭、小・中学校での交流会、劇団や音楽教室など、文化・スポーツを通して取り組まれていると思われる。ただ、重度の人たちに関しては活動自体の制限があるように感じる。（障がい福祉分野）
- 夏祭りなどの季節の行事に参加する機会があれば。同じような参加が難しいこともあるので、取り組みやすく理解しやすい内容のプログラムを導入するとよいのではないか。（障がい福祉分野）

- 地域活動への参加がほとんどないのが現状。家族で安心して過ごせる、参加できる活動などがあれば、交流できる場面が増えるかもしれない。保育や支援つきで、大人と子ども達を分けた活動などもいいかもしれない。（障がい福祉分野）
- 親子で参加できる講座や交流会、相談できる環境づくりが大切。子育てについて相談できる相手がいることが大切であると思う。交流できるようなつどいの広場、子育てサロン、働くお母さんのつどいなど。地域の人にもボランティアで参加してもらい、子どもの成長を気にかけてもらう。（子育て支援分野）
- 核家族が増えたので、高齢者と関わる機会がもっと増えたらいいなと思う。子ども達とふれあう会の開催など。（子育て支援分野）
- 子育てをしている家庭が参加してみようと思うような行事を考えてほしい。（子育て支援分野）

関係団体アンケートでは、

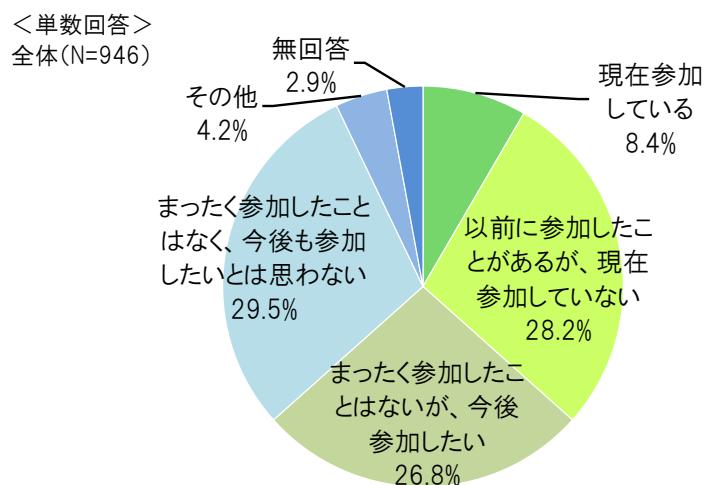
- 「地域でのサロン活動や通いの場が活発になっていると思いますか」とたずねたところ、「思う」が66.7%で、最も高くなっていました。
- 「子ども会などの地域活動や交流の機会となる地域行事が減り、子育て家族と地域との関係が薄くなっていると思いますか」とたずねたところ、「思う」が81.8%で、最も高くなっていました。
- 「親子が集う子育てサロンのような地域で子育てを見守る取り組みが活発になっていると思いますか」とたずねたところ、「思う」が36.4%で、最も高くなっていました。

○ ボランティア活動への参加を促す工夫が大事

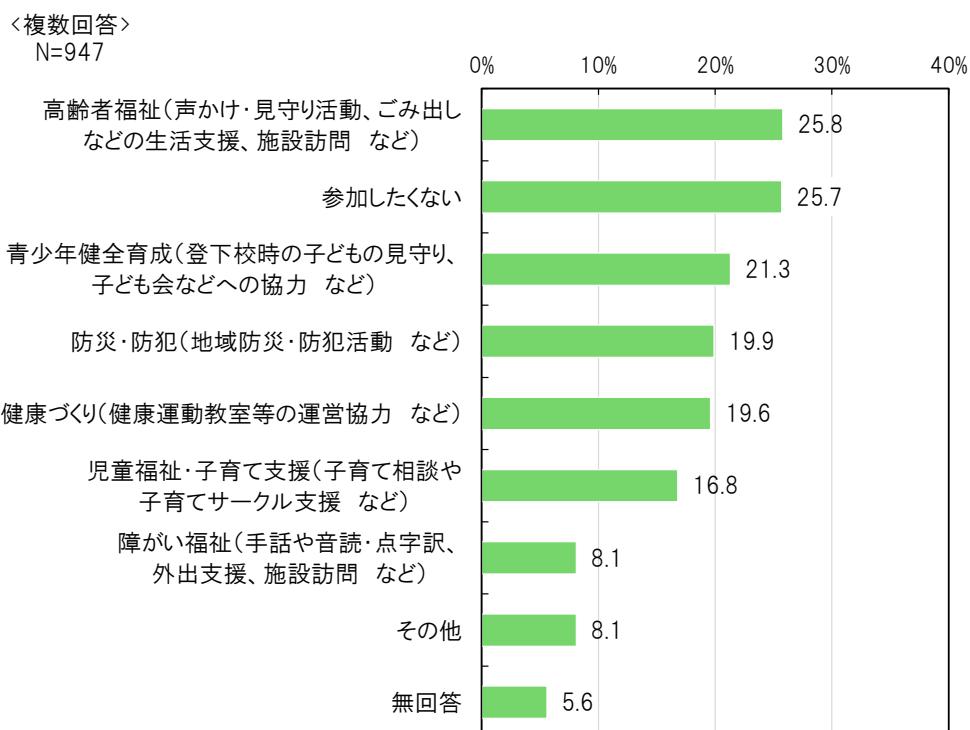
地域福祉アンケートでは、個人的なボランティア活動への参加経験について、「まったく参加したことはなく、今後も参加したいとは思わない」が最も高く、福祉にかかわる地域活動やボランティア活動への参加意向では、「高齢者福祉（声かけ・見守り活動、ごみ出しなどの生活支援、サロンの支援など）」が最も高く、次いで「参加したくない」となりました。

地域福祉の推進のための人材育成の充実を図っていくためにも、ボランティア活動への参加を促す工夫が今後ますます大事になります。

問 個人的にボランティア活動に参加したことがありますか



問 今後、次のような福祉にかかる地域活動やボランティア活動などに参加したいと思いますか



【高齢者保健福祉分野】

地域包括ケアシステムの深化・推進

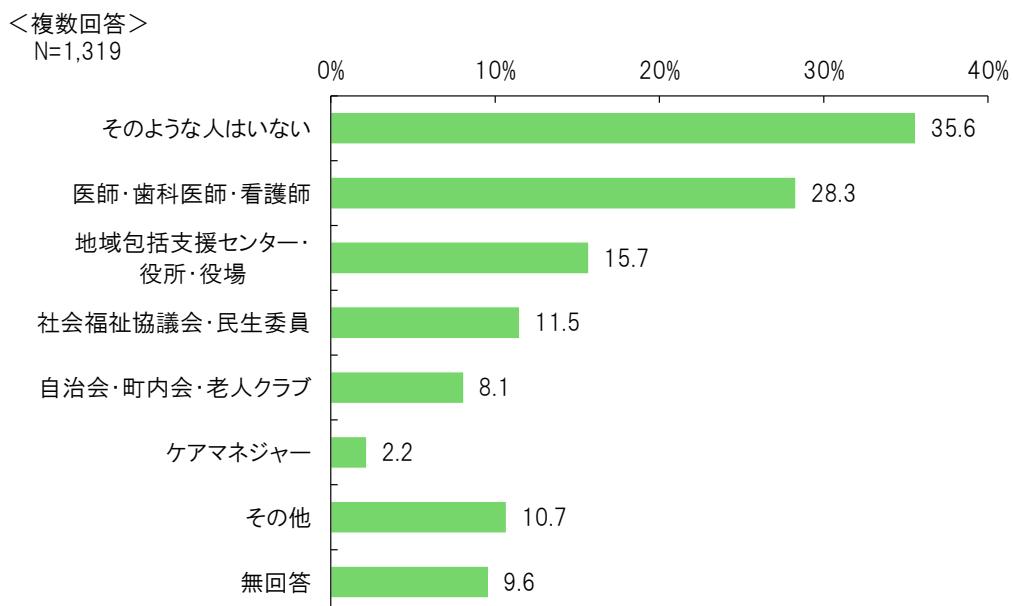
○ 地域包括支援センターの周知と相談機能の充実

高齢者生活アンケートでは、家族や友人・知人以外の相談相手について、「そのような人はいない」が35.6%で、最も高くなりましたが、調査対象者が要介護・要支援認定を有しない、いわゆる「元気な高齢者」であることから、相談する機会そのものはあまりないことがその背景にあると思われます。

一方、「地域包括支援センター・役所・役場」については、「医師・歯科医師・看護師」の28.3%よりも低く、15.7%となっています。上述のような背景があるとしても、地域包括支援センターの周知を図っていくことが大切です。

専門職ヒアリングからは、サービスのことやどうしたらサービスを受けられるのか知らない人が多いという指摘とともに、問題が生じたときに相談できる窓口を明確にし、周知を図ることが大切との意見がありました。そのような相談窓口の中核を担う地域包括支援センターの相談機能の充実を図っていくことが期待されています。

問 家族や友人・知人以外で、何かあったときに相談する相手を教えてください



専門職ヒアリングでは、地域包括支援センターの機能充実について、以下のような意見がありました。

- 介護に関するなどを知らず、受けられるサービスやそのサービスをどうすれば受けることができるのか、知らない人が多いと思う。

- 福祉サービスの内容や情報不足でいざ困ったことがあってもどうすればよいかわからない、頼れる人がいない。困ったときすぐに連絡できる窓口を明確にする。
- 高齢者の増加に伴う老老介護、認認介護、認老介護などさまざまな介護が発生すると思う。そのための情報提供、教育などが必要である。
- 生じた問題への対応策や相談方法、窓口などを、事例を交えながら簡単で解りやすく知らせる方策（高齢者でも十分に理解でき、興味を持てるような方法）が必要だと思う。安心を提供できるようにしてはどうだろうか。

○ 認知症有病者に対する早い段階からの支援促進

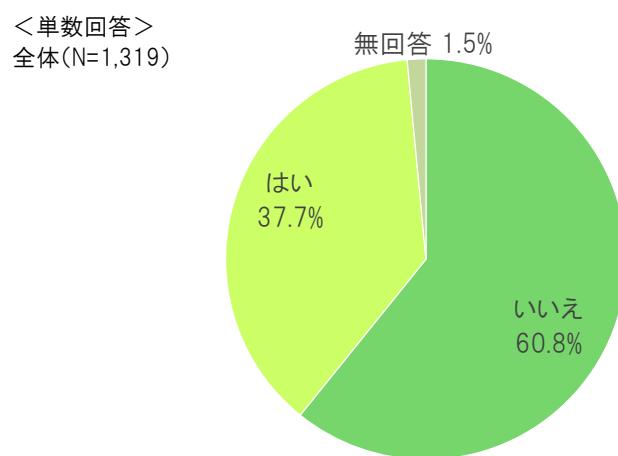
高齢者生活アンケートでは、物忘れが多いと感じている人が 37.7%、今日の日付がわからないときがある人が 21.9% いました。これらの人たちの中には、認知症有病者が含まれている可能性があります。

一方、専門職ヒアリングでは、認知症になっていても気づいていないことや、あまり人ともかかわりがないひとり暮らしの生活の中で、認知症が進行しやすくなっているといった指摘がありました。

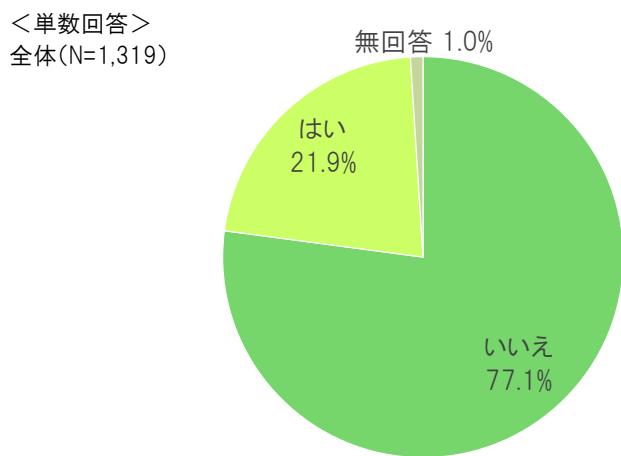
本人、場合によっては本人の家族も認知症の発症に気づかず、そのため適切な医療につながっていないケースがあるようです。これから、高齢者人口や高齢者のみの世帯が増加していくなか、このようなケースの増加が懸念されます。

認知症については、早期発見早期治療もしくは支援が開始されることで、認知症の進行を遅らせ、QOL を一定程度維持していくことが期待できるとされています。認知症有病者に対する早い段階からの支援が認知症の進行を遅らせる有効な対策と考えられます。

問 物忘れが多いと感じますか



問 今日が何月何日かわからない時がありますか



専門職ヒアリングでは、認知症有病者に対する早い段階からの支援について、以下のような意見がありました。

- 老老介護の問題。自分ではできるという思いがあるが、できていないこともある。認知症になっても気づけない。
- 認知症になっていることに気づかずに生活している。地域の人や民生委員の声を聞き、認知症になっている人たちの生活を知り、支えることが必要となってくる。
- 高齢者のひとり暮らしが増えていること、ひとり暮らしをすることで認知症の進行が進みやすくなっていること。
- 現在新型コロナの影響があり、難しいと思うが、いろいろな場所にちょっと相談できるようなカフェのような場所があったら、高齢者の認知症予防にも役立つのではないか。

介護予防と健康づくりの推進

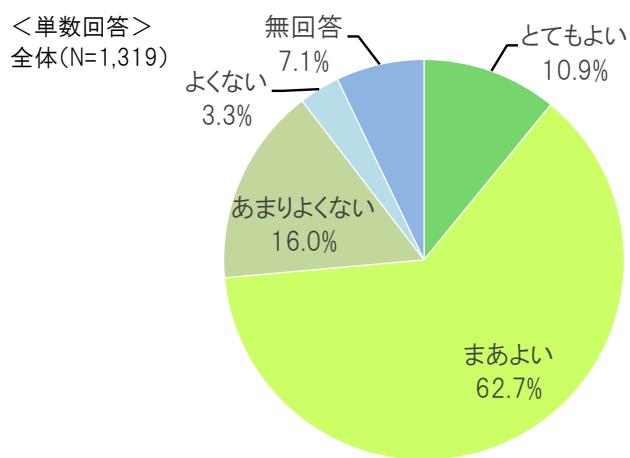
○ 高い健康意識に沿った健康づくり

高齢者生活アンケートでは、自分自身の健康状態について、「まあよい」が62.7%で最も高く、「とてもよい」の10.9%と合わせると、7割以上の人人が自分自身の健康状態に自信があるといえます。また、健康についての関心度も高く、健康についての記事や番組に対し、約9割が「関心がある」と回答しました。

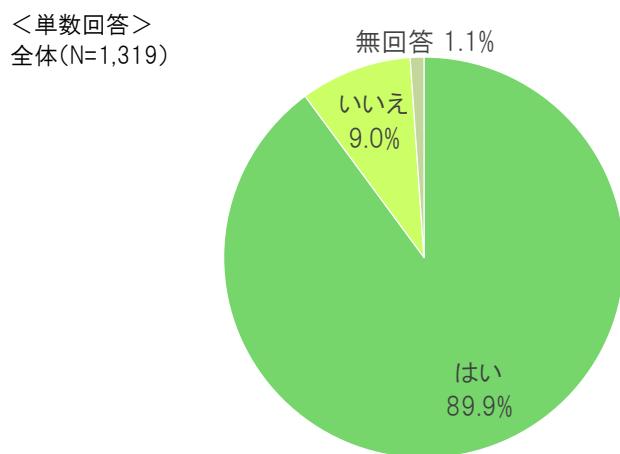
一方、現在治療中、または後遺症のある病気について、「ない」は17.1%で、8割以上の人人が何らかの病気を抱えています。

自分自身の健康状態に一定程度自信を持てるほどに受診や服薬、体調管理をきちんと行い、病気と上手につきあっている様子がうかがえ、自分自身の健康に対する関心が高いと思われます。

問 現在のあなたの健康状態はいかがですか



問 健康についての記事や番組に関心がありますか



問 現在治療中、または後遺症のある病気はありますか



○ 健康不安を解消するための介護予防

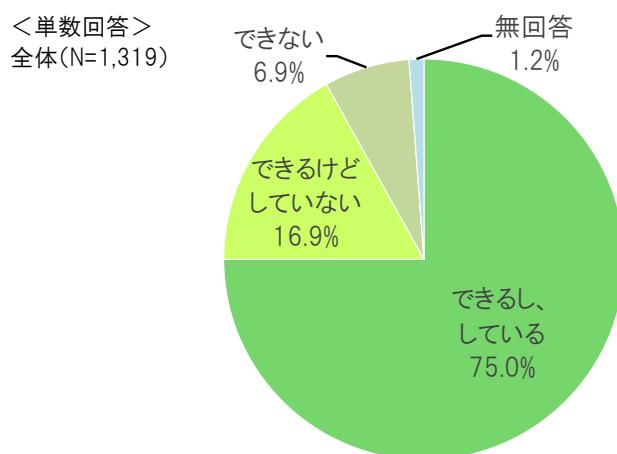
高齢者生活アンケートでは、15分位の連続歩行の可否や転倒に対する不安、外出する際の移動手段の結果から、歩きの自信よりも、足腰の健康に不安を抱える人が多い様子がうかがえ、その背景として自動車を利用することが多いためと考えられます。

なお、外出を控えているかについては、この調査が令和元年6月に実施され、新型コロナ感染症の影響がなかった時期であったため、現時点では「はい」割合が大きくなると考えられます。

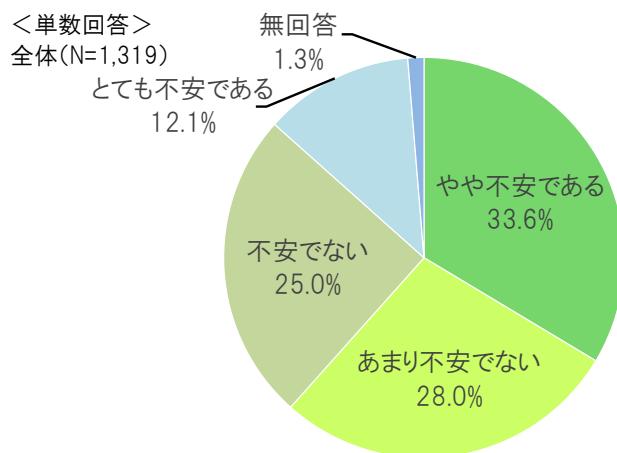
専門職ヒアリングからは、介護予防のための取り組みの充実や工夫を指摘する意見が多くありました。

足腰の健康に不安を抱える人が多い様子がうかがえることから、介護予防・フレイル予防を推進することで体力・運動機能の維持を図り、いつまでも元気な生活ができると期待されます。

問 15分位続けて歩いていますか



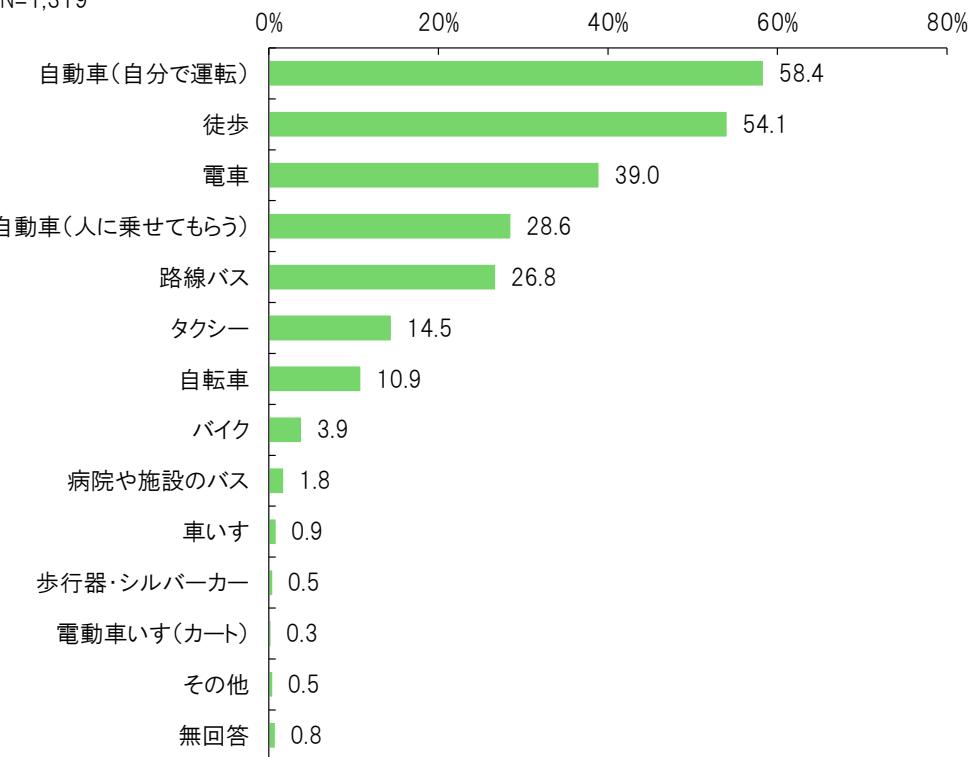
問 転倒に対する不安は大きいですか



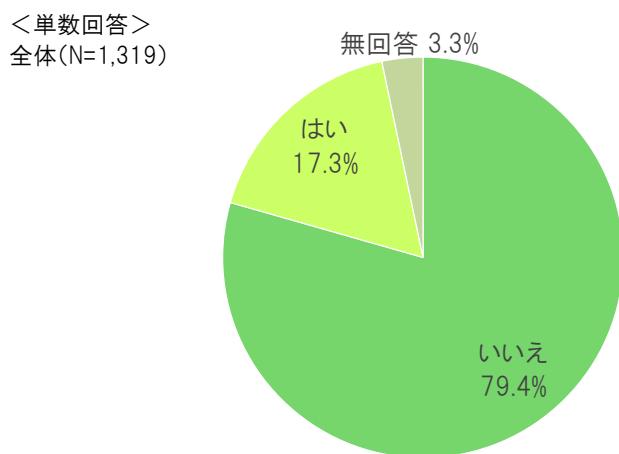
問 外出する際の移動手段は何かですか

<複数回答>

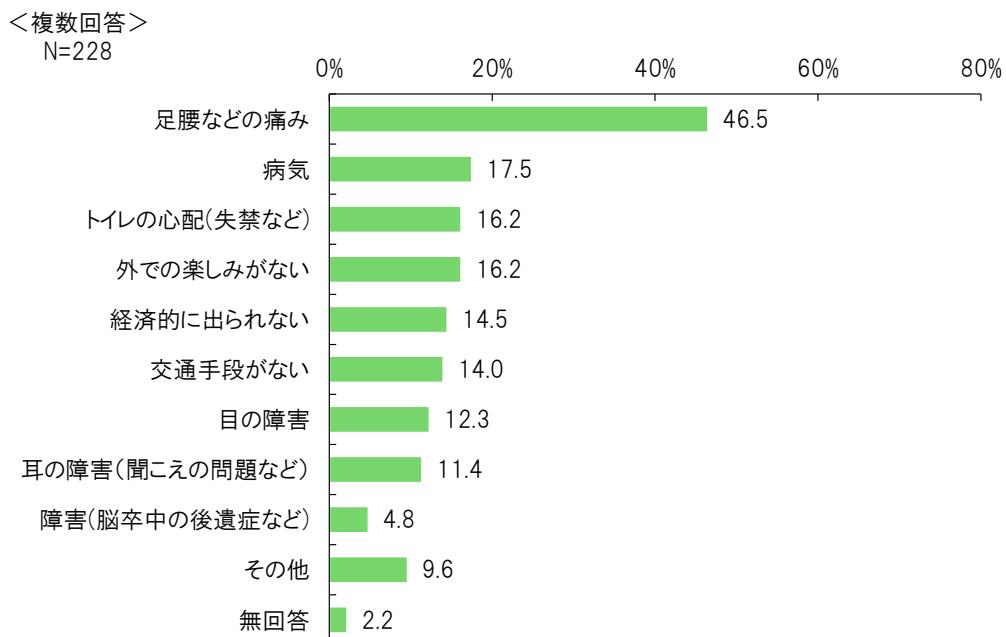
N=1,319



問 外出を控えていますか



問 外出を控えている理由は、次のどれですか



専門職ヒアリングでは、介護予防の取り組みについて、以下のような意見がありました。

- 地域別に健康づくり教室を開催し、多くの住民に参加してもらう。
- 高齢者の足の衰えを考えると、各区単位（近所）で『いきいき』や『はつらつ』活動を行うと参加も増え、予防活動へつながるのではないか。
- 簡単なリハビリ体操の集まりやサロンは充実してきていると思う。健康意識が高まっているなか、プラスアルファ的な、お得感を感じる活動を行なえば参加者増加につながるのではないか。
- フレイル予防、居宅サービス、配食と栄養指導のセットでの提供で在宅高齢者を支援。栄養アセスメントと管理、配食を組み合わせて、食事療養を充実させるようなことができればいいと思う。

安心して暮らせるまちづくりの推進

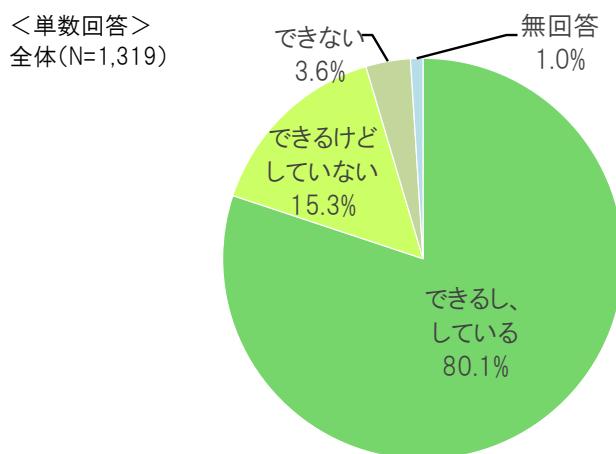
○ 高齢者の権利擁護の取り組み

高齢者生活アンケートでは、請求書の支払や預貯金の出し入れ、年金や役所、病院などに出す書類の記載などについて、「できない」の回答割合から、要支援・要介護認定を有しない5%程度の高齢者が、判断能力の低下に伴い、不利益を被ってしまう状態にあることが懸念されます。

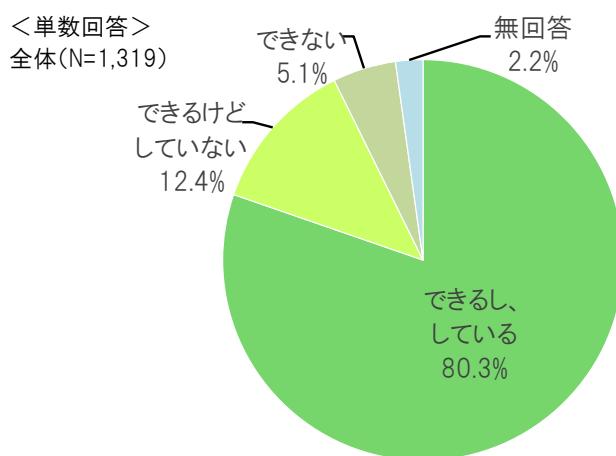
専門職ヒアリングからは、いわゆる認認介護の状態にある世帯に対し、家族と施設の連携で、能力が低下している部分の援助の大切さを指摘する意見がありました。

高齢者の人口や、高齢者のひとり暮らしや夫婦のみの世帯が増加し、判断能力の低下が懸念される高齢者が今後ますます増えていくことから、高齢者の権利を擁護する取り組みを進めることにより、より安心した生活が営まれると考えられます。

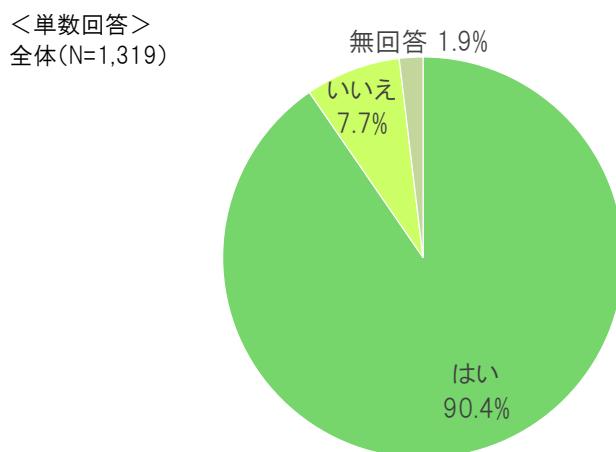
問 自分で請求書の支払いをしていますか



問 自分で預貯金の出し入れをしていますか



問 年金などの書類（役所や病院などに出す書類）が書けますか



専門職ヒアリングでは、高齢者の権利擁護に関する取り組みについて、以下のような意見がありました。

- 夫婦共に軽度認知症はあるが、日常生活は何とかできてはいる。身のまわりの掃除や家事が不十分なところがある。家族と施設の連携で、不足しているところを援助することが大事だ。

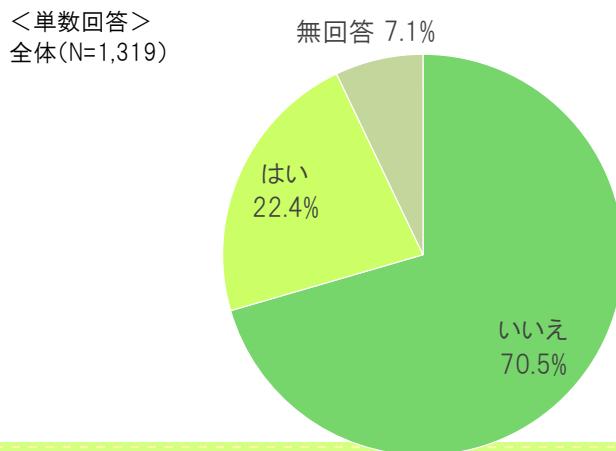
○ 身体的な健康と心の健康への配慮

高齢者生活アンケートでは、心から楽しめない感じ、もしくは気分の沈み・ゆううつな気分がある、外出回数などについての回答割合から、要支援・要介護認定を有しない20%程度の高齢者が心の健康の不調が懸念されます。

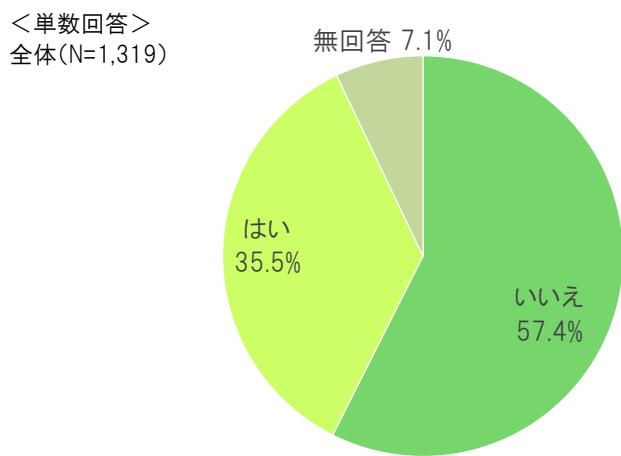
専門職ヒアリングからは、閉じこもりや認知症の予防のための取り組みの大切さを指摘する意見がありました。

身体的な健康のみならず、心の健康に配慮した事業を進めることが必要とされます。さらに、新型コロナウイルス感染症などの感染予防のため、社会経済活動や地域でのさまざまな活動が制限されるなか、心の健康のために、感染対策を十分に講じながら閉じこもり対策や居場所づくりの充実を図っていく重要性は、今後ますます大きくなってくると思われます。

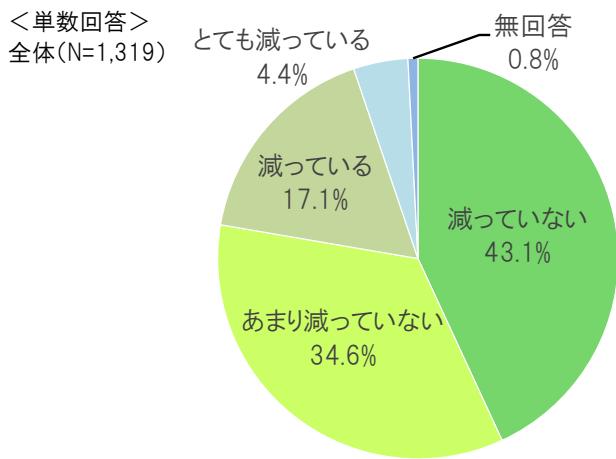
問 この1か月間、どうしても物事に対して興味がわからない、あるいは心から楽しめない感じがよくありましたか



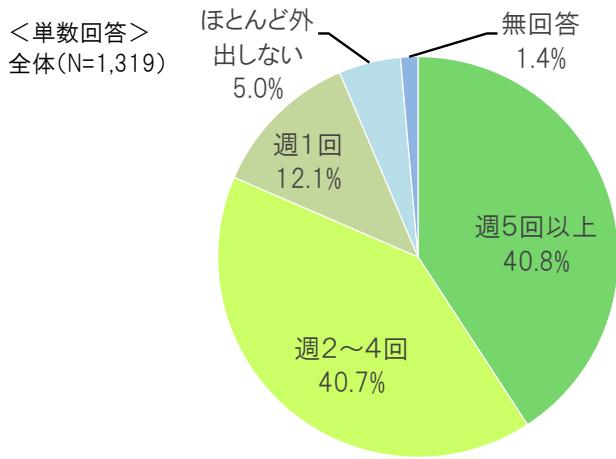
問 この1か月間、気分が沈んだり、ゆううつな気持ちになったりすることがありましたか



問 昨年と比べて外出の回数が減っていますか



問 週に1回以上は外出していますか



専門職ヒアリングでは、閉じこもりや認知症の予防のための取り組みについて、以下のような意見がありました。

- 体を動かすイベントや人とコミュニケーション取れるイベントを計画する。体を動かしていないかないと、体が動きにくくなり、外出が億劫になり出かけなくなる。人とのコミュニケーションが減り、認知症になったり、認知症に気づけない。
- ひきこもり状態の人がいる家庭が増えているように感じられる。隠そうとされていることも多く、介護力の低下につながっている。ひきこもりの人やその家族に対する支援の強化も必要になってきていると考えられる。
- ひとり暮らしの人は、人目につかず、家にひきこもるような形になりがち。地域のコミュニティからも離れていく事例がみられる。そのため、孤独死なども取り沙汰されている。それは、夫婦のみの家庭にも言える。解決の前提として、それらの高齢者に対しての官民問わずの見守りや定期的な訪問などのシステムの構築を充実していかないといけない。
- 定期的に訪問し声かけを行うことにより、孤独感を軽減し、安否確認を行う。地域によっては本人宅に行って、ヤクルトなどを配って安否確認を行っているところもある。
- 近隣での声かけや配食サービスでの安否確認。
- 現在行われているおひさま活動をより広めていくことにより、お元気な高齢者の居場所ができ、介護予防ができることにつながっていくと思う。

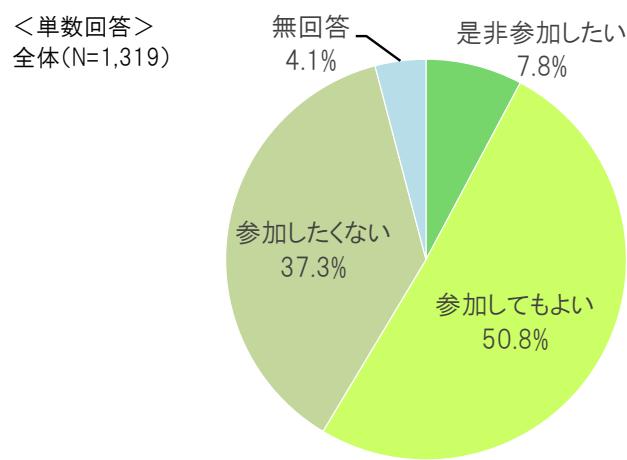
○ 健康・社会活動参加意欲と主体性のバランス

高齢者生活アンケートでは、地域住民による健康づくり活動などに、参加者としての参加とお世話役としての参加の意向に20ポイント以上の差がみられました。生活支援ボランティアとしてできることについて、「特にできることはなく／したくない」が最も高くなりました。

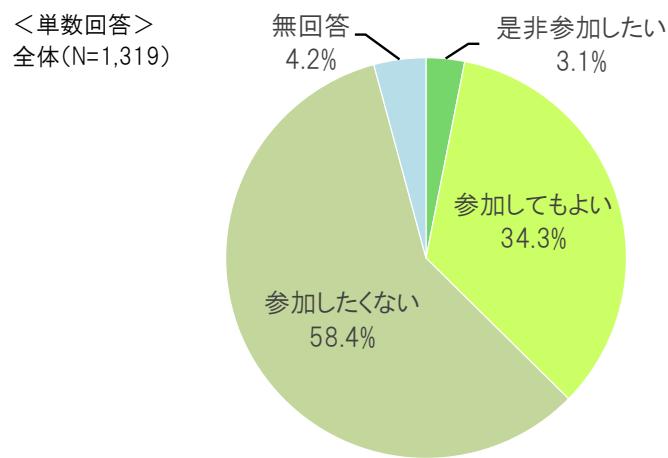
専門職ヒアリングからは、ボランティアによる支援が必要とされている状況とともに、ボランティア活動に参加しやすい環境づくりが大切と指摘する意見がありました。

健康づくり活動への参加意欲が高い一方で、お世話役は避けたいと考えるなど、主体性はあまり高くない様子がうかがえます。

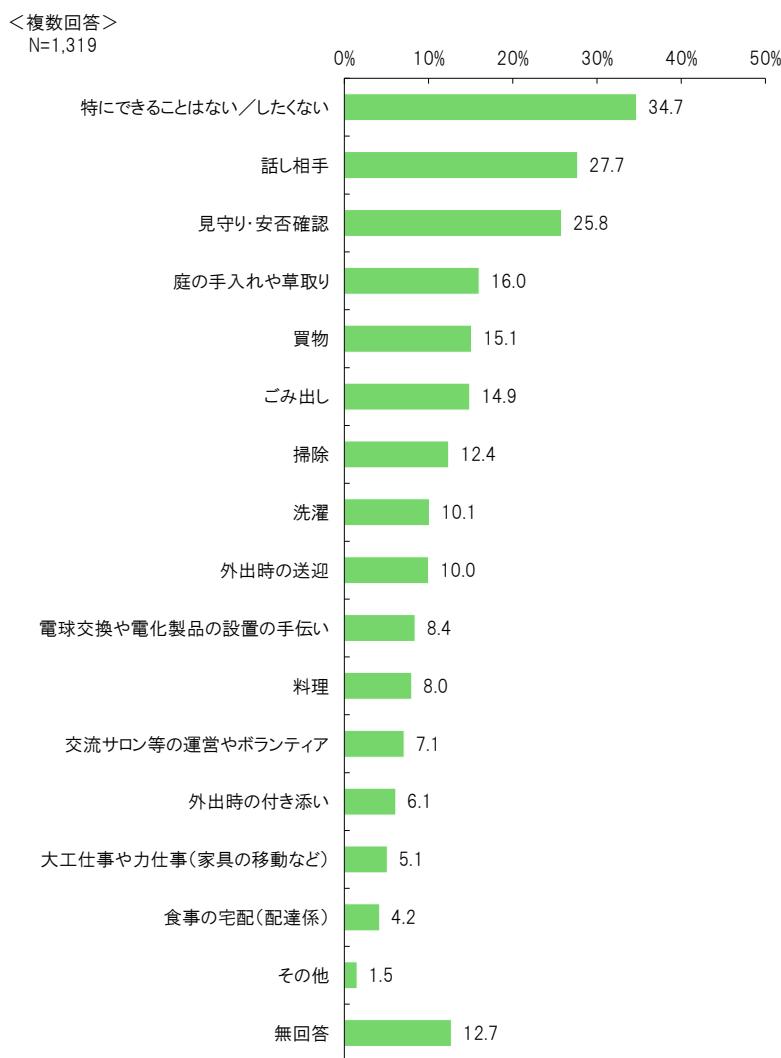
問 地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味などのグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に参加者として参加してみたいと思いますか



問 地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味などのグループ活動を行って、いきいきした地域づくりをすすめるとしたら、あなたはその活動に企画・運営(お世話役)として参加してみたいと思いますか



問 高齢者同士で日常生活の支え合いを行う生活支援ボランティアとして、あなたご自身ができると思うものはありますか



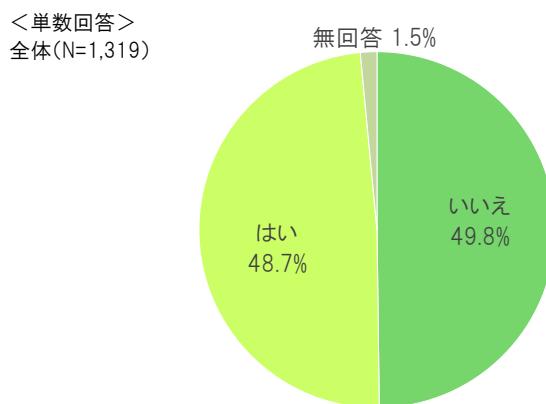
専門職ヒアリングでは、地域での支え合いやボランティア活動について、以下のような意見がありました。

- 家族が遠方にいて、日常的な介助訪問などない人が増えており、介護サービスで支援を受けることができない、何気ない日常的な支援を受けられずに困っている。気軽に支援してもらえるボランティアが増えると安心して生活ができると考えられる。
- 介護ボランティア制度を通じて活躍できる環境を整える。
- 健康で元気な高齢者が、それぞれの経験を活かしてボランティアや就業の機会が得られるように高齢者とボランティア団体や高齢者を雇用する希望がある法人をマッチングするような窓口が篠栗町にもあったらよいと思う。
- ボランティアのスタンプの上限をなくし、町内で現在行っているボランティア活動で、少しでも勤労収入に近い収入が得られるとよいと思う。町内で就労支援に協力していただけの企業を探す。

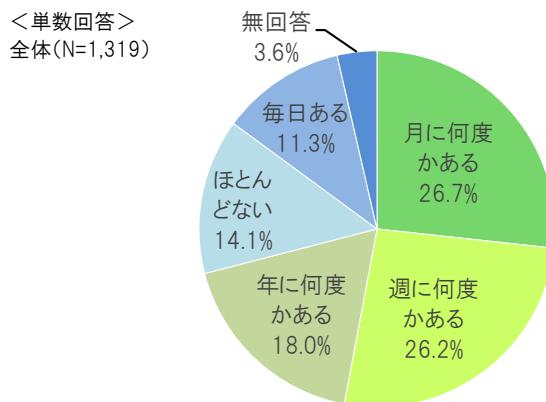
○ 地域コミュニティとのつながり

高齢者生活アンケートでは、友人宅の訪問や友人・知人と会う頻度、友人・知人との関係、愚痴を聞いてくれる相手などについての回答割合から、地域での友人同士のつながりが豊かな様子がうかがえます。その一方で、シニアクラブや自治会への参加率は低く、地縁組織との関わりが低い様子がうかがえます。

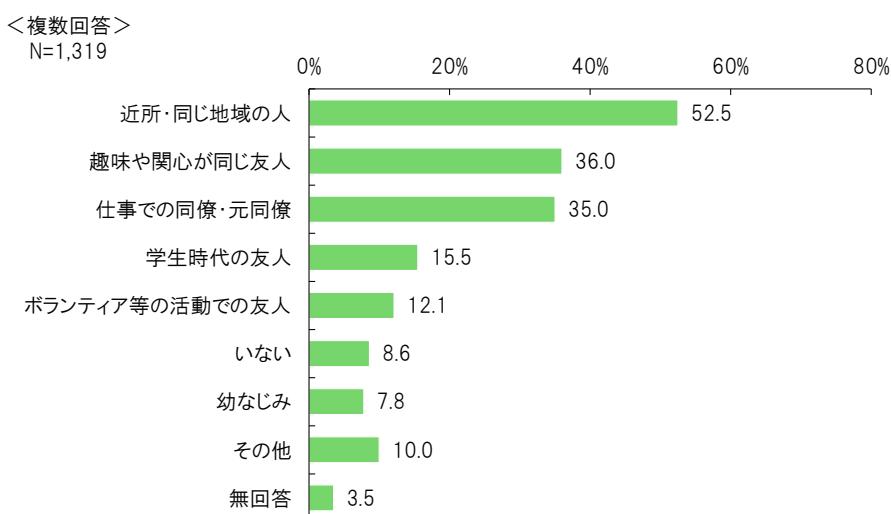
問 友人の家を訪ねていますか



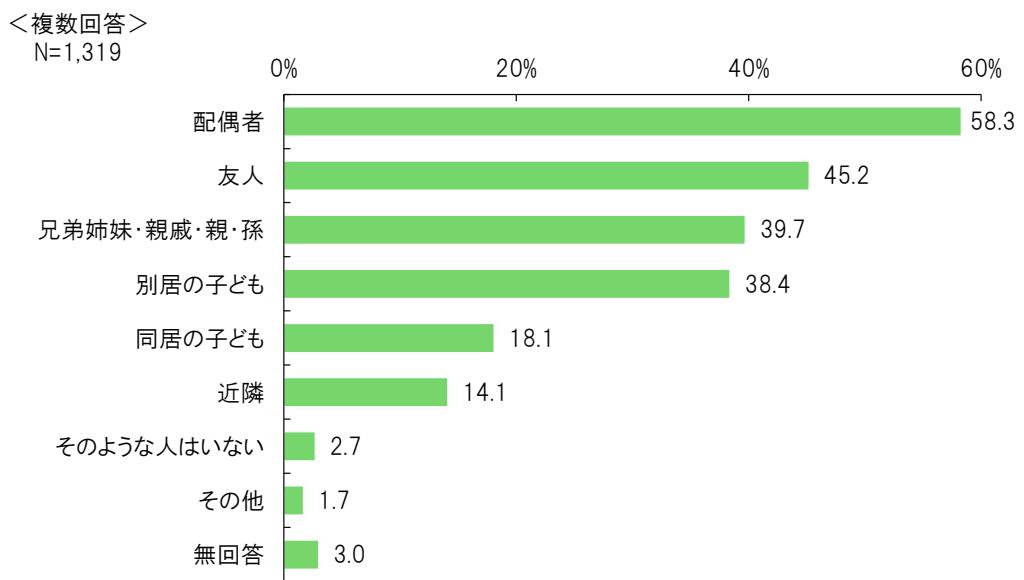
問 友人・知人と会う頻度はどれくらいですか



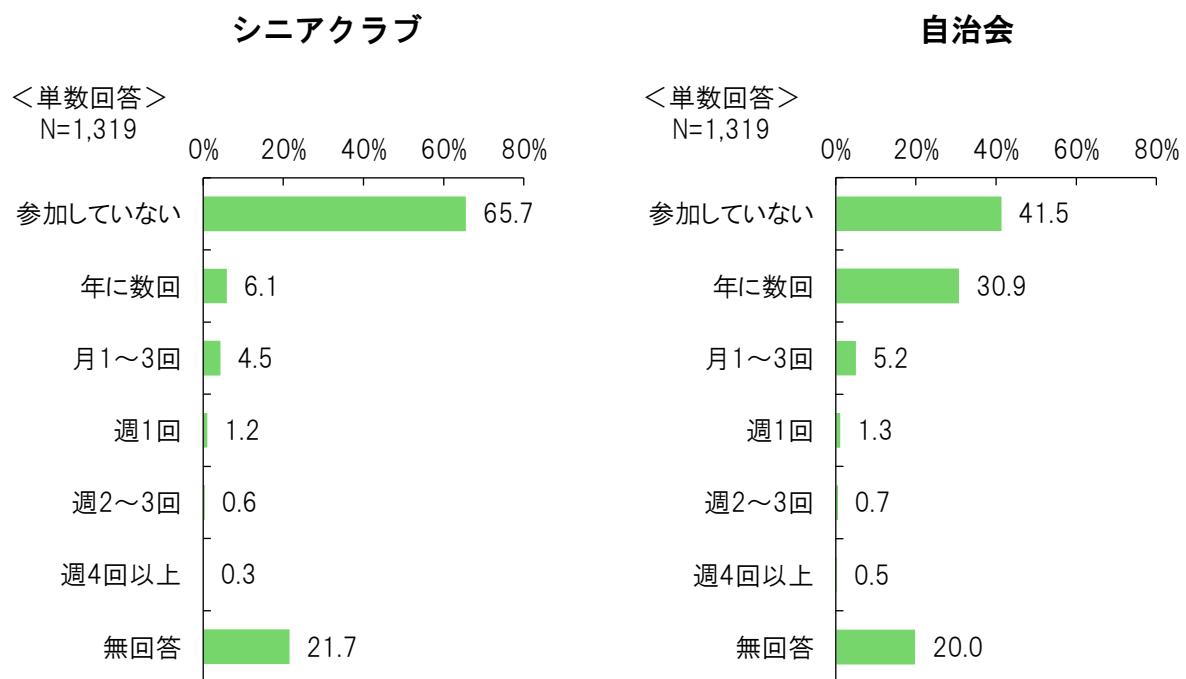
問 よく会う友人・知人はどんな関係の人ですか



問 あなたの心配事や愚痴を聞いてくれる人



問 地域活動への参加頻度



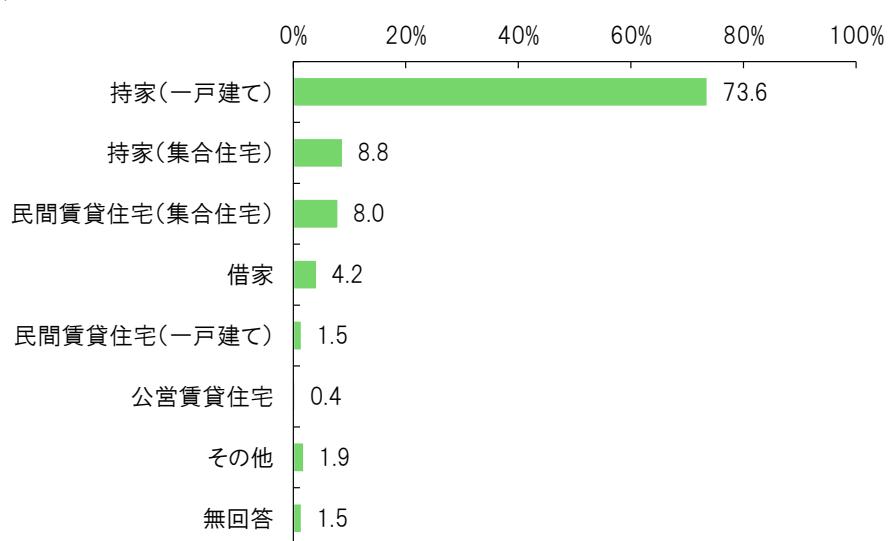
○ 高い持家率を背景とした住まいの支援

高齢者生活アンケートでは、住まいの状況について、持家が8割を超え、高い持家率となっています。都市部においては、高齢者の持家率が低い場合が多く、事情により退居を強いられ、新規の借家が必要になる際、管理上の問題から賃貸契約の締結が困難なケースが多数発生しており、社会問題となっています。そのための支援もはじまっていますが、篠栗町においては、高い持家率を背景に、住まい確保の支援については、限定的であるといえます。

問 お住まいは一戸建て、または集合住宅のどちらですか

<単数回答>

N=1,319



【障がい者・児福祉分野】

住み慣れた地域で自立して安心して暮らせるまちづくりの推進

○ 生活支援のための情報をわかりやすく提供していくことが大事

障がい福祉アンケートでは、福祉に関するサービスなどの情報の入手先について、身体障害者手帳ならびに療育手帳所持者は「家族、親族」、精神障害者保健福祉手帳所持者は「病院や診療所、クリニック」が最も高くなりました。多くの精神障がいのある人は、通院治療を受けており、医療機関から福祉サービスなどについての情報を得る機会が多くなるためと思われます。一方、身体障がいのある人は、家族などと過ごす時間が長く、知的障がいのある人は、未成年者が多いことから、情報源が家族や親族になる場合が多くなるためと思われます。

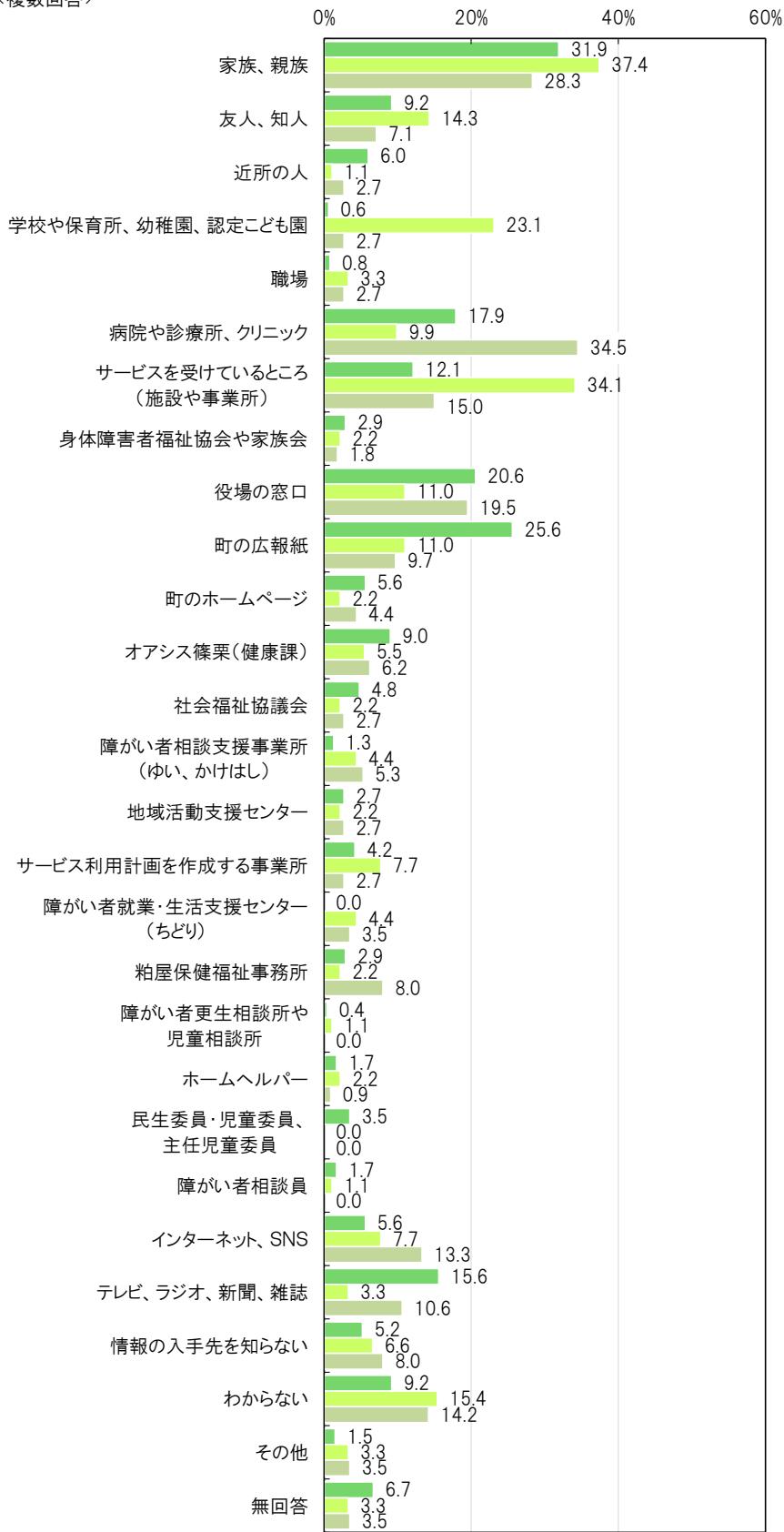
福祉のサービスを利用するときの困りごとについて、身体障害者手帳ならびに精神障害者保健福祉手帳では「これまで福祉のサービスを利用したことがない」が最も高く、次いで「どんなサービスがあるのか知らない」、療育手帳所持者は、「特に困ったことはない」が最も高く、次いで「どの事業者がよいのかわからない」、「どんなサービスがあるのか知らない」が高くなりました。利用することが可能なサービスについての情報を十分に知らないでいる状況がうかがえます。

専門職ヒアリングでは、利用できる福祉サービスのこと、地域にある社会資源のことを見るためのハードルが高く、よく知らない人が多いとの意見がありました。

障がいのある人に対し、福祉サービスや社会資源のことなど、生活を支援していくための情報をわかりやすく提供していくことが求められています。

問 福祉に関するサービスなどについての情報をどこから入手していますか

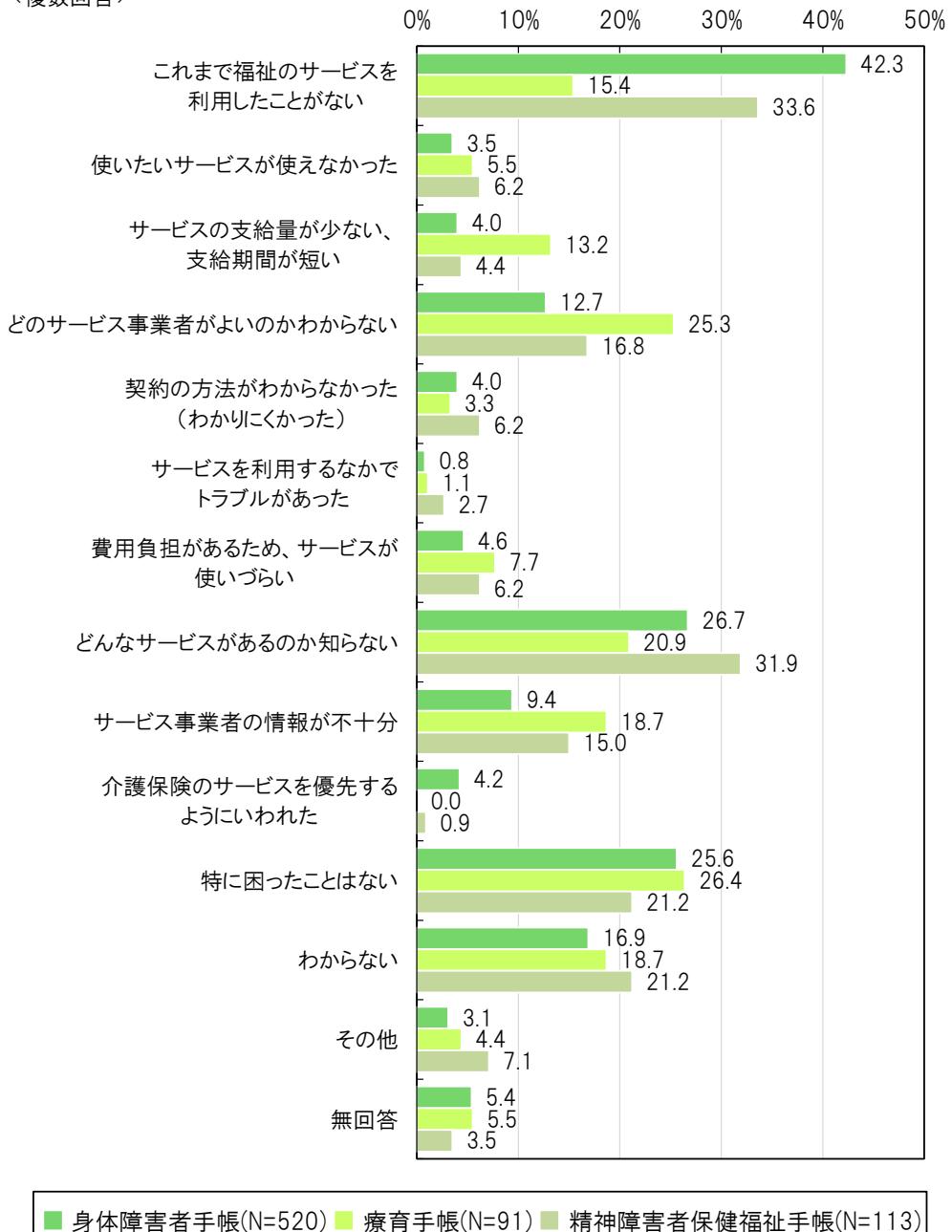
〈複数回答〉



■ 身体障害者手帳(N=520) ■ 療育手帳(N=91) ■ 精神障害者保健福祉手帳(N=113)

問 福祉のサービスを利用するときに何か困ったことがありますか

〈複数回答〉



専門職ヒアリングでは、情報提供について、以下のような意見がありました。

- 障がいに対する知識不足、福祉サービスで利用できるサービスがわからない、と話している人が多いように思う。
- どのような地域資源があり、どこに行けば支援が受けられるのか、その情報はどこに行けば得られるのかわかりにくく、本人が動くこと、考えることの難しいケースでは、受診や福祉窓口にたどり着き、情報を得るまでのハードルが高い。

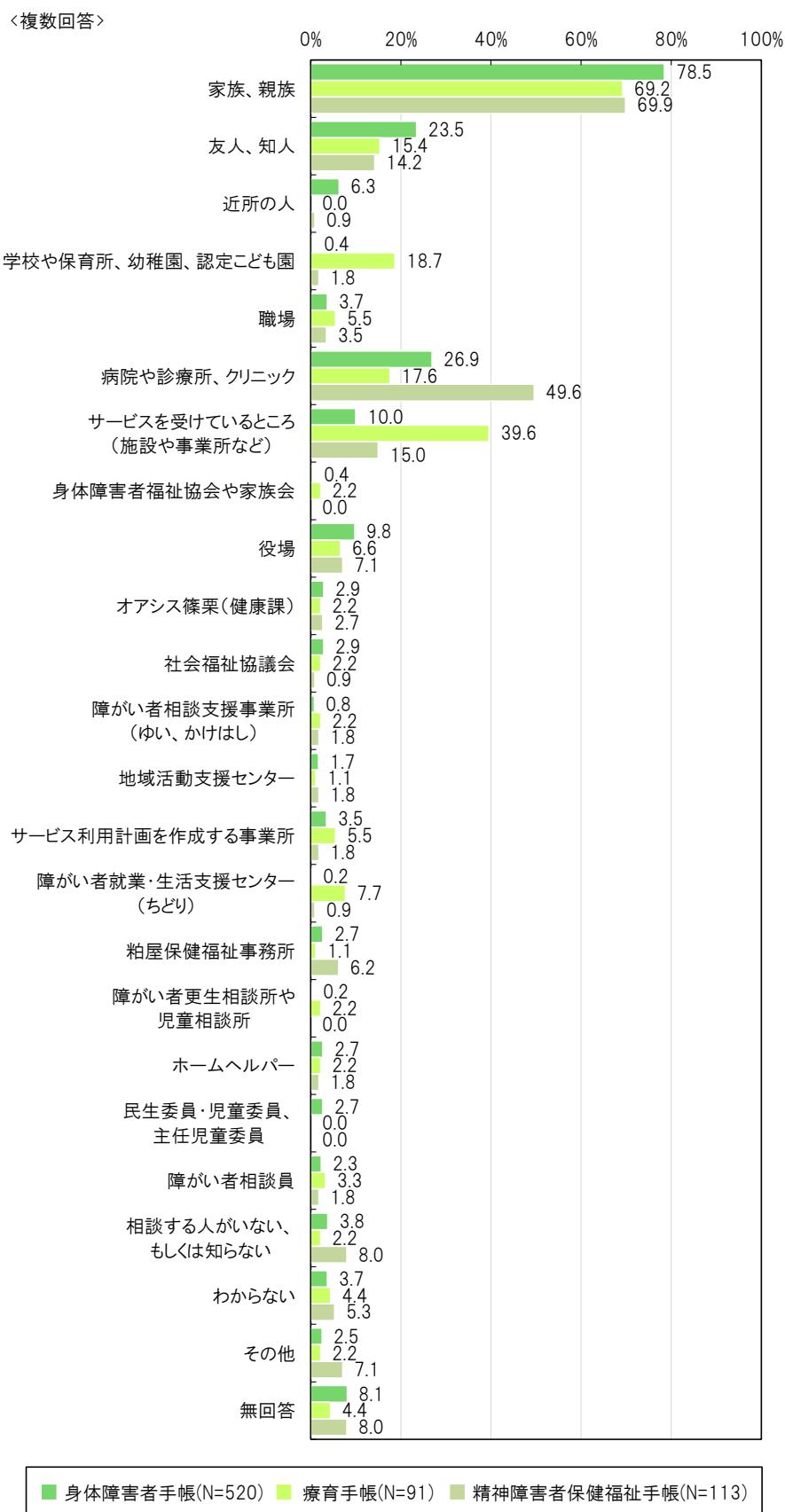
○ 必要な支援につながるよう、きめ細かい丁寧な相談支援が大事

障がい福祉アンケートでは、悩みや困ったことを相談するところについて、いずれの手帳所持者においても「家族、親族」が最も高くなりました。身近な存在である家族などは、話し相手であるのと同時に、信頼できる相談相手にもなっている様子がうかがえます。

一方、専門職ヒアリングでは、家族が閉鎖的な環境のなかで支援している状態を懸念する意見があり、相談できるところを周知するとともに、相談できるところがもっと増えることを期待する意見もありました。利用できる福祉サービスのこと、地域にある社会資源のことを知るためのハードルが高く、よく知らない人が多いとの意見がありました。

閉鎖的になりがちな家族のみのかかわりから、障がいのある人が必要な支援につながるよう、きめ細かい丁寧な相談支援が求められています。

問 悩みや困ったことを相談するのはどなた(どこ)ですか



専門職ヒアリングでは、相談支援について、以下のような意見がありました。

- 困った時にどこに相談してよいのかわからない。
- 悩みなどを相談できるところが増えると良いと思う。
- 閉鎖的に介護をしている家族も少なくないと思う。本人だけではなく、孤立した生活を送り、人に話すことや相談することもできない、不安でいっぱいではないだろうか。

○ 地域生活を支援していくため、福祉サービスの量や質を充実させていくことが大事

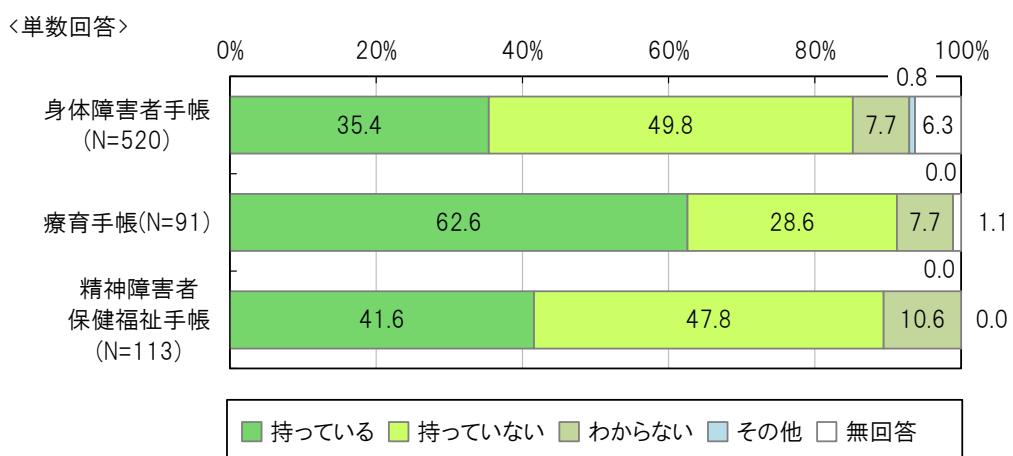
障がい福祉アンケートでは、障がい福祉サービス受給者証について、身体障害者手帳ならびに精神障害者保健福祉手帳所持者では「持っていない」（サービスを利用していない）、療育手帳所持者では「持っている」（各サービスを利用している）が最も高くなりました。身体障がいや精神障がいのある人は、障がい福祉サービスを利用する機会が少ない様子がうかがえます。

一方、地域生活において求められる支援について、身体障害者手帳所持者では「在宅で医療ケアが適切に受けられること」が最も高く、次いで「福祉のサービスが適切に利用できること」が、療育手帳所持者では「自宅以外で過ごす場所があること」が最も高く、次いで「福祉のサービスが適切に利用できること」「相談支援の充実」、精神障害者保健福祉手帳所持者では「福祉のサービスが適切に利用できること」が最も高く、次いで「自宅以外に過ごす場所があること」が高くなりました。約3割の障がいのある人が、福祉のサービスが適切に利用できていないと考えています。

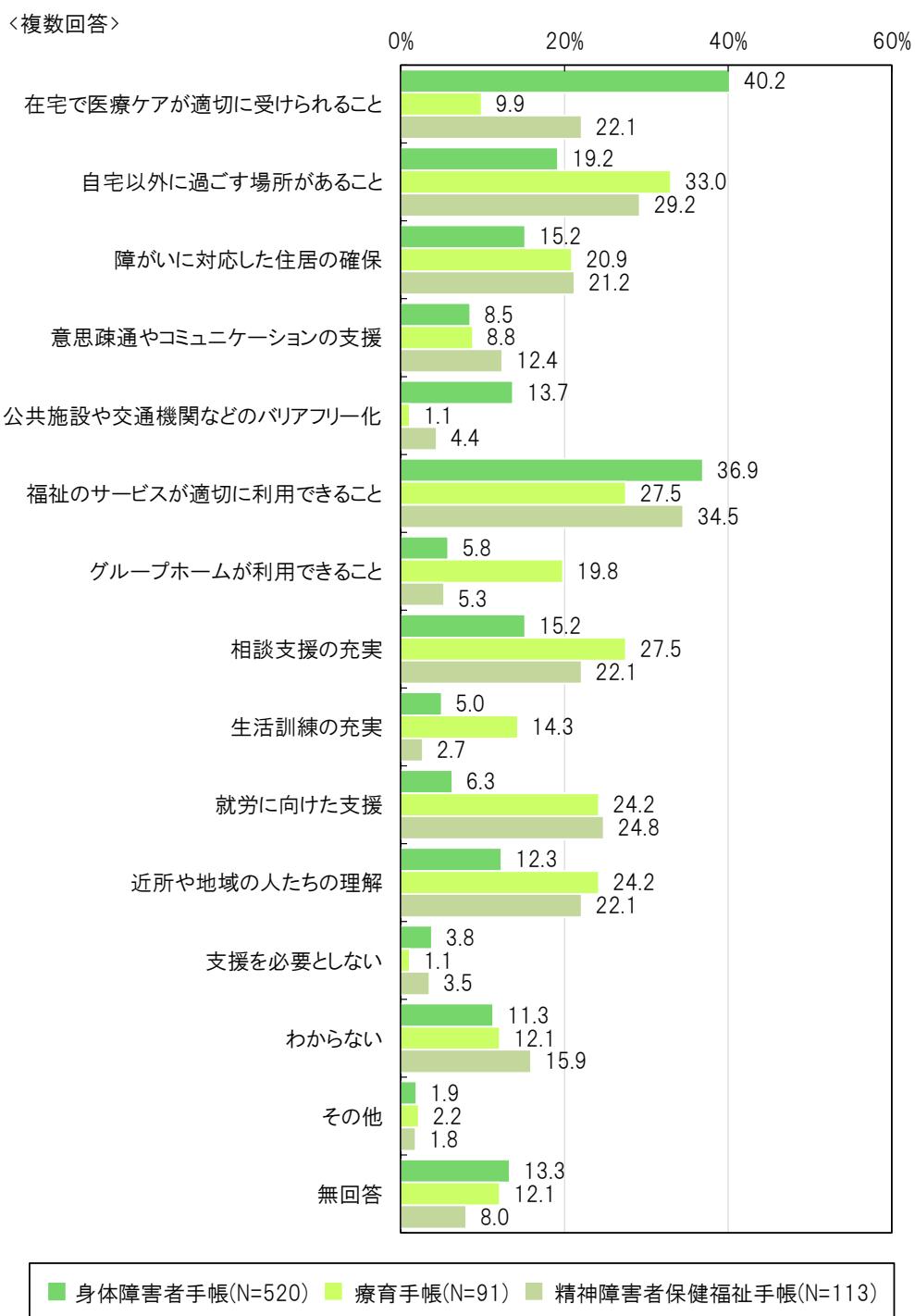
専門職ヒアリングでは、家族の介護や支援の負担を少しでも解消するため、もっと福祉サービスを利用していくことが必要との意見がありました。

障がいのある人の地域生活を支援していくため、福祉サービスの量や質を充実させていくことが求められています。

問 現在、障がい福祉サービス受給者証(水色)、通所受給者証(ピンク色)、地域生活支援サービス受給者証(黄緑色)をお持ちですか



問 地域で生活を営むことを考えたとき、どのような支援があればよいと思いますか



専門職ヒアリングでは、福祉サービスなどの利用について、以下のような意見がありました。

- 家族の介護負担がとてもあると思われる。障がいのある人が年齢を重ねるにつれて家族も体力的に疲労が蓄積していくのではないだろうか。
- 障がい福祉サービスを利用されているが、それでもさまざまな場面で家族の負担は大きくなってくる。少しでも長く在宅で過ごしてもらうため、その人にあった細やかなサー

ビスを、と思う。

- 家族のレスパイトが必要だと思う。デイサービス、ショートステイ、ヘルパーの利用で負担軽減につながることで、心のゆとりもできると思う。
- 緊急時の対応。保護者（特に母親）で自宅での支援が困難になった場合、対応できる事業所が少ないとや、受け入れ可能な事業所があっても、情報が少ないなどの課題がある。

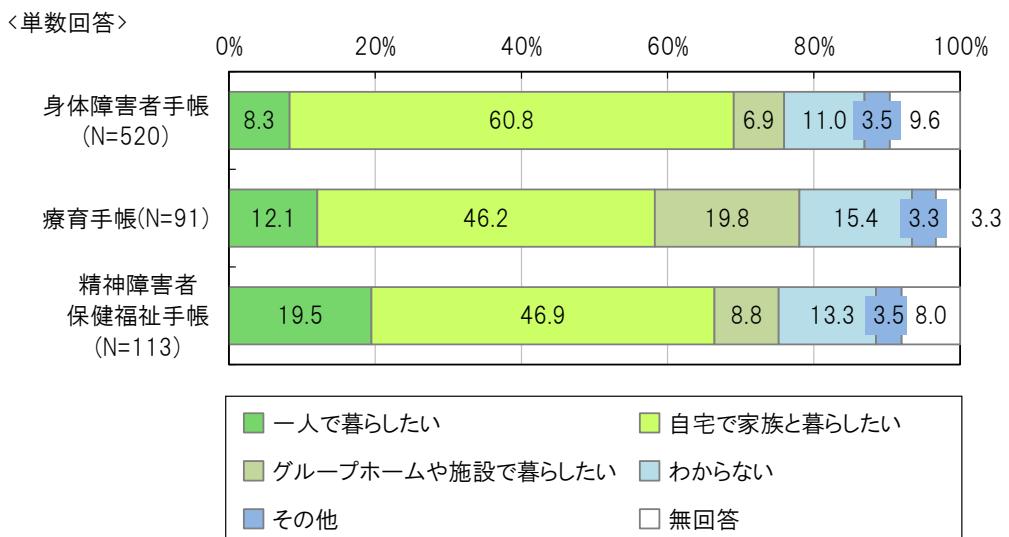
○ 将来的なことも見据え、安心できる住まいや生活の場の確保が大事

障がい福祉アンケートでは、今後の暮らし方の希望について、いずれの手帳所持者においても「自宅で家族と暮らしたい」が最も高くなりました。多くの障がいのある人が自宅での生活を希望しています。

一方、専門職ヒアリングでは、親亡き後のことを考え、グループホームなどの利用を考えていきたいという保護者の思いを背景に、住まいや生活の場の充実を求める意見がありました。

障がいのある人が、自分らしい自立した生活を営むため、親亡き後の将来的なことも見据えた安心できる住まいや生活の場の確保が大事になります。

問 今後、どのように暮らしたいですか



専門職ヒアリングでは、住まいや生活の場について、以下のような意見がありました。

- 親が高齢の場合、グループホームなどに入所させたくても、入所できるところがない。
- 親亡き後の生活拠点先（グループホームなど）が少なく、先を見据えて安心して地域のなかで暮らしていくためには、サービスやサービス以外の拠点整備が必要。
- 施設から地域生活への移行について、障がいのある人も地域のなかで生活できるよう長年さまざまな取り組みが行われていると思うが、現時点では地域で生活していくための基盤や地域住民の理解など十分ではないと思う。

- 家族の高齢化が進み、同時に利用者本人の年齢も上がり、親亡き後の生活をどうしていくかが問題に上がっている。すべてを解決できる訳ではないかもしれないが、地域生活支援拠点の整備を進めていき、緊急時の対応や体験の場所や機会の確保を行う。

○ 安心できる地域生活のためには保健や医療のサービスが大事

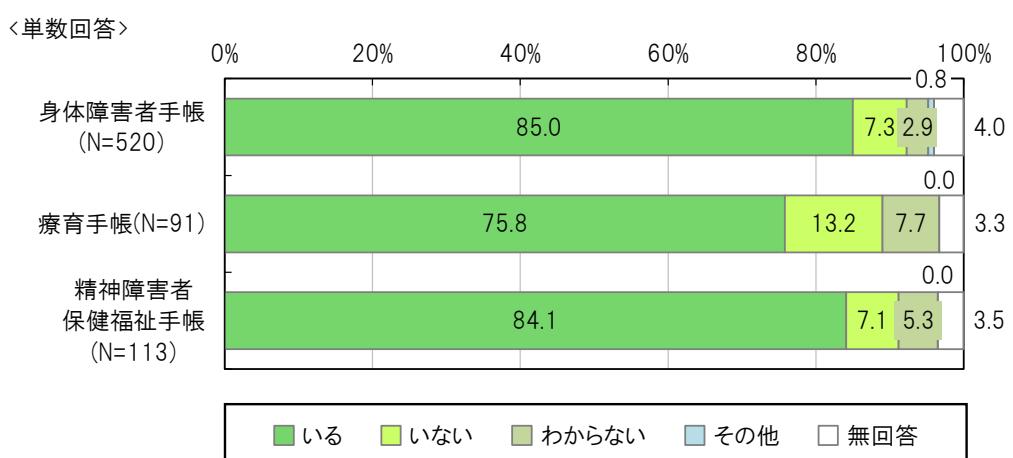
障がい福祉アンケートでは、かかりつけ医の有無について、いずれの手帳所持者においても「いる」が最も高く、自分自身の健康管理にきちんと取り組んでいる様子がうかがえます。

また、現在の生活で困っていることや不安なことについて、身体障害者手帳ならびに精神障害者保健福祉手帳所持者では「自分の健康や体力に自信がない」が最も高くなりました。

専門職ヒアリングでは、医療的ケアが必要な重症心身障がい児などの支援が不足している意見がありました。

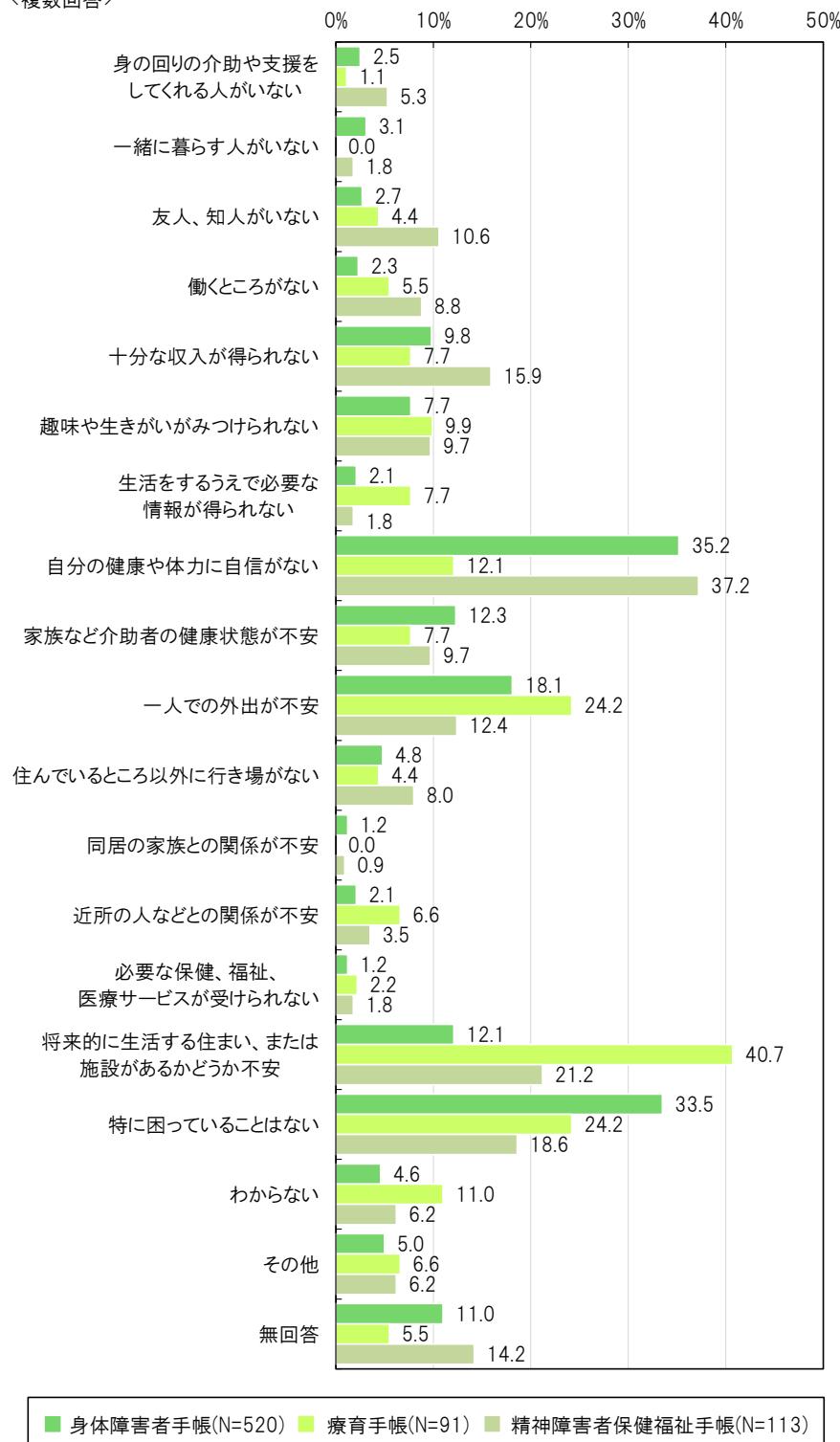
障がいのある人が安心できる地域生活を送るためには、保健や医療のサービスが大事になります。

問 普段治療を受けたり、日常の健康について相談ができる「かかりつけの医師(病院・診療所)」がいますか(ありますか)



問 現在の生活で困っていることや不安なことはどのようなことですか

〈複数回答〉



専門職ヒアリングでは、保健や医療に関するサービスについて、以下のような意見がありました。

- 医療的ケアが可能な通所先やたん吸引が可能なヘルパー不足。
- 重症心身障がい児・者で医療的ケアが必要なケースではショートステイの受け入れ先が限られるため、休息できる時間がとれない。

○ 障がいのある人の就労への理解や就労に向けた支援が大事

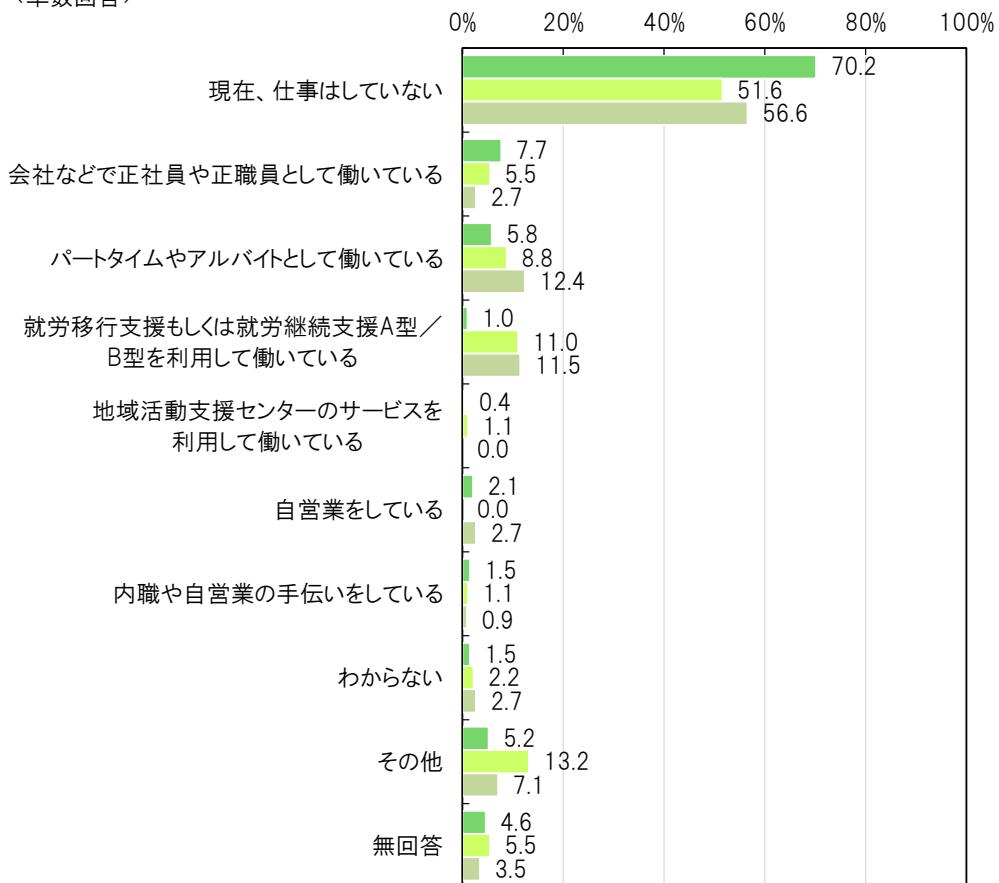
障がい福祉アンケートでは、現在の仕事について、いずれの手帳所持者においても「現在、仕事はしていない」が最も高く、無職の状態である人が大多数といえます。

また、働く場合に求める配慮について、いずれの手帳所持者においても「職場内で、障がいに対する理解があること」が最も高くなりました。専門職ヒアリングにおいても、障がいのある人の雇用や就労について、雇用側の理解や就労に関する情報提供の充実を求める意見がありました。

障がいのある人の就労への理解や就労に向けた支援が大事になります。

問 現在、どのような仕事をしていますか。

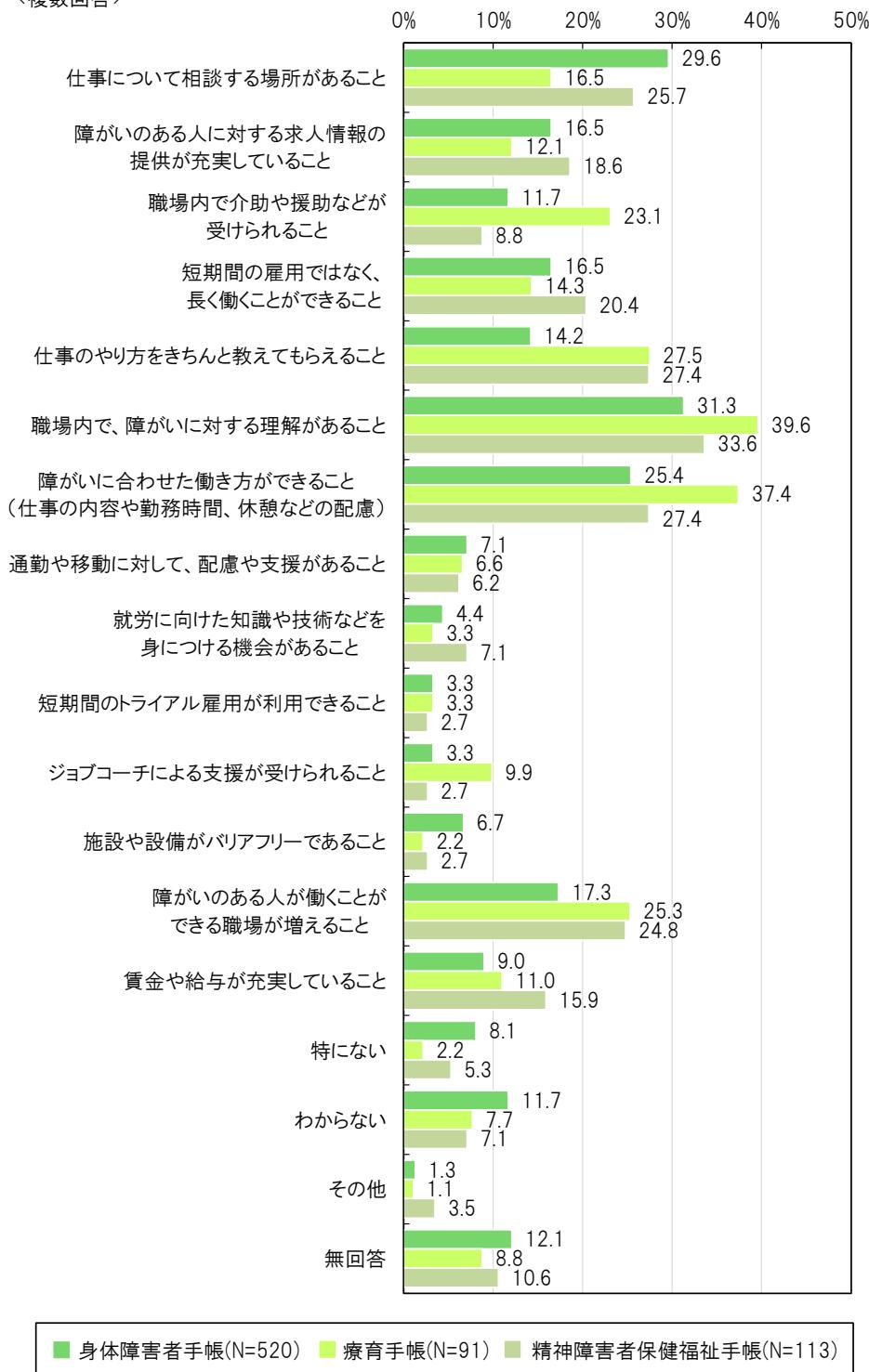
<単数回答>



■ 身体障害者手帳(N=520) ■ 療育手帳(N=91) ■ 精神障害者保健福祉手帳(N=113)

問 障がいのある人が働く場合、どのような配慮が必要だと思いますか

〈複数回答〉



■ 身体障害者手帳(N=520) ■ 療育手帳(N=91) ■ 精神障害者保健福祉手帳(N=113)

専門職ヒアリングでは、雇用や就労について、以下のような意見がありました。

- 障がいのある人にもできることはたくさんあるので、雇用者にもぜひ理解してもらいたい。
- 企業側が、障がいの理解を深める機会をつくる。
- 福祉的就労だけではなく、地元の企業に働きかけ、障がいのある人の雇用を促進していく。
- 就労の体験や見学の機会を増やす。家庭への情報提供を増やす。

○ 災害時の避難行動支援の体制づくりを進めていくことが大事

障がい福祉アンケートでは、災害が起こったときや起こりそうなときの一人での避難所への避難について、身体障害者手帳ならびに精神障害者保健福祉手帳所持者では「避難所があるところを知っていて、一人で避難できる」が最も高く、療育手帳所持者では、「避難所があるところは知らないし、一人では避難できない」が最も高くなりました。知的障がいのある人は、未成年者が多いことも背景にあると思われます。

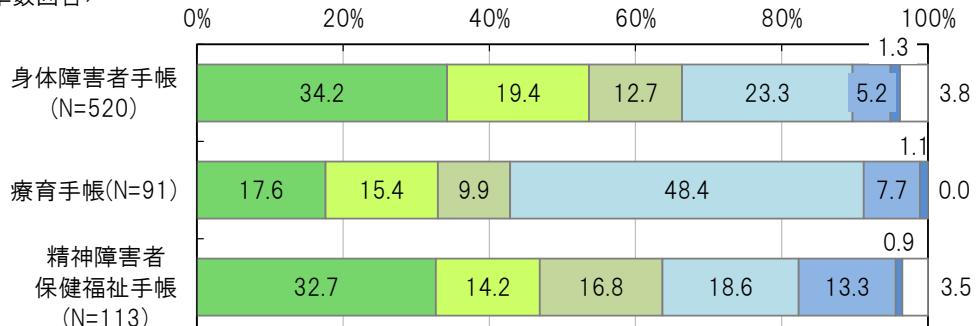
家にいる間に、災害のため避難が必要になる際、手助けをしてくれる人について、いずれの手帳所持者においても「家族・親戚」が最も高になりました。

一方、専門職ヒアリングでは、災害時の避難行動について、近隣の助け合いが必要で、避難訓練などそのための備えを整えておくことも大切との意見がありました。障がいのある人は、災害時において、家族などへの期待と信頼感が高い様子がうかがえる一方で、近隣の人たちによる避難行動への支援も大切になります。

災害時の避難行動支援の体制づくりを進めていくことが大事になります。

問 災害が起こったときや起こりそうなとき、一人で避難所へ避難することができますか

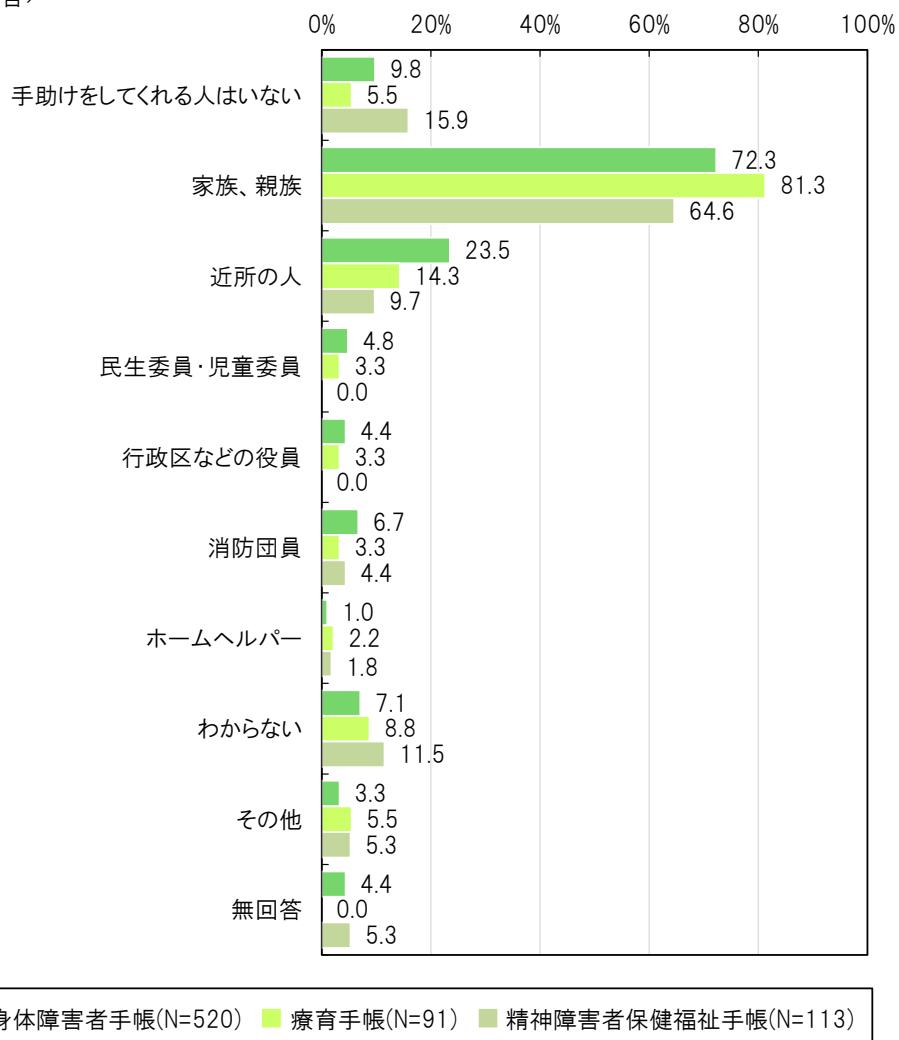
<単数回答>



- 避難所があるところを知っていて、一人で避難できる
- 避難所があるところは知っているが、一人では避難できない
- 避難所があるところは知らないが、場所を確認して一人で避難できる
- 避難所があるところは知らないし、一人では避難できない
- わからない
- その他
- 無回答

問 家にいる間に、災害のため避難が必要になったとき、手助けをしてくれる人はどなたですか

<複数回答>



[■ 身体障害者手帳(N=520) ■ 療育手帳(N=91) ■ 精神障害者保健福祉手帳(N=113)]

専門職ヒアリングでは、災害時の避難行動支援について、以下のような意見がありました。

- 行政区など中心に近隣の助け合いが必要だと思う。災害発生前から所在把握や避難支援の体制づくりに取り組むことが、地域の防災・減災の強化になる。
- 避難時にどのような支援が必要なのか、事前に確認する。
- 災害時にどのような流れで避難するのか、ルートの確認。
- 日頃から災害を想定して避難訓練して取り組む。
- 避難所を利用する際に必要となる配慮を想定し、対策を考えておく必要がある。

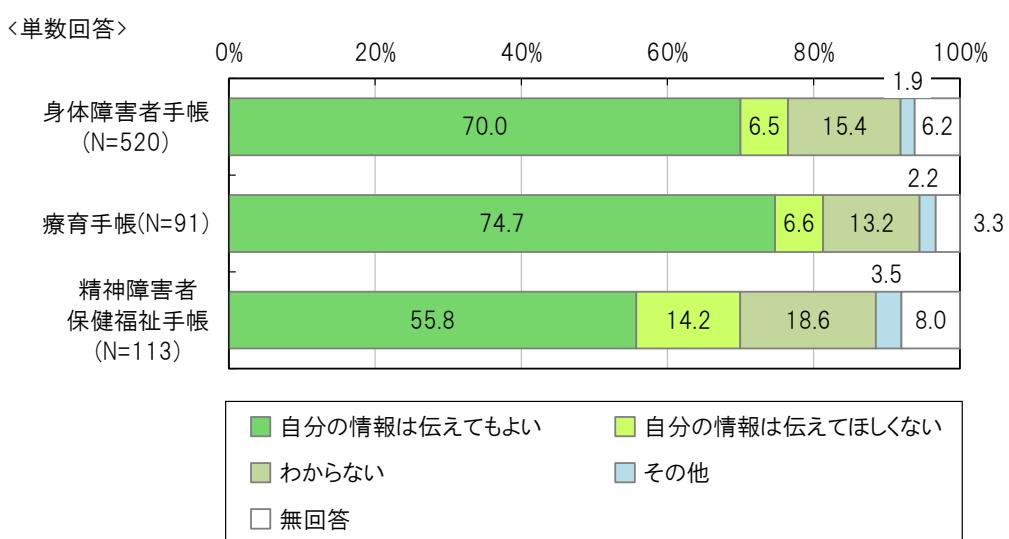
○ 災害時避難行動要支援者をきちんと把握しておくことが大事

障がい福祉アンケートでは、障がいに関する情報を了承する範囲で支援関係者などに事前に伝えることについて、いずれの手帳所持者においても「自分の情報は伝えてよい」が最も高くなりました。災害時支援の枠組みにおいては、閉鎖的にプライバシーの保護を重視する姿勢ではなく、災害時避難行動要支援者を事前に把握しておく取り組みに協力的な様子がうかがえます。

専門職ヒアリングでは、障がいのある人の情報について、地域とサービス事業所が連携を図りながら、事前にきちんと把握しておくことが大切との意見がありました。

近年頻発している風水害をはじめ、災害時に必要となる災害時避難行動要支援者の事前把握の取り組みを進めていくことが大事になります。

問 災害時の支援のために、障がいに関する情報を了承する範囲で、支援関係者などに事前に伝えてよいと思いますか



専門職ヒアリングでは、災害時避難行動要支援者について、以下のような意見がありました。

- どの世帯に支援を要する人が何人いるか把握する。
- 障がい福祉サービスを利用している人の情報を、事業所と行政や地域の人たちが把握しておく必要があると思う。サービス開始時の情報に、今までの地域とのかかわりや近隣の交流がある人たちの情報がもっとほしいと思うことがよくある。自宅の周りにどれくらいの協力者がいるのか、どれくらいの協力が得られるのかがわかれれば、円滑に避難が進むのではないか。
- 夜間や早朝に災害が起こった時、その情報が伝わるように居住地での把握（どこに、どの程度の支援がいるかなど）が大切で、連絡がすぐに取ることができれば、助かる人も多いと思う。
- 日頃から、地域との関係をつくり、情報や危険な場所などを共有しておくこと。

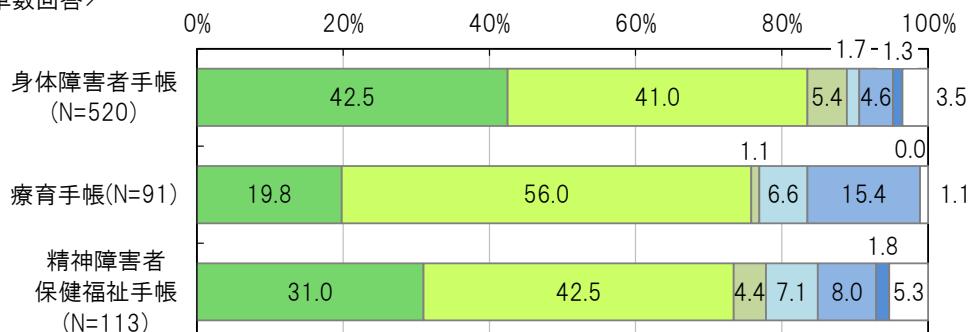
○ 消費者トラブルに巻き込まれることがないよう、被害防止のための取り組みが大事

障がい福祉アンケートでは、訪問販売や通信販売などでだまされて、消費者被害にあった経験について、身体障害者手帳所持者では「被害にあったことはないし、心配もしていない」、療育手帳ならびに精神障害者保健福祉手帳所持者では「被害にあったことはないが、これからは心配だと思う」が最も高くなりました。判断能力の違いが回答割合の差につながっているものと思われます。

障がいのある人が、消費者トラブルに巻き込まれることなく安心して地域での生活を送るための取り組みが大事になります。

問 訪問販売や通信販売などでだまされて、消費者被害にあったことがありますか。また、被害にあうことが心配ですか

<単数回答>



- 被害にあったことはないし、心配もしていない
- 被害にあったことはないが、これからは心配だと思う
- 被害にあったことがあるが、これからは大丈夫だと思う
- 被害にあったことがあるし、これからも心配だと思う
- わからない
- その他
- 無回答

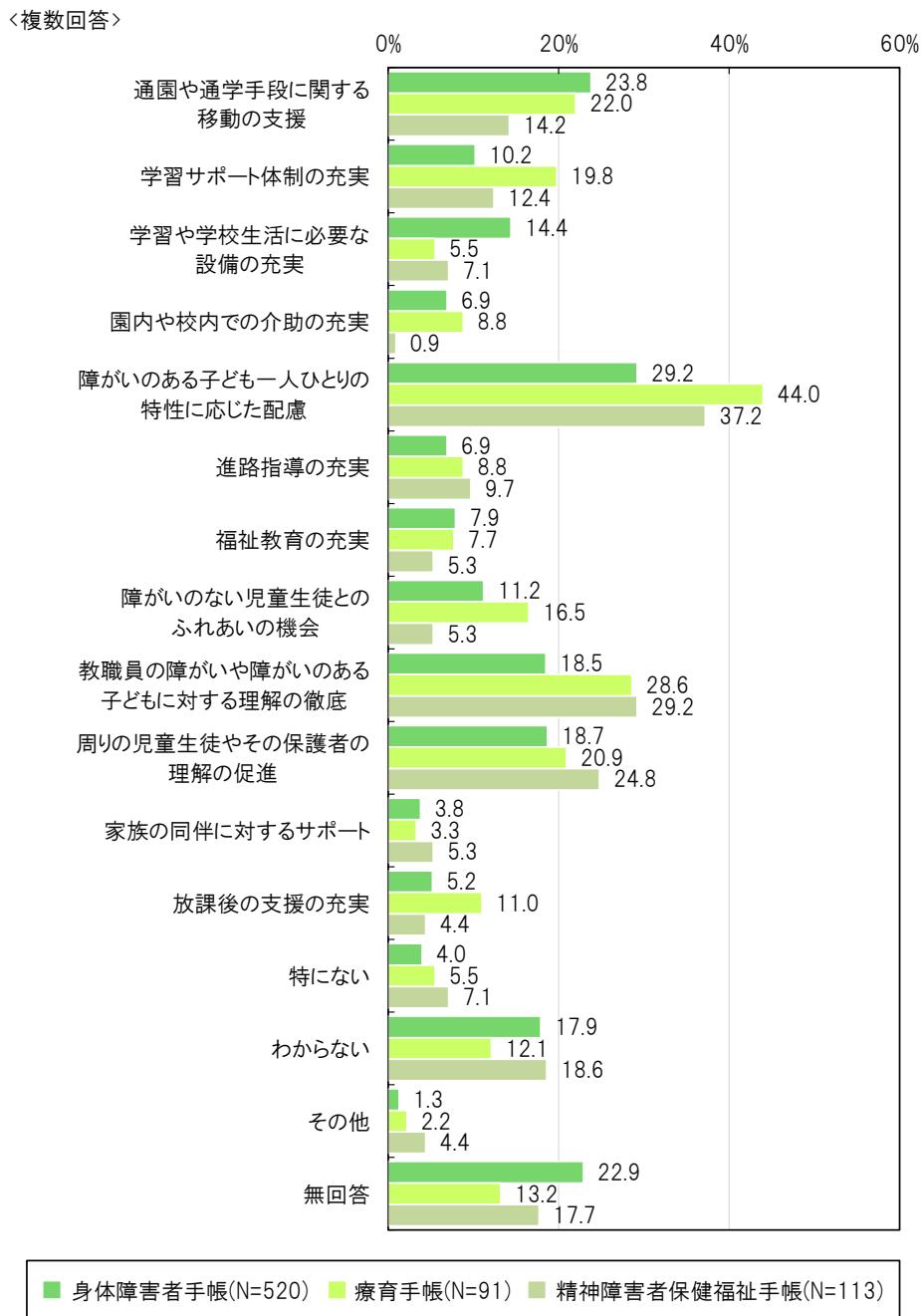
いきいきと社会参加できるまちづくりの推進

○ 相談支援や、療育や教育の場の充実を図っていくことが大事

障がい福祉アンケートでは、学校や保育所・幼稚園での生活を送るうえで必要なことについて、いずれの手帳所持者においても「障がいのある子ども一人ひとりの特性に応じた配慮」が最も高くなりました。障がいを個性として捉えかかわってほしいとの思いがうかがえます。また、専門職ヒアリングでは、発達相談などの相談支援の充実とともに、療育や教育の場が障がいのある子どもにとってより良いものになるような工夫を求める意見がありました。

障がいのある子どもにかかわる相談支援や、一人ひとりの特性に応じた配慮をしながら、療育や教育の場の充実を図っていくことが大事になります。

問 障がいのある子どもが学校や保育所・幼稚園などの生活を送るうえで、必要だと思うことは、どのようなことですか



専門職ヒアリングでは、障がいのある子どもを養育する保護者に対する相談支援や療育、学校生活について、以下のような意見がありました。

- 子どもの発育について発達相談などで悩みや心配なことをきちんと相談できていない保護者もいるのではないかと思うことがある。
- どのように接すればよいかわからず悩んでいたり、将来が不安になったりしている。子育ての仕方、子どもとのかかわり方がわからず、焦りや、自信を喪失していたりすること、さらに、地域からの孤立が考えられる。
- 児童発達支援が少なく、希望通りに通えない現実がある。

- 障がい児に関しては、同世代の健常児や、さまざまな児童とのかかわりを持つ機会がほとんどなく、双方の理解が難しいと思われる。特別支援学校に通う児童生徒は、地元の中学校に通う児童生徒との交流が地域でもなく、障がい児は家族でのかかわりのなかだけでのコミュニケーションや生活経験になっていると思われる。
- 発達相談で気になる子どもを経過観察や療育につなげることも大事だが、気軽に通えるサロンや集団保育の場を提供して、そこからその後の対応を検討する機会をつくれば良いように思う。町の機能としての療育だけではなく、短い時間から気軽に通える集団保育を行う場が必要だと思う。

○ 誰もが気軽に参加できる地域での交流の場や機会をつくっていくことが大事

障がい福祉アンケートでは、本人の近所づきあいの様子について、身体障害者手帳所持者では「親しくおつきあいしているお宅がある」、療育手帳ならびに精神障害者保健福祉手帳所持者では「つきあいがほとんどない」が最も高くなりました。一方、18歳以上の町民を対象とした「地域福祉アンケート」では、「親しくおつきあいしているお宅がある」の割合は26.0%で、身体障害者手帳所持者の23.3%、療育手帳所持者の8.8%、精神障害者保健福祉手帳所持者の8.8%を上回っていました。障がいのある人は近所づきあいが、町民全体と比較すると、かならずしも盛んではなく、とりわけ、知的障がいや精神障がいのある人は、隣近所の人たちのかかわりが希薄になっている様子がうかがえます。

地域の人たちに支えられているという実感について、身体障害者ならびに療育手帳所持者では「支えられていると思う」と「どちらかといえば支えられていると思う」を合わせた『支えられていると思う』の割合が高く、精神障害者保健福祉手帳所持者では「支えられているとは思わない」と「どちらかといえば支えられていると思わない」を合わせた『支えられていると思わない』の割合が高くなりました。一方、「地域福祉アンケート」では、『支えられていると思う』の割合は55.8%で、身体障害者手帳所持者の52.5%、療育手帳所持者の36.3%、精神障害者保健福祉手帳所持者の28.3%を上回っていました。障がいのある人は支えられている実感が、町民全体と比較すると、かならずしも高くない様子がうかがえます。とりわけ、精神障がいのある人は、支えられているという実感を抱くような経験が乏しいように思われます。

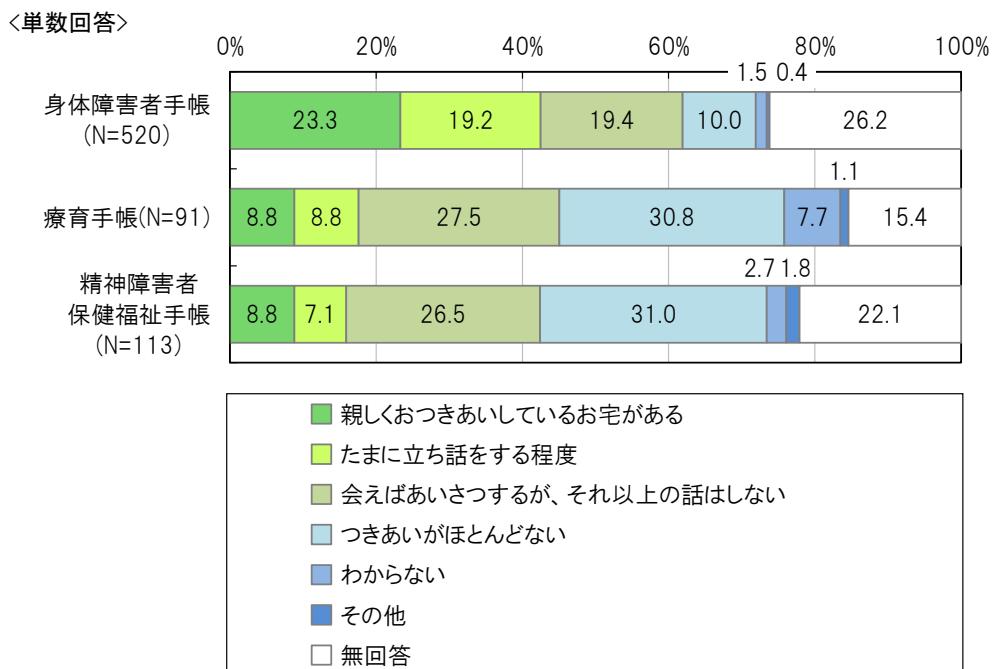
障がいのある人の地域の人たちに支えられているという実感が、町民全体と比較して高くなっている状況にあるのは、近所づきあいも高い状況になく、地域の人たちとかかわる機会が希薄で乏しくなっていることが大きな背景のひとつになっていると思われます。

専門職ヒアリングでは、地域における行事や催しの際、障がいのある人も参加できるような配慮が大切であるとの意見がありました。また、障がいのある人たちやその家族が交流し情報を共有することや、互いに助け合えるような場や機会が必要であるとの意見がありました。

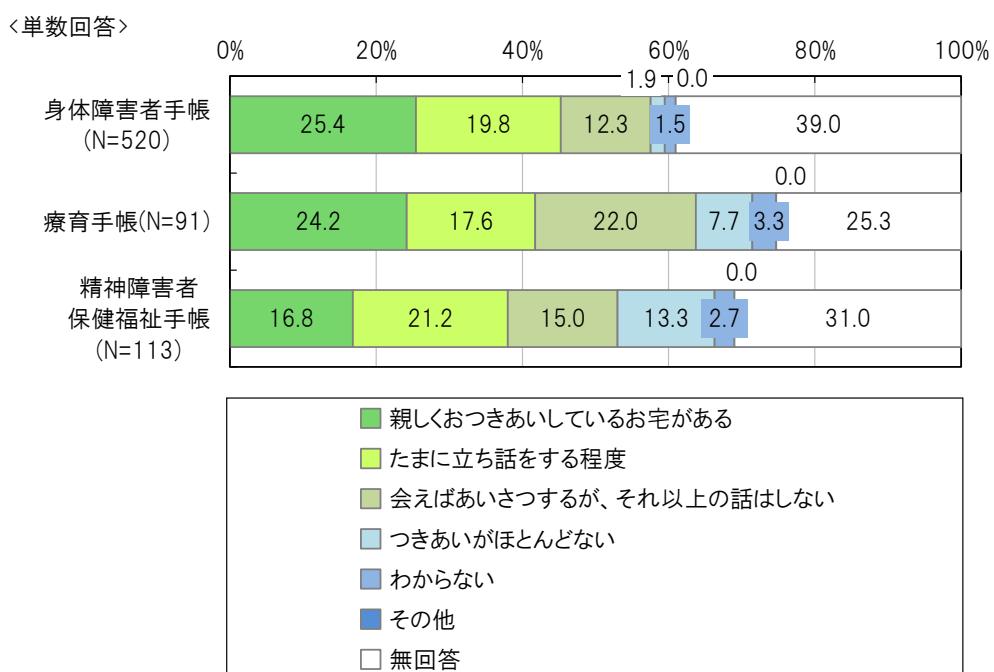
誰もが気軽に参加できる地域での交流の場や機会をつくっていくことが大事になります。

問 近所の人とどれくらいのおつきあいをしていますか

【本人】

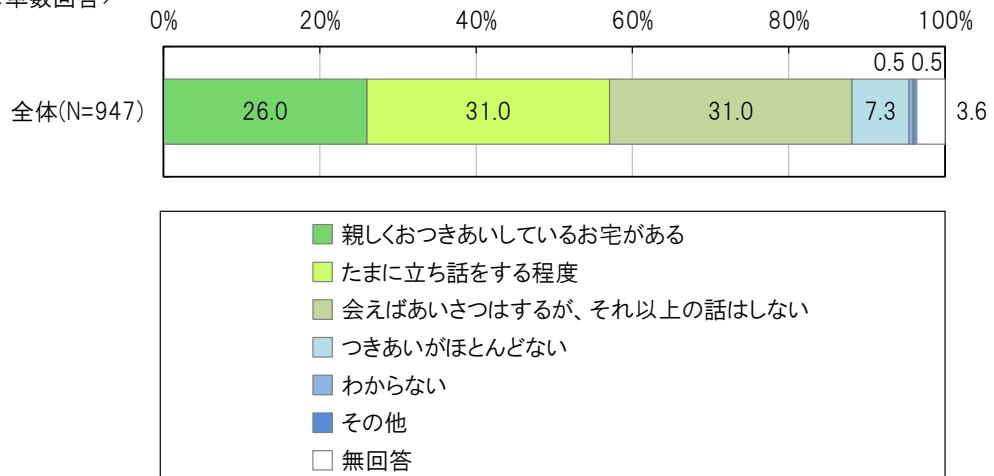


【家族】



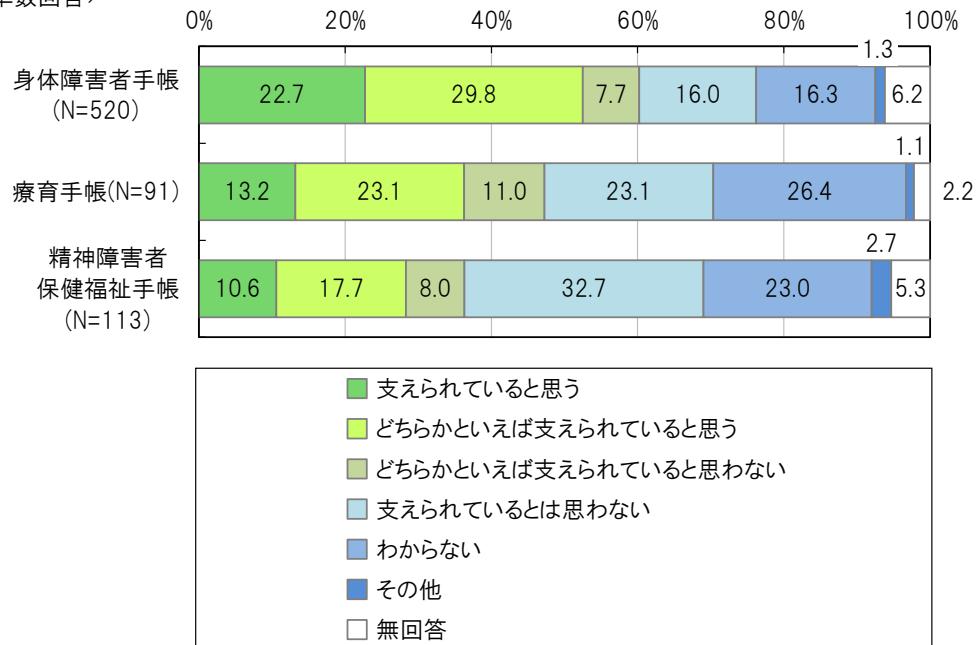
地域福祉計画・地域福祉活動計画:地域福祉アンケートより

〈単数回答〉

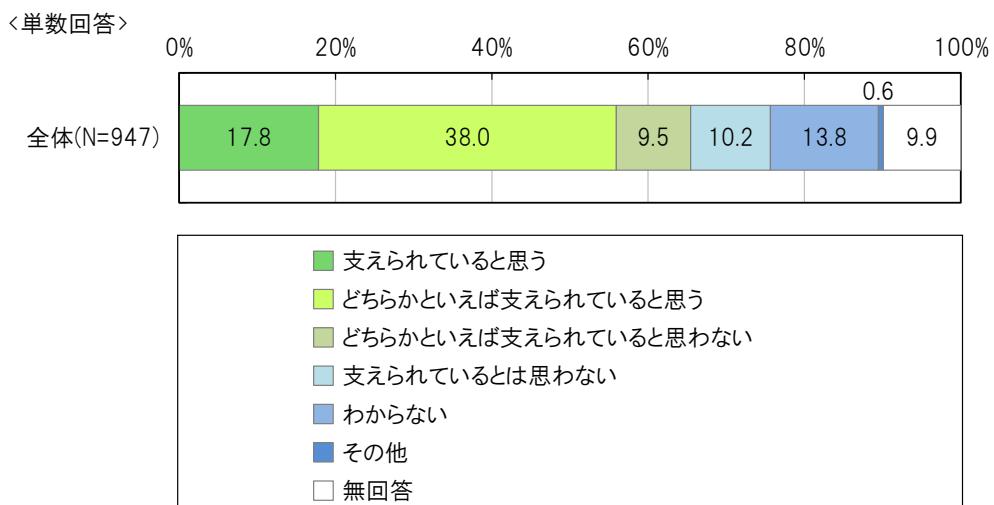


問 地域の人たちに支えられているという実感をもっていますか

〈単数回答〉



地域福祉計画・地域福祉活動計画：地域福祉アンケートより



専門職ヒアリングでは、地域での交流の機会や社会参加について、以下のような意見がありました。

- 日常的な催しでも、障がいのある人も参加できるような配慮をする。
- 交流する場をつくり、そのうえで交流の仕方をコーディネートする人が必要だと思う。交流の場のみの提供ではなく、目的とそれに応じた配慮が必要であると考える。
- 普段の生活のなかで、日常的に交流がないと急に参加するのはハードルが高いように思う。最初の一歩に対し親身になって対応し、続けて参加しやすい雰囲気づくりが必要。
- 現在の「すまいるサロン」に一般の人や、児童たちの参加もできる機会があると、交流の場になるのではないか。

また、当事者同士の交流について、以下のような意見がありました。

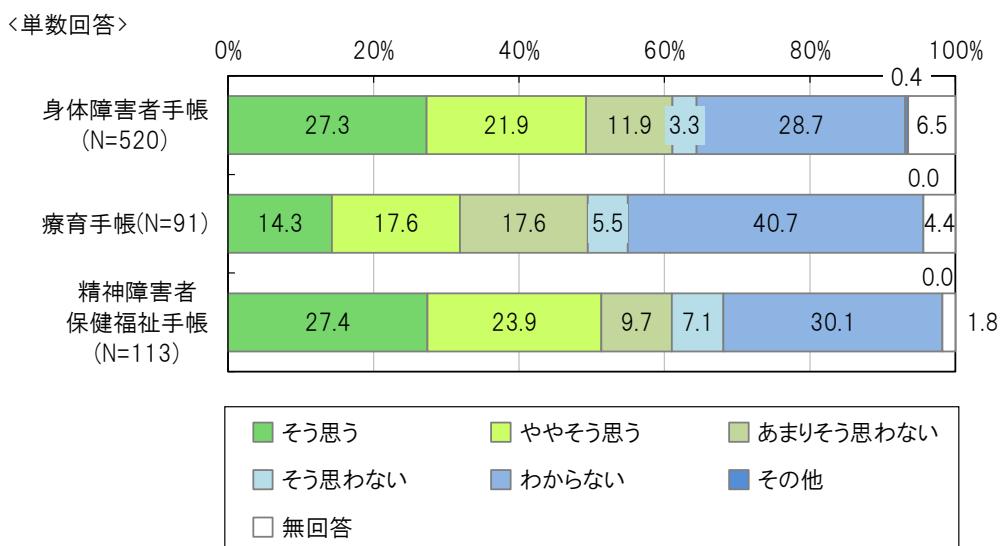
- 障がいのある人たちや、またはその家族が交流し情報を共有することや、互いに助け合えるようなコミュニティを形成していくことが必要なのではないか。
- 障がい児・者の家族が悩みを話すことができる場所の提供や相談機関の周知、同じ障がいを持つ家族が集まる場所などがあるとよいと思う。
- 家族のストレス軽減や相談、障がいについて学ぶ機会の提供のために、家族会の充実が必要だと思う。

○ 施設などのバリアフリーを進めていくことが大事

障がい福祉アンケートでは、町内の公共施設（役場など）が高齢者や障がいのある人などに配慮されていると思うかについて、身体障害者手帳ならびに精神障害者保健福祉手帳では「そう思う」と「ややそう思う」を合わせた『配慮されていると思う』が、療育手帳所持者は「わからない」が高くなりました。一方、18歳以上の町民を対象とした「地域福祉アンケート」では、『配慮されていると思う』の割合は52.5%で、身体障害者手帳所持者の49.2%、療育手帳所持者の31.9%、精神障害者保健福祉手帳所持者の51.3%を上回っていました。公共施設のバリアフリー化に対する障がいのある人の認識は、町民全体の平均的な認識との間に差が生じている様子がうかがえます。また、スーパー・やレストランなどの民間施設のバリアフリー化に対する障がいのある人の認識は、公共施設と比べ、低くなりました。さらに、外出することを考えたとき、充実してほしいことについて、身体障害者手帳所持者では「階段の手すり」「歩道・建物、乗り物などの段差が解消されること」が高くなりました。

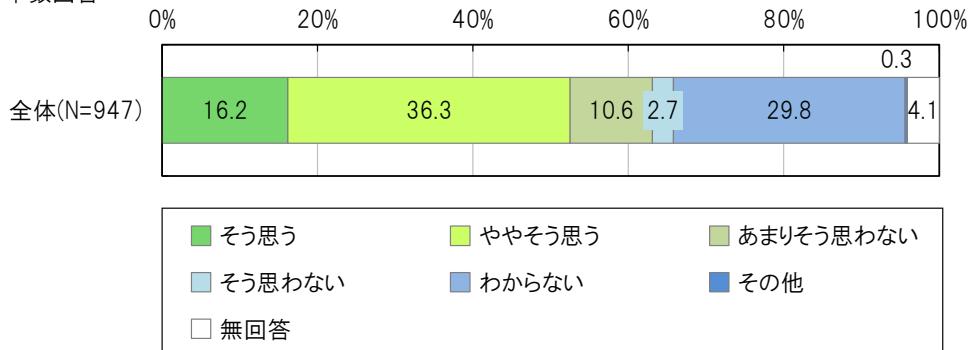
施設などのバリアフリーをより一層推進していくことが大事になります。

問 町内の公共施設(役場など)が高齢者や障がいのある人などに配慮されていると思いますか



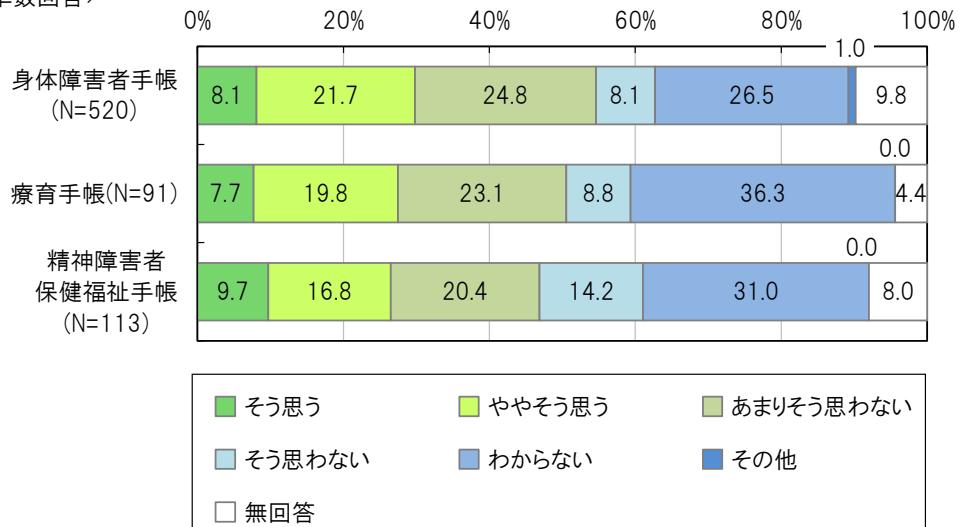
地域福祉計画・地域福祉活動計画：地域福祉アンケートより

〈単数回答〉



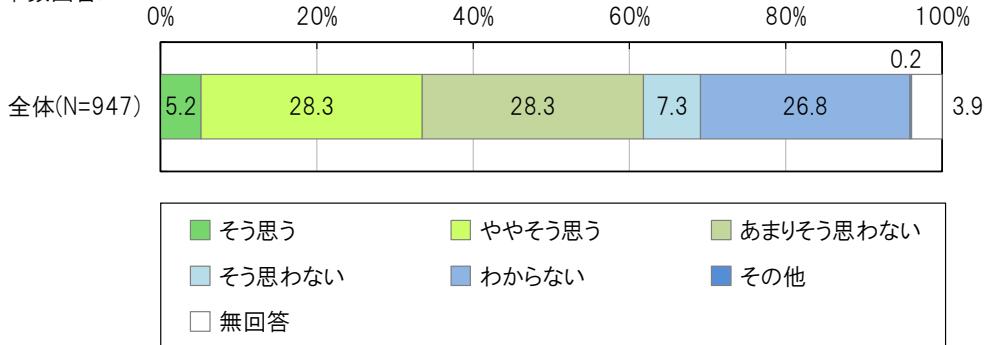
問 町内の民間施設(スーパー・レストランなど)が高齢者や障がいのある人などに配慮されていると思いますか

〈単数回答〉



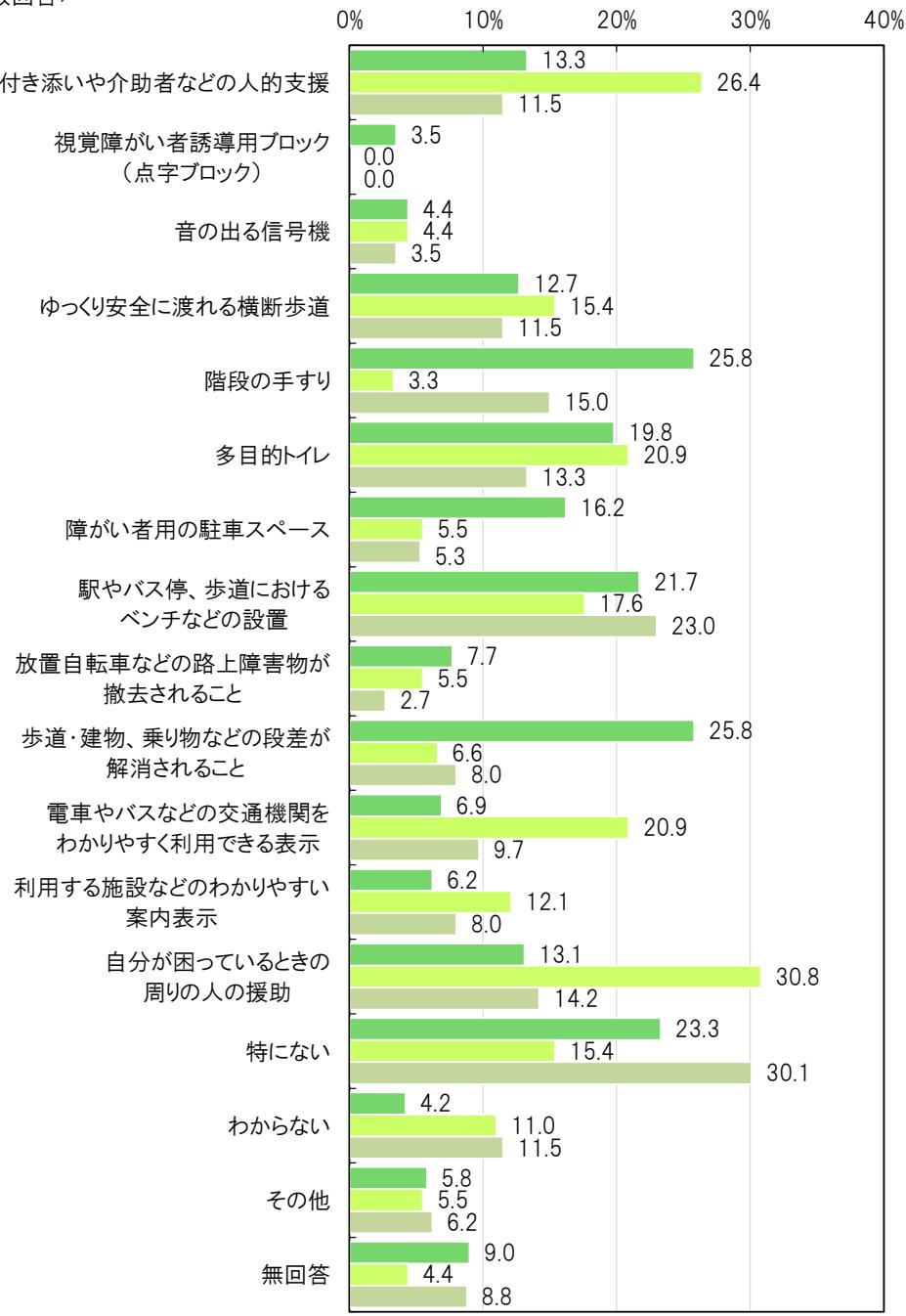
地域福祉計画・地域福祉活動計画：地域福祉アンケートより

〈単数回答〉



問 外出する場合、充実してほしいことはありますか

〈複数回答〉



■ 身体障害者手帳(N=520) ■ 療育手帳(N=91) ■ 精神障害者保健福祉手帳(N=113)

支え合い、共に生きるまちづくりの推進

○ 障がいのある人に対する差別や偏見を解消していくための取り組みが大事

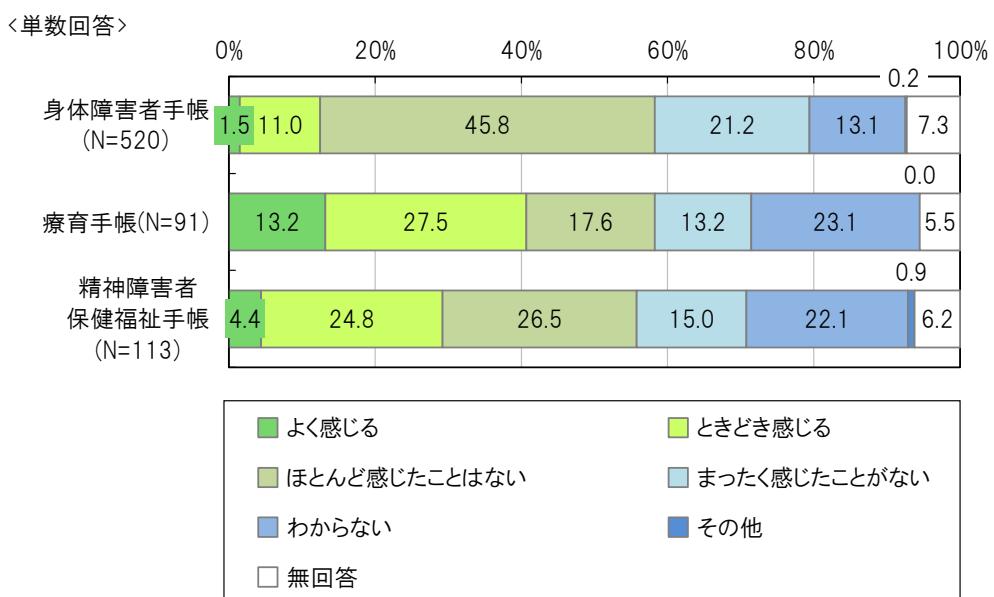
障がい福祉アンケートでは、日常生活において、差別や偏見を感じるときについて、身体障害者手帳ならびに精神障害者保健福祉手帳所持者では「ほとんど感じたことはない」と「まったく感じたことがない」を合わせた『差別や偏見を感じたことがない』が高く、療育手帳所持者では「よく感じる」と「ときどき感じる」を合わせた『差別や偏見を感じる』が高くなりました。また、差別や偏見を感じる場面として、「街角での人の視線」が最も高く、次いで「店などでの対応や態度」や「地域の行事や集まり」となりました。知的障がいのある人の多くは未成年者で、家族が代わって回答している場合、本人と共に、家族が感じる差別や偏見の受けとめが反映されている部分もあると思われます。

日ごろの生活のなかで、障がいのある人への配慮がなされている、または、なされていない（差別がある）と感じるかについて、いずれの手帳所持者においても「一定の配慮はなされていると思う」と「どちらかといえば配慮がなされていると思う」を合わせた『配慮がなされていると思う』の割合が高くなりました。一方、18歳以上の町民を対象とした「地域福祉アンケート」では、『配慮がなされていると思う』の割合は62.5%で、身体障害者手帳所持者の54.2%、療育手帳所持者の49.5%、精神障害者保健福祉手帳所持者の45.2%を上回っていました。日ごろの生活のなかでの配慮に関する障がいのある人の認識は、町民全体の平均的な認識との間に差が生じている様子がうかがえます。

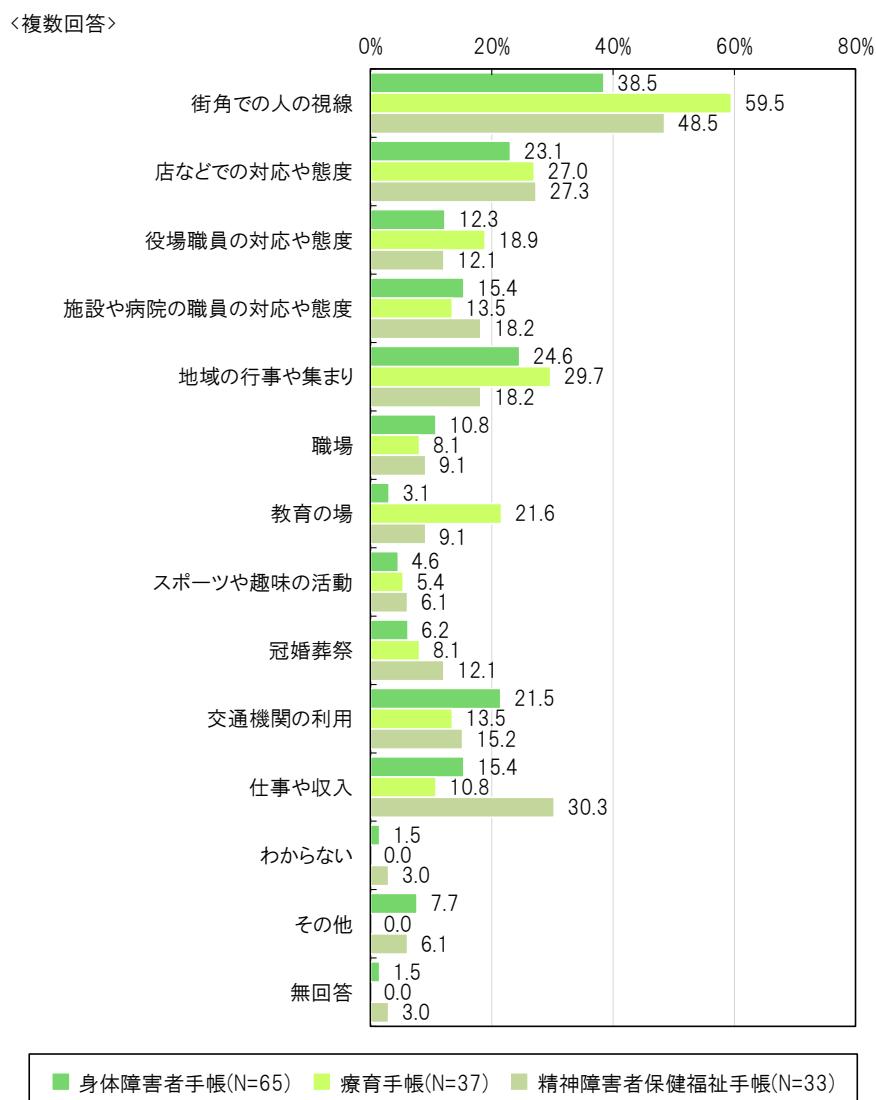
専門職ヒアリングでは、まだ差別と呼ばれるような状態があるように感じるという意見や、障がいのある人とかかわることがなく、よく知らないことが差別や偏見につながっているようだとの意見がありました。

障がいのある人に対する差別や偏見を解消していくための取り組みをより一層推進していくことが大事です。

問 日常生活において、差別や偏見を感じるときがありますか

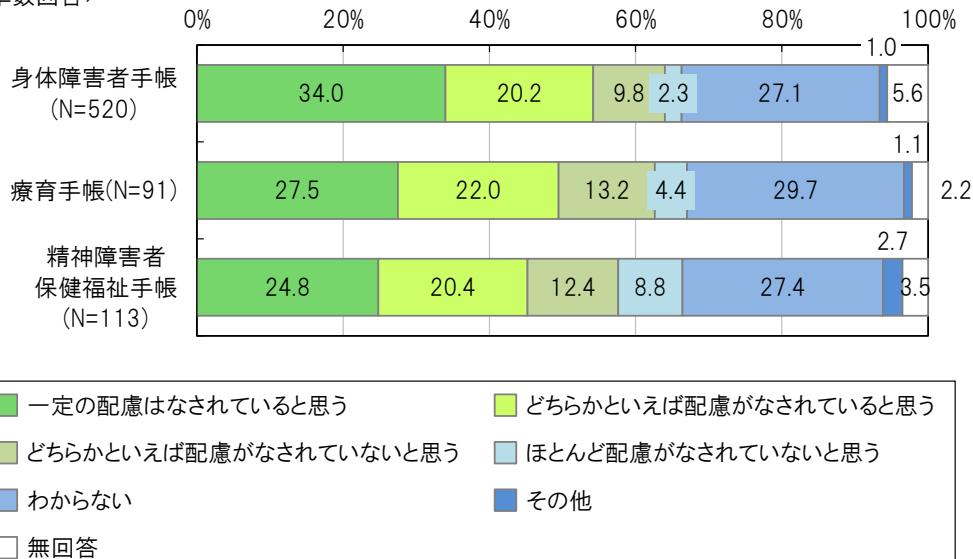


問 どのような場面で差別や偏見を感じましたか



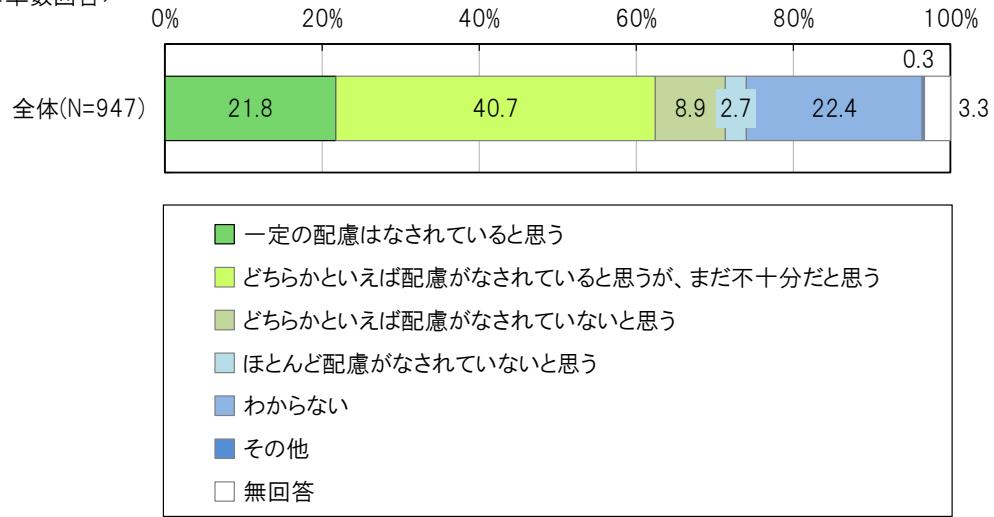
問 日ごろの生活の中で、障がいのある人への配慮がなされている、または、なされていない（差別がある）と感じたことがありますか

〈単数回答〉



地域福祉計画・地域福祉活動計画：地域福祉アンケートより

〈単数回答〉



専門職ヒアリングでは、障がいのある人に対する差別や偏見について、以下のような意見がありました。

- 偏見があり生活のしづらさを感じる。
- まだ差別と呼ばれるような状態があるように感じる。障がいというものを「障がい」と思わず、普通と思えるよう、何か取り組みや学習があればいいと思う。
- 障がいのことを理解できるような機会を増やすことが大切だと思う。理解できるような機会が少なく、障がいにふれることがないため、障がいについて知らず、相手の気持ちがわからずに差別すると思うから。理解を深めることができれば解消していくと思う。

○ 障がいや障がいのある人についての理解を深めるための取り組みが大事

障がい福祉アンケートでは、周囲の人の「障がい」や「障がいのある人」に対する理解の深まりについて、身体障害者手帳所持者では「深まってきたていると思う」と「どちらかといえば深まってきたていると思う」を合わせた『理解が深まってきたていると思う』が高く、療育手帳ならびに精神障害者保健福祉手帳所持者では「どちらかといえば深まってきたていると思わない」と「深まってきたているとは思わない」を合わせた『理解が深まってきたているとは思わない』が高くなりました。一方、18歳以上の町民を対象とした「地域福祉アンケート」では、『理解が深まってきたていると思う』の割合は41.6%で、身体障害者手帳所持者の38.1%、療育手帳所持者の28.6%、精神障害者保健福祉手帳所持者の25.7%を上回っていました。障がいや障がいのある人に対する理解の深まりに関し、障がいのある人の認識と、町民全体の平均的な認識との間に差が生じている様子がうかがえます。

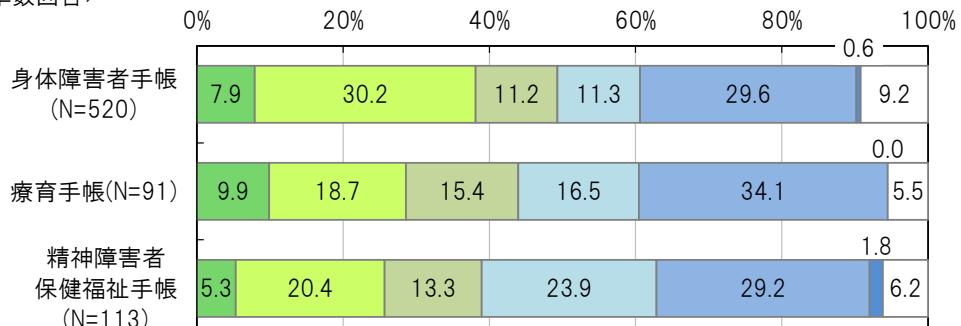
障がいや障がいのある人に対する町民の理解を深めるために必要だと思うことについて、身体障害者手帳所持者では「地域の行事や集まりに障がいのある人が参加しやすくする工夫」が最も高く、次いで「学校における福祉教育の充実」が、療育手帳ならびに精神障害者保健福祉手帳所持者でも「学校における福祉教育の充実」が比較的高くなっています。

専門職ヒアリングでは、障がいについて知ることが大事で、幼少期から障がいのある人とのかかわりを持ち、理解を深めていく機会が必要との意見がありました。

障がいや障がいのある人についての理解を深めるための取り組みをより一層推進していくことが大事です。

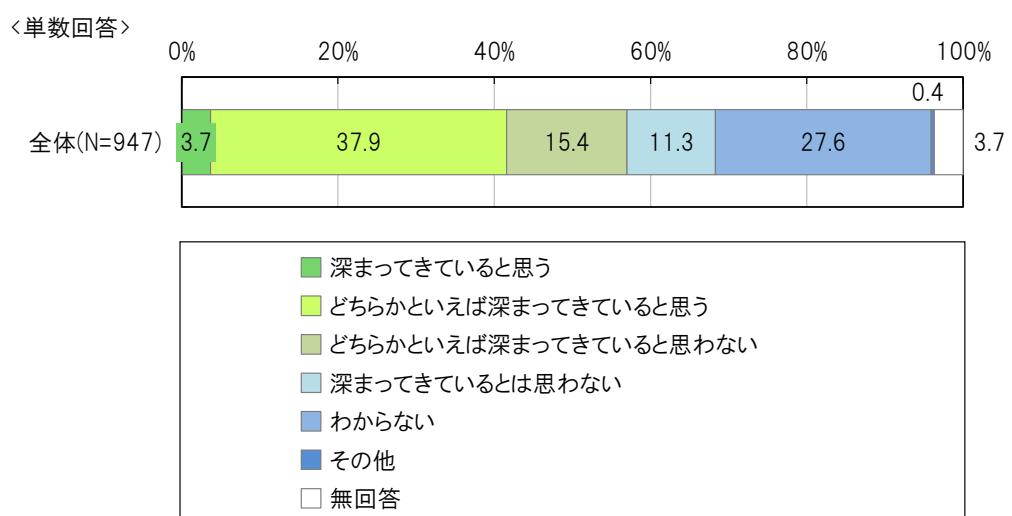
問 周囲の人の「障がい」や「障がいのある人」に対する理解が深まってきたていると思いますか

<単数回答>

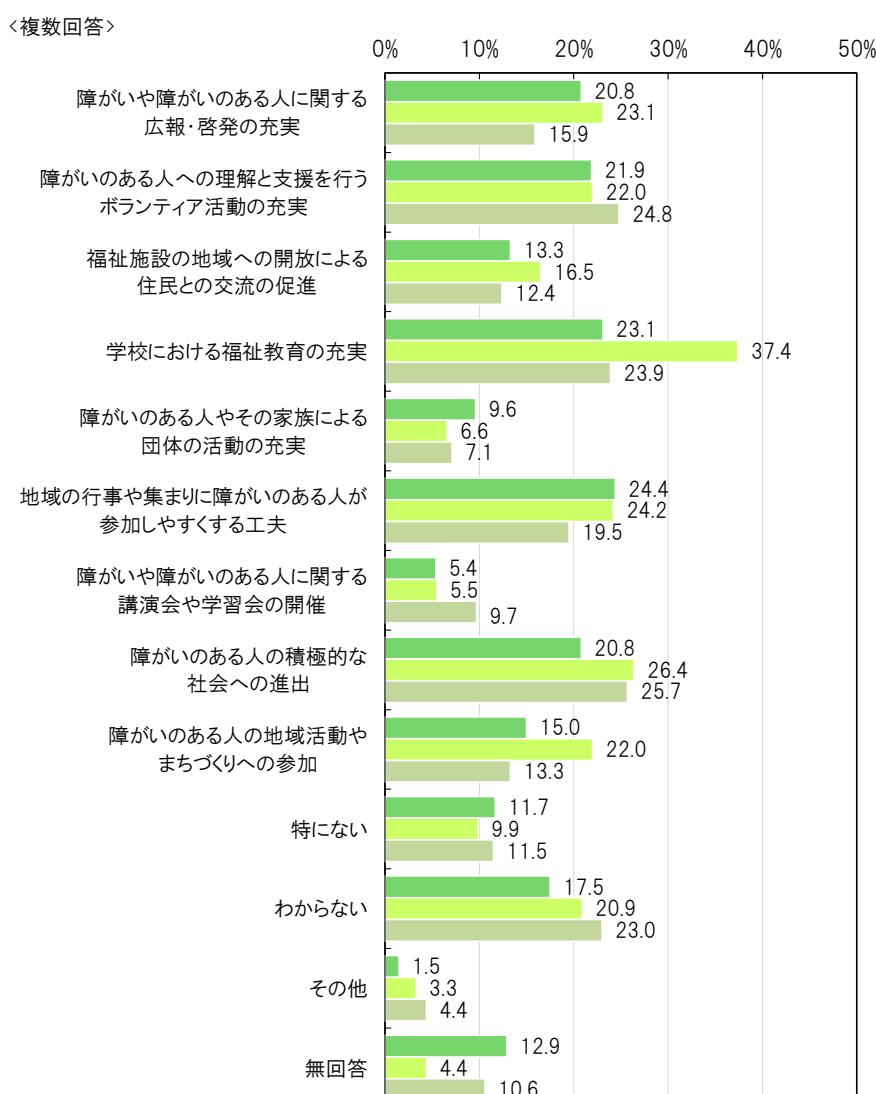


- | | |
|--------------------------|------------------------|
| ■ 深まってきたていると思う | ■ どちらかといえば深まってきたていると思う |
| ■ どちらかといえば深まってきたていると思わない | ■ 深まってきたているとは思わない |
| ■ わからない | ■ その他 |
| □ 無回答 | |

地域福祉計画・地域福祉活動計画：地域福祉アンケートより



問 「障がい」や「障がいのある人」に対する町民の理解を深めるために必要だと思うことは、どのようなことですか



【回答選択肢】

- 身体障害者手帳(N=520)
- 療育手帳(N=91)
- 精神障害者保健福祉手帳(N=113)

専門職ヒアリングでは、障がいや障がいのある人に対し理解を深めることについて、以下のような意見がありました。

- まだ外出する際など、周りから理解されていない部分は多い気がする。幼少期から障がいのある人とかかわりがある人は、サポートをすることや理解しているイメージがあるので、勉強のプログラムに取り入れてほしいなと思う。
- 障害者週間の啓発活動だけでなく、啓発活動をこまめに行う。
- まずは障がいについて知ること。幼児期から知っていくことが大切。もっと障がい児・者とふれあう場を設ける。
- 幼いころから障がいのある人とふれあえる、話すことや遊ぶことができる環境をつくっていくこと。大人になってからでは、受け入れることは難しいと思うので。
- 地元の相談支援事業所などが小学校や中学校に行き、障がい福祉について知ってもらう機会を設けていく。

○ 障がいのある人に対する虐待の防止や早期発見に向けた取り組みが大事

専門職ヒアリングでは、障がいのある人や障がいのある子どものいる家族のメンタル面でのサポートなど、家族に対する支援の必要性についての意見と共に、虐待について早期の発見や防止につながるよう、関わる人たちがきちんと様子を把握していくことが大切との意見がありました。

障がいのある人に対する虐待の防止や早期発見に向けた取り組みが必要になります。

専門職ヒアリングでは、障がいのある人に対する虐待に関することについて、以下のような意見がありました。

- 虐待などのリスクのある家族に対して、定期的な訪問や電話などで情報を得ていく必要がある。
- 障がい児・者が利用する施設が、保護者との関係や虐待に対して敏感になり、利用者とかわっていく必要があると思う。
- 障がい児・者に関わる家族のメンタル面でのケアを含めて、家族だけ、ひとりだけで抱え込んでしまわるために、家族のメンタル面のサポートが必要と考えられる。
- 家族に対しては、悩みや不安を相談できる人・場所をつくることが大切だと思う。また、特定の人が負担にならないようにすることや、閉鎖的なかかわりではなくさまざまな人がかかわる環境づくりが必要であると思う。

○ 障がいのある人の権利を守っていくための制度の周知と利用の促進が大事

障がい福祉アンケートでは、成年後見制度の周知度について、療育手帳ならびに精神障害者保健福祉手帳所持者では「名前も内容も知らない」が最も高く、成年後見制度の利用意向について、療育手帳ならびに精神障害者保健福祉手帳所持者では「将来、必要があれば利用したい」が最も高くなりました。また、日常生活自立支援事業については、いずれの手帳所持者においても「名前も内容も知らない」が最も高く、利用意向については身体障害者ならびに療育手帳所持者では「将来、必要があれば利用したい」が最も高くなりました。

成年後見制度や日常生活自立支援事業に対する周知度は低く、利用意向についても、かならずしも積極的とはいえない状況にあります。

障がいのある人の権利を守っていくための制度である成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用の促進について、より一層の取り組みを進めていくことが大事になります。

問 「成年後見制度」について知っていますか

〈単数回答〉



- 名前も内容も知っている
- 名前は聞いたことがあるが、内容は知らない
- 名前も内容も知らない
- わからない
- その他
- 無回答

問 今後、成年後見制度を利用したいと思いますか

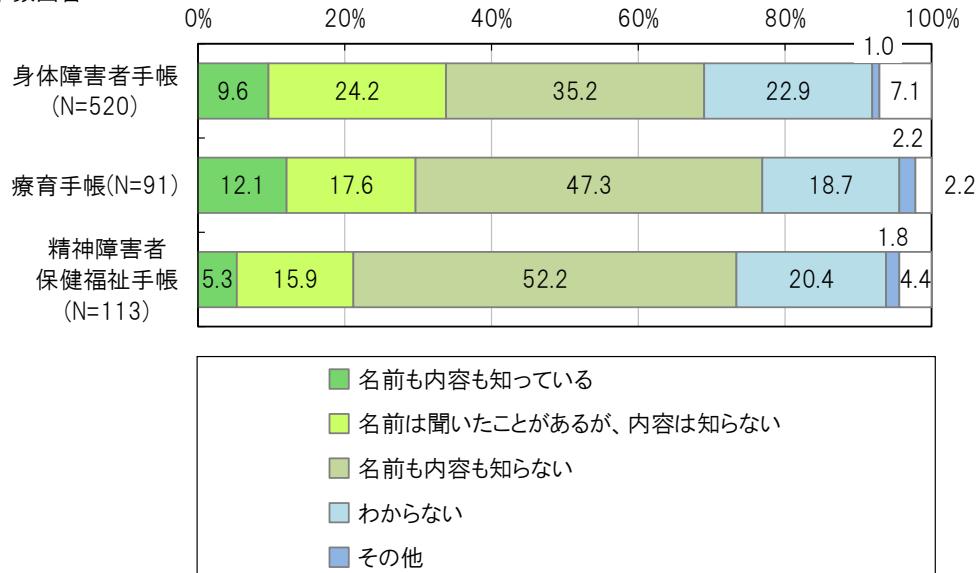
〈単数回答〉



- すでに利用している
- 将来、必要があれば利用したい
- 利用したいとは思わない
- わからない
- その他
- 無回答

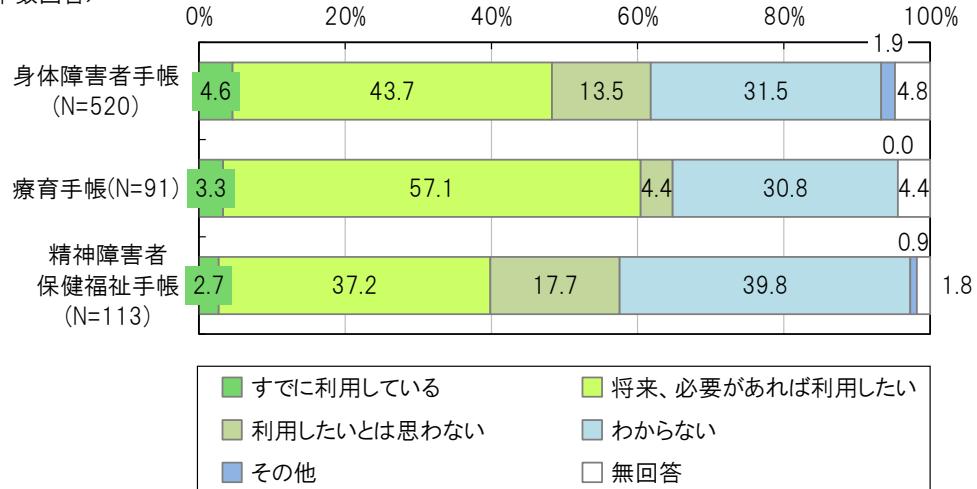
問 社会福祉協議会で行っている「日常生活自立支援事業」について知っていますか

〈単数回答〉



問 今後、日常生活自立支援事業を利用したいと思いますか

〈単数回答〉



6 用語解説

あ行	
アウトリーチ	「外へ (out) 手を伸ばす (reach)」という意味のアウトリーチは、社会福祉の分野で、支援機関が通常の枠を超えて手を差し伸べ、支援を届ける取り組みの意味で用いられてきた。困難を抱えながらも支援の必要を自覚していない、相談意欲がない、支援拠点に足を運ばない人の場合、従来の施設型支援から取りこぼされることが多い。アウトリーチはこうした潜在的なニーズとつながる手法として開発された。最近ではさまざまな分野でアウトリーチの取り組みが必要とされ、その意味は広がりを見せている。
一般就労	民間企業などで、労働基準法や最低賃金法に基づく雇用関係により働くこと。
か行	
介護医療院	「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナルケア」などの医療機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた介護保険施設。
介護保険法	要介護者などについて、介護保険制度を設け、その行う保険給付などに関する必要な事項を定めることを目的とする法律。
介護保険制度	介護が必要な人（要支援者・要介護者）に介護サービス費用の一部を給付する制度。介護保険は、一般に市町村が保険者（篠栗町は、「福岡県介護保険広域連合」）となり、その地域に住んでいる65歳以上の高齢者（第1号被保険者）や、医療保険に加入している40歳以上の人（第2号被保険者）が支払う介護保険料と、税金とで運営されている。また、介護サービスを受ける場合、1割の自己負担が必要で、年収によっては自己負担率が2割または3割になる場合がある。
介護予防	元気な人も支援・介護が必要な人も、生活機能の低下や重度化をできるだけ防ぎ、自分らしい生活を実現できること。具体的には、日頃から健康管理を行い、状態に合った健康づくりを行うことを指す。
介護予防・日常生活支援総合事業	地域の実情に応じた多様なサービスの充実や地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者などに対する自立支援や重度化防止の推進など、効果的かつ効率的な支援などを可能とすることを目的としている事業。本事業は、「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」で構成されている。
介護療養型医療施設	介護保険法に基づく、慢性疾患有し、長期の療養が必要な人のために、介護職員が手厚く配置された医療機関（施設）。病状は安定していても自宅での療養生活は難しいという人が入所して、必要な医療サービス、日常生活における介護、リハビリテーションなどを受けることができる。特別養護老人ホームや介護老人保健施設に比べて、医療や介護の必要度が高い人を対象にしている。
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	介護保険法に基づく、65歳以上の人であって、身体上または精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けすることが困難な人を入所させる施設。
介護老人保健施設（老人保健施設）	介護保険法に基づく、入所する要介護者に対し、看護、医学管理のもとにおける機能訓練、その他必要な医療ならびに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設。

介護ロボット	「情報を感知し（センサー）」、「判断し（知能・制御系）」、「動作する（駆動系の要素を持つ機械システム）」という3つの要素を含み、知能を持つ機械のシステムをロボットと呼んでおり、介護ロボットとは、これらが介護に応用され、要介護者の自立支援や介護する人の負担を軽減するものをいう。
学童保育所	労働などの事情により昼間保護者が家庭にいない小学生の児童に対し、放課後や長期休暇中、保護者に代わって行う保育を行う施設。
協議体	高齢者の生活支援を行うための仕組みづくりを推進するためには、支援を担う地域の各種団体や関係機関、福祉や介護のサービス事業所などの多様な組織・団体の参画が必要であることから、地域における多様な組織・団体間の情報共有や連携・協働による取り組みを推進することを目的に、話し合いの場として設置するもの。
共同生活援助 (グループホーム)	障害者総合支援法に基づく、障がいのある人に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行うサービス。グループホームとも呼ばれる。
居宅介護	障害者総合支援法に基づく、ホームヘルパーが、自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行うサービス。
居宅介護支援	介護保険法に基づく、介護を必要とされる人が、自宅で適切にサービスを利用できるように、心身の状況や生活環境、本人・家族の希望などに沿ってケアプランを作成したり、さまざまな介護サービスの連絡・調整などを行うサービス。
苦情解決制度	社会福祉法に規定されている制度で、社会福祉事業の経営者は、利用者からの苦情に対する適切な解決に努める責任を負うと定められている。苦情解決体制として、「苦情解決責任者」「苦情受付担当者」を設置するとともに、社会性や客觀性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため、事業所外の第三者を「第三者委員」として選任するものとされている。事業者と利用者間での苦情解決が困難な場合、第三者機関である運営適正化委員会（都道府県社会福祉協議会に設置）による解決の方法が用意されている。
ケアマネジメント	生活困難な状態になり援助を必要とする利用者が、迅速かつ効果的に、必要とされるすべての保健・医療・福祉サービスを受けられるように調整することを目的とした援助展開の方法。①インテーク（導入）、②アセスメント（課題分析）の実施、③ケアプラン原案の作成、④サービス担当者会議の開催、④ケアプランの確定と実施（ケアプランに沿ったサービス提供）、⑤モニタリング（ケアプランの実施状況の把握）、⑥評価（ケアプランの見直し）、⑦終了、からなる。利用者と社会資源の結び付けや、関係機関・施設との連携において、この手法が取り入れられている。介護保険においては、「居宅介護支援」「介護予防支援」などで行われている。
権利擁護	生命や財産を守り、権利が侵害された状態から救うというだけではなく、本人の生き方を尊重し、本人が自分の人生を歩めるようにするという本人の自己実現に向けた取り組みのこと。
行動援護	障害者総合支援法に基づく、行動に著しい困難を有する知的障がいや精神障がいのある人が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事などの介護のほか、行動する際に必要な援助を行うサービス。

合理的配慮	障害者権利条約で定義された新たな概念。障がいのある人の人権と基本的自由及び実質的な機会の平等が、障がいのない人々と同様に保障されるために行われる「必要かつ適当な変更及び調整」であり、障がいのある人の個別・具体的なニーズに配慮するためのもの。また、変更及び調整を行う者に対して「均衡を失した、または過度の負担」を課すものではないが、障がいのある人が必要とする合理的配慮を提供しないことは差別とされる。
子育てサロン	子育てをしている保護者やその子どもが同じような仲間と交流できる憩いの場。民生委員・児童委員や地域ボランティアなどが、身近な地域において開催・運営するもので、子育ての悩みを相談できる保護者同士の仲間づくりや子ども同士の遊び場づくりを目的としている。
子育て世代包括支援センター	主に妊娠婦および乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定や、地域の保健医療または福祉に関する機関との連絡調整を行い、母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を通じて、妊娠婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことにより、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供するところ。
さ行	
災害対策基本法	国土ならびに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び防災に関する財政金融措置その他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備および推進を図り、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする法律。
在宅医療・介護連携推進事業	在宅医療と介護の切れ目のない仕組みを構築するため、町や医師会などの職能団体が事業主体として実施する事業。事業主体（在宅医療・介護連携拠点事業者）は、地域の医師・歯科医師・薬剤師・看護職員・ケアマネジャーなど多職種と協働して、地域の特性に応じた在宅医療・介護の支援体制を構築し、地域における包括的かつ継続的な在宅医療・介護の提供をめざすとともに、在宅医療・介護に関する普及・啓発を促進することを目的に取り組む。
作業療法士 (OT)	理学療法士及び作業療法士法による国家資格を持ち、医師の指示により、身体または精神に障がいのある人に対して、手芸、工作、歌、ダンス、ゲームなどの作業療法によってリハビリテーションを行う医療専門職。
サービス付き高齢者向け住宅	高齢者の居住の安定確保に関する法律（高齢者住まい法）において、介護・医療と連携し、高齢者への生活支援サービスを提供する賃貸住宅とされ、都道府県知事の登録を受けたものをいう。平成23年4月の改正により、それまでの高齢者円滑入居賃貸住宅制度を廃止し、国土交通省・厚生労働省共管の制度として創設された。居住部分の床面積25平方メートル以上、バリアフリー、状況把握サービス及び生活相談サービスの提供、賃貸借契約などの居住の安定が図られた契約などの登録基準を満たす必要がある。
サロン	互いに支えあって暮らしていく地域づくりのため、外出の機会が少ない高齢者や、子育て中の家族など、同じ地域で暮らす住民同士が定期的に集い、交流することで、地域の「憩いの場」となることをめざす場所。

支援費制度	都道府県や市町村が、サービスの内容及び提供事業者などを決定する措置制度に替わって、平成15年から開始された障がい福祉サービスの利用制度。この制度のもとで、障がいのある人自身が、希望するサービス及びそれを提供する事業者や施設を選択し、契約を結んだうえでサービスを利用する仕組みが開始された。その後、平成18年に施行された障害者自立支援法、さらに、平成25年に施行された障害者総合支援法に基づき、給付の仕組みは変更されている。
自主防災組織	住民一人ひとりが「自らの命は自ら守る」、そして「自らの地域は自ら守る」という考え方方にたって、自主的に防災活動を行う組織で、初期消火、救出・救護、集団避難、給水・給食などの防災活動を行う団体（組織）のこと。
施設入所支援	障害者総合支援法に基づき、施設に入所する障がいのある人に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事などの介護、生活などに関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援のこと。生活介護などの日中活動とあわせて、こうした夜間などにおけるサービスを提供することで、障がいのある人の日常生活を一体的に支援するもの。
児童委員	地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援などを行う者。また、一部の児童委員は、児童に関する仕事を専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けている。
児童発達支援	児童福祉法に基づく、障がいのある子どもが日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、ならびに集団生活に適応することができるよう、障がいのある子ども本人の身体および精神の状況ならびにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うサービス。子どもの保護者に対する助言などの支援も、サービスの一環として重要なとされている。
児童福祉法	児童の福祉を担当する公的機関の組織や各種施設及び事業に関する基本原則を定める法律で、その時々の社会のニーズにあわせて改正を繰り返しながらも、現在まで児童福祉の基盤として位置づけられている法律。
児童扶養手当	父母が離婚するなどして父または母の一方からしか養育を受けられないひとり親家庭などの児童のために、地方自治体から支給される手当。
社会資源	人々のニーズの充足や問題解決の目的に使われる各種の施設、制度、機関、知識や技術などの物的、人的資源の総称。生活するうえでおこるさまざまな問題の解決を担う福祉制度や施設などのこと。
社会的障壁	障がいのある人を暮らしにくく、生きにくくする社会にあるもの全部で、次のようなもの。事柄（早口で分かりにくく、あいまいな案内や説明など）、物（段差、難しい言葉、手話通訳のない講演、字幕のないテレビ番組、音のならない信号など）、制度（納得していないのに入院せられる、医療費が高くて必要な医療が受けられない、近所の友だちと一緒に学校に行くことが認められないことがあることなど）、習慣（障がいのある人が結婚式や葬式に呼ばれないこと、障がいのある人が子ども扱いされることなど）、考え方（障がいのある人は施設や病院で暮らしたほうが幸せだ、障がいのある人は施設や病院に閉じ込めるべきだ、障がいのある人は結婚や子育てができないなど）。

社会福祉法	わが国における福祉サービスの基礎をなす法律。社会福祉の目的や理念、原則などを盛り込み、社会福祉事業の範囲や社会福祉協議会、福祉事務所、社会福祉主事、社会福祉法人など、社会福祉の基礎構造に関する規定と共に、市町村地域福祉計画などの作成その他の地域福祉の推進を図るための規定が定められている。
社会福祉法人	社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の定めるところにより設立された法人。社会福祉事業の公共性から、その設立・運営に厳格な規定が定められている。なお、社会福祉事業とは、第一種社会福祉事業と第二種社会福祉事業に分けられる。
重度訪問介護	障害者総合支援法に基づく、重度の肢体不自由または重度の知的障がいもしくは精神障がいがあり常に介護を必要とする人に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活などに関する相談や助言など、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行うサービス。
就労移行支援	障害者総合支援法に基づく、就労を希望する65歳未満の障がいのある人に対して、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行うサービス。
就労継続支援 (A型)	障害者総合支援法に基づく、企業などに就労することが困難な障がいのある人に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行うサービス。
就労継続支援 (B型)	障害者総合支援法に基づく、通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障がいのある人に対し、生産活動などの機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行うサービス。
就労的活動支援 コーディネーター	就労的活動の場を提供できる民間企業・団体などと就労的活動の取り組みを実施したい事業者などをマッチングし、役割がある形での高齢者の社会参加などの促進を担う人。
主任児童委員	地域における子育て支援をさらに推進するため、区域を担当せず児童福祉に関する事項を専門的に担当し、児童福祉関係機関と区域を担当する児童委員との協同による相談支援などをその職務とする民生委員・児童委員をいう。
手話通訳者	手話を用いて聴覚障がいのある人と聴覚障がいのない人のコミュニケーションの仲介・伝達などを行う人。
手話奉仕員	聴覚障がいや音声または言語機能障がいのある人の日常生活上の初步的なコミュニケーションの支援に奉仕し、また市町村などの公的機関からの依頼による広報活動や文化活動に協力する者。手話の学習経験のない者で、講習会などの方法によって入門課程、基礎課程を履修し、講習を修了すると本人の承諾によって登録され、これを証明する証票が交付される。
障がい児相談支援	児童福祉法に基づく、障がい児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し（障害児支援利用援助）、また、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障害児支援利用援助）などの支援。

障害者基本法	障がいのある人の自立と社会参加支援などのための施策の基本となる事項などが定められており、障がいのある人の福祉の増進を目的とした法律。障がいのある人の個人の尊厳が重んじられること、あらゆる分野の活動への参加機会が与えられること、障がいのある人に対して障がいを理由として差別その他の権利利益を侵害する行為をしてはならないことを基本的理念とし、都道府県や市町村に障がいのある人のための基本的な施策を推進するための計画（障害者計画）の策定を義務づけている。
障害者権利条約	平成18年、第61回国連総会本会議で採択された人権条約。正式名称は「障害者の権利に関する条約」。すべての障がいのある人に対して、「(a) 固有の尊厳、個人の自律（自ら選択する自由を含む）及び個人の自立の尊重、(b) 無差別、(c) 社会への完全かつ効果的な参加及び包容、(d) 差異の尊重並びに人間の多様性の一部及び人類の一員としての障害者の受入れ、(e) 機会の均等、(f) 施設及びサービス等の利用の容易さ、(g) 男女の平等、(h) 障害のある児童の発達しつつある能力の尊重及び障害のある児童がその同一性を保持する権利の尊重」を一般原則とし、「障害に基づくいかなる差別もなしに、全ての障害者のあらゆる人権及び基本的自由を完全に実現することを確保し、及び促進すること」を一般的義務とする。なお、日本は平成19年に署名、平成26年に批准した。
障害者雇用促進法	身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人を一定割合以上雇用することを義務づけた法律。正式名称は「障害者の雇用の促進等に関する法律」。障がいのある人の雇用機会を広げ、障がいのある人が自立できる社会を築くことを目的とする。職業リハビリテーションや在宅就業の支援など障がいのある人の雇用の促進について定めている。
障害者差別解消法	国連の障害者権利条約の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的としている法律。正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」。
障害者自立支援法	障がいのある人及び障がいのある子どもが、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、平成18年4月に施行された法律で、それまで身体障がい、知的障がい、精神障がいのある人それぞれに提供されていた福祉サービスを一元化し、また、保護から自立に向けた支援をすることなどが規定された。後に障害者総合支援法に改正された。
障害者総合支援法	障がいのある人及び障がいのある子どもが自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、もって障がいのある人及び障がいのある子どもの福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする法律。正式名称は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」。旧法律名は障害者自立支援法。

障がい福祉サービス	障がいのある人の個々の障がいの程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住などの状況）を踏まえ、個別に支給決定が行われる障害者総合支援法で規定するサービス。介護の支援を受ける場合は「介護給付」、訓練などの支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置付けられる。
小規模多機能型居宅介護	介護保険法に基づく、利用者が可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、利用者の選択に応じて、施設への「通い」を中心として、短期間の「宿泊」や利用者の自宅への「訪問」を組合せ、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで日常生活上の支援や機能訓練を行うサービス。
情報通信技術（ＩＣＴ）	ＩＣＴは「Information and Communication Technology」の略で、通信技術を活用したコミュニケーションを指し、情報処理だけではなく、インターネットのような通信技術を利用して産業やサービスなどの総称。ＩＣＴは、IT（Information Technology：情報技術）に「Communication（通信、伝達）」という言葉が入っており、ITよりも通信によるコミュニケーションの重要性を強調したもので、単なる情報処理にとどまらず、ネットワーク通信を利用した情報や知識の共有を重視している。
自立訓練	障害者総合支援法に基づく、知的障がいまたは精神障がいのある人に対して、障がい者支援施設、障がい福祉サービス事業所または障がいのある人の居宅において、入浴、排せつ、食事などに関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活などに関する相談及び助言などの支援。
自立支援協議会	障がいのある人が地域で安心して生活できるよう支援し、自立と社会参加を図るため、一般相談支援事業及び特定相談支援事業の適切な運営、ならびに地域の障がい福祉に関するシステムづくりについての中核的な役割を果たす定期的な協議の場。
身体障害者手帳	身体障がいのある人が身体障害者福祉法に定める障がいに該当すると認められた場合に交付されるもの。身体障害者手帳の等級は重度から1級～6級に区分されているが、さらに、障がいにより、視覚、聴覚、音声・言語、肢体不自由、内部（呼吸器や心臓、腎臓、膀胱または直腸、小腸、免疫機能）などに分けられる。
生活介護	障害者総合支援法に基づく、障害者支援施設などで、常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において、入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活などに関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行うサービス。
生活困窮者自立支援（制度）	生活困窮者の自立の促進を図ることを目的に、全国の福祉事務所設置自治体が実施主体となって、官民協働による地域の支援体制を構築し、自立相談支援事業、住居確保給付金の支給、就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計相談支援事業、学習支援事業その他生活困窮者の自立の促進に関し包括的な事業の実施を定めた生活困窮者自立支援法に基づく制度。
生活支援コーディネーター	高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす人。

生活支援体制整備事業	生活支援コーディネーターや協議体の設置を通じて、市町村が中心となって、サービスが創出されるよう取り組みを積極的に進める事業のこと。具体的には、コーディネーターと協議体が協力しながら、①地域のニーズと資源の状況の見える化、問題提起、②地縁組織など多様な主体への協力依頼などの働きかけ、③関係者のネットワーク化、④めざす地域の姿・方針の共有、意識の統一、⑤生活支援の担い手の養成やサービスの開発、⑥ニーズとサービスのマッチングなどの取り組み、を総合的に推進する。
生活習慣病	食生活・運動・休養・喫煙・飲酒などの生活習慣がその発症、進行に関与する疾病群。悪性新生物（がん）、脳血管障害、心臓疾患、高血圧、慢性気管支炎、肺気腫、脂肪肝、肝硬変、糖尿病などを指す。
生活福祉資金貸付（制度）	社会福祉協議会による低所得者、障がいのある人または高齢者世帯に対し、資金の貸付と必要な援助指導を行うことで、その経済的自立及び生活意欲の助長を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的としたもので、資金の貸付については、資金の種類ごとに、要件、限度額などそれぞれの用途に応じて実施されている。
生活保護	資産や能力などすべてを活用してもなお生活に困窮する人（世帯）に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度。
精神障害者保健福祉手帳	精神障がいのある人の自立と社会参加の促進を図ることを目的とし交付される手帳。障がいの程度により、1級、2級、3級とされている。市町村が窓口であり、2年ごとに精神障がいの状態について都道府県知事の認可を受けなければならない。
成年後見制度	判断能力の不十分な人を保護し、支援する制度。認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な人は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があるても、自分でこれらのことをするのが難しい場合がある。また、自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあうおそれもある。このように、認知症などによって判断能力が低下してしまった人がいる場合に、サポートする人を家庭裁判所から選任してもらう制度のこと。
た行	
第三者評価制度	福祉サービス事業者の提供するサービスの質を、当事者（利用者や事業者）以外の公正・中立な第三者機関が、専門的・客観的な立場から評価を行う制度で、行政の監査とは異なり、最低基準を満たしているかを確認するのではなく、評価結果を広く公表することにより、各事業者がよりよいサービスを提供できるように誘導する役割を持っている。
団塊の世代	昭和22（1947）年～24（1949）年頃の第1次ベビーブーム時代に生まれた世代。約810万人と推定され、前後の世代に比べて2～3割程度人口が多い。
短期入所生活 介護・療養介護 (ショートステイ)	介護保険法に基づく、介護者の疾病やその他の理由により、居住している自宅において介護を受けることが一時的に困難となった要介護者を短期間入所させ、入浴、排せつ及び食事その他の必要な養護を行うサービス。

短期入所	障害者総合支援法に基づく、自宅で介護を行っている人が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がいのある人に障がい者支援施設や児童福祉施設などに短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行うサービス。
地域活動支援センター	障害者総合支援法に基づく、障がいのある人が通い、地域の実情に応じて、創造的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などの機会を提供するなど、障がいのある人の日中の活動をサポートする場。
地域包括ケア会議	何らかの課題を抱える個別事例について、多機関・多職種が多角的視点から検討を行うことで、高齢者のよりよい生活を支援することや、ケアマネジャーの実践力を高めていくことを目的に開催される会議。また、地域で不足しているサービスや高齢者の抱える問題など、地域課題を把握し、行政や各分野の関係機関が共に改善策を考えていく場とも位置づけられている。
地域共生社会	高齢者福祉、障がい福祉、児童福祉、生活困窮者支援などの制度・分野の枠や、「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的な社会。地域包括ケアシステムは、地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤になるとされている。
地域生活支援事業	障害者総合支援法で定める事業で、障がいのある人や子どもが、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により事業が実施されている。
地域支援事業	介護保険制度において、被保険者が要介護状態や要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態などとなった場合においても、可能な限り、地域において自分らしい自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、篠栗町が行う事業。「介護予防・日常生活支援総合事業」、「包括的支援事業」、「任意事業」からなる。
地域包括ケアシステム	団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年を目指し、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、また、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制として、住まい、医療、介護、生活支援・介護予防が一体的に提供されるケアシステム。
地域包括支援センター	高齢者が、住み慣れた地域で安心して過ごしていけるよう、介護・福祉・医療などさまざまな機関と連携し、総合的に支援するために設けられた、高齢者やその家族などのための相談窓口。高齢者の総合的な相談支援と共に、高齢者虐待の早期発見や防止、成年後見人制度の紹介や手続きの支援、暮らしやすい地域づくりの取り組み（行政、医療機関、地域の団体などと連携した高齢者の支援や、地域のケアマネジャーが、円滑に仕事ができるような支援）、自立した生活の支援（介護予防のための健康づくりの支援や、要支援と認定された人の介護予防プランの作成）などの活動を行っている。
地域密着型通所介護	介護保険法に基づく、日中、利用定員18人以下の小規模の老人デイサービスセンターなどに通ってもらい、食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や生活機能訓練などを日帰りで提供するサービス。小規模デイサービス。

チームオレンジ	認知症センターなどが正しい理解を得たことを契機に自主的に行ってきた活動をさらに一步前進させ、地域で暮らす認知症の人や家族の困りごとの支援ニーズと認知症センターを結びつけるための取り組み。近隣の認知症センターなどがチームを組み、認知症の人や家族に対する生活面の早期からの支援などを行うもの。認知症の人もメンバーとして参加することもある。
通所介護 (デイサービス)	介護保険法に基づく、介護老人福祉施設などに通い、入浴、排せつ、食事などの介護、生活などについての相談・助言、健康状態の確認、その他の必要な日常生活上の世話や機能訓練を行うサービス。
通所リハビリテーション (デイケア)	介護保険法に基づく、介護老人保健施設や診療所、病院において、日常生活の自立を助けるために理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身機能の維持回復を図るサービス。
出前講座	町が行っている仕事のなかで、知りたい・聞きたいと思っている内容を講座メニューのなかから選んでもらい、町内に在住・在勤・在学のグループ・団体のもとへ職員が出向き、説明するもの。
同行援護	障害者総合支援法に基づき、視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がいのある人の外出時に同行し、移動に必要な情報を提供とともに、移動の援護などを行うサービス。
特定健康診査・ 特定保健指導	特定健康診査とは、自治体や企業の医療保険者が実施している糖尿病などの生活習慣病とその予備群の人を早期発見するための健診。対象年齢は40歳から74歳。腹痛や血圧などから内臓肥満症候群(メタボリックシンドローム)、またはその前段階と認められた健診受診者に対し、保健師や管理栄養士が運動指導や栄養指導を行う(特定保健指導)。
特別支援学校	障がいがあることにより、通常の学級における指導だけではその能力を十分に伸ばすことが困難な子どもたちについて、一人ひとりの障がいの種類や程度などに応じ、特別な配慮のもとに、適切な教育が行われている学校。
特別支援教育	障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けて、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うこと。
な行	
難病	医学的に明確に定義された病気の名称ではなく、いわゆる「不治の病」に対して社会通念として用いられてきた言葉。そのため、難病であるか否かは、その時代の医療水準や社会事情によって変化することになる。昭和47年の難病対策要綱において、難病は、(1)原因不明、治療方針未確定であり、かつ、後遺症を残す恐れが少くない疾病、(2)経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護などに著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病と定義されている。「難病の患者に対する医療等に関する法律」においては、発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものとされている。

二次保健医療圏	高度あるいは特殊な医療を除く入院医療を主体とした一般の医療需要に対応し、医療機関相互の機能分担と連携に基づく包括的な保健医療サービスを県民に提供していくための基礎となる圏域。
日常生活自立支援事業	認知症の高齢者、知的障がいのある人、精神障がいのある人などで、判断能力が不十分なため、日常生活に困っている人が安心して自立した地域生活が送れるよう、相談、福祉サービスの利用援助及び日常的な金銭管理などを行う事業で、社会福祉協議会が実施している。契約締結後、生活支援員が生活支援計画に基づき、定期的な支援を行う。
日常生活用具	障がいのある人などが安全かつ容易に使用できるもので、実用性が認められるもの、障がいのある人などの日常生活上の困難を改善し、自立を支援し、かつ、社会参加を促進すると認められる用具。
認知症	個人のそれまでに発達した知能が、脳の後天性障がいにより持続的かつ比較的短期間のうちに低下し、日常生活に支障をきたすようになること。大きく、脳血管性のものとアルツハイマー病に区別される。
認知症カフェ	認知症の人やその家族が、地域の人や専門家と相互に情報を共有しあいを理解し合う場。
認知症ケアパス	早期からの適切な診断や対応、認知症についての正しい知識と理解に基づく、本人やその家族への支援を実施する体制を示したもので、地域ごとに認知症の状態に応じた適切なサービスを提供するための連携の仕組み。
認知症サポートー養成講座	地域や職域・学校などで認知症を正しく理解してもらい、地域で暮らす認知症の人やその家族を応援する「認知症サポートー」(認知症を正しく理解してもらい、認知症の人やその家族を温かく見守る応援者)を養成する講座。
認知症初期集中支援チーム	複数の専門職が家族の訴えなどにより、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援などの初期の支援を包括的・集中的(おおむね6か月)に行い、自立生活のサポートを行うチーム。
認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	介護保険法に基づく、認知症高齢者の症状の進行予防・改善を図るため、共同生活をしながら入浴、食事、排せつなどの介護や機能訓練を行うサービス。
認知症地域支援推進員	医療機関や介護サービスなどの支援機関の間の連携を図るための支援や、認知症の人やその家族を支援する相談業務などを行う人。
認定こども園	就学前の子どもに教育と保育を一体的に提供するほか、地域の子育て家庭に対する支援を行う施設。幼稚園や保育所などのうち一定の基準を満たす施設を、都道府県知事が認定する。認定こども園は、母体となる施設によって、①認可幼稚園と認可保育所が一体的な運営をする「幼保連携型」、②認可幼稚園が保育所機能を備えた「幼稚園型」、③認可保育所が幼稚園機能を備えた「保育所型」、④認可されていない地域の教育・保育施設が必要な機能を果たす「地方裁量型」の4つのタイプがある。

は行	
8050問題	長期化したひきこもりに関する問題のこと。ひきこもりの若者は存在していたが、これが長期化すれば親も高齢となり、家計収入や介護などの問題が発生するようになる。多くが80歳代の親と50歳代の子の親子関係での問題であることから8050問題と呼ばれている。このような親子には年金以外の収入がない状態で、さまざまな理由から外部への相談の機会が乏しく、親子で地域社会から孤立した状態に陥っている。
発達障がい	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい(LD)、注意欠陥多動性障がい(ADHD)その他これに類する脳機能障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するもの。
発達障害者支援法	長年にわたって福祉の谷間で取り残されていた発達障がいのある人の定義と社会福祉の制度における位置づけを確立し、発達障がいのある人の福祉的援助に道を開くため、発達障がいの早期発見、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務、発達障がいのある人の自立及び社会参加に資する支援を初めて明文化した法律。
パブリックコメント	(国民・住民・市民など)公衆の意見。特に「パブリックコメント手続」における意見公募に対し寄せられた意見を指す。日本では、意見公募の手続そのものを指す言葉としても用いられる。パブコメと略されることも多い。パブリックコメント手続(制度)とは、行政が政策、制度などを決定する際に、公衆(国民、都道府県民、市町村民など)の意見を聞いて、それを考慮しながら最終決定を行う仕組みのこと。
バリアフリー	障がいのある人が社会生活をしていく上で、障壁(バリア)となるものを除去するという意味。段差などの物理的障壁の除去をいうことが多いが、障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。
避難行動要支援者(名簿)	平成25年の災害対策基本法の一部改正により、高齢者、障がいのある人、乳幼児などの防災施策において特に配慮を要する人(要配慮者)のうち、災害発生時の避難などに特に支援を要する人。また、同法では、避難行動要援護者名簿の作成を市町村に義務付けることが規定された。
複雑かつ多問題化した生活上の課題	個人もしくは世帯のなかで、単一の生活上の課題ではなく、親と子どもの両方のケアが必要なうえに、就業が十分にできず経済的に困窮し、ケアを担っている人も傷病を抱えているなど、福祉の支援が必要とされる複数の生活上の問題があり、さらに、それらの問題が複雑に絡み合い、専門的な複数の分野が連携を図りながら支援していくことが求められるような状況にある生活上の課題。
福祉協力員	ひとり暮らし高齢者などへの見守り・声かけ活動、ふれあい・いきいきサロンの活動推進、福祉関係機関・団体との連携、その他地域に必要とされる福祉活動への協力などの活動を行う、住民と共に福祉のまちづくりを推進する中心的な役割を担う人で、社会福祉協議会が委嘱している。
福祉サービス事業所	福祉サービスを提供する事業所。公的な福祉サービスとは、税金や保険料により支えられているサービスで、福祉や介護のための法令(社会福祉法や障害者総合支援法、介護保険法、児童福祉法など)によって、サービスを提供する事業所などの従事者や設備、サービス運営体制などが規定されている。また、福祉サービスには、ボランティア団体や住民組織などによる地域における助け合い活動なども含まれる。

福祉的就労	企業などに就職することが困難な障がいのある人が、障がいのある人を支援する施設や事業所などにおいて生産活動を行うこと。
フレイル	虚弱。加齢とともに心身の活力（運動機能や認知機能など）が低下し、複数の慢性疾患の併存などの影響もあり、生活機能が障害され、心身の脆弱性が出現した状態であるが、一方で適切な介入や支援により、生活機能の維持向上が可能な状態像をいう。
保育所等訪問支援	児童福祉法に基づく、訪問支援員が障がいのある子ども本人が通う保育所などに訪問し、障がいのある子ども本人が障がいのある子ども以外の児童との集団生活に適応することができるよう、障がいのある子ども本人の身体及び精神の状況ならびにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うサービス。
放課後等 デイサービス	児童福祉法に基づく、学校通学中の障がいのある子どもが、放課後や夏休みなどの長期休暇中において、生活能力向上のための訓練などを継続的に提供することにより、学校教育と相まって、障がいのある子どもの自立を促進するとともに、放課後などの居場所づくりを行うサービス。
訪問介護 (ホームヘルプ)	介護保険法に基づく、要介護者で居宅において介護を受けるものについて、その者の居宅において介護福祉士、その他の者により行われる介護や日常生活上の世話をを行うサービス。
訪問看護	介護保険法に基づく、居宅要介護者について、その者の居宅において看護師などにより行われる療養上の世話または必要な診療の補助を行うサービス。
訪問リハビリテーション	介護保険法に基づく、医師の指示に基づき理学療法士や作業療法士などが利用者の居宅を訪問し、利用者の心身機能の維持回復及び日常生活の自立を助けるために理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うサービス。
ボランティア センター	ボランティア活動に関する相談窓口、活動協力・補助、活動拠点・作業場の提供、講演会・ワークショップ開催、ボランティアネットワーク拠点としての活動などを行う組織。
ま行	
民生委員	民生委員法に基づき、厚生労働大臣が委嘱し、児童福祉法に定める児童委員も兼ねている。職務は、地域住民の生活状態の把握、要援助者の自立への相談援助・助言、社会福祉事業者または社会福祉活動者との密接な連携・活動支援、福祉事務所その他の関係行政機関の業務への協力など。
や行	
有料老人ホーム	老人福祉法に基づく、老人の福祉を図るために、その心身の健康保持および生活の安定のために必要な措置として設けられている制度による施設。常時1人以上の老人が入所し、介護などサービスを提供することを目的とした施設で、老人福祉施設でないものをいう。その類型は、健康型有料老人ホーム、住宅型有料老人ホーム、介護付有料老人ホームの3類型に大きく分類される。また、その設置に当たっては都道府県知事、政令指定都市長または中核市市長への届出が必要となる。
養護老人ホーム	老人福祉法に基づく、心身・環境・経済上の理由により、家庭で養護を受けることが困難な高齢者が入所し、養護を行う施設。

要介護者	要介護状態（加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病などのため、入浴、排せつ、食事など日常生活での基本的な動作において、6か月にわたり継続して常時介護が必要と見込まれる状態）にあると認定された人のこと。介護の必要な度合いに応じて、要介護1から要介護5までに区分される。
要介護認定	介護保険制度において、被保険者が介護を要する状態であることを保険者が認定するもの。介護保険法では、日常生活において介護を必要とする状態を意味する要介護認定と、日常生活に見守りや支援を必要とする状態を意味する要支援認定の2種類の認定が規定されている。
要支援者	要支援状態（加齢に伴い生ずる心身の変化に起因する疾病などのため、入浴、排せつ、食事など日常生活での基本的な動作において、6か月にわたり継続して日常生活を営む上で支障があると見込まれる状態）にあると認定された人のこと。支援の必要な度合いに応じて、要支援1、要支援2に区分される。
要保護児童対策地域協議会	児童福祉法に基づき、虐待を受けた子どもをはじめとする要保護児童などに関する情報の交換や支援を行うために協議を行う場。
ら行	
理学療法士（P.T.）	理学療法士及び作業療法士法による国家資格を持ち、身体機能の回復を電気刺激、マッサージ、温熱その他理学的な手段で行う医療専門職。
リハビリテーション	心身に障がいのある人の人間的復権を理念として、その人もつ能力を最大限に發揮して自立を促すために行われる専門的技術。医学的、心理的、職業的、社会的な分野のリハビリテーションがある。
療育	障がいのある乳幼児や児童に対して、障がいを軽減、改善し、発達を促していくために、医療、訓練、保育、教育などを組織的に行うこと。
療育手帳	児童相談所または知的障害者更生相談所において知的障がいと判定された人に対して交付される手帳。交付により知的障がいのある人に対する一貫した指導、相談を行うとともに各種の援護措置を受けやすくなることを目的としている。障がいの程度は、A判定が重度、B判定が中度・軽度となっている。
レスパイト	休息、息抜き、小休止のこと。レスパイトサービスとは、障がいのある人などを在宅で介護している家族の休息や息抜きなどのため、一時的に介護を代替し、リフレッシュを図ってもらう家族支援サービス。施設への短期入所やホームヘルパーによる支援などがある。
老人福祉法	高齢者の福祉に関する原理を明らかにするとともに、高齢者に対し、その心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じ、もって高齢者の福祉を図ることを目的として制定された法律。

ささぐり福祉プラン

地域福祉計画・地域福祉活動計画
高齢者保健福祉計画
障がい者計画/障がい福祉計画・障がい児福祉計画

発行年月：令和3年3月

篠栗町役場 福祉課

〒811-2492 福岡県糟屋郡篠栗町中央一丁目1番1号
電話番号：092-947-1111（代）

社会福祉法人 篠栗町社会福祉協議会

〒811-2417 福岡県糟屋郡篠栗町中央1丁目9番2号
電話番号：092-947-7581／Fax：092-947-6021